

藍住町地域防災計画

令和5年4月
藍住町防災会議

目次

共通対策編	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 用語.....	1
第3節 藍住町の概況.....	1
第4節 計画の構成.....	7
第5節 計画策定に当たっての基本方針.....	7
第6節 藍住町防災会議.....	8
第7節 計画の修正.....	8
第8節 計画の周知徹底.....	8
第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第2章 災害予防	15
第1節 防災知識の普及・啓発.....	15
第2節 防災訓練.....	20
第3節 緊急輸送体制の整備.....	23
第4節 自助・共助の推進.....	25
第5節 消防団を中核とした地域の防災体制.....	30
第6節 ボランティア受入体制の整備.....	31
第7節 企業防災の促進.....	33
第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実.....	34
第9節 帰宅困難者等対策.....	42
第10節 広域応援・受援体制の整備.....	43
第11節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供.....	46
第12節 防災拠点施設等の整備.....	48
第13節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備.....	49
第14節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進.....	52

第15節	大規模停電・通信障害への備え	54
第16節	事前復興の取組	55
第3章	災害応急対策	56
第1節	災害応急対策の流れ	56
第2節	活動体制	59
第3節	情報通信	70
第4節	災害情報の収集・伝達	80
第1款	被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達	80
第2款	災害情報の処理	83
第3款	被害状況等の報告	84
第5節	災害広報	87
第6節	自衛隊災害派遣要請	89
第7節	防災関係機関応援要請	95
第8節	災害救助法の適用	101
第9節	避難対策の実施	104
第10節	避難所外避難者の支援対策	115
第11節	交通確保対策	116
第12節	緊急輸送対策	121
第13節	消防防災ヘリコプターの活用	123
第14節	消火活動等の実施	125
第1款	消火活動	125
第2款	水防活動	127
第3款	危険物施設の安全確保	127
第4款	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	128
第15節	救出・救助対策	130
第16節	医療救護活動	132
第17節	飲料水・食料及び物資の供給	137
第1款	応急給水	137

第2款	食料供給	139
第3款	生活必需品等の供給	141
第4款	LPガスの供給等	143
第5款	物資の調達・供給	143
第18節	保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施	145
第1款	保健衛生活動	145
第2款	防疫	146
第3款	家畜防疫	148
第4款	入浴施設の確保	148
第5款	遺体の搜索及び火葬等	149
第19節	要配慮者支援対策の実施	152
第20節	動物救済対策	155
第21節	廃棄物の処理	156
第22節	住宅の確保	160
第1款	応急仮設住宅の供与	160
第2款	住宅の応急修理	162
第3款	被災者向け住宅の確保	162
第23節	障害物の除去	164
第24節	ボランティア活動の支援	166
第25節	義援金・義援物資の受入れ・配分	168
第26節	公共土木施設等の応急対策	170
第1款	公共土木施設	171
第2款	鉄道施設	172
第3款	電力施設	173
第4款	LPガス供給施設	175
第5款	水道施設	175
第6款	下水道施設	177
第7款	通信設備	178

第 8 款 危険物施設.....	180
第 9 款 農業用施設.....	182
第 2 7 節 教育対策.....	183
第 4 章 災害復旧・復興.....	189
第 1 節 復旧・復興の基本方針.....	189
第 2 節 公共施設災害復旧事業計画.....	190
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	191
第 4 節 被災者の生活再建等の支援.....	193
第 5 節 計画的復興.....	198
地震・津波災害対策編	202
第 1 章 総 則.....	202
第 1 節 計画の性格.....	202
第 2 節 地震被害想定.....	202
第 2 章 災害予防.....	220
第 1 節 建築物等の耐震化.....	220
第 2 節 都市防災機能の強化.....	223
第 3 節 地盤災害予防対策.....	224
第 1 款 地盤災害危険度調査.....	224
第 2 款 液状化対策.....	224
第 4 節 津波災害予防対策.....	225
第 5 節 水道施設の整備.....	228
第 6 節 危険物等の災害予防対策.....	229
第 7 節 避難対策の充実.....	231
第 8 節 火災予防対策.....	236
第 9 節 自治体業務継続計画（BCP）.....	239
第 10 節 地震災害対策に関する調査研究.....	240
第 3 章 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	241
第 1 節 総 則.....	241

第2節	関係者との連携協力の確保	242
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	243
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	244
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	251
第6節	防災訓練計画	252
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	253

風水害対策編 255

第1章	災害予防	255
第1節	水害予防対策	255
第2節	風害予防対策	262
第3節	高潮・浸水等予防対策	263
第4節	建築物災害予防対策	265
第5節	雪害予防対策	266
第6節	気象業務の整備	267
第2章	災害応急対策	279
第1節	豪雨災害への対応	279
第2節	水防活動の実施	279
第3節	土地改良区等における災害応急対策	279

大規模事故等災害対策編 280

第1章	航空災害対策	280
第1節	災害予防	280
第2節	災害応急対策	281
第2章	鉄道災害対策	283
第1節	災害予防	283
第2節	災害応急対策	284
第3章	道路災害対策	287
第1節	災害予防	287

第2節 災害応急対策.....	289
第3節 災害復旧.....	291
第4章 危険物等災害対策.....	292
第1節 災害予防.....	292
第2節 災害応急対策.....	296
第3節 災害復旧.....	298
第5章 大規模な火事災害対策.....	299
第1節 災害予防.....	299
第2節 災害応急対策.....	301
第3節 災害復旧・復興.....	303
第6章 原子力災害対策.....	304
第1節 総 則.....	304
第2節 事前対策.....	305
第3節 緊急事態応急対策.....	307
第4節 中長期対策.....	308

共通対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、藍住町防災会議が作成する計画であり、藍住町（以下「本町」という。）の地域における災害に係る町の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限に止めることを目的とする。

第2節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

法	災害対策基本法
本計画	藍住町地域防災計画
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
指定緊急避難場所	災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する町が指定した場所
指定避難所	避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための町が指定した施設
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第3節 藍住町の概況

第1 自然環境の特性

1 地勢

本町は、徳島県の中央を流れる吉野川下流の北岸にあり、吉野川と旧吉野川に囲まれ、板野郡のほぼ中央部にある。徳島県の二大都市である徳島市と鳴門市に接しており、山は全くなく、吉野川によって形成されたデルタ地帯である。平均海拔 5.17m、面積 16.27 km²の地味肥沃な平坦地である。

山がないため、土石流及び地すべり等の危険区域はないが、吉野川及び旧吉野川に囲まれた地形のため指定水防管理団体に指定されており、水防面における十分な対策を講じる必要がある。

【主たる河川】

河川名	流路延長 (km)	備考
吉野川	194.0	幹川流路延長
旧吉野川	24.8	
正法寺川	5.2	
前川	1.4	

2 地 質

西南日本内帯に属する吉野川左岸流域は、大部分が阿讃山脈であり、和泉層群で形づくられている。和泉層群は花崗岩類の上にいくつかの岩層が堆積し、不整合に被っている。また、和泉層群は基底から上部まで単調に南に傾いた構造であるが西半部では向斜軸が見られ西端部は船底型の向斜ドームをつくっている。

さらに、吉野川によって形成されたデルタ地帯であるため、地震時には液状化による被害の発生が懸念される。

3 活断層

西南日本外帯山地を構成する変成岩・古生層・中生層・古第三紀層には、ほぼ中央構造線に併走する断層が多いが、活断層に関しては、東北日本外帯と共に日本の陸上で最も発達の良い地帯をなす。また、断層の特性は、密度が小さく、長さは短く、活動度は、0.01m～0.1m/1,000年であり、断層型は逆断層と横ずれ断層が混在している。

四国山地では、古い断層に由来するリニアメントは極めて多いが、活断層は少ない。四国東部の御荷鉾構造線沿いにいくつかの右ずれ断層があるが、活動度は小さい。

中央構造線地帯は、特に四国の中央部で活動度が高く、右ずれの平均変位速度が5～10m/1,000年に達する。上下変位は、和泉山脈南麓から讃岐山脈南麓までは北側隆起であるが、以西は南側隆起となり、大地形に調和的である。

4 気 象

	平均気温	日最高 気温	日最低 気温	平均風速	日照時間 (合計)	降水量 (合計)	積雪の深さ (合計)
単位	℃	℃	℃	m/s	H	mm	cm
1月	6.3	10.0	2.9	3.4	168.3	41.9	1
2月	6.8	10.8	3.1	3.4	152.5	53.0	1
3月	9.9	14.3	5.8	3.3	179.8	87.8	0
4月	15.0	19.6	10.6	3.3	197.9	104.3	---
5月	19.6	24.0	15.6	3.2	205.7	146.6	---
6月	23.0	26.8	19.8	2.8	151.9	192.6	---
7月	26.8	30.6	23.9	3.0	192.0	177.0	---
8月	28.1	32.3	24.9	3.1	230.6	193.0	---
9月	24.8	28.5	21.6	3.1	162.0	271.2	---
10月	19.3	23.1	15.9	2.9	163.6	199.5	---
11月	13.8	17.7	10.1	2.9	150.4	89.2	---
12月	8.7	12.5	5.2	3.2	160.1	63.9	0

(注) ---は、該当現象、又は該当現象による量等がないことを示す。

出典：気象庁ホームページ「平年値（年・月ごとの値）」（地点：徳島、統計期間：1991～2020）

(<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

第2 社会環境の特性

1 人 口

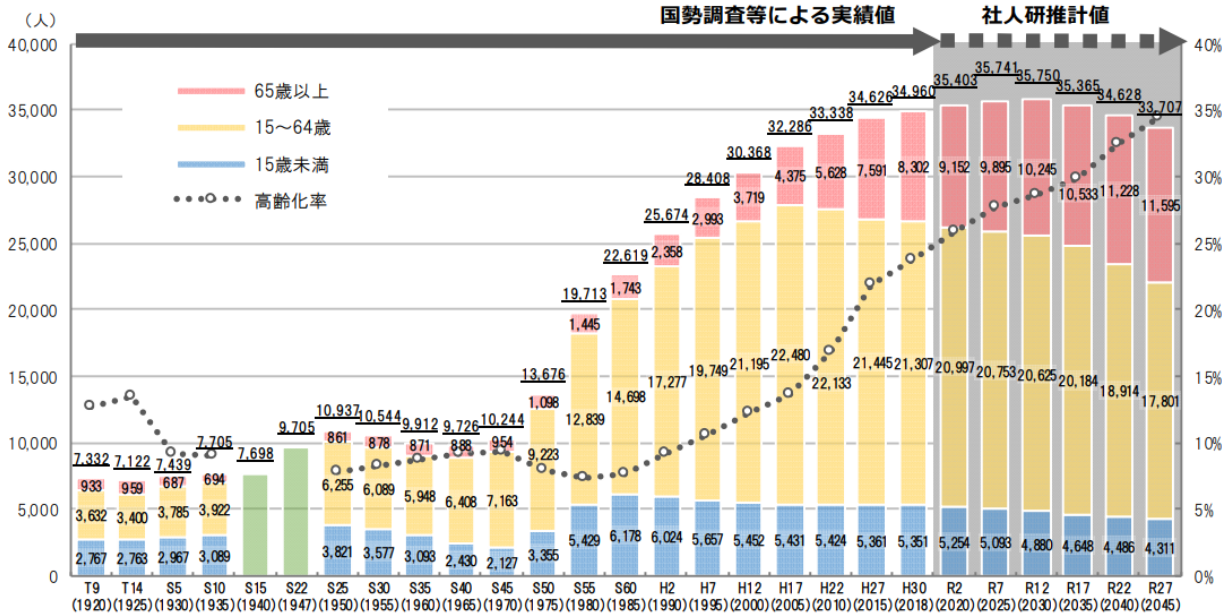
本町の人口推移は、昭和45年以降増加の一途をたどっているが、近年はやや頭打ちとなっている。人口増加の背景には、徳島市、鳴門市に隣接し、通勤・通学が可能であったことや、都市計画区域内でありながら線引きをしていなかったことが大きな要因としてあげられる。

しかし、令和3年の人口は約35,500人（住民基本台帳（10月1日現在））であり、今後、大きな増

加は見込めないと考えられる。

また、65歳以上の人口比率は、全国的な少子高齢化や平均寿命の伸びに伴い、平成12年の12.2%から令和3年には約25.3%へと増加しており、今後も高齢化が進行すると考えられる。

総人口（年齢3区分人口）の推移



資料：平成27年まで国勢調査、平成30年は住民基本台帳、2020～2045年は「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

出典：藍住町「藍住町人口ビジョン2020（令和2年3月）」

2 土地利用

本町の土地利用を地目別に見ると、総面積1,627haのうち、宅地が536haで全体の33%を占め、次いで田が355haで22%、畑が234haで14%となっている（令和2年：度固定資産の価格等の概要調書）。

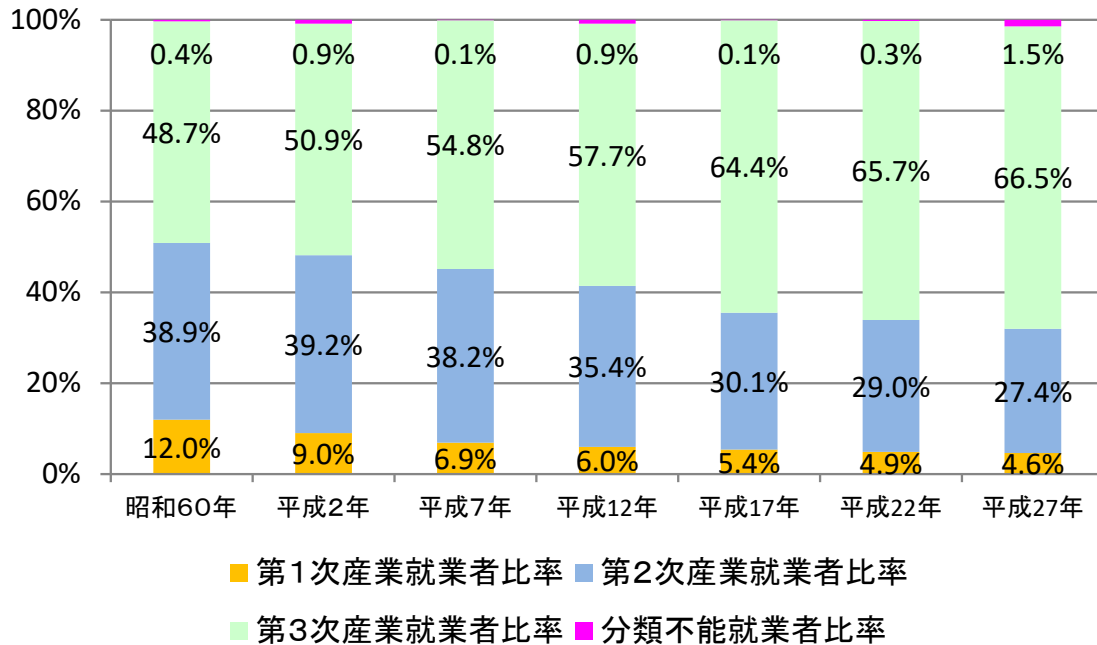
本町は全域が「農業振興地域」に指定されているが、指定から除外されると農地から宅地への転用が可能となり、人口の増加とともに、急速に宅地化が進んできた。

また、本町は全域が都市計画区域内であるが、用途地域の指定がされていないため、全町的に無秩序なスプロールを招き、都市施設の整備が十分なされないまま市街地の形成が進んでいる。

3 産業

本町の各産業の就業比率は平成27年国勢調査において、第1次産業が4.6%、第2次産業が27.4%、第3次産業が66.5%であった。第1次産業が減少し、第3次産業が増え続けていることから、就業構造にも都市化の波が押し寄せていることがうかがえる。

本町における各産業の就業比率の推移は下表のとおりである。



出典：国勢調査

4 交通

本町には、広域間の高速移動を受け持つ自動車専用道路として四国縦貫自動車道（徳島自動車道）が町南部を東西に横断しており、藍住 IC が設けられている。

また、隣接都市との円滑な連携やネットワークを図る地域幹線道路として、東西に主要地方道松茂吉野線、主要地方道徳島環状線が横断しており、徳島市、北島町、板野町に結ばれている。南北には地方主要道徳島・引田線が縦断しており、徳島市への重要な連絡道路となっている。その他の幹線道路として、主要地方道徳島北灘線、一般県道檜藍住線がある。

公共交通機関としては、本町と北島町の境界近くに JR 高徳本線の勝瑞駅があるほか、路線バスが運行しているものの、いずれも運行本数は少ない。

第3 災害の歴史

昭和9年以降、徳島県に影響を及ぼし被害のあった災害は、次のとおりである。

災害区分	区分 災害の原因(注1)	発生年月日	徳島地方気象台における観測値(注2)				日最大降水量(注2)		最多総降水量(注2)		
			最低気圧 (hPa)	最大風速		最大瞬間風速		地点名	(mm)	地点名	(mm)
				風向	(m/s)	風向	(m/s)				
風	室戸台風	S9.9.18~21	942.1	SE	36.7	SE	44.0	桜谷	371.1	桜谷	413.7
	枕崎台風	S20.9.16~19	977.4	SSE	29.3	SSE	35.6	一字	348.0	川井	387.3
	デラ台風 4902号	S24.6.18~21	994.2	S	22.6	S	31.8	椿泊	300.2	椿泊	654.6
	ジェーン台風 5028号	S25.9.1~3	969.3	NNW	29.2	NNW	36.7	福原	382.0	福原	601.5
	キジヤ台風 5029号	S25.9.12~15	999.9	SE	24.7	SE	31.9	木頭	395.7	木頭	823.2
	ルース台風 5115号	S26.10.13~15	977.7	SE	27.9	SE	39.3	福原	328.0	鬼籠野	332.0
	5313号 台風	S28.9.23~25	983.1	NW	22.5	NW	31.2	下分上山	290.0	鬼籠野	693.0
	5412号 台風	S29.9.12~14	985.1	SE	32.2	SE	44.5	木頭	360.0	菅生	739.0
	洞爺丸台風 5415号	S29.9.25~26	982.1	SE	30.2	SE	39.7	福原	380.5	福原	401.5
	南海丸遭難(低気圧)	S33.1.26	1,007.6	WNW	13.2	WNW	17.7	徳島	9.3	徳島	9.3
	伊勢湾台風 6915号	S34.9.23~26	966.7	N	26.4	N	36.3	下分上山	343.9	下分上山	449.8
	第2室戸台風 6118号	S36.9.14~16	934.9	SE	27.5	SE	38.0	木頭	660.5	木頭	1,160.0
	低気圧 集中豪雨	S36.10.26~27	994.6	SE	20.2	SE	28.5	福原旭	593.0	福原旭	623.0
	6420号 台風	S39.9.24~25	977.2	SSE	29.8	SSE	49.5	剣山	461.5	剣山	473.5
	6523号 台風	S40.9.8~10	952.5	SE	35.8	SSE	≥67.0	剣山	383.5	剣山	458.0
	6524号 台風	S40.9.13~17	985.3	WNW	16.7	WNW	27.4	木頭	526.5	木頭	1,346.0
	昭和42年7月豪雨	S42.7.8~9	1,002.3	WNW	8.3	WNW	12.5	木頭	337.0	祖谷一字	497.0
	発達した低気圧による大雪	S43.2.14~16	1,000.5	WNW	14.3	WNW	20.7	最深積雪	池田55cm	岩倉	99.0
									徳島19cm	徳島	74.5
	7009号 台風	S45.8.13~15	997.3	SSE	20.0	SSE	31	小見野々	610.0	小見野々	694.0
	7010号 台風	S45.8.20~21	996.2	SSE	24.5	SE	42	日早	438.0	日早	713.0
	7123号 台風	S46.8.29~31	981.4	SE	21.3	SE	33.0	福原旭	532.0	日早	727.0
	秋雨前線(熱低)	S47.9.6~9	1,005.6	SE	10.0	S	15.6	坂州(県企業)	582.0	坂州	1,038.0
	7408号 台風と前線	S47.7.6~7	1,004.8	SE	16.2	SE	26	小見野々	953.0	小見野々	1,065.0
	7418号 台風と前線	S49.9.8~9	1,002.7	W	13.3	W	21.6	福原旭	443.0	福原旭	445.0
	7505号 台風	S50.8.17	998.5	SE	16.2	SE	27	福原旭	390.0	福原旭	834.0
	7506号 台風	S50.8.21~23	971.1	E	18.6	E	34.7	剣山	678.0	福原旭	813.0
	7617号 台風	S51.9.8~13	997.0	SSE	18.7	SSE	31.0	日早	1,114.0	日早	2,781.0
	集中豪雨(前線)	S51.10.18						牟岐	414.0	牟岐	414.0
	7916号 台風と前線	S54.9.24~30	961.1	E	23.0	E	41.2	福原旭	401.0	福原旭	509.0
	7920号 台風	S54.10.18~19	973.8	ESE	16.7	SSE	29.5	福原旭	264.0	福原旭	457.0
	8013号 台風	S55.9.10~11	989.1	SSE	18.8	SSE	36.5	旭丸	361.0	日早	671.0
	8219号 台風	S57.9.23~25	994.0	SSE	21.0	SSE	39.4	日早	259.0	日早	476.0
	8310号 台風	S58.9.25~28	991.1	S	10.0	S	18.3	名頃(四電)	250.0	木屋平(建)	530.0
	8719号 台風	S62.10.16~17	974.9	SSE	20.6	SE	36.7	旭丸	428.0	旭丸	484.0
	8917号 台風	H1.8.26~27	978.0	ESE	15.3	ENE	28.9	旭丸	338.0	旭丸	426.0
	9019号 台風	H2.9.16~20	978.8	N	14.2	N	31.6	福原旭	479.0	福原旭	960.0
	9021号 台風	H2.10.4~8	993.0	NE	10.1	N	19.3	穴喰	232.0	穴喰	339.0
	9119号 台風	H3.9.26~28	989.0	SSE	21.2	SSE	39.7	木頭	292.0	木頭	406.0
	9305号 台風	H5.7.26~28	1,006.5	SSE	13.2	SSE	23.0	旭丸	379.0	旭丸	801.0
	9306号 台風	H5.7.29~30	1,002.9	SSE	14.0	SSE	23.0	京上	159.0	旭丸	165.0
	9307号 台風	H5.8.8~10	995.2	SSE	18.8	SSE	34.9	福原旭	365.0	木頭	595.0
	9426号 台風	H6.9.28~30	983.3	WNW	11.9	WNW	23.4	旭丸	338.0	旭丸	435.0
	9612号 台風	H8.8.13~15	985.8	S	19.4	SSE	40.7	旭丸	262.0	福原旭	472.0
	9719号 台風	H9.9.14~17	996.5	SE	16.7	SSE	34.2	木頭	463.0	福原旭	563.0
	日本海低気圧と前線	H10.5.16~17	1,012.0	ESE	8.3	SE	14.6	太竜寺山	372.0	太竜寺山	374.0
	0410号 台風	H16.7.30~8.2	999.3	SE	15.0	SE	28.1	旭丸	588.0	旭丸	1,243.0
	0416号 台風	H16.8.28~31	981.9	SSE	27.6	S	54.1	旭丸	411.0	旭丸	485.0
	0418号 台風	H16.9.4~7	989.1	SSE	23.2	SE	45.4	木頭	275.0	木頭	542.0
	0423号 台風	H16.10.18~20	969.4	SE	16.9	SSE	36.1	福原旭	470.0	福原旭	550.0
0514号 台風	H17.9.4~7	990.5	SSE	22.4	SSE	41.8	木頭	414.0	旭丸	794.0	
0704号 台風	H19.7.12~15	978.6	SE	15.9	SE	29.2	木頭	531.0	木頭	627.0	
梅雨前線	H20.6.26~29	1,001.3	SE	8.8	SE	14.1	日和佐	267.0	穴喰	283.0	
0909号 台風	H21.8.9~10	1,003.5	E	6.0	SE	12.9	木頭	461.0	木頭	770.5	
1106号 台風	H23.7.18~21	978.1	ESE	16.7	ESE	27.8	福原旭	641.5	福原旭	815.0	
1112号 台風	H23.9.1~4	985.4	ESE	16.3	SE	28.6	福原旭	532.5	福原旭	909.5	
1115号 台風	H23.9.19~21	988.6	WNW	12.9	WNW	23.2	徳島	429.5	徳島	598.5	
1412号 台風	H26.8.1~6	1,006.4	SSE	7.6	SSE	12.2	蒲生田	490.0	京上	705.0	
1411号 台風	H26.8.8~10	973.1	SSE	21.2	SE	33.2	福原旭	366.5	福原旭	815.0	
平成26年12月大雪	H26.12.5~6	1,012.7	W	8.9	WNW	16.4	<最深積雪>	-	池田	74.5	
1511号 台風	H27.7.16~17	984.3	SSE	18.1	ESE	32.0	福原旭	425.0	福原旭	512.5	
1616号 台風及び前線	H28.9.17~20	993.4	NNW	13.3	NNW	24.3	徳島	250.5	日和佐	387.0	
1721号 台風及び前線	H29.10.20~23	986.4	WNW	10.5	NW	20.0	福原旭	317.0	福原旭	486.5	
1807号 台風及び前線等	H30.6.28~7.8	999.7	SSE	14.9	SSE	24.4	京上	326.0	木頭	1,365.5	
地震等	昭和南海地震	S21.12.21	震度 徳島5 津波の最高潮位 牟岐5.0m								
	チリ地震 津波	S35.5.24 (注4)	津波の最大振幅 4.0m(浅川) 最高潮位は当時の予想潮位より+1.3m								
	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	H7.1.17	震度 徳島4								
	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	H23.3.11	津波の最大波 115cm(徳島由岐)								
徳島県南部地震	H27.2.6	震度 牟岐町5強、海陽町5弱									

災害区分	区分 災害の原因 (注1)	人的被害(人)(注3)		住家の被害(棟)(注3)			総被害額 (億円)	災害救助法適用市町村	
		死者 (不明)	負傷者	全壊 (燃) 流失	半壊 (燃)	床上浸水			
風	室戸台風	39	345	988	1,268	6,168			
	枕崎台風	47	18	1,166	1,417	1,536			
	デラ台風 4902号	10		39	21	710	13.7		
	ジェーン台風 5028号	38	282	536	2,138	7,626	85.8		
	キジャ台風 5029号	5	24	42	168	8,434(上下)	28.6		
	ルース台風 5115号	10	85	353	1,390	468	25.5		
	5313号 台風	1	6	31	60	1,924	44.8		
	5412号 台風	10	8	186	263	2,059	45		
	洞爺丸台風 5415号	3	116	251	370	121	9.7		
	南海丸遭難(低気圧)	167							
	伊勢湾台風 6915号	5	24	26	37	438	28.7		
	第2室戸台風 6118号	11	253	622	1,777	25,313	122.5		
	低気圧 集中豪雨	4	2	3	5	1,422	89.7		
	6420号 台風	5	14	31	76	15	18.3		
	6523号 台風	23号・24号合算の被害							徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 那賀川町 松茂町
	6524号 台風	15	73	276	586	3,538	163.7	徳島市 小松島市 阿南市 牟岐町 日和佐町 海部町	
	昭和42年7月豪雨	3		6	8	5	9.1		
	発達した低気圧による大雪						106.5		
	7009号 台風		6	1	1	105	22.7		
	7010号 台風	8	6	21	45	406	56.4	脇町 穴吹町	
	7123号 台風	2	6			230	42.3	鷺敷町	
	秋雨前線(熱低)	1		2	2	894	11.8	徳島市 鳴門市	
	7408号 台風と前線		1	11	19	704	93.5	徳島市 小松島市	
	7418号 台風と前線		1	16	12	708	47.9		
	7505号 台風	1					24.7		
	7506号 台風	16	23	115	122	1,482	277.2	石井町 神山町 市場町 鴨島町 川島町 美郷村 貞光町 一宇村 穴吹町 木屋平村	
	7617号 台風	10	9	187	103	3,777	463.1	徳島市 鳴門市 石井町 上坂町 吉野町 鴨島町 一宇村 穴吹町 木屋平村	
	集中豪雨(前線)			1		353	14.2	牟岐町	
	7916号 台風と前線	2	9	7	15	991	195.4	鳴門市	
	7920号 台風	1	3				50.5		
	8013号 台風	1	1		1	25			
	8219号 台風					66	27.1		
	8310号 台風	1	7	15	8	46			
	8719号 台風		1	2	2	194			
	8917号 台風	1	1			5			
	9019号 台風	1	1	1	2	60			
	9021号 台風	3	1			121			
	9119号 台風		2	1	98	2			
	9305号 台風	5号・6号合算の被害							
	9306号 台風	3		1	2	25	109.2		
	9307号 台風		1	1	3	123			
	9426号 台風	1			1	1	52		
	9612号 台風	1	2				11.4		
	9719号 台風	1	1			9			
	日本海低気圧と前線	1		1	1	193	56.5		
	0410号 台風	2	2	9	16	5		上那賀町 木沢村	
	0416号 台風		15	3	6	65			
0418号 台風		6	1	4	6				
0423号 台風	3	1	5	234	1,589		徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市		
0514号 台風	1	4			32	95.6			
0704号 台風	1					24			
梅雨前線		2	1		13	2.9			
0909号 台風	3	1	3		153	18.3			
1106号 台風		2			3	34.7			
1112号 台風	3	1		1	37	42.3			
1115号 台風		2	1		155	36.2			
1412号 台風	1			1	261	88			
1411号 台風		1	6	159	299		那賀町		
平成26年12月大雪	2					1.6	三好市、つるぎ町、東みよし町		
1511号 台風		2		4	54	39.4			
1616号 台風及び前線		2			97	16			
1721号 台風及び前線		1			1	14.9			
1807号 台風及び前線等			3	4	3	57			
地震等	昭和南海地震	202	258	1,015	914	2,362			
	チリ地震 津波					1,055	10.1		
	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)		21	4	84		8		
	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)					2	5.3		
	徳島県南部地震								

- (注1) 台風番号は、はじめの2字は西暦年数、後の2字はその年の番号である。例えば7123号は1971年の第23号であることを示している。
- (注2) 気象資料は、観測原簿による。
- (注3) 人、住家被害は徳島県自然災害誌（徳島県）による。
- (注4) 地震の発生は、S35.5.23

出典：「徳島県地域防災計画 資料編」

第4節 計画の構成

本計画は、町の気象、地勢その他地域の特性によって起こり得る危険を想定するとともに、町内において過去に発生した災害の状況及びこれらに対してとられた応急対策並びに近年の社会経済情勢の変化等を勘案し、初動及び情報収集の体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、避難所運営、広域救援及びボランティアの受入体制並びに公共施設やライフライン等の整備等、災害に強いまちづくり等の新たな視点を踏まえ、今後予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

1 共通対策編

各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興

2 地震・津波災害対策編

南海トラフ地震（遠地津波を含む。）による災害対策、直下型地震による災害対策及び南海トラフ地震防災対策推進計画

3 風水害対策編

風水害による災害対策

4 大規模事故等災害対策編

航空事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、原子力事故による災害対策

5 資料編

各編に付属する各種資料

第5節 計画策定に当たっての基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震津波災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や、地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものである。防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模地震時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

第6節 藍住町防災会議

1 設置及び所掌事務

- (1) 災害対策基本法第16条の規定に基づき、藍住町防災会議を設置し、その所掌事務を定める。
- (2) 所掌事務は次のとおりである。
 - ア 藍住町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
 - イ 藍住町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 組織及び運営

藍住町防災会議の組織及び運営に関しては、藍住町防災会議条例の定めるところによる。
(藍住町防災会議条例、藍住町防災会議運営規程…別添資料編として整理)

第7節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、修正するものとする。

第8節 計画の周知徹底

本計画は、町の職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるものとする。

また、町は、本計画の趣旨等について広く住民への周知を図るものとする。

第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 実施責任と対策の体系化

1 町

町は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から保護する防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びに町内の公共的団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に実施されるようにその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備に努め、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関して自ら次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助法（昭和22年法律第108号）発令後は知事の補助機関として災害救助に当たるものである。

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 藍住町防災会議に関する事務
(2) 防災組織の整備
(3) 防災訓練の実施
(4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
(5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(6) 町内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 住民等に対する災害広報
(8) 警報の伝達及び避難の指示
(9) 消防・水防その他の応急措置
(10) 被災者の救難、救助、その他の保護
(11) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
(12) 食料、医薬品、その他の物資の確保
(13) 施設及び設備の応急の復旧
(14) 清掃、防疫その他の保健衛生
(15) 緊急輸送等の確保
(16) 災害復旧の実施
(17) 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
(18) 地区防災計画に関する事項
(19) ボランティアに関する事項
(20) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 県

県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関して自ら次のことを実施するとともに、県内市町村に対して必要な指示勧告を行う。

事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
(1)	徳島県防災会議に関する事務
(2)	防災組織の整備
(3)	市町村等各機関との防災に関する連絡調整
(4)	防災訓練の実施
(5)	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
(6)	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(7)	県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
(8)	住民等に対する災害広報
(9)	消防、水防その他の応急措置
(10)	被災者の救難、救助、その他の保護
(11)	警報の伝達及び避難の指示
(12)	災害を受けた児童・生徒の応急の教育
(13)	食料、医薬品、その他の物資の確保
(14)	施設及び設備の応急の復旧
(15)	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(16)	犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
(17)	緊急輸送等の確保
(18)	公共的団体及び住民防災組織の育成指導
(19)	ボランティアに関する事項
(20)	災害復旧の実施
(21)	その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

3 主な指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四国総合通信局	① 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理 ③ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 ④ 災害時における通信機器、移動電源車等の貸出し ⑤ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局徳島財務事務所	① 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会 ② 地方公共団体に対する災害融資 ③ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け ④ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
徳島労働局	<ul style="list-style-type: none"> ① 工場、事業場における労働災害の防止 ② 被災者に対する早期再就職のあっせん等 ③ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地防災事業等による農地、農業用施設等の防護 ② 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 ③ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 ④ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 ⑤ 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 ⑥ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導 ⑦ 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ① 河川、道路等の防災対策及び災害復旧対策の実施 ② 海上の流出油等に対する防除措置 ③ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
	<ul style="list-style-type: none"> ① 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理 ② 水防のための洪水予報（吉野川）、氾濫警戒情報（旧吉野川・今切川）並びに水防警報（吉野川・旧吉野川）及び情報の伝達 ③ 被災河川管理施設の復旧（直轄区間） ④ 四国横断自動車道（阿南～徳島沖洲）の整備と維持管理 ⑤ 四国横断自動車道（阿南～徳島沖洲）の災害復旧 ⑥ 国道（11、28、32、55、192号）の直轄区間の整備と維持管理 ⑦ 国道（11、28、32、55、192号）の直轄区間の災害復旧
四国運輸局徳島運輸支局 （応神町庁舎）	<ul style="list-style-type: none"> ① 陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整 ② 陸上における緊急輸送の確保 ③ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
国土地理院四国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 ② 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 ③ 地理情報システム活用の支援・協力 ④ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点等の復旧測量、地図の修正測量の実施 ⑤ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書への技術的助言 ⑥ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
徳島地方気象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中国四国地方環境事務所	① 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集・伝達 ③ 家庭動物の保護等に係る支援

4 主な指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社四国支社	郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策を実施する。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
日本赤十字社徳島県支部	① 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 ② 災害救助の協力奉仕団の連絡調整 ③ 義援金品の募集配分 ④ ボランティア活動体制の整備
日本放送協会徳島放送局	① 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 ② 社会事業団体等による義援金品の募集協力
西日本高速道路株式会社 四国支社徳島高速道路事務所	① 徳島自動車道（鳴門JCT～井川池田IC）の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧 ② 高松自動車道（鳴門IC～引田IC）の整備、防災管理、維持管理及び災害復旧
独立行政法人水資源機構 （吉野川本部）	① 所管ダム施設の操作と防災管理 ② 旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び鍋川閘門施設の操作と防災管理 ③ 緊急事態における情報の提供 ④ 被災公共土木施設（特定施設）の復旧
四国旅客鉄道株式会社	① 鉄道施設の保全 ② 救助物資及び避難者の輸送の協力 ③ 災害時における旅客の安全確保

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本電信電話株式会社徳島支店 株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店	① 電気通信施設の整備 ② 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社徳島支店 四国福山通運株式会社徳島支店 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社徳島主管支店 四国西濃運輸株式会社徳島支店	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社	① 電力施設等の防火管理 ② 電力供給 ③ 被害施設の応急対策及び災害復旧
KDDI 株式会社四国総支社	① 電気通信施設の整備 ② 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
ソフトバンクモバイル株式会社	① 電気通信施設の整備 ② 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	災害時における物資の調達・供給確保

5 主な指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四国放送株式会社 一般社団法人徳島新聞社 株式会社エフエム徳島	① 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及 ② 社会事業団等による義援金品の募集協力
一般社団法人徳島県バス協会	① バスによる避難者の輸送の協力 ② バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送
一般社団法人徳島県トラック協会 徳島通運株式会社	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
土地改良区（富吉、中島用水、川口、井隈、藍園）	① 農業用施設の整備及び管理 ② 湛水の防排除施設の整備及び活動
一般社団法人徳島県医師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
一般社団法人徳島県歯科医師会	① 災害時における歯科医療救護の実施 ② 避難所等における被災者の災害歯科保健医療 ③ 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
一般社団法人徳島県エルピーガス協会	LP ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	① ボランティア活動体制の整備 ② 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人徳島県看護協会	① 災害時における医療救護の実施 ② 避難所における避難者の健康対策
一般社団法人徳島県日本助産師会	① 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施 ② 避難所における避難者の健康対策
一般社団法人徳島県建設業協会	① 災害時における公共施設への応急対策業務への協力 ② 災害時における道路啓開の実施等

6 町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
板野郡農業協同組合 吉野川第一漁業協同組合	① 農林水産関係の被害調査及び対策の指導 ② 被災農業者に対する融資のあっせんの協力
藍住町商工会	① 商工業関係の被害調査及び対策の指導 ② 被災商工業者に対する融資のあっせんの協力
藍住町防犯推進委員協議会	情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
各自主防災組織	自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応援措置
消防団	① 平常時の防災訓練等の実施 ② 災害の予防、警戒及び防衛等消防活動
防災団	① 防災活動 ② 救助活動
板野郡医師会 板野郡歯科医師会 板野郡薬剤師会	① 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施 ② 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
藍住町社会福祉協議会	① ボランティア活動体制の整備 ② 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け
その他社会文化事業団	被災者の救助等災害応急対策の協力

7 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第14旅団 自衛隊徳島地方協力本部	① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 ② 県・町が実施する防災訓練への協力 ③ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） ④ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与
海上自衛隊徳島教育航空群 海上自衛隊第24航空隊	① 情報収集 ② 主として航空機による人命救助 ③ 救援物資の空輸 ④ その他災害対策

第2章 災害予防

第1節 防災知識の普及・啓発

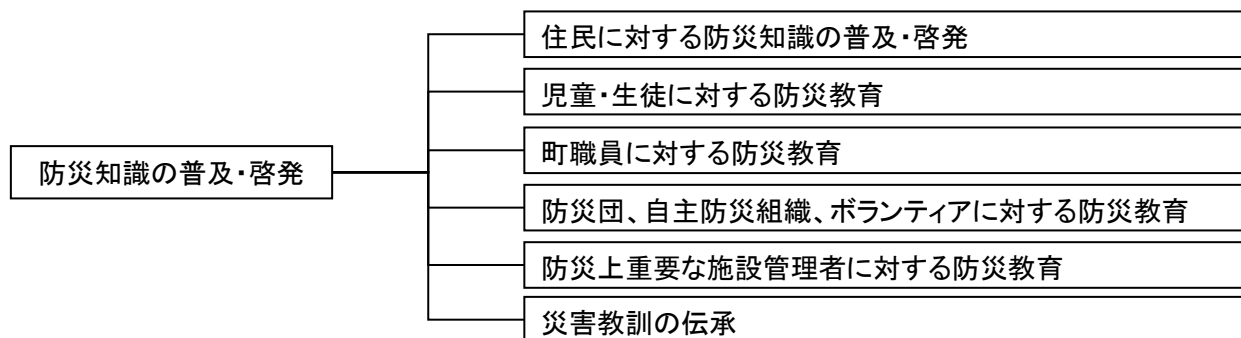
第1 方針

災害による被害を最小限に止めるためには、行政の的確な対応はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を地域の人々が協力し合って助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「県や町などが行う防災活動（公助）」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働の下に行う住民をあげての取組が重要であり、町は、住民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図る。また、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、住民防災運動を強力に推進するに当たっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。



第2 内容

1 住民に対する防災知識の普及・啓発

町は、住民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、被害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、防災マップ及び広報パンフレット等を適宜作成・配布するとともに、防災展の開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れるなど、住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時に

は住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日等、機会あるごとに、次により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及・啓発の内容

ア 災害の知識

- (ア) 簡単な気象知識
- (イ) 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- (ウ) 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- (エ) 災害危険箇所
- (オ) 過去の主な被害事例
- (カ) 県、町等の災害対策の現状（行政の対応には限界があること。）
- (キ) 災害時における応急措置並びに心得
- (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 津波浸水想定区域
- (コ) 洪水浸水想定区域
- (サ) 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (シ) 南海トラフ地震に関する事項
 - a 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - b 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - c 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - d 正確な情報の入手方法
 - e 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - f 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - g 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - h 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - i 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (ス) 「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方

イ 平常時の心得

- (ア) 家族と避難先や連絡先の相談
- (イ) 防災訓練への参加
- (ウ) 自主防災組織への加入
- (エ) 平素住民が実施し得る応急手当、3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- (オ) 消火用具の準備
- (カ) 建物の補強、家具類の転倒・落下の防止

- (キ) ブロック塀等の点検補修
- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- ウ 災害時の心得
 - (ア) まずわが身の安全の確保
 - (イ) すばやく火の始末
 - (ウ) 非常脱出口の確保
 - (エ) 火の始末（電気、ガスの元栓を閉鎖）
 - (オ) 火が出たらまず消火
 - (カ) 避難するときの注意点
 - a あわてて屋外に飛び出さないこと。
 - b 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
 - c 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
 - d みんなが協力し合って応急救護を行うこと。
 - e 正しい情報を把握し、的確な行動をとること。
- (2) 普及・啓発の方法
 - ア テレビ・ラジオ及び新聞の利用
 - イ 広報紙・広報車の利用
 - ウ 映画・ビデオ等による普及
 - エ パンフレットの利用
 - オ 防災マップの配布
 - カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
 - (ア) 講座の編成
 - a 防災関係基礎知識
 - b 平常時の心得
 - c 災害時の心得
 - d 応急救護の基礎知識
 - e 災害対策映画の上映
 - (イ) 実習
 - a 人工呼吸等応急処置の実習
 - キ インターネットや携帯電話の利用（町ホームページ等）
 - ク イベント
- (3) 防災人材育成の取組

町は、県が設置した徳島県防災人材育成センターを有効に活用し、次代を担う防災人材を育成するとともに、学校における防災教育を総合的に支援する。
- (4) 実施時期

普及内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行う。

ア 徳島県震災を考える日・防災の日	毎年9月1日
イ 徳島県震災を考える週間・防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
ウ 水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
エ 土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
オ 防災とボランティアの日	毎年1月17日
カ 防災とボランティア週間	毎年1月15日から1月21日まで
キ 津波防災の日	毎年11月5日

2 児童・生徒に対する防災教育

町は、児童・生徒の発達段階、地域の実態等に応じ、学校教育を通じて、災害等に対する科学的知識の習得、自主防災思想の醸成、災害予防措置及び避難の方法の習得に必要な防災教育を実施する。

(1) 教科指導

教科課程の中で自然災害発生の原因や、災害時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させる。また、災害時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

(2) 防災訓練

学校行事として防災訓練を実施し、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。

(3) 課外活動

防災関係機関、防災施設、防災展等の見学を行う。

3 町職員に対する防災教育

町は、災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、町及び防災関係機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

また、関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の内容

ア 地域防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること。

イ 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。

ウ 過去の主な被害事例に関すること。

エ 防災関係法令の運用に関すること。

オ 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。

(2) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、災害の原因及び対策等についての専門知識を習得させる。

イ 防災活動の手引き等の印刷物の配布、検討会の実施

防災活動の手引き等の印刷物の配布のほか、災害時の業務分担の内容及びその処理方法について、関係各課が合同して確認及び検討を行う。

ウ 視察、現地調査

防災関係施設の視察等の現地調査を行い、町の現況を把握するとともに、問題点や課題等についての対策を検討する。

4 防災団、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

町は、災害時における防災団、自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、防災団、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育、啓発に努める。

(1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、地震・津波による災害の原因及び対策についての専門知識を習得させる。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害時の初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の活動内容及びその活動方法を習得させる。

(2) 藍住町地震・津波対策計画要約版の配布

受講者にこの計画の要約版を配布し、この計画を周知させる。

(3) 見学会等

防災関係機関、防災施設、防災展等防災関係の催し等について見学をさせる。また、地震体験車等により実際に地震を体験させる。

5 防災上重要な施設管理者に対する防災教育

病院、スーパーマーケットなどの不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

6 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努める。

第2節 防災訓練

第1 方針

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、全ての者に平常時からの備え、心構えが求められている。本町においても、南海トラフ地震や活断層地震、風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、その中でも防災訓練は被害の軽減を図る上で重要な位置づけとなる。

このようなことから、町は、災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる構築強化を目的として、先端技術を活用した各種の防災訓練を定期的実施し、効果を検証するものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

また、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

住民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。



第2 内容

1 総合防災訓練

- (1) 県及び町は、防災関係機関相互の連携体制の強化を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、関係機関等の参加と住民その他関係団体の協力を得て総合的な訓練を実施する。

その訓練は、各種災害、更には複合災害に対応するのはもとより、南海トラフ地震を想定した地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難訓練等も考慮して実施する。

(2) 訓練種目

- ア 動員及び災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、指定避難所の設置運営
- エ 救出・救助・応急医療
- オ 各種火災消火
- カ 道路復旧・障害物除去
- キ 緊急物資輸送
- ク 地震津波情報等災害情報の収集・伝達
- ケ 流出油等防除
- コ ライフライン復旧
- サ 緊急地震速報対応訓練
- シ その他、震災時に起こり得る被害を想定し、幅広い種目について実施する。

2 広域合同防災訓練

(1) 訓練の実施

町は、隣接市町村及び県と協力しながら、県域を越えた広域的な合同防災訓練を実施する。

訓練は、大規模な地震の発生を想定し、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえつつ、防災関係機関相互の連携体制の確立や住民と一体となった実際的な訓練を実施する。

(2) 訓練の内容

- ア 災害対策本部の設置及び運営
- イ 現地災害対策本部の設置運営
- ウ 各種火災消火及び広域消防応援体制の確立
- エ 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- オ 避難準備及び避難誘導並びに指定避難所の機能確保と運営
- カ ボランティアの受入れ及び活用
- キ 緊急物資輸送
- ク 無線による被害情報の収集及び伝達

3 個別防災訓練

(1) 町が実施する訓練

ア 非常参集訓練

災害対策を実施するために必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。

イ 通信連絡訓練

対策通報、被害情報等を防災関係機関と相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。

ウ 消防訓練

災害時における災害の規模や態様に応じた円滑な消防活動を実施するために必要な訓練であり、火災防御技術等の訓練を実施する。

エ 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るために必要な訓練であり、藍住町水防計画に基づく訓練を実施するほか、必要に応じて洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施するものとする。

オ 避難訓練

災害発生時に住民を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、避難指示による誘導等の訓練を単独又は他の訓練と合わせて実施する。

カ 各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊き出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練と合わせて実施する。

キ 図上訓練

初動体制の確立を目指して、災害対策本部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力等の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施する。

また、地震、津波、風水害等が複合的に発生した場合を想定した図上訓練を実施する。

(2) 保育所、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設における訓練

町は、災害時の幼児、児童・生徒、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低

い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

4 防災団、自主防災組織、住民等の実践的な防災訓練

(1) 訓練の必要性等の周知

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から実践的な防災訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

このため町は、日常的な訓練の必要性や関連する防災関係機関を事業所、自主防災組織、ボランティア及び住民に周知させるものとする。

(2) 事業所における実践的な防災訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

なお、これら事業所は、地域の一員として、町及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じて地域の防災対策行動に貢献することが望ましい。

(3) 防災団、自主防災組織、ボランティア等における実践的な防災訓練

防災団、自主防災組織、ボランティア等は、住民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため、町の指導を受けて、地域の事業所とも協力しながら、年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

訓練種目としては、初期消火、通報、避難、応急救護及び高齢者、身体障がい者、傷病者などの要配慮者の安全確保の訓練等に加え、防災マップを利用した訓練、夜間避難訓練及び避難所体験訓練等の実践的な訓練を行うものとする。

なお、自主防災組織やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図りながら、積極的に自主防災組織やボランティア等の活動を支援するものとする。

(4) 住民の参加

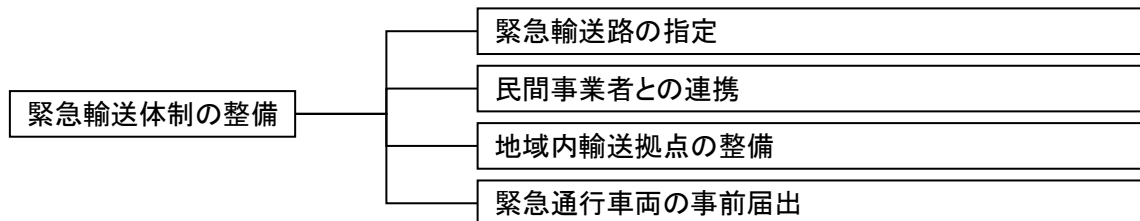
町及び防災関係機関は、災害時において住民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、防災訓練に際しては広く住民の参加を呼びかけるものとする。

なお、住民は、防災訓練の重要性を認識し、各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに、家庭においても日頃から防災について話し合うなど高い防災意識を持つ必要がある。

第3節 緊急輸送体制の整備

第1 方針

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路の指定・整備、緊急輸送体制の整備等について定める。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。



第2 内容

1 緊急輸送路の指定

(1) 県が指定している緊急輸送路

ア 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

イ 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

ウ 第3次緊急輸送道路

1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

(2) 町における輸送路の確保

町においては、県指定の第1次、第2次輸送確保路線につながり、指定避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路を優先的に業者に復旧を要請できるよう協定締結に努め、災害時の輸送路の確保を図るものとする。

また、橋梁の老朽化対策については、定期的な点検に基づき、計画的な維持管理・更新を実施するとともに、緊急輸送路沿道の建築物等の耐震化を促進する。

さらに、法面对策については、点検結果に基づき、対策の優先度の高い箇所から順次整備を行うほか、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送道路を補完する農道等の整備を計画的に推進する。

(緊急輸送道路…別添資料編として整理)

2 民間事業者との連携

(1) 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する

ための体制整備を図る。

3 地域内輸送拠点の整備

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、県及び国と連携の下、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議してこれらを調整し、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

4 緊急通行車両の事前届出

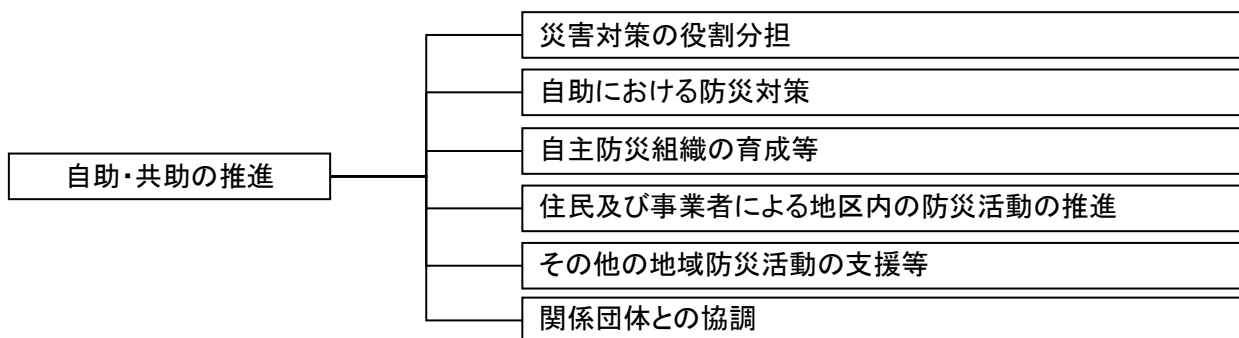
町は、警察本部が行う緊急通行車両の事前届出制度を、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも積極的に利用するなど、その普及を図る。

第4節 自助・共助の推進

第1 方針

自然災害からの被害を最小限に止めるためには、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに、災害時には連携して対応することにより被害の軽減が図られることを強く認識し、その対策への取組を推進する必要がある。

このため町は、関係機関と連携し、地域住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。



第2 内容

1 災害対策の役割分担

- (1) **住民の役割 自助：**「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）。
- (2) **地域の役割 共助：**地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう（自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）。
- (3) **行政の役割 公助：**行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い町土を実現する活動をいう。

2 自助における防災対策

住民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくよう努めるものとする。

町は、防災出前講座の実施や家族継続計画（FCP）の普及などにより、「自助」の意識向上に取り組む。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄、非常持ち出し品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- (5) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）

3 自主防災組織の育成等

(1) 自主防災組織の意義

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり、阻害されたりすること、また、行政の力には限界があることが予想される。このため自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、住民自らが出火防止、初期消火、被害者の救出・救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって各種災害を最小限に止め、災害の拡大を防止する。

(2) 自主防災組織の結成促進

町は、防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行う。育成強化する際には、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努める。

ア 単 位

自主防災組織は、既存のコミュニティ単位である自治会、町内会等ごとに結成することを目標とする。ただし、その規模が大きすぎる場合は、更にブロックに分けて結成するものとする。

イ 支 援

自主防災組織の結成が遅れている地域に関しては、組織を結成する際に必要な資機材の整備の支援を行い、組織率の向上を図るものとする。

(3) 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

ア 協力体制の整備

自主防災組織の協力体制を整備するため、町内の自主防災組織の連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるなど、組織間の連携体制の強化に努める。

イ 活動支援

自主防災組織に対し、軽可搬ポンプ、トランジスターメガホン等防災活動に必要な資機材の充実に努める。

ウ リーダー養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動を活性化させる。

(4) 自主防災組織の編成

ア 組 織

自主防災組織は、災害対応組織の基本単位である町内会等がブロックごとに結成する実行組織と、これら実行組織の集合体である統括組織（防災団）からなる。

イ 実行組織

実行組織は、自治会等のブロックを単位として結成し、防災活動に従事する活動班を置くこと

を原則とするが、地域特性及び自治会等に属する世帯数等を考慮した防災活動に最も適した組織とする。

ウ 統括組織（防災団）

統括組織（防災団）は、町内に7分団を結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域の歴史や地理的条件等にも配慮し、地域の実情に即した組織づくりを行う。

エ 実行組織の活動班

活動班	活動内容	
	平 常 時	災 害 時
①消 火 班	消火器の使い方、消火訓練、火災予防	出火防止対策、初期消火の活動、火災の警戒
②救出・救護班	救出用資機材の調達と整備、救助技術の習得、救出・救助訓練の実施	救出・救護活動、防災関係機関への協力
③情 報 班	地震の基礎知識普及、巡回広報、情報収集・伝達訓練の実施	情報の収集・伝達、デマ防止、防災関係機関への被害などの報告
④避難誘導班	集合場所、避難時（所）の安全点検、避難訓練の実施	避難の呼びかけ、避難人員の点呼、安全な避難誘導
⑤生 活 班	非常時持ち出し品準備の啓発、炊き出し用具の確保と訓練、避難生活計画作成	炊き出し、物資配分の協力、避難所生活の調整、生活相談やこころのケア
⑥衛生救護班	応急手当や衛生知識の普及、仮設便所の対策検討	応急救護の実施、重傷者の搬送、防疫の協力、し尿対策などの報告
⑦安全点検班	地域の巡回点検、危険物の調査	被災後の巡回、危険箇所の広報
⑧清 掃 班	ごみ処理対策、がれき等廃棄物処理の検討	ごみの処理、避難路の障害物の除去
⑨補 修 班	家屋等の補修に必要な資機材と人員の確保	屋根の応急処置等

オ 統括組織の活動班

活動班	活動内容
①総 務 班	所属する実行組織の相互応援等の防災活動の調整を行う。
②情 報 班	地域及び広域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③避難所運営班	指定避難所の自主的運営を行う。

(5) 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、町は、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導する。

ア 平常時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及 ・情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練 ・初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄 ・家庭及び地域における防災点検の実施 ・地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握 ・危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知
統括組織 (防災団)	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する実行組織との連絡調整 ・婦人会、子ども会、PTA及びボランティア団体等の住民団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災活動の連携を目的としたネットワークづくりを行う。

イ 災害時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の収集及び伝達 ・出火防止、初期消火の実施 ・避難誘導及び率先避難 ・避難場所の開錠・開設、避難者の登録又はその協力 ・救出救護の実施 ・給食、給水 ・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施 ・炊き出しの実施及び協力 ・救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等
統括組織 (防災団)	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する実行組織との連絡調整 ・給水給食及び救援物資等の配分 ・自主的で秩序ある指定避難所の運営のために必要な町職員、学校職員、ボランティア等との連絡調整

ウ 自主防災組織等のリーダー育成

町は、自主防災組織の活動班のリーダーあるいは自治会等や婦人会、子ども会等の住民団体等のリーダー等の幅広い住民を対象に講習会及び訓練等を実施し、防災活動についての知識・技能、責任感及び実行力を有するリーダーを育成するものとする。

エ 防災士の養成

町は、防災士の資格取得に向けた支援を行う。

オ 町職員の積極的参加

町の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

カ 自主防災資機材の整備

実行組織ごとにジャッキ、丸形スコップ、テコバール、替え刃式折り込みノコ、布バケツ等の

簡易救助用資機材を整備するよう努めるものとする。

キ 自主防災資機材の管理

実行組織ごとに整備する資機材の管理は、各実行組織で行うものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として藍住町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 地区防災計画の位置づけ

町は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

5 その他の地域防災活動の支援等

町は、地域コミュニティを住民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

6 関係団体との協調

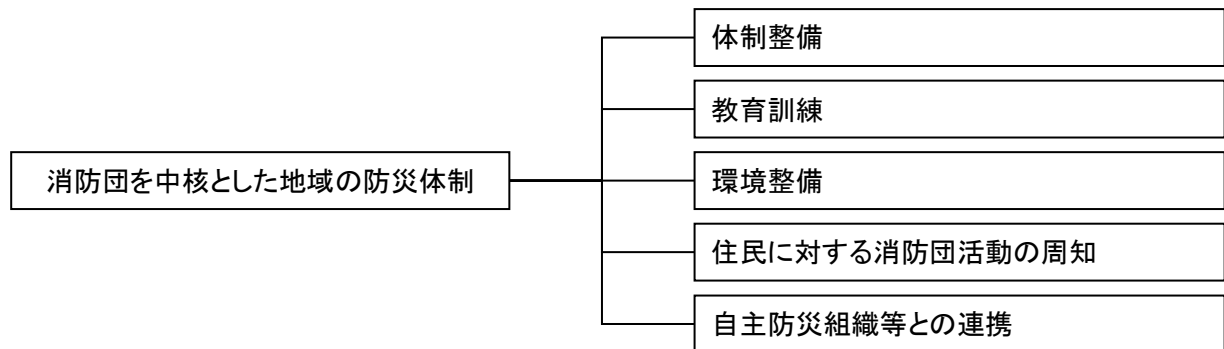
自主防災組織は、災害時に協力・連携がとれるよう、町防災担当課や消防機関等との連携体制及び協力体制の確立に努めるものとする。

第5節 消防団を中核とした地域の防災体制

第1 方針

地域防災力の充実強化は、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たす。そのため、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

町は、消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中核とした地域の防災体制づくりを進める。



第2 内容

1 体制整備

- (1) 消防団は、地域社会における消防防災の中核として、重要な役割を果たしている。地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団員の員数確保、地域社会における消防団への協力体制の確保等を図る。
- (2) 青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により、消防団員の確保を図る。

2 教育訓練

消防団員の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

3 環境整備

消防団の施設及び消防車、資機材等の整備を行い、活動環境の充実に努める。

4 住民に対する消防団活動の周知

町広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

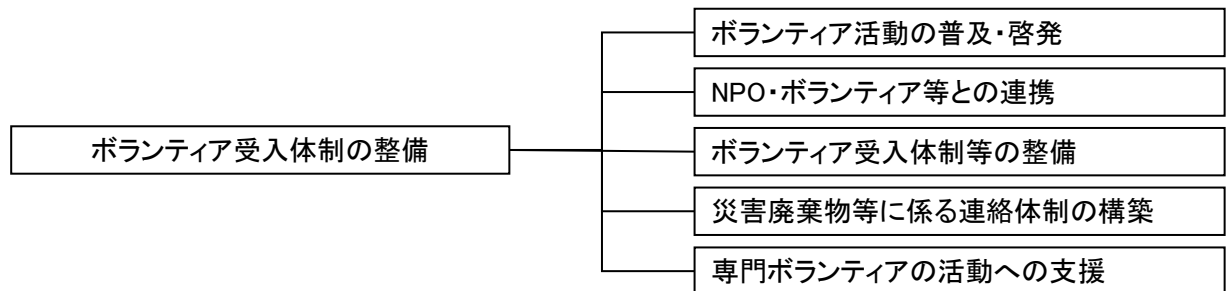
5 自主防災組織等との連携

消防団員は地域の防災リーダー及びコーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

第6節 ボランティア受入体制の整備

第1 方針

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。このため町は、災害時にボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時からボランティア団体等との連携協力関係を構築しておくとともに、そのマンパワーを有効に活用できるよう、受入体制や活動環境の整備を積極的に行うものとする。



第2 内容

1 ボランティア活動の普及・啓発

町は、藍住町社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等により体制づくりを推進するとともに、住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

2 NPO・ボランティア等との連携

町及び藍住町社会福祉協議会は、平常時から徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会やボランティア団体等）、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

3 ボランティア受入体制等の整備

町は、NPO 法人やボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう、「災害時受援計画」の策定を推進するなど、受入側の体制整備に努める。また、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の整備、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等により体制づくりを推進する。

さらに、災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、防災ボランティア登録制度を創設する。

(1) 活動拠点の整備

災害時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を藍住町社会福祉協議会に設置するものとし、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる災害時優先電話、無線機、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めておくものとする。

(2) ボランティア活動時における保険制度の整備

災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証を行うも

のとする。

(3) 防災ボランティア登録制度の創設等

ア 登録対象者

(ア) 町内に在住又は勤務する個人又は団体

(イ) 町内に活動拠点を有する個人又は団体

イ 活動内容等

(ア) 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- ・炊き出し
- ・清掃
- ・救援物資の管理及び配布
- ・被災者の生活支援や話し相手
- ・専門ボランティアの補助等

(イ) 専門ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- ・災害時に行う建物や宅地の危険度判定
- ・アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- ・インターネット等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- ・特殊車両による救援
- ・救急救護
- ・メンタルケア
- ・介護
- ・通訳・手話等

(ウ) ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティアニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

(4) 情報共有会議の整備・強化

災害ボランティアの活動環境として、藍住町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

4 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、藍住町社会福祉協議会、NPO 等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民や NPO・ボランティア等への一次仮置場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

5 専門ボランティアの活動への支援

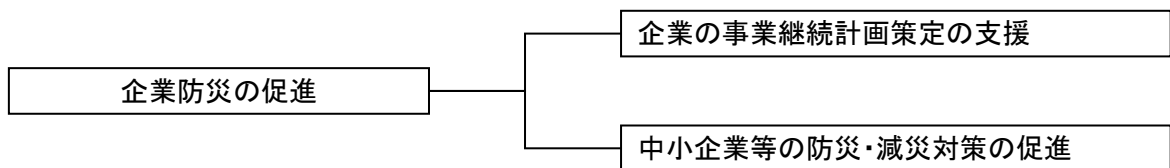
町は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第7節 企業防災の促進

第1 方針

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、町は、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、「事業継続マネジメント（BCM）」の取組を通して防災活動の推進に努めるものとする。



第2 内容

1 企業の事業継続計画策定の支援

(1) 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、町は、こうした取組に資する情報をパンフレット等により提供し、企業の意識啓発を推進する。

(2) 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民と共に自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

町は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努める。

2 中小企業等の防災・減災対策の促進

(1) 中小企業等の事業継続力強化計画策定の促進

町及び藍住町商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(2) 外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

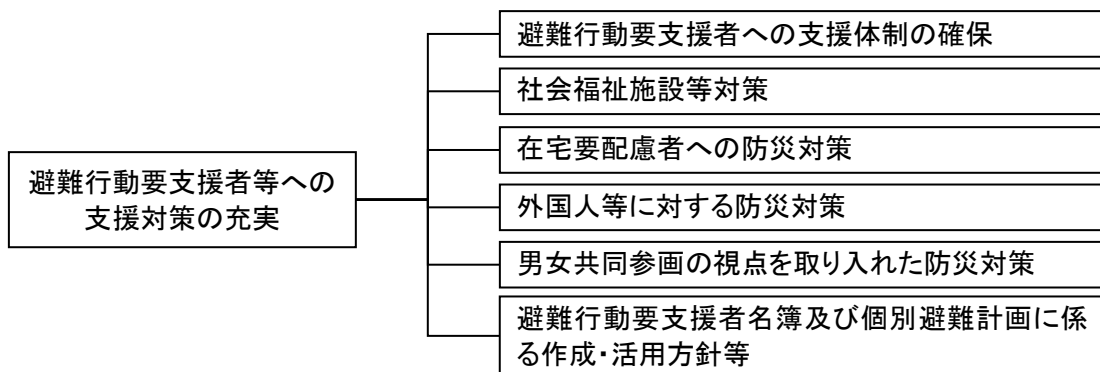
第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実

第1 方針

災害時には、高齢者、疾病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから、浸水等の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため町は、次により各種対策を実施し、災害時の避難行動要支援者に対する安全確保を図るものとする。その際、災害時における避難行動要支援者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。



第2 内容

1 避難行動要支援者への支援体制の確保

(1) 避難行動要支援者支援マニュアルの作成

町は、県の協力を得て「避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアル」の作成を推進する。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握・共有する。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要介護状態や障がい等の理由により、在宅等で発災前から発災時の避難行動に支援が必要な避難行動要支援者の避難支援を行うための名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 個別避難計画の作成

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

さらに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(5) 支援体制の整備

町は、個別避難計画の作成の有無にかかわらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報を基に、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(6) 福祉避難所

ア 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

町は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努める。

イ 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努める。なお、指定に当たっては、民間の福祉施設のほか、町有施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ウ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

町は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努める。

エ 福祉避難所の周知

町は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く住民に周知するよう努める。

特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。

オ 福祉避難所の運営

町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成の上、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

カ 福祉避難所における感染症対策

町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を

参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

2 社会福祉施設等対策

(1) 社会福祉施設の安全確保等

ア 社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、耐震性の確保や浸水想定区域等の立地条件を踏まえた対策を講じるものとする。また、スプリンクラーについては、設置義務のない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

イ 町は、浸水想定区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治水、地震、津波対策事業を強力に推進するとともに、災害の危険性について、施設管理者への周知に努める。また、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図る。

(2) 避難計画の整備

本計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、町に報告を行うものとする。

(3) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携の下、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものになり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や浸水想定区域等地域の特性に配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

(5) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

(要配慮者利用施設一覧…別添資料編として整理)

3 在宅要配慮者への防災対策

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練の実施

町は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努める。

防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努める。

(2) 避難誘導・救出・救護体制の確立

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、県が作成した「避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアル」により、平常時より自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携して避難行動要支援者の情報（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活の自立度等）や状況を把握し、その名簿を整理するなど、実態把握に努める。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、福祉事務所及び保健所等の関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び活用を図る。

また、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。

さらに、災害時における一人暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じて緊急通報システムの整備に努める。

(3) 的確な情報伝達

町は、避難行動要支援者等に対して正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な手段の整備に努める。

4 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及啓発、防災教育や防災訓練への参加の促進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

(1) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

町は、指定避難所や避難経路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示やシンボル化など、外国人にも分かりやすい案内板の設置を進める。

(2) 防災知識の普及・啓発及び訓練の実施

ア 町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

イ 町は、在住外国人の防災への行動認識を高めるとともに、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保を進める。

(4) 的確な情報伝達の環境整備等

町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

5 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

町は、藍住町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策の実施に努めるものとし、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、実施方法等の明確化に努める。

6 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る作成・活用方針等

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って要配慮者について整理すると、

- ① 発災前から要介護状態や障がい等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中に障がい等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に指定避難所等での生活に支援が必要となった者

となる。このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」という。

(1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防署、消防団、防災団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織を避難支援等関係者とする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び提供

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町では、「避難行動要支援者」は、以下の条件を有する在宅等の者とする。ただし、避難支援等関係者が、客観的に見て、支援が必要ないと判断される場合は、避難行動要支援者とししない。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 日常生活に支援が必要な難病患者
- (カ) 上記以外で町が支援の必要を認めた者

上記(ア)～(ウ)及び(カ)のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び高齢者・障がい者世帯に属する者を「避難行動要支援者」とし、他は「情報伝達要支援者」として、名簿に登載する。

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

(ア) 記載事項（必要な個人情報）

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録するものとする。

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦前各号のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととする。

(イ) 入手方法

町において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部署で把握している情報の集約に努める。

また、町が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、災害対策基本法に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

さらに、避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）により、

個人番号を利用して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成及び更新することができる。なお、個人番号の活用に当たっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意する。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

エ 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供する。

また、災害が発生、発生のおそれが生じた場合には、町は本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者及びその他の者に提供する。

(3) 個別避難計画の作成、更新及び提供

ア 個別避難計画作成の進め方

町の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次の優先度を考慮の上、地域の実情を踏まえながら、個別避難計画を作成するよう努める。

なお、町が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入した個別避難計画のうち、町が必要と定めた情報が記載されているものについても、町が作成の主体となっている個別避難計画として取り扱うものとする。

(ア) 地域におけるハザードの状況

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

(イ) 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意する。

(ウ) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともしにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意する。

イ 個別避難計画作成に必要な個人情報及び入手方法

(ア) 記載事項（必要な個人情報）

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に掲載する情報のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- a 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(イ) 入手方法

上記(2)のイ「(イ) 入手方法」に定めるところによるほか、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員・児童委員等）から情報を把

握する。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とするものとする。

ウ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

また、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意するものとする。

エ 個別避難計画の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しないものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するに際し、情報漏洩を防止するために以下の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること。

ウ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること。

エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取り扱う者を限定するように指導すること。

カ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の取扱状況を報告させること。

キ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

(5) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がい者等に合った必要な情報を選んで流すこと。

エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、支援者本人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。このため、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避

難計画の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するためのルールや計画を作成し、周知するよう努める。

(7) 地域住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

(8) 町における支援体制の確立

災害時の避難が迅速に行われるよう、高齢者等避難の伝達など、町があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行う体制の整備に努める。

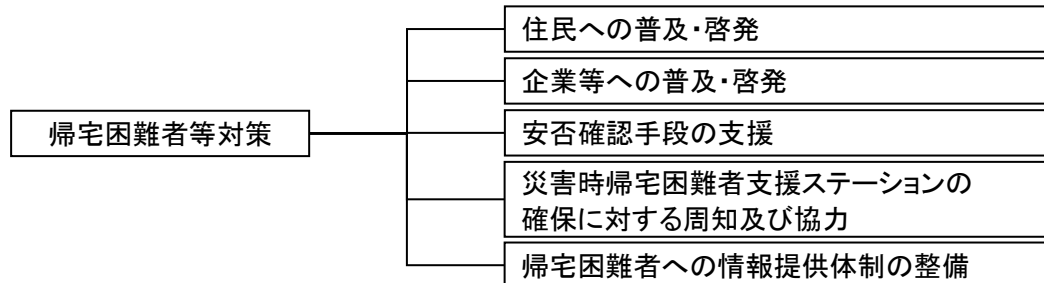
災害時の避難誘導、安否確認及び救出については、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、消防団を中心とした情報伝達、要配慮者に関する情報の把握を行う。そのため、「避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアル」等の作成を通じ、避難誘導體制の整備に努めるものとする。また、消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。

長期の避難については、指定避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要配慮者に配慮した計画を策定する。

第9節 帰宅困難者等対策

第1 方針

災害時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。町は、こうした人々に対して適切に情報を提供できるよう努める。



第2 内容

1 住民への普及・啓発

町は、住民が他の地域で帰宅困難者になることも想定し、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の指定緊急避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等の対応策について普及・啓発に努める。

2 企業等への普及・啓発

町は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及・啓発に努める。

3 安否確認手段の支援

町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及・啓発に努める。

4 災害時帰宅困難者支援ステーションの確保に対する周知及び協力

町及び事業者は、県が行っている「災害時帰宅困難者支援ステーション」の確保に対して協力する。
 ※災害時帰宅困難者支援ステーションは、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示し、災害時帰宅困難者の利便性の向上を図るとともに、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の指定避難所情報の提供

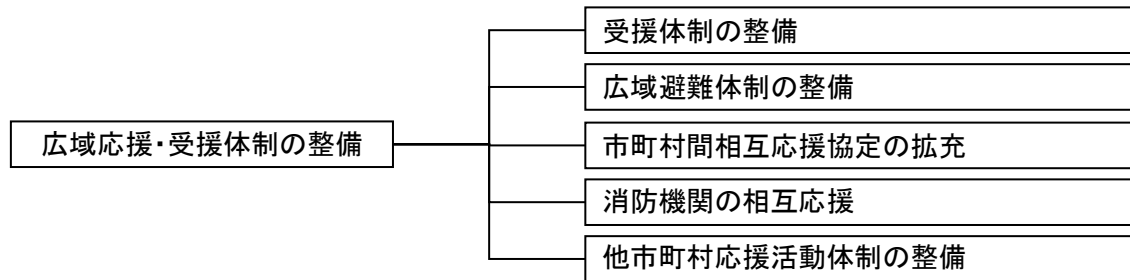
5 帰宅困難者への情報提供体制の整備

町は、帰宅困難者に対し、必要に応じてインターネット等の活用による指定避難所等の滞在場所の提供など、必要な情報を提供する体制の整備を図る。

第10節 広域応援・受援体制の整備

第1 方針

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、実効性の確保を図り、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。



第2 内容

1 受援体制の整備

- (1) 町は、円滑に他の市町村、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努める。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- (2) 町は、大規模災害時には、受援の司令塔となる災害対策本部内に受援担当（防災担当課）を設置する。
- (3) 町は、具体的な受援体制を構築するため、「災害時受援計画」の策定を推進するとともに、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 市町村間相互応援協定の拡充

町は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図るとともに、応援に必要な条件整備に努める。

さらに、隣接する市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い、離れた位置にある市町村との相互応援協定の締結をするなど、広域応援体制の拡充に努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

また、既に締結している協定については、その内容を常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努める。

（災害時における協定一覧…別添資料編として整理）

4 消防機関の相互応援

(1) 消防広域応援体制の強化

県は、大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に対応できるよう、既に県内の全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備又は確立に努める。

(2) 応援要請体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定め、職員への周知徹底を図る。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

(3) 受援体制の整備

町は、応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう受援体制の整備手続きを定め、職員への周知徹底を図る。

なお、受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

ア 応援要請及び応援活動の記録

- (ア) 応援の要請先、要請日時、要請内容
- (イ) 回答先、回答日時、回答内容
- (ウ) 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- (エ) 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- (オ) 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- (カ) 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- (キ) 撤収日時

イ 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊について、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

ウ 食料、飲料水、宿舎等の準備

要請する応援部隊は自立できることが原則ではあるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

5 他市町村応援活動体制の整備

町は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備する。

また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとし、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(1) 応援体制の整備

被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに応援部隊の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定める。

ア 支援対策本部の設置及び運営

イ 派遣部隊の編成及び派遣

ウ 携帯資機材の調達及び運搬

エ 応援活動の作業手順等

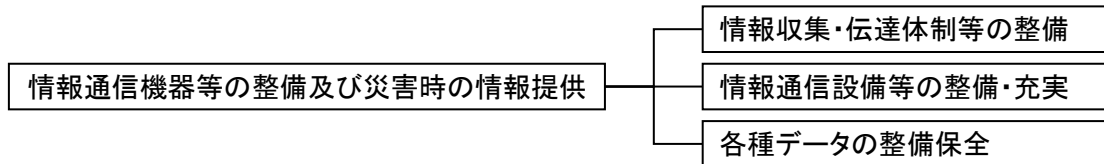
(2) 応援に当たっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食料、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

第11節 情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

第1 方針

町は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、情報収集・伝達体制等の整備に努めるとともに、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、デジタル化の推進、通信手段の多様化、各種データの保全対策など、情報通信設備等の整備・充実に努める。



第2 内容

1 情報収集・伝達体制等の整備

(1) 情報収集体制の整備

町は、町内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等、情報収集体制を整備するとともに、県が運用する気象情報や災害情報など総合的な防災情報等が共有できる災害時情報共有システム等の活用を図るなど、情報収集機能の向上に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、あらかじめ情報連絡担当者及び指定電話を定めて情報連絡窓口の一本化を図るなど情報伝達体制を整備する。

ア 町の情報連絡体制

町の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部が設置されていない場合

町防災担当課（電話 088-637-3111）

(イ) 災害対策本部が設置された場合

町災害対策本部（電話 088-637-3111）

イ 災害時優先電話の登録

災害時における有線電話の異常輻輳により一般通話が制限される可能性があることから、災害情報の収集及び伝達を円滑にするため、あらかじめ「災害時優先電話」の登録を行うとともに、職員への周知徹底を図る。

ウ アマチュア無線等の活用

通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、タクシー等の業務無線等、各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努める。

(3) 広報体制の整備

町は、住民及び事業所に対し、被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等、広報体制を整備するとともに、災害情報を迅速に広報するためのシステムの確立等情報伝達機能の向上に努める。

(4) 地域コミュニティ等との連携

町は、自主防災組織や住民等に分かりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努める。

（藍ハムクラブ会則…別添資料編として整理）

2 情報通信設備等の整備・充実

(1) 情報システムの整備・充実

町は、被害情報の集計・分析やインターネット等による情報提供に活用するため、コンピュータ等情報関連機器の整備に努める。

(2) 情報システムの耐災害性の強化

町は、防災情報システムの耐災害性の強化を図るため、次のような措置を実施する。

ア 無停電電源装置の導入

イ 防災関連システムのコンピュータ設置への免震床の導入

ウ 主要機器のシステムの二重化

(3) 無線施設等の整備・充実

町は、同報系防災行政無線システムのデジタル化を実施し、地域住民への防災情報伝達手段の多重化に対応できるよう整備を進める。

また、無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。

(4) 通信手段の多様化

町は、次のとおり通信手段の多様化に努める。

ア 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの活用

徳島県総合情報通信ネットワークシステム（町端末）について適正な管理・運用を行い、迅速な防災活動の実施を推進する。

イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）やLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達

(ア) 特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。また、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等へ伝達する。

(イ) Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

ウ エリアメール・緊急速報メールの活用

住民に災害情報を伝達するため、県と協力してエリアメール・携帯電話の緊急速報メールの活用を進める。

（藍住町防災行政無線回線系統図、同報系防災行政無線子局設置場所、移動系防災行政無線機設置場所、徳島県藍住町防災無線局管理運用規程等…別添資料編として整理）

3 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋没物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

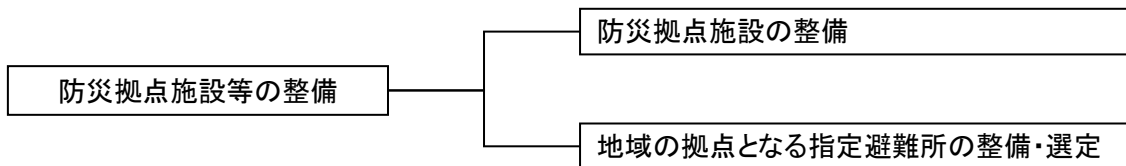
第12節 防災拠点施設等の整備

第1 方針

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、太陽光発電等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。



第2 内容

1 防災拠点施設の整備

(1) 庁舎の機能強化

防災活動の中枢機関となる災害対策本部を設置する町庁舎について、自家発電設備の高層階への移転等浸水に対する防災機能の強化や、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講ずる。

(2) 災害対策本部職員用食料等の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限発揮できるよう、3日分の食料等の備蓄・調達に努める。

2 地域の拠点となる指定避難所の整備・選定

町は、周辺の指定避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる指定避難所（以下「拠点避難所」という。）について、県が「拠点避難所」として整備する県立学校等や、町自らが整備する指定避難所を「拠点避難所」として選定しておくものとする。

(1) 「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の指定避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

(2) 「拠点避難所」として有すべき機能

ア 建物の耐震化、LED 太陽光照明灯など施設の安全性を確保

イ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備

ウ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テント、ヘリポートなど避難生活等に必要な資機材等

（指定避難所一覧…別添資料編として整理）

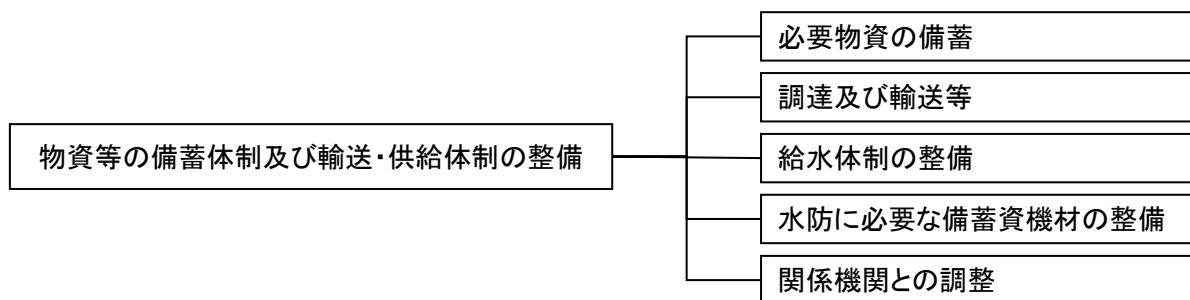
第13節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

第1 方針

大規模災害時には、多くの被災者に対する防災関係機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後の救援体制が立ち上がるまでの間は、住民は自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため町は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

一方で、町は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品等の供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う義務がある。このため、「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に基づき、町の特性から必要量を算定し、備蓄倉庫を設置して必要な物資等の備蓄・確保に努めるものとする。

さらに、災害が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。



第2 内容

1 必要物資の備蓄

(1) 備蓄の考え方

基本的に住民は発災初期の避難生活のための飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

地域住民と密接に関わっている町は、家屋倒壊等により備蓄物資を確保できなかった被災者に対し、飲料水や食料、生活必需品等を提供できるよう、次の事項を基本に、物資の備蓄を図る。

ア 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や指定避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとし、地域特性等も考慮した上で、必要量を検討して計画的な備蓄を進める。

イ 要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に配慮する。

ウ 災害時の輸送を最小限に抑えるよう指定避難所等への分散備蓄の推進や他地域や民間との応援協定等を活用した確保手段の多様化、民間物流事業者の協力を視野に入れた備蓄拠点から各指定避難所への輸送体制の構築など、地域の状況を踏まえた上で、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。

エ 被災者支援を想定した備蓄のほか、災害対応職員が災害対応初動期に必要な食料や飲料水の備蓄に努める。

(2) 備蓄品目と備蓄目標

町は、県と県内市町村とで構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定める「南海トラフ

地震等に対応した備蓄方針」に基づき、備蓄品目と目標数量を計画的に確保する。

2 調達及び輸送等

(1) 調達の考え方

町は、家屋倒壊等により備蓄物資を確保できなかった被災者に対し、飲料水や食料、生活必需品等を提供できるよう、次の事項を基本に、物資の調達を図る。

ア 消費期限が短い、保管に広い場所が必要になるなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要なもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。

イ 災害時に物資の速やかな調達を可能にするため、関係事業者等との優先的物資供給に係る協定締結に努める。なお、大規模災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努めるものとする。

(2) 輸送・供給体制の整備

民間からの調達や国や県又は他の市町村からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、町は、平時から輸送体制の整備に努める。

また、指定した拠点へ搬送される物資を指定避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給するため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや指定避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努める。

3 給水体制の整備

(1) 運搬給水の備え

町は、初期段階の応急給水ができるよう、飲料水ペットボトル、ポリ容器、給水袋、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ指定避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設の運搬給水先を定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄水場、配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておくものとする。

また、近隣市町等からの応急給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

(2) 拠点給水の整備

町は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過と共に生活用水を確保する必要から、指定避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等の備蓄を推進する。

ア 上水道の応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。

イ 浄水器の導入による飲料水の確保について検討する。

ウ 民間業者と協力協定を締結し、飲料水を確保する。

エ 飲料水兼用耐震性防火水槽の早期整備を検討する。

オ ろ水器及び給水車の購入を検討する。

4 水防に必要な備蓄資機材の整備

町は、重要水防区域内堤防延長 1,000mないし、2,000mごとに1棟の割合で面積 33 m²の水防倉庫を設置し、必要な機材を備え付けるように努める。

5 関係機関との調整

(1) 備蓄台帳の整備

町は、保管している物資について、品目、数量、保管場所、荷姿、重量等を記載した台帳を作成し、関係機関間で情報共有する。

(2) 情報の共有

町は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(3) 備蓄意識高揚のための取組の促進

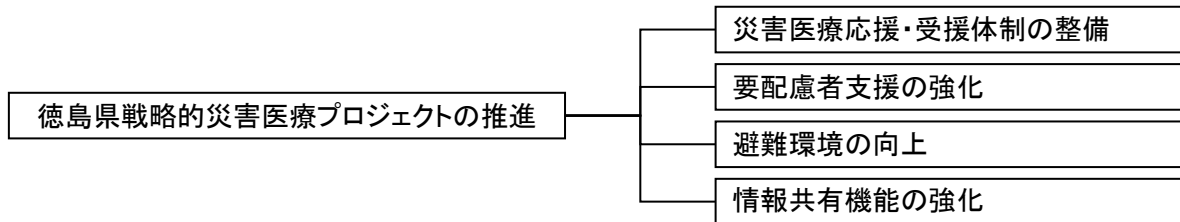
大規模災害が発生した場合には、特に発災初期を中心として、自助・共助による取組が欠かせない。

また、事業所等における事業継続のためにも、必要な物資の備蓄等が重要となる。このため町は、住民や事業所等に対する備蓄意識高揚のための取組を促進する。

第14節 徳島県戦略的災害医療プロジェクトの推進

第1 方針

町は、大規模災害時において、病院の機能停止をはじめ、長期の避難生活における身体・精神的疲労などが被災者の健康面に影響し、災害関連死が発生していることに鑑み、「震災時の死者ゼロ」の実現に向けた事前の防災・減災対策の強化はもとより、災害関連死を始めとする「防ぎ得た死」をなくすため、「戦略的災害医療プロジェクト『基本戦略』」に基づき、平時から災害時への、また、災害時から平時へのつなぎ目のないシームレスな医療提供体制の構築を図るものとする。



第2 内容

1 災害医療応援・受援体制の整備

町は、県並びに災害拠点病院、他市町村、医師会、保健所等と連携して、医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制の構築を進める。

2 要配慮者支援の強化

(1) 要配慮者への支援

高齢者、障がい者、乳幼児など災害時要配慮者について、発災時の円滑な避難や被災後の健康維持が得られるよう、多彩なサポート体制を整備する。

(2) 医学的管理を必要とする要配慮者への支援

医学的管理を必要とする在宅患者などが災害時も同一水準の医療サービスを受けられるよう、支援体制の構築を進める。

3 避難環境の向上

(1) 生活の質を重視した避難所の運営

町は、避難所を中心に被災者に対して効果的な支援ができるよう、県と連携の下、県・町の災害対策本部やそのロジスティクス部門、災害医療や保健衛生等の各災害時コーディネーター、感染症や栄養等各専門チームが連携した体制の整備を進める。

また、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な住民の視点を取り入れた避難所運営に地域ぐるみで取り組む。

(2) 多様な避難環境の創出

町は、避難生活を快適な環境で過ごせるよう、多様な避難環境の創出や、避難者が必要とする物資の円滑な供給体制づくりに取り組む。

4 情報共有機能の強化

(1) 住民への情報提供、住民からの情報把握

町は、いかなる災害時においても、住民が気象情報や避難情報を入手でき、ライフラインの途絶

や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、テレビ、ラジオ、無線、電話、インターネットなど、多様・多様化した通信・情報手段の確保に取り組む。

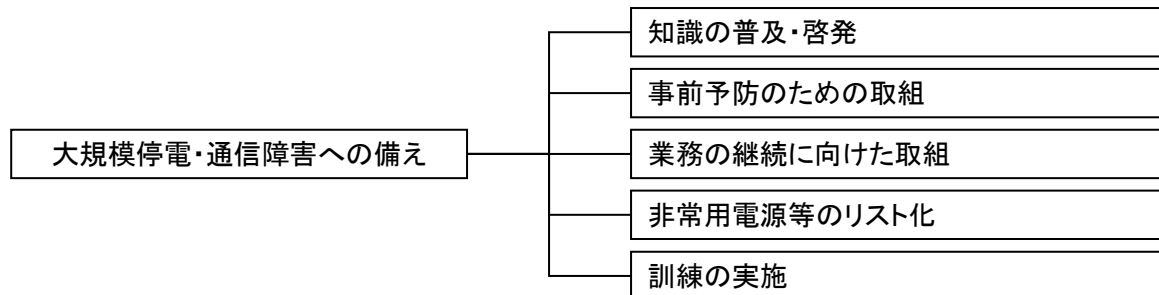
(2) 医療や防災関係機関との情報共有

町は、災害時の医療提供を迅速かつ的確に行うとともに、医療や防災関係機関の間の情報共有機能の向上と被災者の医療情報を把握できるよう、「災害時情報共有システム」の活用を進める。

第15節 大規模停電・通信障害への備え

第1 方針

大規模災害の発生による大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。このため町は、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。



第2 内容

1 知識の普及・啓発

町等は、あらゆる機会を通じて、住民等に対して大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努める。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じた非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

2 事前予防のための取組

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

3 業務の継続に向けた取組

町、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努める。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

4 非常用電源等のリスト化

町等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

5 訓練の実施

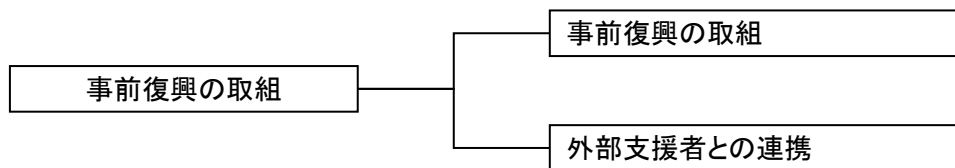
町等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努める。

第16節 事前復興の取組

第1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

このため町は、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。



第2 内容

1 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震等による被災イメージを、住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波等から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す。）ソフト的な施策も、「準備」とどまらず、「実践する事前復興」である。

2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズごとに幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

町は、復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくよう努める。

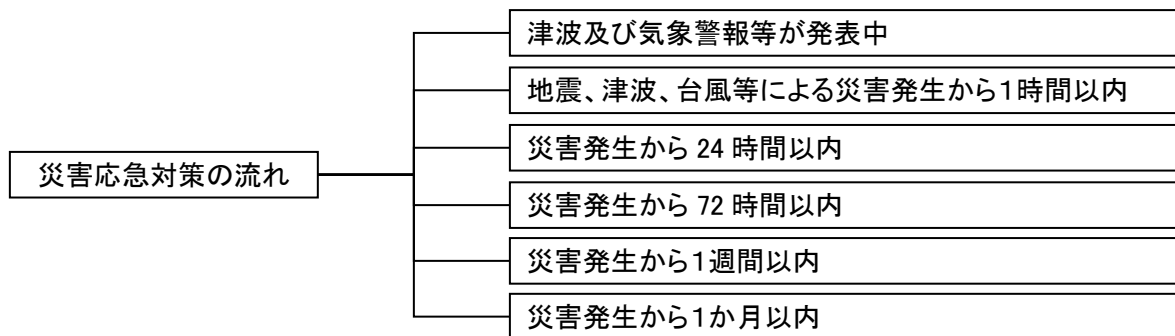
第3章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の流れ

第1 方針

各防災関係機関は、災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

また、町は、迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した個別災害対応業務実施マニュアル等の整備を推進する。



第2 内容

災害時の各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

1 津波及び気象警報等が発表中〔初動体制を確立し、災害発生に備え警戒〕

- 津波、気象等に関する（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- 必要に応じて災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 被害情報の収集
- 水防警報の発令、河川等の警戒監視の強化
- 住民避難情報の発令
 - ア 高齢者等避難
 - ・ 指定避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
 - ・ 避難行動要支援者の所在確認、指定避難所等への避難
 - ・ 一般住民の自主避難
 - ・ 児童・生徒等の安全確保
 - イ 避難指示
 - ・ 一般住民の立退き避難又は屋内安全確保、避難所への収容
 - ・ 指定避難所備蓄物資による対応
 - ・ 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）
 - ウ 緊急安全確保
 - ・ 住民の緊急安全確保

2 地震、津波、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- 防災関係機関職員の緊急参集
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 水防活動等被害拡大防止活動を実施する。
- 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
- 公共救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 被災状況により県や他市町村への広域的な応援を要請する。

3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- 被害情報の収集報告
- 国、県、自衛隊、他市町村等応援要員の受援体制の確立
- 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等、災害医療支援チームの派遣
- 緊急物資輸送用車両の確保
- 緊急輸送道路の啓開
- 被災市町村への職員の派遣
- 町等の被害状況の把握
- 被災地への救護所の設置
- ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 指定避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
- 指定避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- 各種施設の被災状況の把握
- 指定避難所等への仮設トイレの設置
- 指定避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 指定避難所での要配慮者の支援対策の実施
- 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため、津波警報等の情報提供
- 遺体の一時安置場所の確保
- 避難所外避難者の状況の把握

4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- ボランティアセンターの設置
- ボランティアの受入れ
- 義援金の受付
- 義援金の受入れ
- 救援物資の受入れ、仕分け、配分
- 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- 被災建築物応急危険度判定の実施
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣

5 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕

- 公営住宅等の提供
- 被災住宅の応急修理

- 被災者のこころのケア
- 遺体の検視、身元確認、火葬
- 災害廃棄物の処理

6 災害発生から1か月以内〔応急的な復旧を本格化〕

- 応急仮設住宅の供与
- 学校教育の再開
- 義援金の配分
- 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用

第2節 活動体制

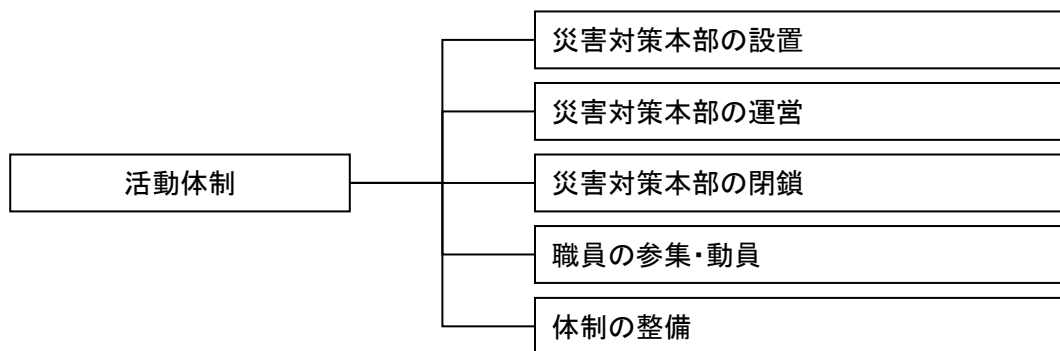
（主な実施機関：町（全対策部））

第1 方針

災害時は、防災関係機関はもとより民間団体や住民等も含めて、一致協力して災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

このため町は、防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、防災業務の遂行に当たるものとする。

なお、災害対策本部が設置される以前、又は災害対策本部を設置するに至らない程度の災害における応急対策は、災害対策本部が設置された場合に準じて処理するものとする。



第2 内容

1 災害対策本部の設置

災害時において、町内における応急対策を実施するため町長が必要と認めるときは、本計画に定めるところにより災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 自動設置

- (ア) 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (イ) 徳島県に大津波警報が発表されたとき。

イ 判断設置

- (ア) 町内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき。
- (イ) 徳島県に津波警報が発表されたとき。
- (ウ) 大雨特別警報が発表されたとき。
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (オ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (カ) 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。
- (キ) 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
 - a 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水の警報が発表され、大規模な災害が予測される時。
 - b 台風が四国に接近し、本町及び近隣地域を通過し、暴風圏に入る可能性が高いとき。
 - c 河川の増水により指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位上昇により大規模な被害の発生が予想される時。
- (ク) 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知される時。

- (ケ) 多数の人的被害など、重大な社会的影響がある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき。
- a 町内で火災又は爆発が発生し、特にその対策を要するとき。
 - b 町内に有害物、放射性物質が大量に放出されたとき。
 - c 多数の遭難者を伴う事故又はその他重大な事故が発生し、応急対策を要するとき。
 - d その他通常の町行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき。

(2) 災害対策準備会議

災害対策本部の設置について、設置判断が必要となった場合は、防災担当課長が部員の招集を行い、総務担当副町長を本部長とした災害対策準備会議により体制を協議する。

ア 災害対策準備会議の組織

本部長	副本部長	本部員	事務局	その他
総務担当副町長	事業担当副町長 教育長	課長職	防災担当課	本部長が認めるその他職員

イ 災害対策準備会議設置時における初動活動

(ア) 勤務時間外の職員の参集

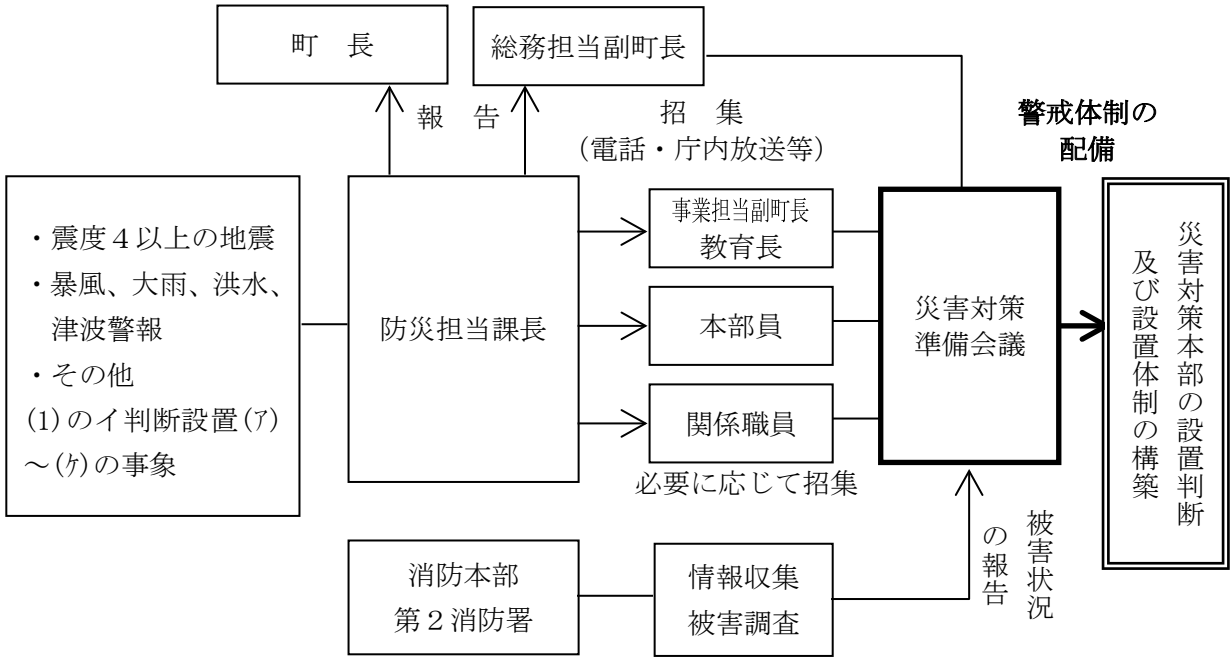
管理職以上の職員は、勤務時間外において震度4以上の地震又は暴風、大雨、洪水、津波警報があった場合は、次のとおり行動するものとする。

- a 直ちにテレビ、ラジオ等により状況の把握に努める。
- b 防災担当課長からの招集がない場合でも電話等による問い合わせを行わず、できる限り自動車以外（徒歩、自転車、オートバイ等）を利用し、役場に参集する。
- c 必要に応じて庁内の災害時優先電話を使用し関係職員を招集する。

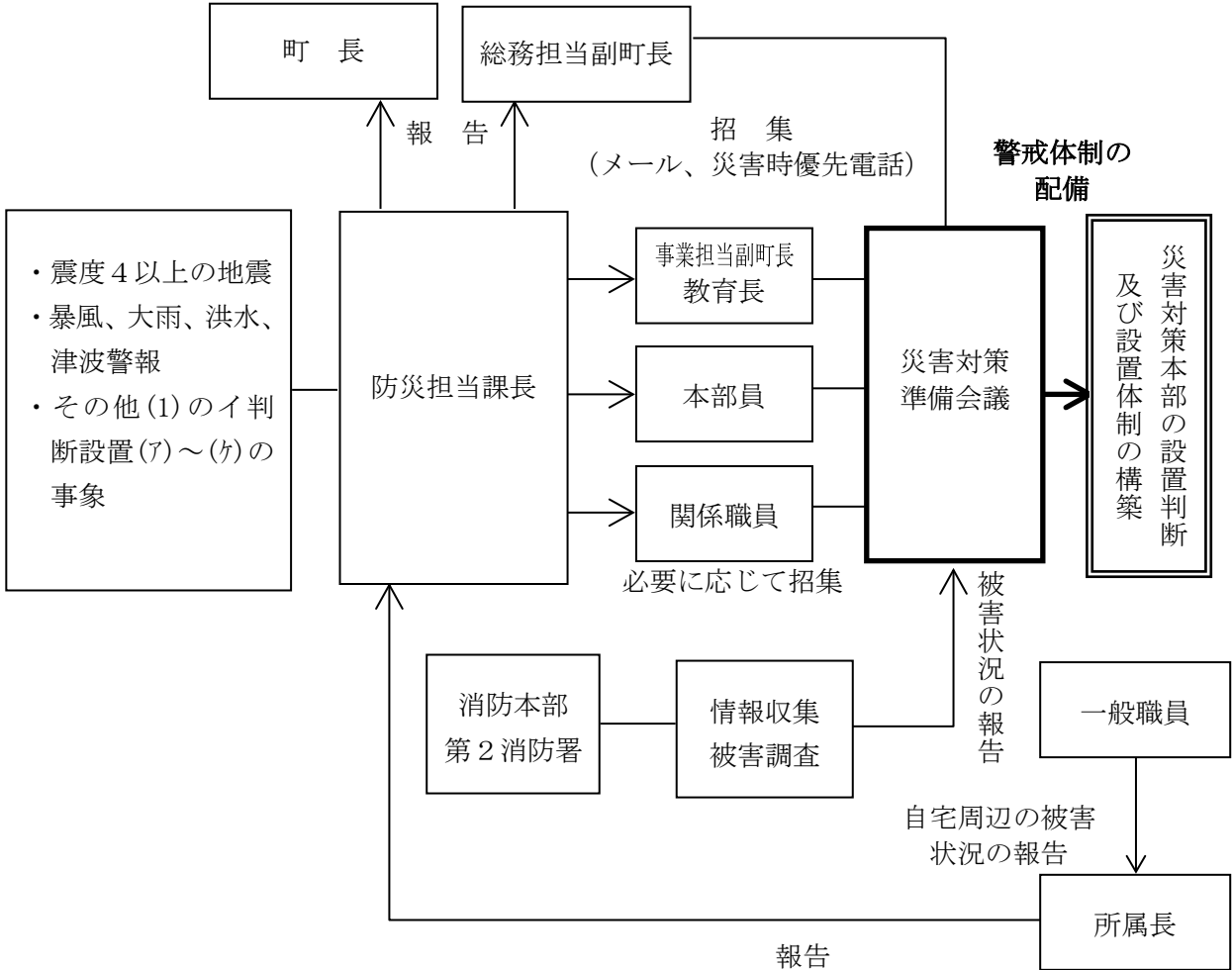
(イ) 被害情報の収集

- a 119番等住民からの通報
- b 第2消防署と消防団詰所周辺部における調査
- c 町の24時間体制勤務部署周辺部における調査
- d 町の出先機関を所管する所属長は、直ちに施設及びその周辺の被害状況の有無について関係課員に調査を指示し、その結果を、所属長を通じて防災担当課長に報告するものとする。
- e 管理職以外の職員は、勤務時間外において、自宅周辺の被害の発生を確認したときは、所属長に報告し、取りまとめの上、所属長は直ちに消防本部に通報しなければならない。
- f 報道機関からの情報提供・アマチュア無線協会からの情報提供
- g その他防災関係機関からの情報収集

【勤務時間内】



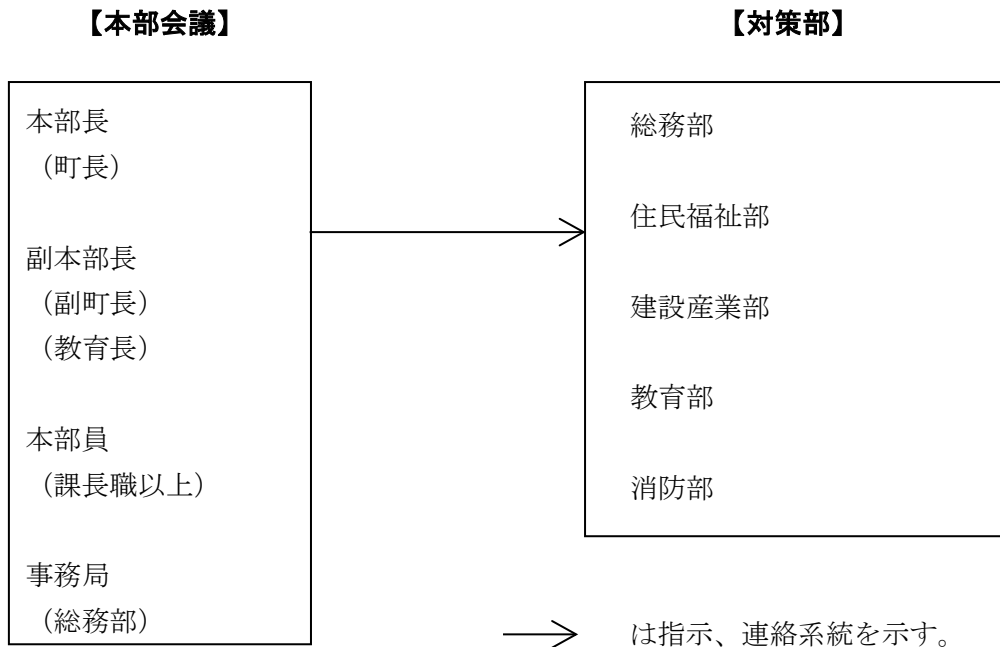
【勤務時間外】



(3) 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織等については、藍住町災害対策本部条例（昭和 38 年藍住町条例第 54 号）に定めるほか、組織概要は次のとおりとし、組織編制及び各部の事務分掌は資料編に定めるところによる。

ア 町災害対策本部の組織概要



イ 本部会議

(ア) 構成

災害対策本部の最高意思決定機関として、本部会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。

(イ) 事務局

本部会議の事務局は、総務部において行う。

ウ 代決者

災害対策本部の本部長は町長が当たるものとし、町長が不在のときは、総務担当副町長、事業担当副町長、教育長の順により代行するものとし、これら全員が不在のときは防災担当課長が代行するものとする。

本部員は、各部の部長及び副部長が当たるものとする。

また、これら全員が不在のときは、部内において、上席の職務の者をもって充てるものとする。

(4) 災害対策本部及び現地災害対策本部設置場所

災害対策本部は、役場に置くものとする。ただし、役場が被害を受け、災害対策本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合など、災害の状況に応じて本部長の指定する他の施設に置くことがある。また、本部長が災害対策上必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置して、緊急に対処するものとする。

(5) 災害対策本部の標示

防災担当課長は災害対策本部が設置されたときは、役場前に「藍住町災害対策本部」の看板（防災担当課保管）を掲出するものとする。

(6) 災害対策本部設置の通知

防災担当課長は、災害対策本部を設置した場合は、直ちに各課にその旨を連絡するとともに、町長を通じ県災害対策本部等、関係機関へその旨を通知するものとする。

(7) 職員の動員及び参集

防災担当課長は、災害対策本部の設置及び非常体制の決定に基づき、応急対策を実施するのに必要な職員を動員するものとする。この場合の手順については、本節「4 職員の参集・動員」のとおりとする。

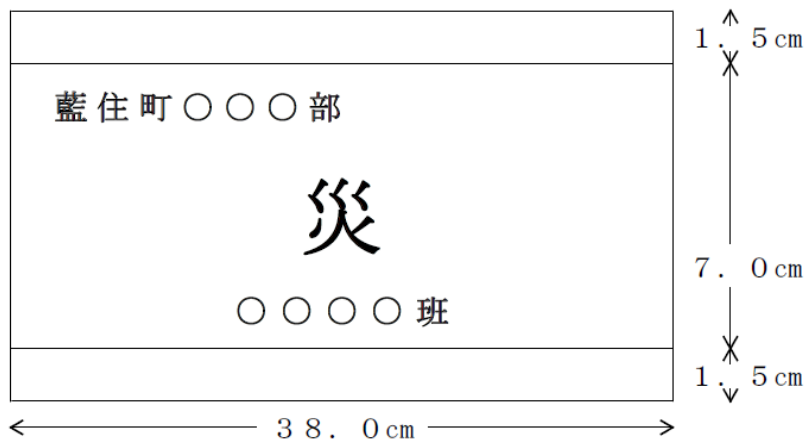
(8) 本部職員の証票等

ア 身分証明書

町災害対策本部職員の証は、「身分証明書」等をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

イ 腕章

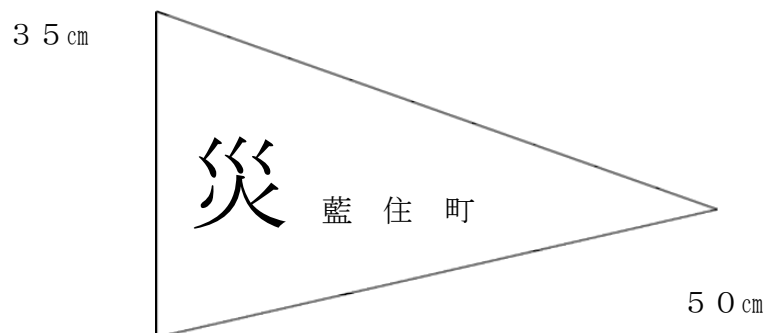
町災害対策本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に当たる者は、次の腕章を着用するものとする。



※ 腕章は白地のものに両線の線及び中央の災は赤色とし、その他の文字は黒色とする。

ウ 標旗

災害対策本部で災害応急対策に使用する自動車には標旗を付けるものとする。



(藍住町災害対策本部条例、藍住町災害対策本部組織…別添資料編として整理)

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部会議を開催するものとする。

ア 本部会議の協議事項

- (ア) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (イ) 避難のための立退き指示に関すること。
- (ウ) 被害情報及び被害状況の分析と、それに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関すること。
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の発動についての意見に関すること。
- (カ) その他災害対策に関する重要事項

(2) 災害対策本部室の設置

ア 開設

災害対策本部が設置された場合、防災担当課長は直ちに災害対策本部室を開設する。

イ 災害対策本部長の所在

災害対策本部長は、原則として災害対策本部室に在室するものとする。

ウ 本部室の役割

災害対策本部室においては、気象等観測結果及び被害情報の収集及び集計・分析並びに非常配備及び予警報等の伝達など、主として応急対策において必要な情報の収集・集計・分析及び応急対策の決定事項の伝達を行う。

エ 設置場所

災害対策本部室は、役場に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の施設に置くことがある。

オ 本部室の構成

災害対策本部室は、各課及び消防署の所要の職員で構成し、総務担当副町長が統括する。

3 災害対策本部の閉鎖

(1) 災害対策本部の閉鎖基準

災害対策本部は、本部長が次のとおり認めたときに閉鎖する。

- ア 町の地域に係る災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(2) 災害対策本部の閉鎖通知

防災担当課長は、災害対策本部を閉鎖した場合は、直ちに非常配備要員にその旨通知するとともに、本部長を通じ県災害対策本部等関係機関へその旨を通知するものとする。

4 職員の参集・動員

(1) 職員配備体制

災害時における職員配備の基準は次のとおりとし、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ定められた配備体制に基づき、所定の業務に従事するものとする。

	配備体制区分	災害対策本部等	風水害等一般災害の基準	地震・津波災害の基準
準備体制	第1 ◆配備決定 総務担当副町長	未設置	○大雨、洪水、暴風注意報等が発表されたとき。	○町内に震度4の地震が発生したとき。 ○徳島県に津波注意報が発表されたとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
	第2 ◆配備決定 総務担当副町長	未設置	○大雨、洪水、暴風警報等が発表され、今後の状況推移に注意を要し、警戒体制発令を発する可能性があるとき。 ○大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想される時。	
警戒体制	第1 ◆配備決定 総務担当副町長	災害対策準備会議	○大雨、洪水、暴風警報等が発表され、警戒を必要とする時。 ○台風が本町を通過する可能性が高いとき。 ○指定河川が氾濫注意水位に近づいたとき。	○町内に震度5弱の地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
	第2 ◆配備決定 総務担当副町長	災害対策準備会議	○大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、又は特に大きな被害が予想される時。 ○災害の規模が大きく、災害対策本部の設置が予想される時。	
非常体制	第1 ◆配備決定 町長	災害対策本部	○災害対策本部の設置基準に基づき災害対策本部が設置されたとき。 ・大雨特別警報が発表されたとき。 ・「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。 ・台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・多数の人的被害など、重大な社会的影響がある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき。 ○町長が必要と認めたとき。	○町内に震度5強の地震が発生したとき。 ○徳島県に津波警報が発表されたとき。 ○人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知される時。
	第2 ◆配備決定 町長	災害対策本部		○町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。【自動設置】 ○徳島県に大津波警報が発表されたとき。【自動設置】 ○町長が必要と認めたとき

※1 地震災害の場合は、基準震度の地震発生により、各体制が発令されたものとする。

※2 震度4の地震が発生した場合、管理している施設（指定管理施設を含む。）の被害状況を把握し、各所属長から防災担当課長に、発災後1時間以内（道路・排水路・橋梁・下水道・水道施設等は2時間以内）を目途に被害状況を報告すること。
なお、各施設担当課の調査・連絡体制については、管理施設の規模等に応じて事前に各所属長が体制を整えておくこと。
ただし、警戒体制の第1又は第2の配備が決定され、防災担当課から参集の連絡があった場合はこの限りではない。

※3 震度5弱以上の地震発生の場合、通常の電話連絡は行わない。家族等の安全を確保した後、直ちに配備基準に基づき第1又は第2非常体制配備につくこと。

(2) 体制の配備決定

体制の配備決定は、次により行うものとする。

ア 配備決定手続き

(ア) 警戒体制

防災担当課長が状況を判断し、総務担当副町長の承認を得て決定する。

(イ) 非常体制

町長が決定する。

イ 指揮命令系統

災害時の命令系統は次のとおりとし、定めた者が不在又は連絡不能の場合は、次の者が直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

(ア) 町長

(イ) 総務担当副町長

(ウ) 事業担当副町長

(エ) 教育長

(3) 職員の配備

ア 非常体制配備指令の発令

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、その災害の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制をとるため、職員に対して非常体制配備指令を発令する。

イ 非常体制配備指令の解除

町長は、災害の発生、継続又は拡大のおそれがなくなると認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

ウ 配備体制の人員基準

配備人員の基準は、応急対策マニュアルによるものとする。

(4) 職員非常配備実施台帳の作成

ア 町は、次の様式により「藍住町職員非常配備実施台帳」を作成し、不断に更新するものとする。

イ 非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、各課等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

藍住町職員非常配備実施台帳

課等名	職名	氏名	非常連絡員	配備体制				連絡先			備考
				準備体制	警戒体制	第1非常体制	第2非常体制	有線電話	携帯電話	メールアドレス	
〇〇課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	
	課長補佐	××××	○	○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	
△△課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	

(5) 職員の非常動員

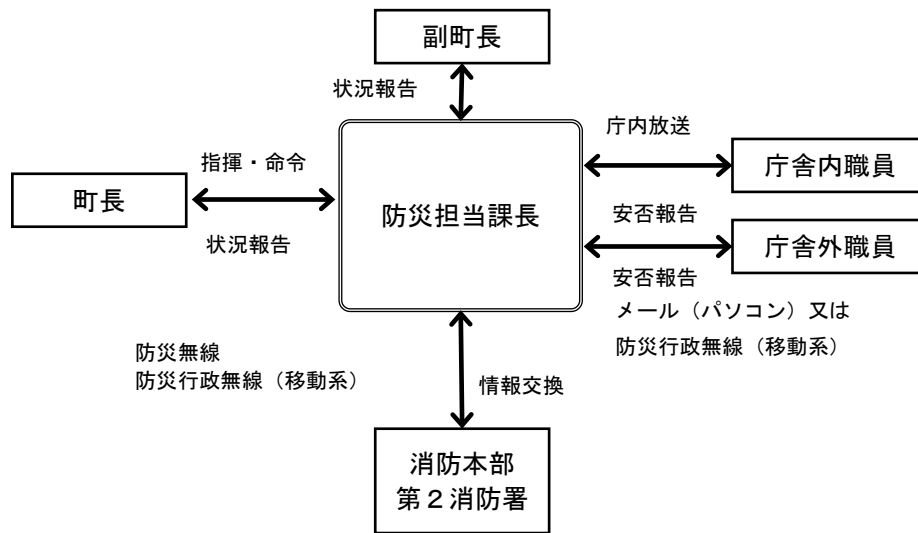
ア 非常体制配備指令の伝達

町において、非常体制配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

(ア) 勤務時間内

防災担当課長は、上記4の(2)の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、災害に関する情報及び配備の種類を伝達する。

a 伝達系統



b 伝達手段

- (a) メール（パソコン）一斉送信
- (b) 防災行政無線、消防無線
- (c) 庁内放送

○ 庁内放送等の文例

「町長からの指令を伝達します。町長からの指令を伝達します。

○時○分徳島地方気象台から○○警報が発表され、町内における被害の発生が予想されます。

については、(○時○分災害対策本部を設置し、)非常体制により災害応急対策を実施しますので、職員は、規定の計画どおり所定の配置につき、応急対策の実施に万全を期してください。

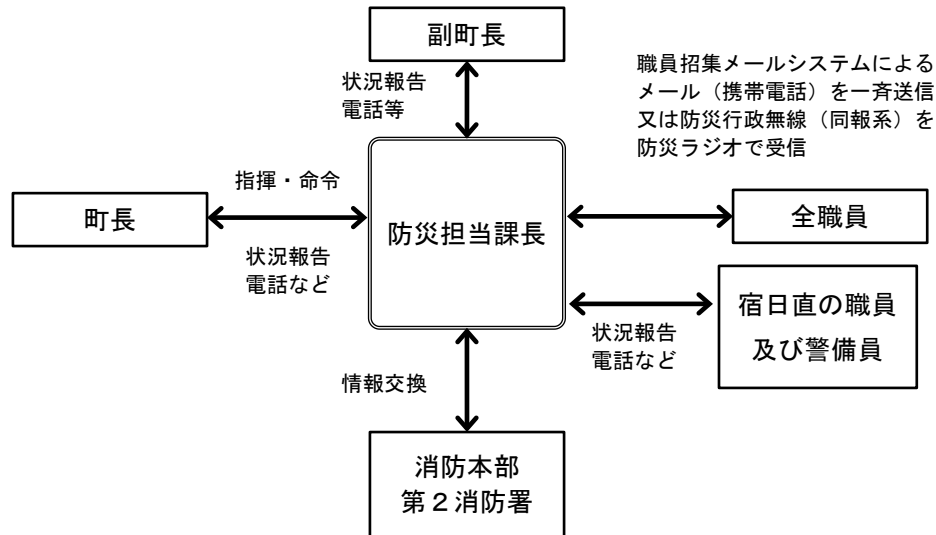
(以上繰り返します。)」

(イ) 勤務時間外

防災担当課長は、上記4の(2)の非常体制配備の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、災害に関する情報及び配備の種類を伝達する。

なお、防災担当課長が退庁している場合は、在庁している宿日直の職員及び警備員から被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

a 伝達系統



b 伝達手段

- (a) 電話等
- (b) 職員招集メールシステムによるメール（携帯電話）一斉送信
- (c) 防災行政無線

c 宿日直の職員及び警備員の対応

気象情報、被害状況等を収集し、防災担当課長に連絡

イ 勤務時間外の職員の参集

(ア) 地震・津波被害

a 震度5強の地震が発生した場合・津波警報が発表された場合

勤務時間外に震度5強の地震が発生したとき、又は津波警報が発表されたときは第1非常体制とし、関係職員はおおむね1時間以内に自動的に参集する。このとき基本的に防災担当課からの招集メールは配信しない。ただし、第2非常体制に移行するときは関係職員に対して招集メール又は同報系防災行政無線（防災ラジオ）を利用して伝達する。なお、各部の上席の職務の者は、参集者を災害対策本部総務部に報告する（変更の場合も同）。報告は、非常体制発令から1時間以内を目途とする（以後、増減は適宜）。また、電話等が不通の場合は、移動系防災行政無線で報告すること。

住民福祉部は指定された避難所（小・中学校）に参集し、避難所の開設を行う。なお、この場合において、本部指令（担当部長指示を含む。）があるまで、避難所で避難者の受入業務等を行う。

b 震度6弱以上の地震が発生した場合・大津波警報が発表された場合

震度6弱以上地震が発生したとき、又は大津波警報が発表された場合は第2非常体制とし、全職員はおおむね1時間以内に自動参集する。

その他については上記aに準ずる。

c 電話による問い合わせについて

震度5強以上の地震が発生した場合電話の輻輳が予想されるため、役場に出務等に関する問い合わせをしないこと。

(イ) 風水害等

a 警戒体制から移行した場合・特別警報が発表された場合

勤務時間外に警戒体制から第1又は第2非常体制に移行するときは関係職員に対して招集メール又は同報系防災行政無線を利用して伝達する。

特別警報が発表されたときは第2非常体制とし、全職員は直ちに配備につくこと。このとき基本的に防災担当課からの招集メールは配信しない。

b 警戒体制の補充員について

災害の規模により、警戒体制を拡充する必要がある場合又は警戒体制の欠員が多くなった場合等の補充員として、第1非常体制の職員を招集する場合がある。

(6) 職員の安否確認

災害時の安否確認は、職員招集メールシステムへの返信の有無で行う。このメールは自動的に配信されるため、職員は安否内容を漏れなく返信する。

(通信施設に関する資料…別添資料編として整理)**5 体制の整備**

町は、平常時からマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努める。

(1) マニュアルの作成

町は、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

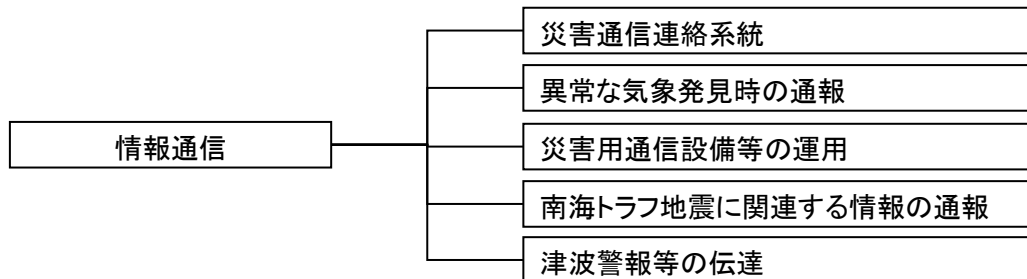
また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第3節 情報通信

(主な実施機関：町（総務部）、消防本部、防災関係機関)

第1 方針

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報や災害発生のおそれのある異常な現象等を、あらかじめ定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。



第2 内容

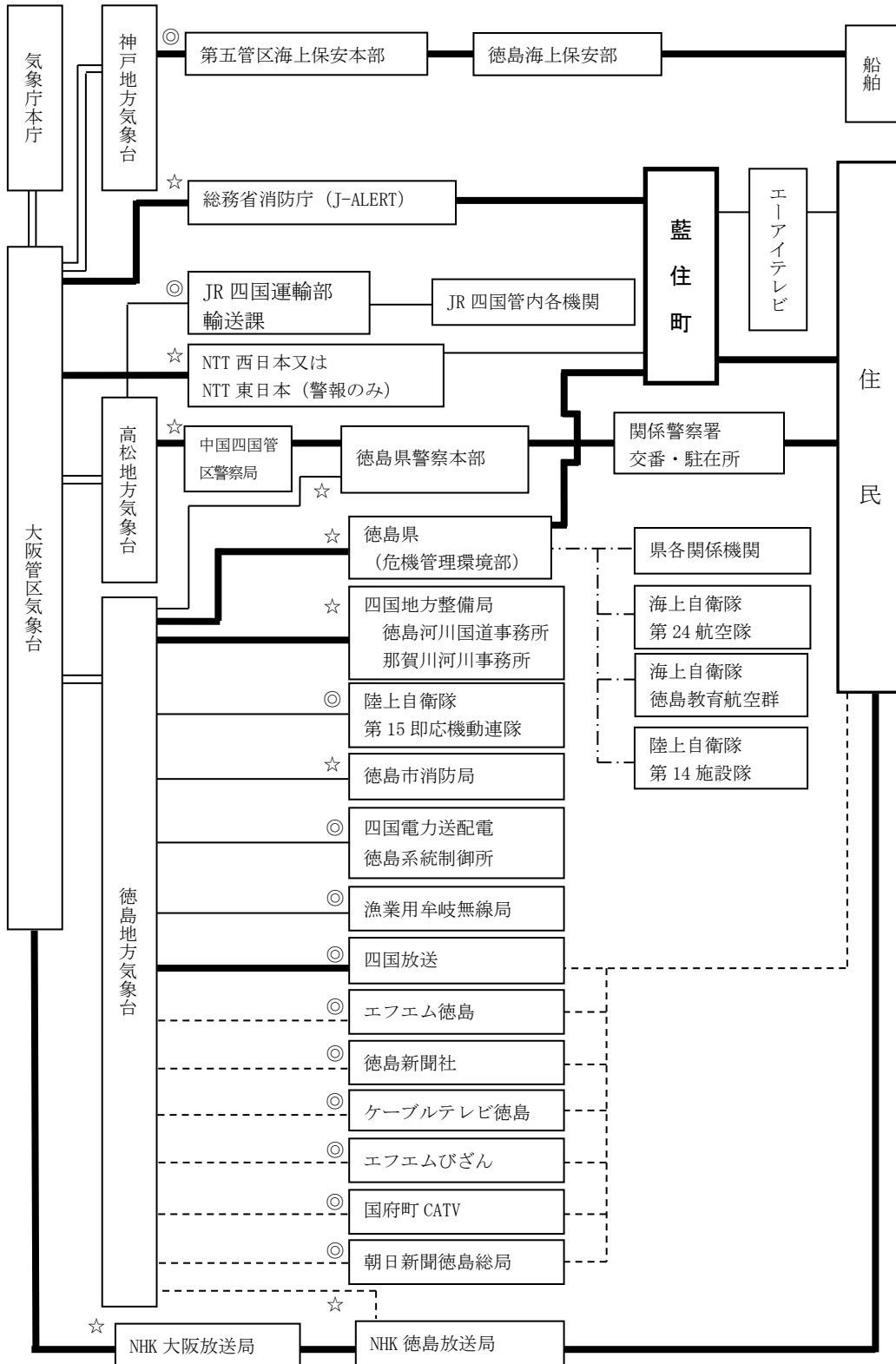
1 災害通信連絡系統

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底を図る。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、県は市町村への通知を義務づけられ、町は住民等への周知の措置を義務づけられている。

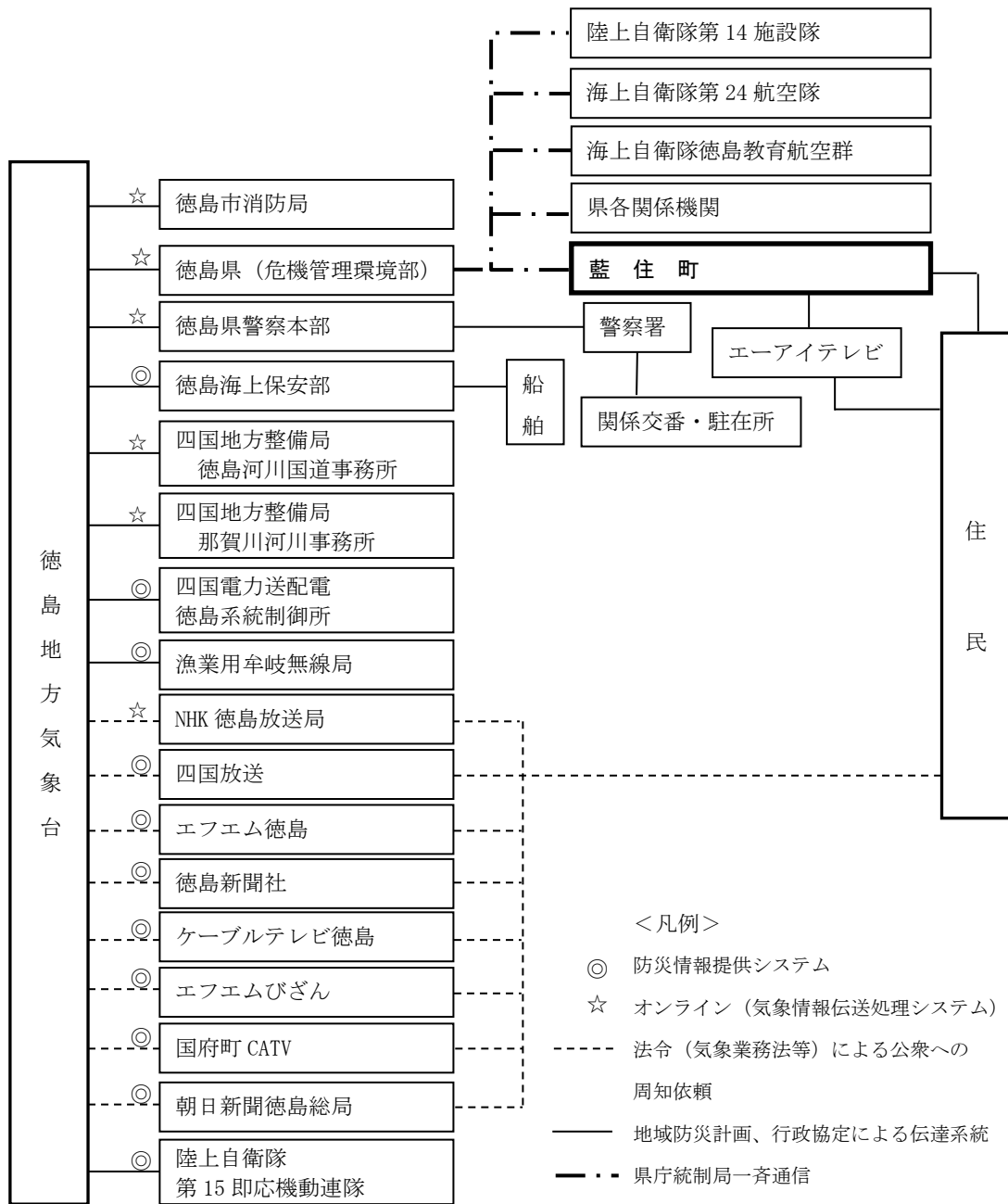
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波、気象に関する情報は、次の伝達系統により伝達する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統

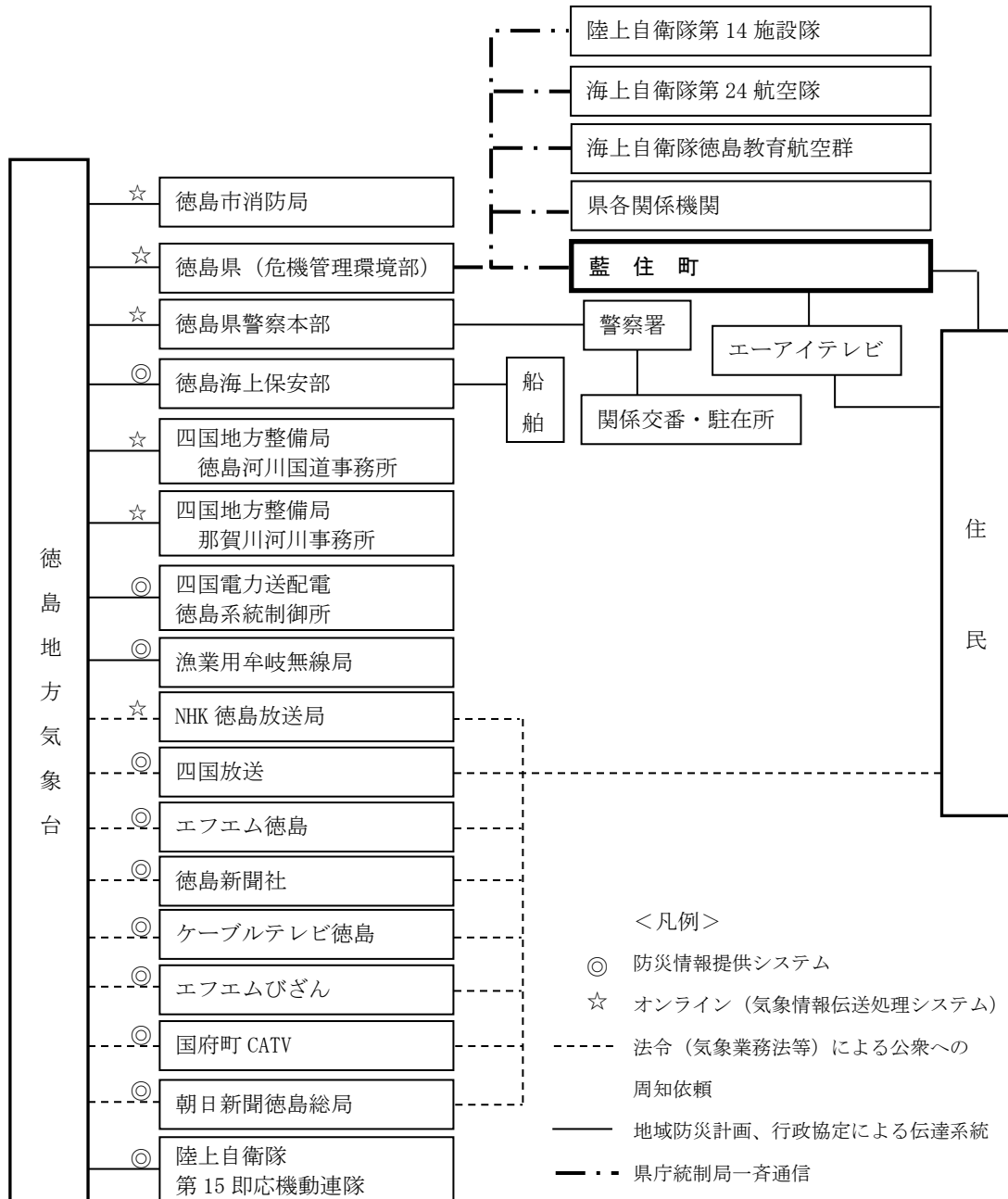


- < 凡例 >
- ◎ 防災情報提供システム
 - ☆ オンライン (気象情報伝送処理システム)
 - 法令 (気象業務法等) による通知系統
 - - - 法令 (気象業務法等) による公衆への周知依頼
 - 地域防災計画、行政協定による伝達系統
 - - - 県庁統制局一斉通信

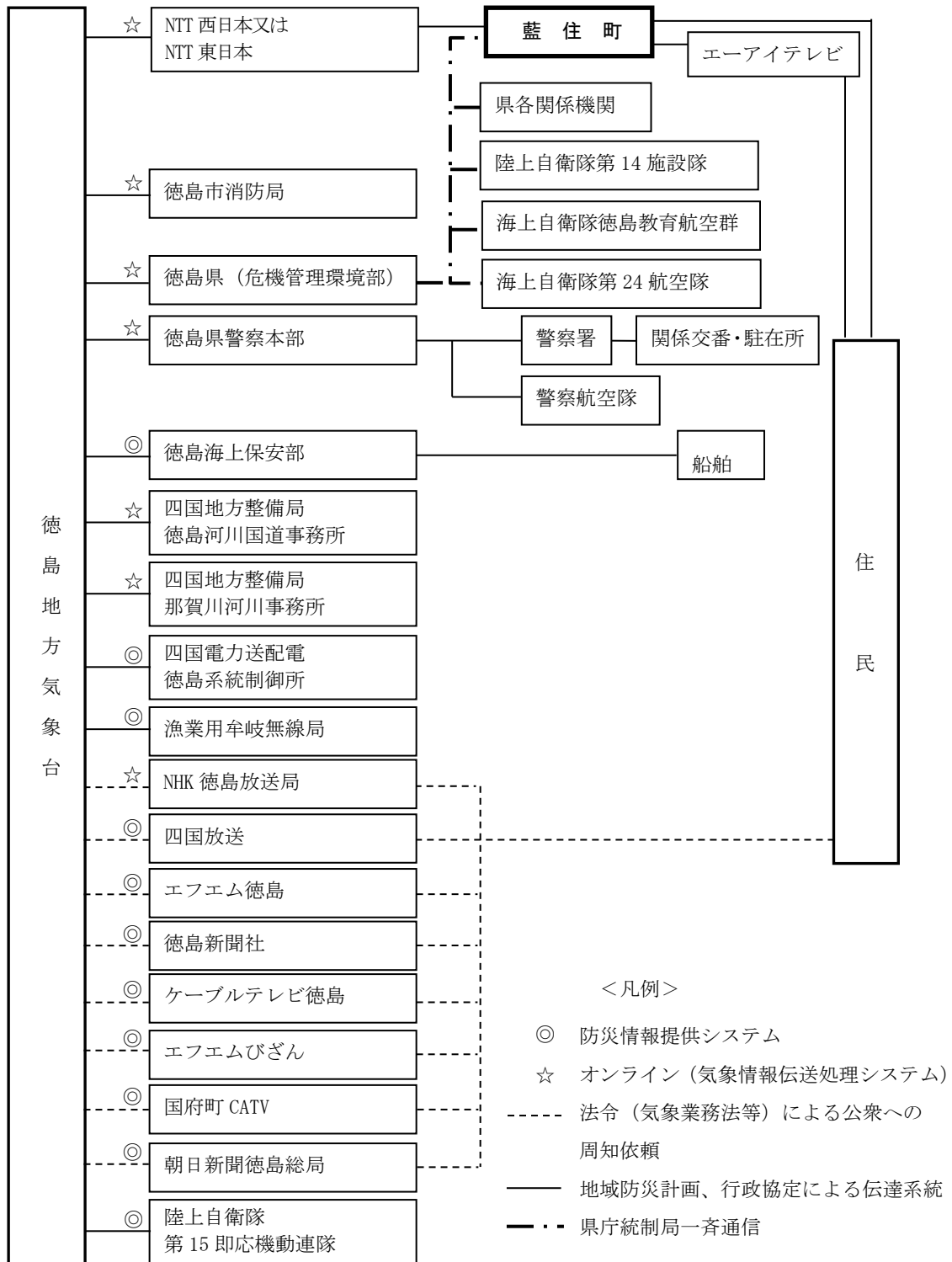
(2) 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統



(3) 気象に関する特別警報・警報の伝達系統

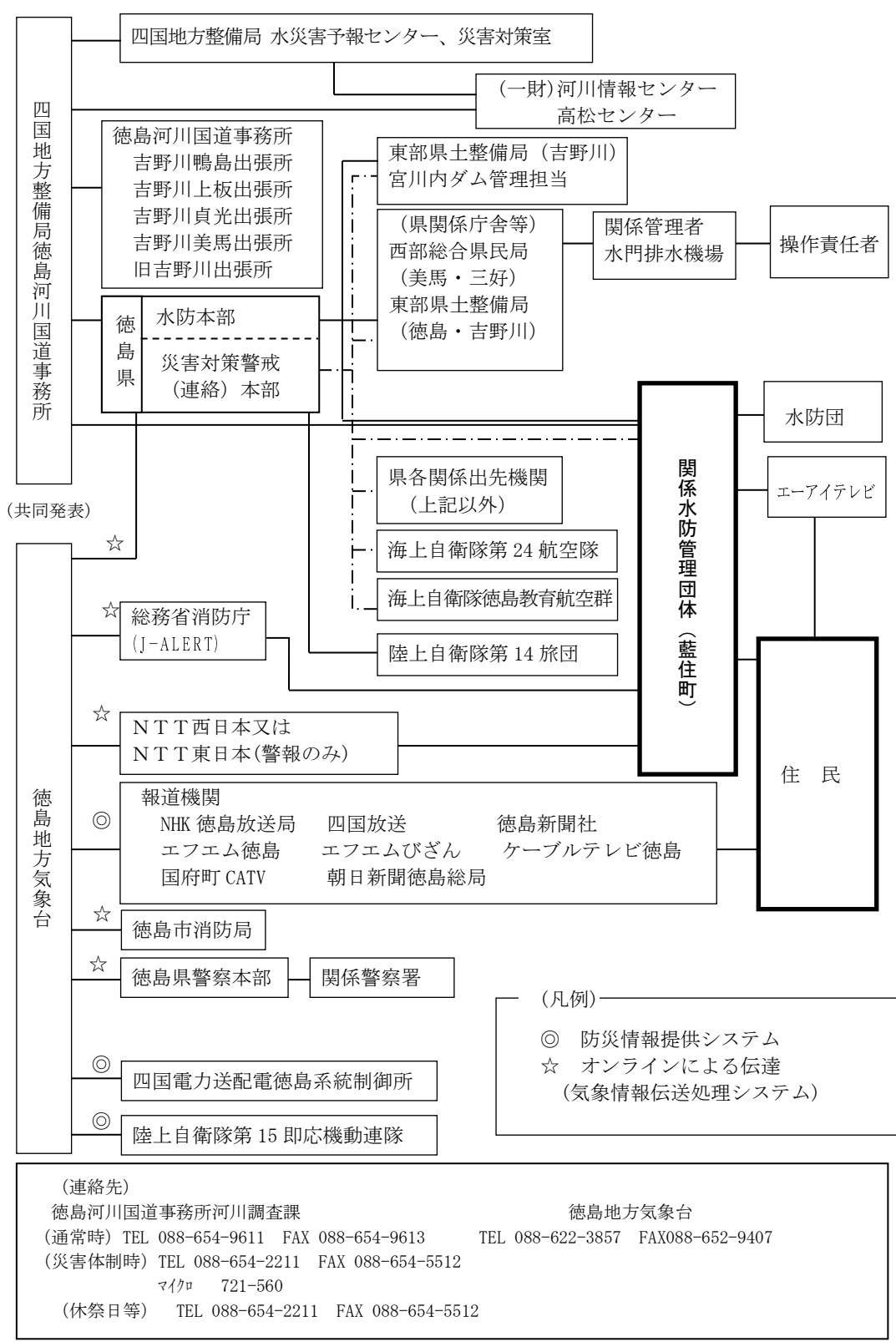


(4) 気象に関する注意報・情報の伝達系統



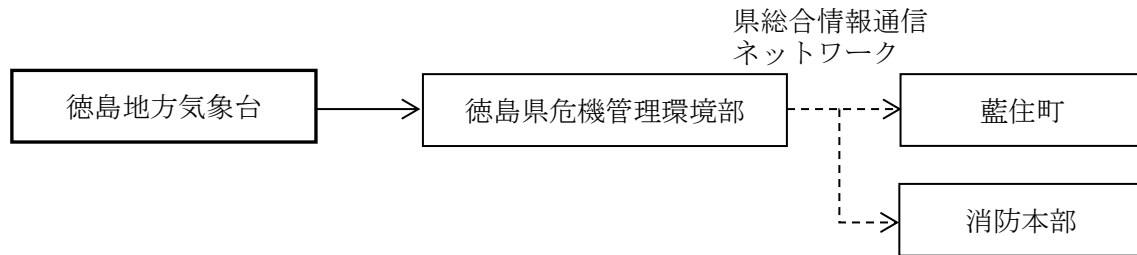
(5) 吉野川洪水注意報・警報・情報の伝達系統

(徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同で発表する吉野川洪水予報に関する通報)

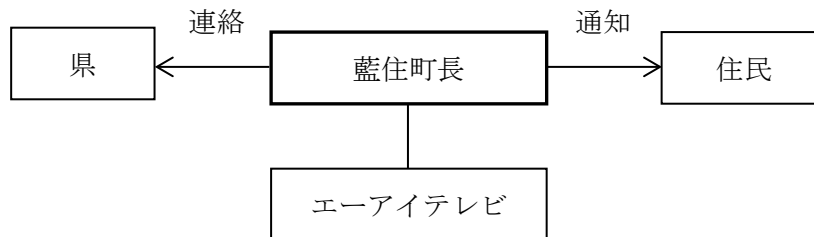


(6) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

ア 火災気象通報の伝達系統



イ 火災警報の伝達系統



注) 火災警報は、町長がアの通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認めたとときに発令することができる。

2 異常な気象発見時の通報

(1) 通報義務

ア 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

(2) 町の通報義務

上記(1)により通報を受けた町長は、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。

ア 徳島地方気象台

イ 知事（県災害対策本部が設置されているときは同本部長）

ウ 徳島板野警察署板野庁舎

エ 東部県土整備局徳島庁舎

オ 東部農林水産局

カ 東部保健福祉局

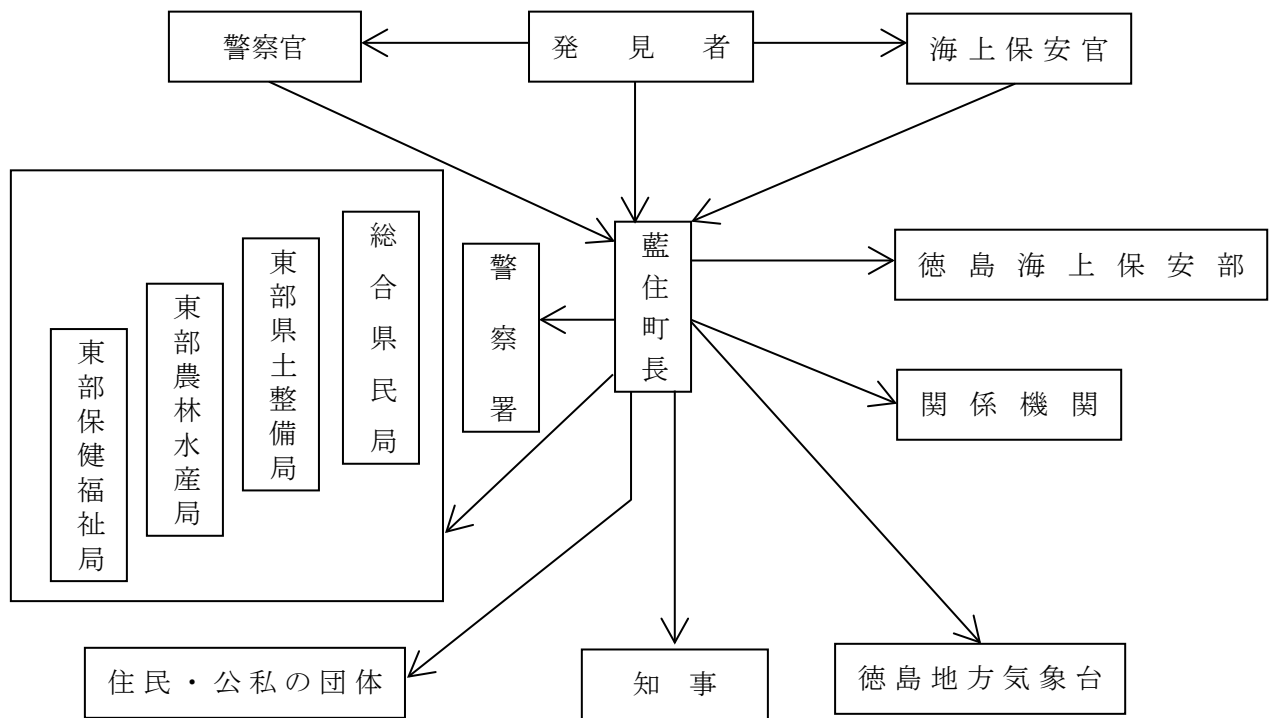
キ 徳島海上保安部

ク その他関係機関

(3) 町の対応

町長は、上記(2)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

【異常現象通報系統】



3 災害用通信設備等の運用

防災関係機関は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図るものとする。

(1) 通信連絡系統の整備

防災関係機関は、災害時における通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、平常時から有線及び無線を通じた複数の通信連絡系統を整備しておくものとする。

(2) 電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、NTT 支店、営業所及び NTT ドコモに対して非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用することができる。

(3) 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運用

徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運用については、県、県内市町村及び防災関係機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備えるものとする。

(4) 防災相互通信無線局の利用

防災相互通信無線局を備える防災関係機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の情報連絡手段として、同無線局を活用するものとする。

(5) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

ア 非常通信

防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 項の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発

生ずるおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の援助、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、町におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

(6) 放送の要請

町長は、災害対策基本法第 55 条又は第 56 条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

(通信施設に関する資料…別添資料編として整理)

4 南海トラフ地震に関連する情報の通報

徳島地方気象台は、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されたときは、知事に通報する。

県は、通報を受けた場合、速やかに各市町村へ伝達する。

町は、県から伝達を受けた場合、速やかな対応ができるよう準備を行う。

(1) 南海トラフ地震臨時情報

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合、又は「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）

※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

5 津波警報等の伝達

(1) 町及び県の措置

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、県は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの自動通信のほか、手動通信により町に警報等を正確かつ確実に伝達するとともに、次の指示確認事項を徹底する。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の再伝達

イ 住民、観光客、釣り客及びドライバー等、可能な限り広範に周知徹底を行うこと。

ウ 気象台からの情報、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意すること。

エ 本計画に基づく、町の連絡体制、配備体制をとること。

町は、大津波警報・津波警報・津波注意報又は避難指示を防災行政無線や広報車等により、正確

かつ確実に住民、観光客、釣り客及びドライバー等可能な限り広範に周知徹底する。

(2) 津波の自衛措置

ア 津波警報等が発表された場合、状況に応じ、安全を確保した上で情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、町長は、住民等に対して避難指示を伝達するなど、必要な措置をとる。

イ 町長は、避難対策として、強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れである場合においては、津波警報等を迅速に知るために、少なくとも1時間以上、ラジオ・テレビ(NHK・四国放送は放送終了後でも臨時に放送する。)を聴取する責任者を定めておくものとする。

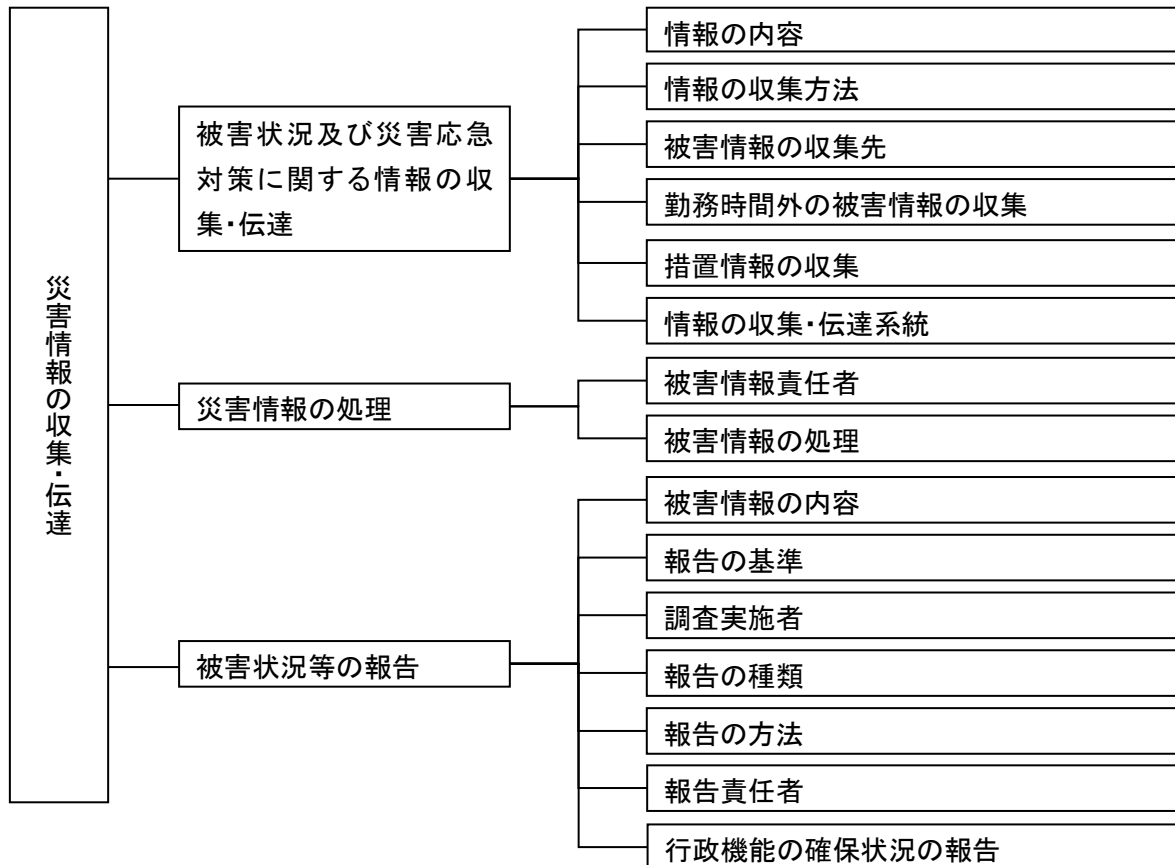
(大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容、

津波災害警戒区域一覧…別添資料編として整理)

第4節 災害情報の収集・伝達

（主な実施機関：町（全対策部）、消防本部、防災関係機関）

防災関係機関は、災害時において、効果的に応急対策を実施するため被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。



第1款 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

第1 方針

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関や住民の協力を得ながら、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況等の情報及び災害応急対策を実施するのに必要な被害状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。

第2 内容

1 情報の内容

町の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- (3) 被害状況

- (4) 災害応急対策実施状況
- (5) 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- (6) 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- (7) 避難状況
- (8) 医療救護活動状況
- (9) 住民の動静
- (10) その他応急対策の実施に際し必要な事項

2 情報の収集方法

町の被害情報収集のための通信手段としては、防災通信システムを活用する。

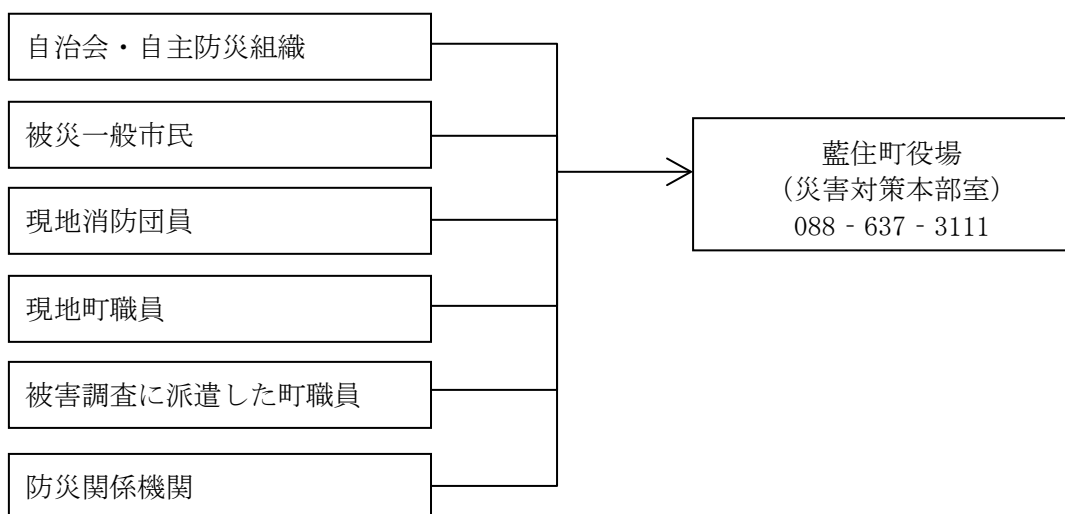
また、ヘリコプター及び携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の各種無線通信施設を活用するほか、情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど、あらゆる手段により迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。特に人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うこととしているため、人的被害の数について積極的に収集し、県に連絡する。

さらに、被害状況を早期に把握するため、同時多発の火災等による 119 番通報の殺到状況を確認するほか、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS など、ICT の被害状況の把握等への積極的な活用に努める。

3 被害情報の収集先

町は、自治会・自主防災組織、現地消防団員、現地町職員、被害調査に派遣した町職員、防災関係機関及び住民等から、主として次のような被害情報を通報等により収集する。

- (1) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置等）
- (2) 住民の行動、避難状況
- (3) 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）
- (4) 道路、鉄道の被害状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- (5) 道路渋滞の状況
- (6) 洪水・雨水出水・津波による浸水の状況



4 勤務時間外の被害情報の収集

勤務時間外に町に災害対策本部が設置される状況下において、町職員は、自宅付近の災害状況について積極的に調査し、被害を確認したとき、又は被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは、日直の職員及び警備員を經由して関係各課等）に通報するよう努めるものとする。

5 措置情報の収集

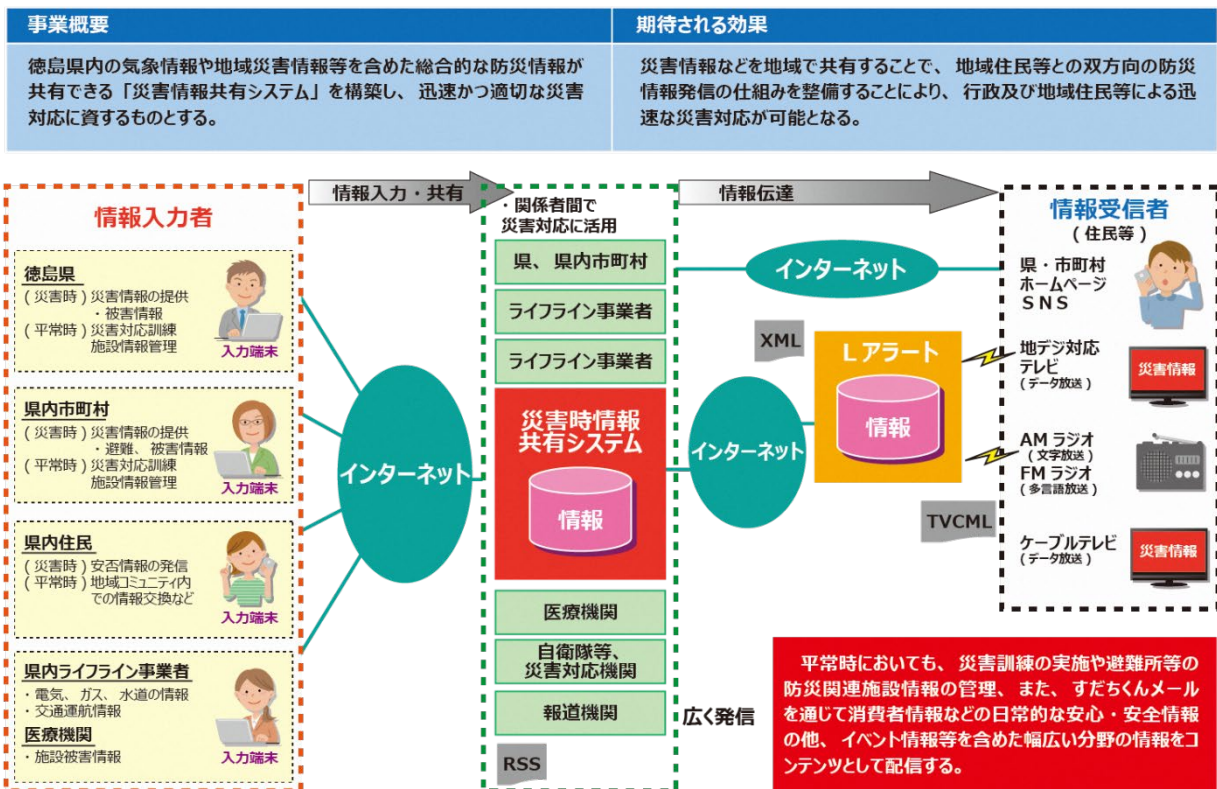
町は、以下に示す措置情報を収集する。

- (1) 主な応急措置（実施及び実施予定）
- (2) 応急措置実施のために講じた措置
- (3) 応援の必要性の有無
- (4) 災害救助法適用の必要性

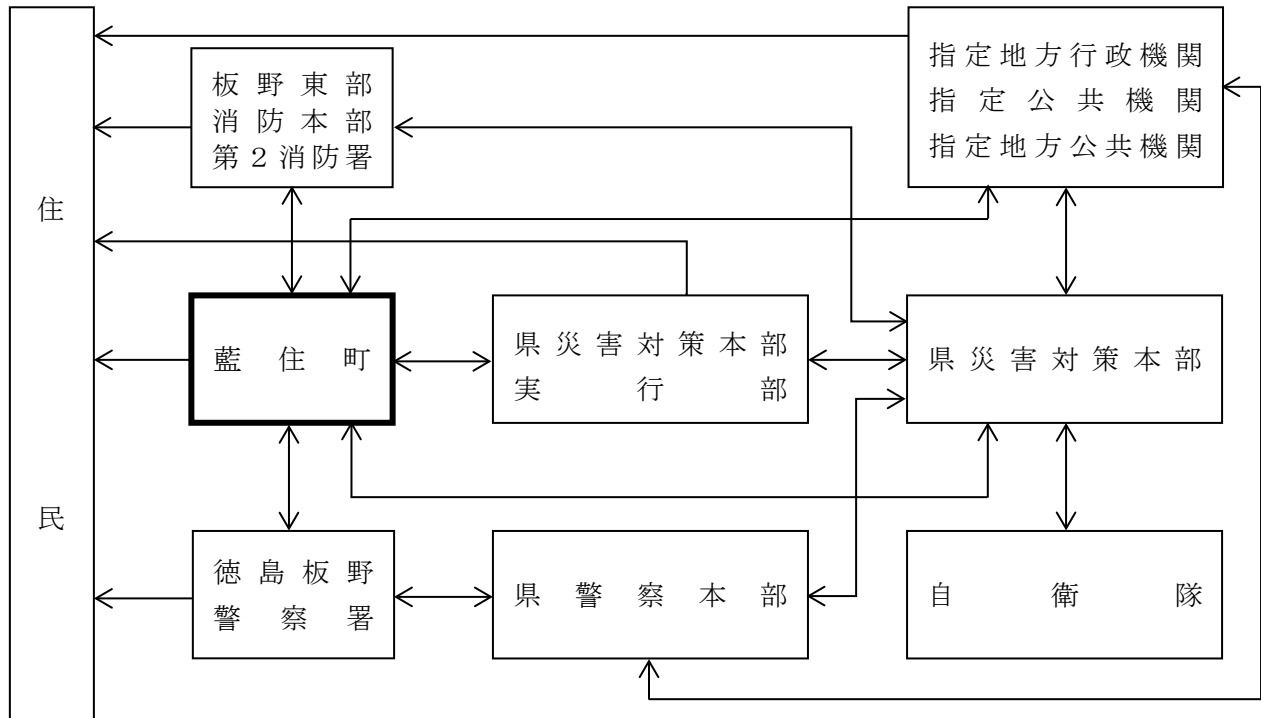
6 情報の収集・伝達系統

町の情報伝達・共有は、災害時情報共有システム（Lアラート）により行う。防災関係機関は、おむね次の系統により相互に情報の収集及び伝達を行う。

【災害時情報共有システムの場合】



【情報の一般的収集、伝達系統図】



第2款 災害情報の処理

第1 方針

災害情報の処理に関する事項は、次のとおりとする。

第2 内容

1 被害情報責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、被害状況の取りまとめ及び応急対策担当部への情報伝達を総務部において実施する。

また、応急対策担当部には、被害情報責任者を置くものとする。

被害情報責任者は、当該各部の課長補佐（課長補佐不在のときは、主任）をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

- (1) 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当課に伝達されたか。
- (2) 所定の報告先の機関へ報告したか。

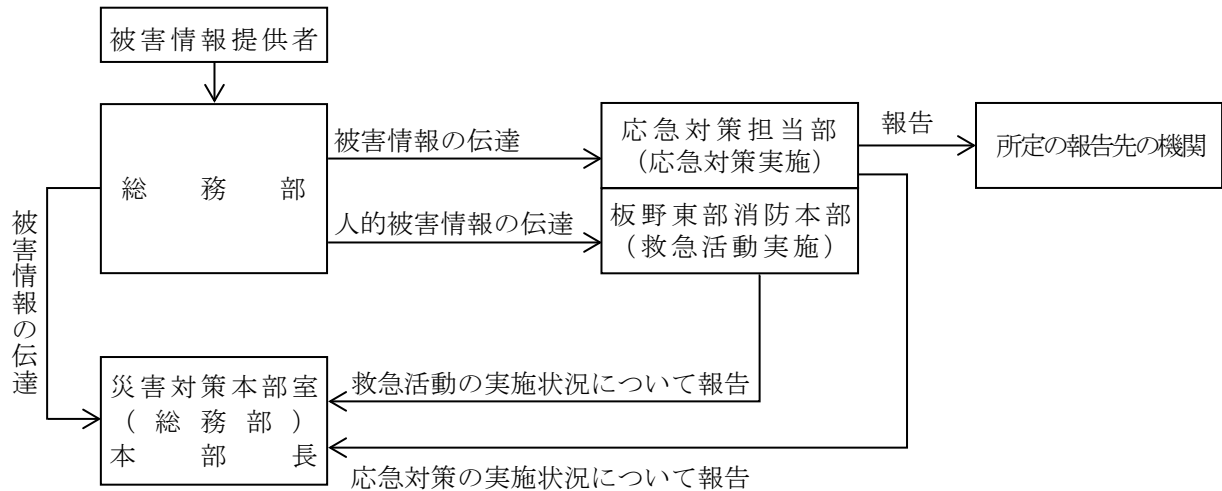
2 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- (1) 入手した被害情報は、総務部（被害情報受領者）が整理・記録する。この場合、情報によっては緊急な判断を要する場合があるので、外部からの情報を応急対策担当部へ転送することは、つとめて避けるものとする。
- (2) 総務部（被害情報受領者）は、上記(1)で整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。
- (3) 上記(2)による報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、防災担当課）及び応急対策担当部の被害情報

責任者へ伝達する。

- (4) 伝達を受けた応急対策担当部は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- (5) 応急対策担当部の被害情報責任者は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ所定の報告先の機関及び災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは防災担当課）へ報告する。
- (6) 重要な被害情報及び応急対策の状況については直ちに関係部長が本部長に報告する。



第3款 被害状況等の報告

第1 方針

町は、町内に災害が発生したときは、本計画に定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて関係機関等に報告するとともに、災害応急に関する措置事項及び今後の措置事項についても報告するものとする。

第2 内容

1 被害情報の内容

伝達する被害情報の内容は、「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」の別紙様式によるものとする。

(火災・災害等即報要領第4号様式、災害報告取扱要領関係様式…別添資料編として整理)

2 報告の基準

県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告の基準は「災害報告記入要領」により行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 町において災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
- (5) 津波により人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) がけ崩れ、地すべり、土石流等により人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 河川の溢水、破堤等により人的被害又は住家被害を生じたもの

- (8) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (9) 道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの
- (10) 上記各基準に該当しない災害であっても報道機関にとりあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

(災害報告記入要領…別添資料編として整理)

3 調査実施者

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに町の管理する施設について調査するものとし、次に掲げるライフライン関係機関等も調査の上、町等への連絡に協力するものとする。

四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
西日本電信電話株式会社徳島支店
株式会社NTT ドコモ四国支社徳島支店
KDDI 株式会社四国総支社
ソフトバンク株式会社
四国電力株式会社
四国電力送配電株式会社
一般社団法人徳島県エルピーガス協会

4 報告の種類

被害情報の報告の種類は次のとおりとする。

- (1) 災害速報
災害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- (3) 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

5 報告の方法

(1) 伝達手段

ア 災害速報及び中間報告

伝達のための情報通信手段としては、原則として災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。）。

また、災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

イ 確定報告

確定報告は必ず同別紙様式により文書で報告するものとする。

(2) 町の措置

ア 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対して連絡するものとする。

イ 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

ウ 「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく直接即報基準に

該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告するものとする。

(3) 報告先

連絡窓口	
消防庁	応急対策室
平日 (9:30～18:15)	TEL 03-5253-7527
	FAX 03-5253-7537
衛星系	TEL 7-90-048-500-90-49013
	FAX 7-90-048-500-90-49033
平日 (9:30～18:15) 以外	宿直室
	TEL 03-5253-7777
	FAX 03-5253-7553
衛星系	TEL 7-90-048-500-90-49102
	FAX 7-90-048-500-90-49036
徳島県危機管理環境部	TEL 088-621-2716
	FAX 088-621-2987
県ネットワーク無線	TEL 7-088-621-9500
	FAX 7-088-621-9366

(火災・災害等即報要領第4号様式、災害報告取扱要領関係様式…別添資料編として整理)

6 報告責任者

町の被害状況報告責任者は総務部長とする。

7 行政機能の確保状況の報告

町は、大規模災害時において、行政機能の確保状況を県に報告する。

報告に当たっては、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」(平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知)に基づき、震度6弱以上の地震を観測した際は「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてFAXにより県(市町村課)に報告する。

(市町村行政機能チェックリスト…別添資料編として整理)

第5節 災害広報

(主な実施機関：町（総務部）)

第1 方針

災害時の混乱した事態にあつては、被害の状況、応急対策の実施状況等を住民及び帰宅困難者に周知し、人心の安定と社会秩序の維持・回復を図る必要がある。

このため町は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。その際、高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者の置かれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切な情報提供に努めるものとする。



第2 内容

1 広報のための情報収集

(1) 被害情報等の収集

被害情報は、共通対策編第3章第4節「災害情報の収集・伝達」により収集した情報を使用して、広報資料を作成する。

(2) 写真等の収集

写真は、被害調査の際に撮影した写真等を用いる。

なお、必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を行う。

2 住民への広報

(1) 広報の内容

町が実施する広報活動においては、次の事項に重点を置くものとする。

ア 災害時における住民の注意事項

イ 災害に係る情報及び被害の状況の周知

ウ 町が実施しつつある災害対策の概要

エ 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知

オ 高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所での心得

カ 指定避難所の開設状況や混雑状況

- キ 災害復旧の見通し
- ク 電気、ガス、水道等供給の状況
- ケ その他必要な事項

(2) 広報の方法

町が住民に対して行う広報の方法は、次によるものとし、要配慮者、避難所外避難者（在宅、車中泊）、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に対して十分配慮する。

なお、おおむね災害が終結したときは、防災行政無線、広報車、消防団員、防災団員等により指定避難所等を巡回して必要な広報活動を行うものとする。

- ア 防災行政無線 町内 45 箇所
- イ 広報車 町広報車 2 台
- ウ 消防団員 第 11 分団～第 17 分団（各担当地区）
消防車 7 台
- エ 広報紙 総務部（広報担当）
- オ インターネットや携帯電話
- カ アマチュア無線
- キ 報道機関

名称	所在	電話番号	広報方法
NHK	徳島市寺島本町東 1-28	ニュース 088-626-5975	テレビ・ラジオ
四国放送	〃 中徳島町 2 丁目	報道 088-655-7560	〃
徳島新聞	〃	報道 088-655-7233 地方 088-655-7244	新聞
毎日新聞	〃 両国本町 1 丁目	088-625-3131	〃
朝日新聞	〃 八百屋町 1 丁目	088-622-6155	〃
読売新聞	〃 中洲町 3 丁目	088-622-3155	〃
産経新聞	〃 一番町 2 丁目	088-622-3181	〃
日本経済新聞	〃 中昭和町 1 丁目	088-652-2480	〃
時事通信	〃 徳島町 2 丁目	088-622-3166	通信
共同通信	〃 中徳島町 2 丁目	088-622-5155	

（通信施設に関する資料…別添資料編として整理）

3 取材対応

災害に関する情報及び災害対策本部の災害対策事項、その他住民に周知すべき事項は、災害対策副本部長（副町長）が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げる）によって取材に対応する。

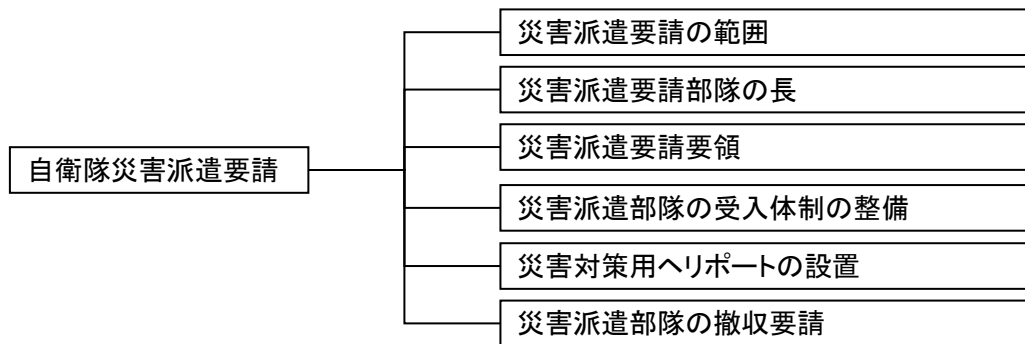
なお、取材に係る庶務的事項は総務部において所掌するものとする。

第6節 自衛隊災害派遣要請

（主な実施機関：町（総務部）、自衛隊）

第1 方針

災害が発生した場合、町長は、災害規模等に関し収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難と判断したときは、速やかに知事へ自衛隊の災害派遣要請を要求し、迅速かつ的確な応急対策を講ずるものとする。



第2 内容

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊への災害派遣要請者は知事であり、知事は、災害に際して事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定並びに災害派遣に関する知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のとおりである。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
道路、水路等交通上の障害物の除去	施設の損壊又は障害物の除去、道路又は鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は県又は町が準備）
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給水及び入浴支援

活動項目	活動内容
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対する消防機関に協力しての空中及び地上消火活動
救援物資の無償貸付け 又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づく被災者に対する救援物資の無償貸与又は譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

2 災害派遣要請部隊の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
- (2) 陸上自衛隊第14施設隊長（阿南市）
- (3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- (4) 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）

【連絡窓口】

- 陸上自衛隊第14旅団 第3部
TEL 0877-62-2311 内線 2235、2236、2237
防災無線 TEL 90-037-200-466-502（防衛班）
- 陸上自衛隊第14施設隊 隊本部
TEL 0884-42-0991 内線 230
防災無線 TEL 425**1
- 海上自衛隊徳島教育航空群 司令部
TEL 088-699-5111 内線 3213
防災無線 TEL 355（当直室）
- 海上自衛隊第24航空隊 幕僚室
TEL 0885-37-2111 内線 213
防災無線 TEL 397**1（当直室）

3 災害派遣要請要領

- (1) 情報提供

災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、町長は知事に対し、知事は自衛隊の部隊の長に対し、状況判断に必要な情報を速やかに提供する。

- (2) 知事に対する災害派遣要請の要求

町長は、災害派遣の必要があるとき、知事に対し、次に掲げる項目の内容を記載した文書により災害派遣要請を要求する。ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出する。

【自衛隊の災害派遣要請（依頼）】

番 年 月 日	号 日
徳島県知事 殿	藍住町長
自衛隊の災害派遣要請について（依頼） 災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

(3) 知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合の措置

ア 町長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により知事に対し、前記(2)の要求を行うことができないときは、直接自衛隊にその旨及び災害の状況を通知する。

なお、通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

イ 町長は、上記アの通知をした場合は、速やかに知事にその旨を報告する。

【災害状況通知書】

番 年 月 日	号 日
災害派遣要請部隊長 殿	藍住町長
藍住町の災害状況について（通知）	
災害を防除するため、徳島県知事に対し別紙のとおり自衛隊の災害派遣要請の依頼を試みましたが、現在のところ〇〇（通信途絶等具体的理由を記載）のため依頼できていないことを通知します。	
（別紙として「災害派遣要請依頼書」を添付）	

4 災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 連絡員の指名

派遣部隊との連絡調整を円滑に行うため、総務部職員を連絡員に指名する。

(2) 受入計画

応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業を開始できるよう、あらかじめ準備する。

(3) 連絡員の派遣等

町長は、派遣部隊の受入れに際し、自衛隊に対して災害対策本部に連絡班の派遣を要請する。

また、自衛隊の要求により、災害派遣部隊の主要な活動地区へ、町の連絡員を派遣する。

(4) 活動の競合重複の排除

災害対策本部は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

(5) 誘導

災害対策本部は、災害派遣部隊の受入れに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点又は救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。

(6) ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請の要求と同時に、下記5で定めるヘリポートの準備をし、自衛隊へも提供する。

(7) 資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、町においても調達及び提供に配慮する。

(8) 宿泊施設又は野営適地の提供

町は、自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所又は野営適地の提供を行う。

(9) その他

町は、災害派遣部隊の受入れに際して、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう、配慮するものとする。

5 災害対策用ヘリポートの設置

町長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、県に通知しておくものとする。

(1) 降着場適地の選定

ヘリポート用地として、(2)の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。なお、選定用地が町有地でない場合は、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておくものとする。

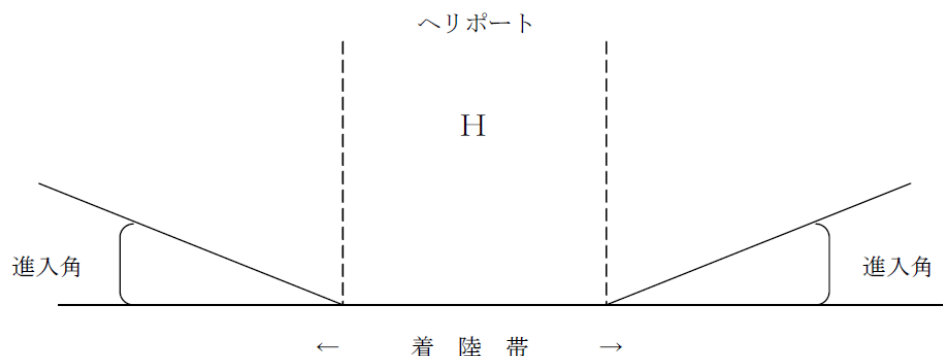
(2) 適地選定基準

ア 地表面は平坦でよく整理されていること。

イ 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等が上がらない場所であること。

ウ 所要の地積があること。

エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと。（大型ヘリコプター）



【ヘリポート最小限所要地積】

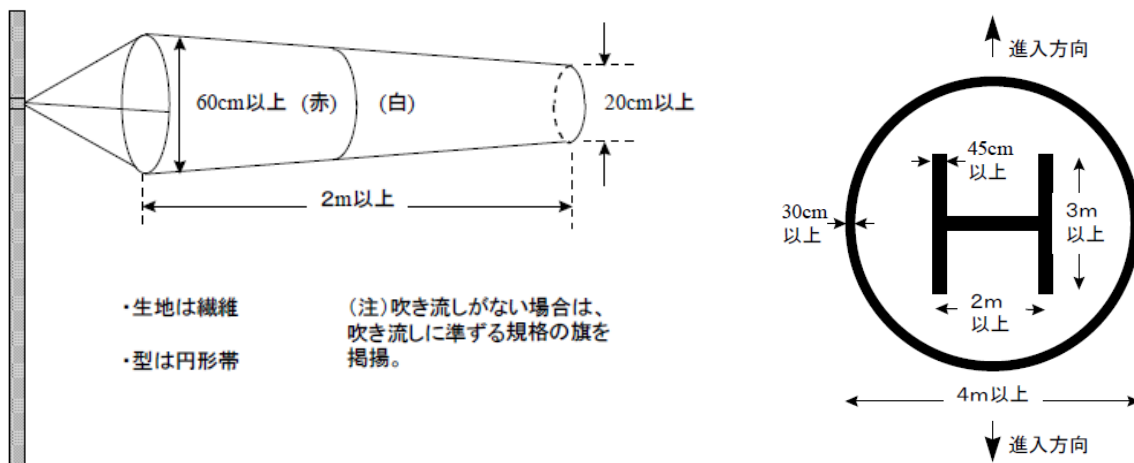
機 種	着陸帯(直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと。

(3) 事前準備

- ア ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を準備し、提供する。
- イ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- ウ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(4) 受入準備

- ア ヘリポート内にある風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- イ 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時には除雪又はてん圧を実施する。
- ウ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- エ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。
- オ 危険防止に留意すること。
 - (ア) 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 - (イ) 着陸地点付近に物品等異物を放置しないこと。
 - (ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。
- カ ヘリポートの標示をすること。
 - (ア) 上空から確認できる風向標示の旗を立てる、又は、発煙筒を用意すること。
 - (イ) 着陸地点に石灰、白布等で H 又は O の記号を標示すること。
 - (ウ) 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。



(5) 対空目視信号

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

ア 利用できるあらゆる方法により記号をつくること。

※ 生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油等で汚すことによって地上に標識を付けたりするものがある。

イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

ウ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

(災害対策用ヘリコプター降着適地…別添資料編として整理)

6 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼する。

【災害派遣撤収要請依頼書】

	番 年	月	号 日
徳島県知事	殿		
藍住町長			
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）			
災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、次のとおり撤収要請を依頼します。			
1	撤収要請依頼日時	年	月 日
2	派遣要請依頼日時	年	月 日
3	撤収作業場所		
4	撤収作業内容		

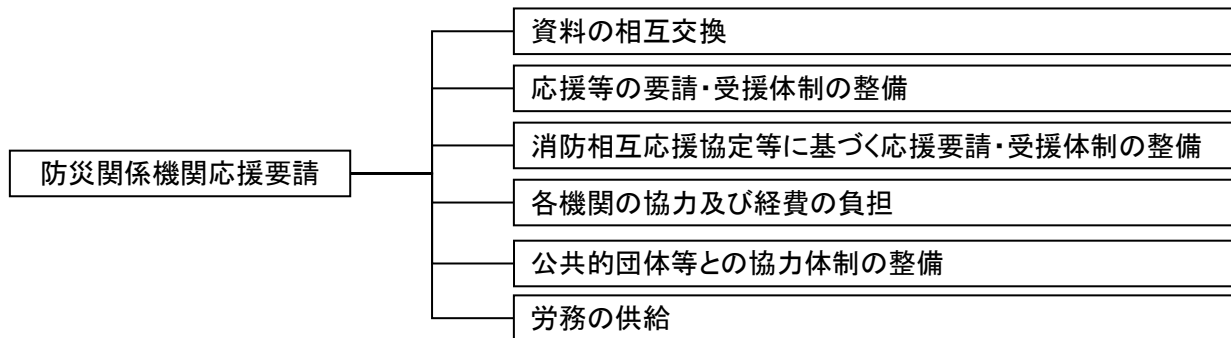
第7節 防災関係機関応援要請

(主な実施機関：町（総務部）、消防本部、防災関係機関)

第1 方針

災害時においては各防災関係機関がそれぞれの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期するものとする。そのため町は、平素から法令又は本計画の定めるところにより関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

また、防災関係機関との防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。



第2 内容

1 資料の相互交換

町、県及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

2 応援等の要請・受援体制の整備

(1) 応援要請の判断

町長は、災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、町の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定、災害対策基本法等に基づき、速やかに県及び他の市町村、その他防災関係機関等に応援又は職員の派遣等を要請する。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模な災害が発生し通信の途絶等により県や町との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

(2) 応援要請手続き等

ア 県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

町長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんに県を求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

要 請 の 内 容 等		要 請 事 項 等
1 応援又は 応急措置の 要請 (法第 68 条)	(1) 災害救助法の 適用	①災害発生の日時及び場所 ②災害の原因及び被害の状況 ③適用を要請する理由 ④適用を必要とする期間 ⑤既にとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥その他必要とする事項
	(2) 被災者の他地 区への移送要 請	①移送要請の理由 ②移送を必要とする被災者の数 ③希望する移送先 ④被災者の収容期間
	(3) 応援要請又は 応急措置の実 施の要請	①災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由 ②応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 ④応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容） ⑤その他必要な事項
2 自衛隊災害派遣要請の要求 (法第 68 条の 2)		共通対策編第 3 章第 6 節「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。
3 指定地方行政機関、他の市町村、 都道府県等の職員派遣のあっせ んを求める場合（法第 30 条）		①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項

イ 他の市町村への応援要請（法第 67 条）

町長は、応援要請の必要があると判断したときは、他の市町村に対し、次の事項について口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (ア) 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）を求める理由
- (イ) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
- (オ) その他必要な事項

ウ 指定地方行政機関の長、他の市町村、都道府県等に対する職員の派遣要請（法第 29 条、地方自治法第 252 条の 17）

町長又は町の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧対策のため、職員派遣要請の必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して町の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。）に対して職員の派遣を要請し、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づく地方公共団体相互間の職員の派遣を要請する。

職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書により処理する。なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長とあらかじめ協議しなければならない。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他必要な事項

(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

町は、災害時において、四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することができる。

緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- イ 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- ウ 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- エ 上記に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

(4) 受援体制の整備

町は、応援要請と同時に、応援部隊の受援体制を整備する。

ア 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保する。

イ 受援体制の内容

受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項については、その都度臨機応変に判断する。

(ア) 要請及び応援活動の記録

要請及び応援活動に係る次の事項について記録する。

- a 応援の要請先、要請日時、要請内容
- b 回答内容、回答日時
- c 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- d 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- e 搬入物資内容、量、返却義務の有無
- f 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- g 撤収日時

(イ) 活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、どの部隊に、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等についての応援部隊の活動計画を作成する。

(ウ) 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は自立することが原則であるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

（災害時における協定一覧…別添資料編として整理）

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請・受援体制の整備

(1) 応援要請の判断

町長又は消防長は、被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村長、消防組合管理者、広域連合の連合長に応援を要請するものとする。

(2) 応援要請手続き等

消防本部は、応援要請の必要があると判断したときは、他の消防組織に対し、次表に掲げる事項について口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(3) 要請事項

- ア 災害等の種別、概要
- イ 災害等の発生日時、場所
- ウ 応援消防力
- エ 応援隊の受入場所
- オ その他必要事項

【消防相互応援協定】

協定	連絡先
1 徳島県市町村消防相互応援協定	徳島県消防保安課 直通：088-621-2284 徳島県内の市町村及び消防事務を行う一部事務組合
2 徳島県広域消防相互応援協定	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、名西消防組合、海部消防組合、板野東部消防組合、板野西部消防組合、徳島中央広域連合、美馬市、美馬西部消防組合、みよし広域連合
3 板野東部消防組合 (松茂町、北島町、藍住町)、板野町、上板町との消防相互応援協定	板野東部消防組合(松茂町、北島町、藍住町)、板野町、上板町

【徳島県広域消防相互応援協定書に基づく出動区分】

応援種別		第1種広域出動	第2種広域出動	第3種広域出動 (隣接する1本部のみ)	
災害発生地管轄消防本部	総括及びブロック別消防本部	広域消防本部名			
	第1ブロック	統括 徳島市	小松島、阿南、海部	鳴門、板野東部、板野西部、名西、美馬西部、徳島中央広域連合、美馬市、みよし広域連合	小松島、板野西部、名西
		小松島市	徳島、阿南、海部		徳島、阿南
		阿南市	徳島、小松島、海部		小松島、海部
		海部(組)	徳島、小松島、阿南		阿南
	第2ブロック	統括 鳴門市	板野東部、板野西部、名西	徳島、小松島、阿南、海部、美馬西部、徳島中央広域連合、美馬市、みよし広域連合	板野東部、板野西部
		板野東部(組)	鳴門、板野西部、名西		徳島、鳴門、板野西部
		板野西部(組)	鳴門、板野東部、名西		鳴門、板野東部、名西、徳島中央広域連合
		名西(組)	鳴門、板野東部、板野西部		鳴門、板野西部、徳島中央広域連合、美馬市
	第3ブロック	統括 美馬西部(組)	徳島中央広域連合、美馬市、みよし広域連合	徳島、小松島、阿南、海部、鳴門、板野東部、板野西部、名西	美馬市、みよし広域連合
		徳島中央広域連合	美馬西部、美馬市、みよし広域連合		美馬市、板野西部、名西
		美馬市	美馬西部、徳島中央広域連合、みよし広域連合		徳島中央広域連合、名西、美馬西部、みよし広域連合
		みよし広域連合	美馬西部、徳島中央広域連合、美馬市		美馬西部、美馬市

(4) 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行う。

消防本部は、被害が広範囲に及び、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、「板野東部消防組合緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

(5) 受援体制の整備

消防本部は、応援要請と同時に応援部隊の受援体制を整備するものとする。そのため、災害時受援計画の策定を推進する。

ア 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口は受援の司令塔である総務担当部署に設置し、要請先である消防組織及び町との情報交換を緊密に行うものとする。

イ 受援体制の内容

体制の内容は前記2(4)のイに準じるものとし、その都度臨機応変に対処するものとする。

ウ 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行うものとする。

4 各機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関の協力業務の内容は、共通対策編第1章第9節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。

ウ 各機関の協力円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとする。

(2) 協定の締結

ア 町は、平常時から国、県及び他市町村等の関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

イ 町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(3) 経費の負担

ア 国又は他都道府県から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法又は相互応援協定に定めるところによる。

イ 指定公共機関等が協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

5 公共的団体等との協力体制の整備

(1) 協力体制の確立

町は、災害時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対し、災害時の応急対策に関して積極的な協力が得られるよう、協力体制を確立しておくものとする。

(2) 協力業務等

町は、公共的団体等と災害時における協力業務、協力の方法をあらかじめ協議し、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること。
- イ 災害時における広報等に協力すること。
- ウ 出火の防止、初期消火に協力すること。
- エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること。
- オ 被災者の救助業務に協力すること。
- カ 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること。
- キ 被害状況の調査に関すること。

(3) 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

町及び公共的団体等は、応援職員の派遣に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 労務の供給

災害時における必要な労働者の雇上げは、次のとおりとする。

(1) 実施責任者

労務者の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労務者等の把握

日雇労働者及び一般求職者は、県下各公共職業安定所において把握しておくものとする。

(3) 従事命令者又は協力命令者

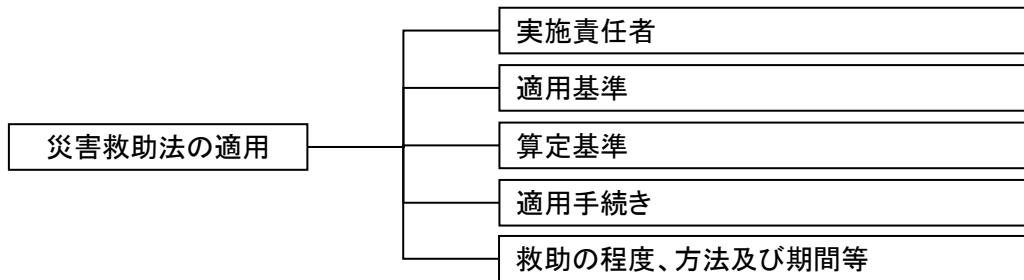
災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発するものとする。

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	町長 警察官
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条	知事
	協力命令	災害救助法第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 町長 (委任を受けた場合)
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

第8節 災害救助法の適用 (主な実施機関：町（全対策部）)

第1 方針

町内において一定基準以上の災害が発生し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥るなど現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。



第2 内容

1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い、町長がこれを補助する。

ただし、知事が救助に関する職権の一部を委任した場合は、町長が行う。

町長は、救助に関して知事からあらかじめ委任を受けた応急対策について実施するものとし、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。

なお、町長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関	備考
① 避難所の設置	町	
② 応急仮設住宅の供与	県、町	
③ 炊き出しその他による食品の給与	町	
④ 飲料水の供給	町	
⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	町	
⑥ 医療及び助産	県、町	
⑦ 被災者の救助	町	
⑧ 被災した住宅の応急修理	町	
⑨ 学用品の給与	県、町	
⑩ 埋葬	町	
⑪ 遺体の搜索	町	
⑫ 遺体の処理	町	
⑬ 障害物の除去	町	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と町が連携して実施するものとする。

2 適用条件・基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（災害救助法第2条第1項）

ア 町内の住家滅失世帯数が60世帯以上に達したとき。

イ 徳島県下において1,000世帯以上の住家が滅失した場合で、町内の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。

ウ 徳島県下において5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、町内の被害世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、町が当該所管区域に含まれ、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

3 算定基準

被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない世帯は、3世帯をもって1世帯とみなす。

4 適用手続き

(1) 報告

町長は、町における災害が前記2(1)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

(2) 事務手続き

災害救助法を適用するための主な手続きは、下表「災害救助の主な事務のあらまし」のとおりである。

5 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について内閣総理大臣と協議する。

（災害救助法による救助の程度、方法及び期間…別添資料編として整理）

【災害救助の主な事務のあらまし】

順 序	内閣府	都道府県	市町村	備 考
被害状況の把握			○迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	○提供された情報内容について確認、(必要に応じて) 助言	○市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに内閣総理大臣に報告 (以下、状況が判明次第随時情報提供)	○速やかに被害状況を知事に情報提供 (以下、状況が判明次第随時情報提供)	
災害救助法適用の決定	○情報の受理及び技術的な助言、指導 ○必要に応じ災害対策本部を設置 ○日本赤十字社等関係機関への連絡	○市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、内閣総理大臣に情報提供 ○県内各関係機関に連絡 (連携協力) ○必要に応じ災害対策本部を設置 ○必要に応じ現地を確認	○知事に災害救助法の適用要請 ○必要に応じ、災害対策本部を設置	
応急救助の実施	○ (必要に応じ) 他の都道府県知事に対する応援の指示	○救助の実施等 ○ (必要に応じ) 他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	○応急救助に当たる (県から委任を受けた救助等)。	
中間報告	○情報の受理及び必要な助言、指導	○救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 (以下、状況が判明次第随時情報提供)	○救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 (以下、状況が判明次第随時情報提供)	
(必要に応じ) 特別基準の申請 ・特別基準の申請は、救助の種類ごとの期間内に行わなければならない。	○承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	○被害が甚大等のため、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	○ (必要に応じ) 知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	○情報の受理及び必要な助言、指導	○応急救助の完了後 ① 確定被害状況 ② 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	○応急救助の完了後 ① 確定被害状況 ② 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	○申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	○翌年度6月15日までに精算交付を内閣総理大臣に申請	○応急救助等に基づく救助費 (支弁を行った額) を知事に申請	特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる。

第9節 避難対策の実施

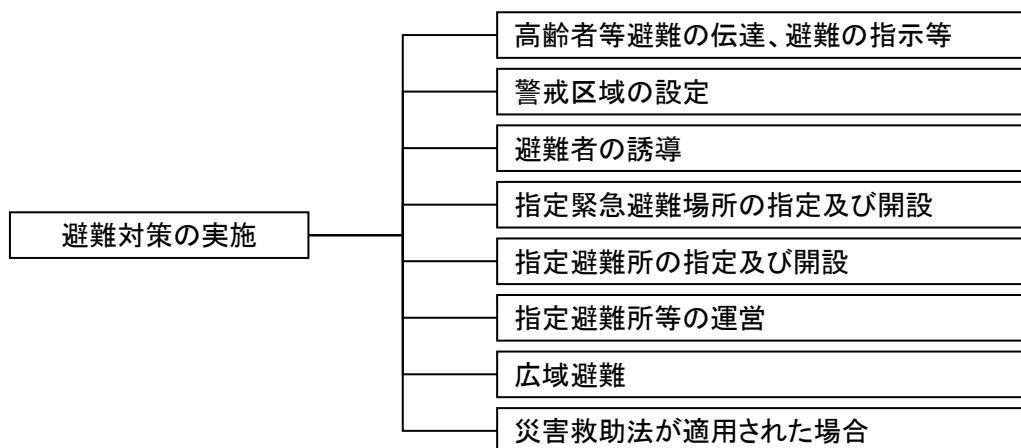
(主な実施機関：町（総務部、住民福祉部）、消防本部、消防団、徳島県、徳島板野警察署板野庁舎、自衛隊)

第1 方針

大規模な災害時においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。



第2 内容

1 高齢者等避難の伝達、避難の指示等

(1) 避難の指示等の実施責任者及び基準

関係法令の規定に基づく実施責任者は、次により避難の指示等を行うものとする。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者等へ避難を 求める。	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められたとき。

区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の指示	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害時において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)		町が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法第94条)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、高潮、津波により著しい危険が切迫していると認められるとき。	
緊急安全確保措置の指示	町長 (災害対策基本法第60条)	緊急安全確保措置の指示	災害時において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)		町が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第61条)		町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

(2) 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難場所等の周知

ア 町は、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

イ 町は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、避難情報等の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。

ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(4) 災害一般の避難の指示等

町は、災害時において人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の事項に留意の上、高齢者等避難の伝達又は避難の指示を行う。

ア 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。

イ 避難指示等の発令を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

ウ 災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求める。

エ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

オ 災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示する。これらについての措置を行った場合には、速やかに知事に報告する。

この場合において町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

カ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、津波、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアル（「藍住町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」）を整備する。

また、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

キ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、町がその全部又

は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。

(5) 洪水又は高潮についての避難指示

ア 町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。また、状況に応じて緊急安全確保措置を指示する。

イ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(6) 避難情報の内容

町長等避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難情報の理由

(7) 関係機関の相互連絡等

県、町、警察、水防管理者及び自衛隊は、避難の指示等を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関に速やかに連絡する。

ア 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	避難措置の内容	報告又は通知先
町長	災害対策基本法第60条に基づき避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示をしたとき。	知事 とくしまゼロ作戦課 TEL 088-621-2297
	災害対策基本法第61条に基づき警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき。	
水防管理者 (町長)	水防法第29条に基づき避難のための立退きを指示したとき。	徳島板野警察署板野庁舎 TEL 088-672-0110
警察官	災害対策基本法第61条に基づき避難のための立退きを指示したとき。	町長
知事又はその命を受けた職員	水防法第29条に基づき避難のための立退きを指示したとき。	徳島板野警察署板野庁舎 TEL 088-672-0110

イ 報告又は通知事項

町長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、並びに緊急安全確保措置の指示及び警察官から避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示について通知を受けたときは、速やかに知事に対し次の事項を報告する。

(ア) 避難指示、緊急安全確保措置又は立退き先の指示の区分

(イ) 避難指示等をした日時及び区域

(ウ) 対象世帯数及び人員

(8) 住民への周知徹底

避難の指示等をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又は広報車、警鐘、サイレ

ンによる信号など直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員・児童委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水等の危険又はその発生のおそれがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

ア ラジオ、テレビ放送による広報

町長が発令する避難情報を住民へ確実に伝達するため、避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせに基づき、放送事業者に対して、避難情報の放送を要請する。

イ 町防災行政無線

音声による放送及びエのサイレン信号を併用して広報する。

ウ 広報車による広報

町広報車（2台）、消防団消防車等（7台）を利用し、関係区域を巡回して広報する。

エ 信号による伝達（水防信号）

サイレン信号により伝達する。

徳島県水防法第20条第1項に基づく水防信号（昭和25年徳島県規則第2号）

第1信号 警戒水位（氾濫注意水位）に達したことを知らせる。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○―― 休止
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○―― 休止
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○―― 休止 ○―― 休止 ○―― 休止
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○―― 休止 ○―― 休止

(備考) ① 信号は適宜の時間継続すること。

② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。

③ 危険が去ったときは口頭伝達又は町内放送施設を利用し、周知させるものとする。

オ 戸別訪問による伝達

避難情報を発令したときに夜間で停電している場合においては、消防団、自主防災組織、防災ボランティア等により関係区域の家庭を戸別に訪問し、伝達の徹底を図る。

(9) 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、「藍住町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に定めるところによるものとし、町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定す

る。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定の目的

災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止を図る。

(2) 警戒区域の設定

町長は、地震災害時、又は津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

町長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは警察官又は海上保安官は町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

(津波災害警戒区域一覧…別添資料編として整理)

3 避難者の誘導

(1) 住民の避難誘導

町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

住民の避難誘導は、町及び警察署等が実施するものとするが、誘導に当たっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、県と協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとし、その際、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

イ 町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努める。

ウ 町は、被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近

隣市町へ設ける。

(3) 避難行動要支援者への配慮

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効率的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

4 指定緊急避難場所の指定及び開設

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、また、災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて緊急避難場所をあらかじめ指定する。

(2) 指定緊急避難場所に関する事項

ア 町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは町に届出する。

ウ 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 指定緊急避難場所の開設

ア 町は、災害時には、必要に応じて高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図る。

また、自主防災組織は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を担う。

イ 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れるものとし、地域の実情等を勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努める。

(指定緊急避難場所一覧…別添資料編として整理)

5 指定避難所の指定及び開設

(1) 指定避難所の指定

町は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

なお、指定の際には地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえるものとする。

(2) 指定避難所に関する事項

ア 町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する。

イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止しようとするときは、町に届出する。

ウ 町は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。

オ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(3) 指定避難所の開設

町は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その規模に鑑み、必要な指定避難所を可能な限り当初から速やかに開設する。

ア 避難所の追加開設

災害発生状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知する。また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努める。

特に、要配慮者に配慮して被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

イ 受入方法

(ア) 主な避難所としては、公立の学校、公会堂等公共施設、神社、寺院、旅館等の既存の建物を応急的に整備して使用するのが適当であるが、これらの適当な施設が得難いときは野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置する。

(イ) 災害の状況により、予定した避難所が使用できないとき、又は収容人数が不足するときは、知事又は隣接市町長と協議して所要の措置を講ずる。

(ウ) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れるものとし、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ 避難所の安全性の確認

避難所を開設する場合にはあらかじめ施設の安全性を確認する。

(4) 避難所開設の報告

町は、避難所を開設したとき、速やかに次の事項を県及び関係機関に報告又は通知する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(指定避難所一覧…別添資料編として整理)

6 指定避難所等の運営

(1) 指定避難所等の運営・管理

避難所の運営は、関係機関の協力の下、町が適切に行い、運営に関する事項を定める。この際町は、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、県と連携の下、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

ア 職員等の派遣

避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、災害時コーディネーター、ボランティア等の協力を得て、避難者に対し、必要に応じ次の業務を行う。

- (ア) 給水、給食
- (イ) 毛布、衣料、日用必需品等の支給
- (ウ) 負傷者に対する応急医療
- (エ) 行政相談等必要とされるその他業務

イ 避難所の実態把握

避難所における生活環境を常に良好なものとするよう、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握など、必要な措置を講じるよう努める。

- (ア) 水道、ガス、電気の復旧状態
- (イ) 仮設トイレの個数や設置場所
- (ウ) 避難所の清掃、室温、湿度、換気状態
- (エ) プライバシーの保護
- (オ) それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者（車中泊等の避難所外で生活する被災者を含む。）の状況

ウ 避難所運営マニュアルの整備、普及・啓発

「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に作成した避難所運営マニュアルについて、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及・啓発に努めるものとし、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。

エ 男女双方の視点等の配慮

- (ア) 避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

- (イ) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(2) 要配慮者への対応

町及び県は、避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努める。

(3) 学校を避難所とする場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等

について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(4) 避難所等における生活環境の向上

町は、県が締結した以下の民間事業者との協定などを活用し、避難所等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）における生活の質の向上を図る。

(ア) アマゾンジャパン及びヤマト運輸との協定による、必要な物を必要な量だけ支援可能な「ほしい物リスト」を活用する。

(イ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(5) 災害時快適トイレ計画の推進

町は、県が策定した避難所における仮設トイレの必要数及びその調達、携帯用トイレの備蓄のあり方、衛生管理等の方針をまとめた「災害時快適トイレ計画」及びアクションプランについて、本計画、避難所整備、避難所運営マニュアルの改善等に活用する。

(6) 避難所における感染症対策

ア 町及び県は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置（避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトへの変更等）を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

イ 町は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。

ウ 町は、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努める。

エ 町は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。

7 広域避難

(1) 広域避難の要請等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合は、県に対し、次のとおり依頼して対応する。

ア 避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施する。

イ 事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、県へ応援を要請できる。

なお、県は、町からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となり得るブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。

ウ 県外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県を通じ、国、関西広域連合又は他の都道府県に広域避難に関する支援を要請できる。

なお、災害の発生により町及び県がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行するものとする。

エ 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定し

ておくよう努める。

(2) 被災者輸送の要請

町は、避難者の保護の実施のために緊急の必要があると認めるときは、県を通じて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上記の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

8 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 期 間

災害発生の日から7日以内

(3) 費 用

ア 指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、高熱水費及び仮設便所等の設置費

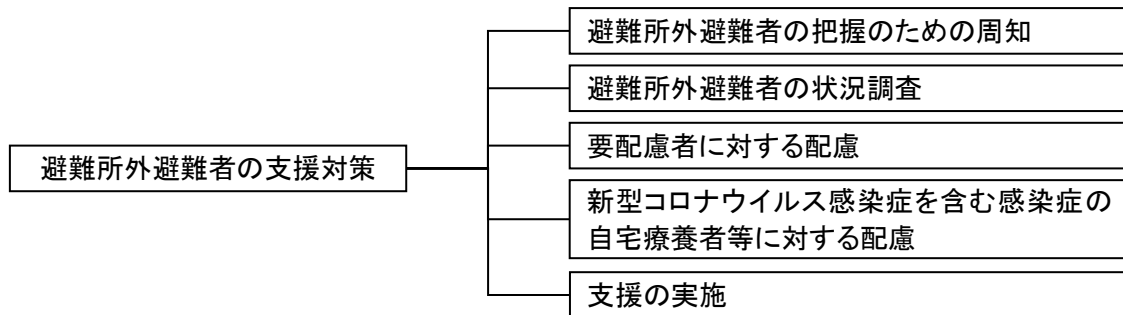
イ 指定避難所が冬季（10月1日～3月31日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算

ウ 高齢者、障がい者等であって、指定避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第10節 避難所外避難者の支援対策 (主な実施機関：町（住民福祉部）)

第1 方針

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。



第2 内容

1 避難所外避難者の把握のための周知

町は、避難所外避難者に対し、町又は最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知する。

2 避難所外避難者の状況調査

- (1) 町は、開設した避難所を中心に、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (2) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (3) 避難所外避難者の状況は、発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

3 要配慮者に対する配慮

町は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、町等と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めることとしており、町は、県が実施する自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整や、必要に応じた自宅療養者等に対する避難の確保に向けた情報提供に協力する。

5 支援の実施

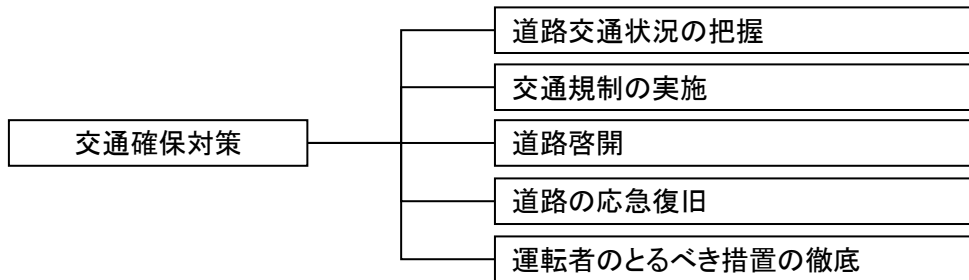
町は、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

第11節 交通確保対策

(主な実施機関：町(総務部、建設産業部)、消防本部、徳島板野警察署板野庁舎)

第1 方針

災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送等を円滑に行うための不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによるものとする。



第2 内容

1 道路交通状況の把握

町は、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合いの調査を速やかに実施するとともに、徳島板野警察署板野庁舎、東部県土整備局等の行政機関はもとより、四国電力株式会社や西日本電信電話株式会社等通信事業者等、民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努める。

2 交通規制の実施

(1) 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 (国、県、町 西日本高速道路㈱)	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	県警察 (公安委員会 警察署長 警察官)	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合
措置命令	道路管理者 (国、県、町 西日本高速道路㈱)	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合
	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防職員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

(注) 道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

(2) 交通規制の実施

町は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象、区間又は地域、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。

なお、大規模な災害により、広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は、隣接市町、県等の道路管理者と協議の上、徳島板野警察署板野庁舎に対し交通規制の実施を要請するものとする。

(3) 交通規制の通知

町は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ徳島板野警察署板野庁舎に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域、期間及び理由を通知する。

なお、あらかじめ通知するいとまがないときは、これらの事項を、事後速やかに通知するものとする。

(4) 交通規制の周知

町は、交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して、交通の混乱防止措置を講ずるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて、交通規制の周知徹底を図る。

(5) 緊急通行車両等の事前届出

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において緊急輸送等を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われることがある。

町は、災害が発生した場合に使用する予定のある町有車両については、「緊急通行車両事前届出」を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて当該届出済証を車検証と共に保管しておくものとする。

なお、災害発生時には、「緊急通行車両届出済証」を最寄りの警察署又は規制実施箇所の警察官に提出し、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

(6) 緊急通行車両の確認申請

大規模な災害が発生し、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送等を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合、町は、上記(5)により「緊急通行車両届出済証」の交付を受けていない町有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受け、輸送車両の確保を図る。

【緊急通行車両標章（参考）】



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【緊急通行車両事前届出済証（参考）】

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 (電 話) 氏 名		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 徳島県公安委員会印	第号
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、汚損し、破損した場合は、公安委員会（警察署経由）に届け出て 再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所 ()局番 氏 名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本 拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

【緊急通行車両確認証明書（参考）】

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
徳 島 県 知 事 ㊦ 徳 島 県 公 安 委 員 会 ㊦			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時	出 発 地	目 的 地	
通 行 経 路			
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

3 道路啓開

町は、路上の障害物の除去について、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置をとる。

(1) 放置車両等対策

ア 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

イ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 上記イの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

(2) 人員、資機材等の確保

町は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

4 道路の応急復旧

(1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。

(2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。

5 運転者のとるべき措置の徹底

町及び県は、大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、広報車等により次の事

項の周知徹底を図る。

運転者のとるべき措置

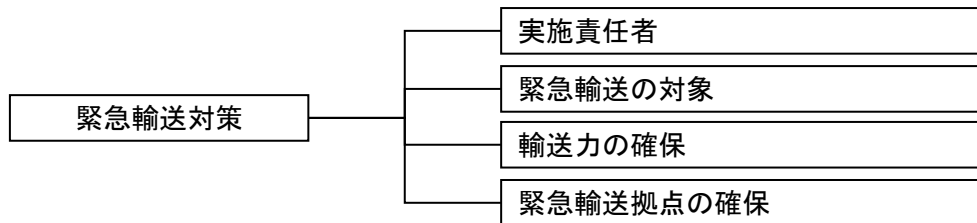
- (1) 走行中の場合は次によること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときはできる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めて、ドアはロックしないこと。
- (2) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第12節 緊急輸送対策

（主な実施機関：町（総務部）、徳島県）

第1 方針

災害が発生した場合には、被災者の避難、物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため、町は、輸送手段の確保等緊急輸送に係る業務を迅速かつ的確に行うものとする。



第2 内容

1 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機（器）材等の輸送は、それぞれの機関において行うものとする。

2 緊急輸送の対象

町及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

- (1) 医療、助産その他救護のための輸送を必要とする者
- (2) 医薬品、医療用資機材
- (3) 飲料水、食料、生活必需品等の救護物資
- (4) 応急復旧用資機材
- (5) 災害対策要員
- (6) 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- (7) その他必要と認められるもの

3 輸送力の確保

- (1) 車両の使用申請

ア 大規模な災害により災害対策本部が設置された場合、町有車両は総務部において集中管理するものとする。

イ 町の各対策部等は、町有車両を緊急輸送に使用する場合は、総務部に対し、次の事項を明らかにして、車両の使用を申請するものとする。

- (ア) 使用目的
- (イ) 車種
- (ウ) 使用期間
- (エ) 希望する受け取りの日時及び場所

- (2) 車両等の調達

町有車両だけで不足する場合は、輸送対象等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等に対し、次の車両等の貸与を要請する。

- ア 乗用車、バス及び貨物自動車
- イ 特殊自動車

- ウ 舟艇
- エ 船舶
- オ 鉄道
- カ 航空機等

(3) 緊急輸送車両の配車

ア 配車計画書の作成

町は、町有車両及び調達車両等を集中管理し、緊急度、使用目的に応じた配車計画を作成する。

イ 各対策部等への配車

町は、上記アの配車計画に基づき、車両の使用申請のあった各対策部等へ引き渡す。

4 緊急輸送拠点の確保

被災状況により、必要と認められる場合は、あらかじめ定めた場所に災害時の緊急輸送拠点を開設する。

緊急輸送拠点では、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行う。

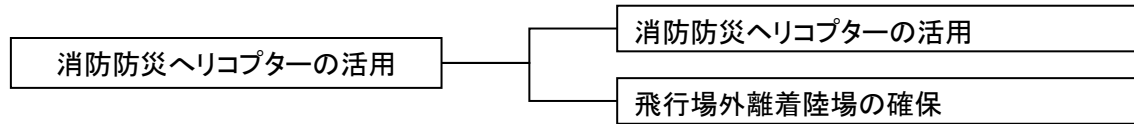
また、必要に応じて災害対策用ヘリコプター降着適地をヘリポートとして活用する。

(災害対策用ヘリコプター降着適地、緊急輸送拠点・救援物資集積拠点…別添資料編として整理)

第13節 消防防災ヘリコプターの活用 (主な実施機関：町（総務部）、消防本部、徳島県)

第1 方針

町は、災害等の発生により広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプター等を有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。



第2 内容

1 消防防災ヘリコプターの活用

(1) 消防防災ヘリコプターの活動内容

町は、災害時等において、次の活動について、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ア 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療器材等の搬送）

イ 救助活動（孤立者等の捜索・救助）

ウ 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）

エ 火災防御活動（被災調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資器材搬送、火災等の消火）

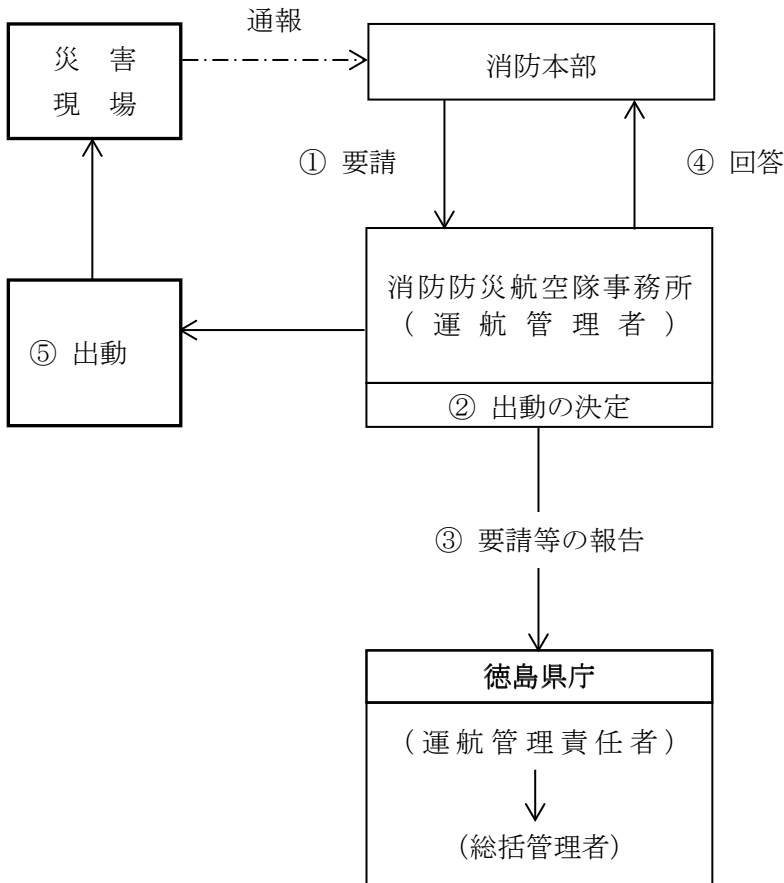
オ その他消防防災ヘリコプターによる対応が有効な活動

(2) 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続き等

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

なお、県は、消防防災ヘリコプターの運航基地として、徳島空港内に徳島県消防防災航空隊事務所を置く。

(3) 緊急運航の要請及びフローチャート



消防防災ヘリコプターの出動要請
連絡先

1 勤務時間内の連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所

電話 088-683-4119

FAX 088-683-4121

2 勤務時間外における連絡先

(17:15~8:30)

徳島県庁衛視室

電話 088-621-2057

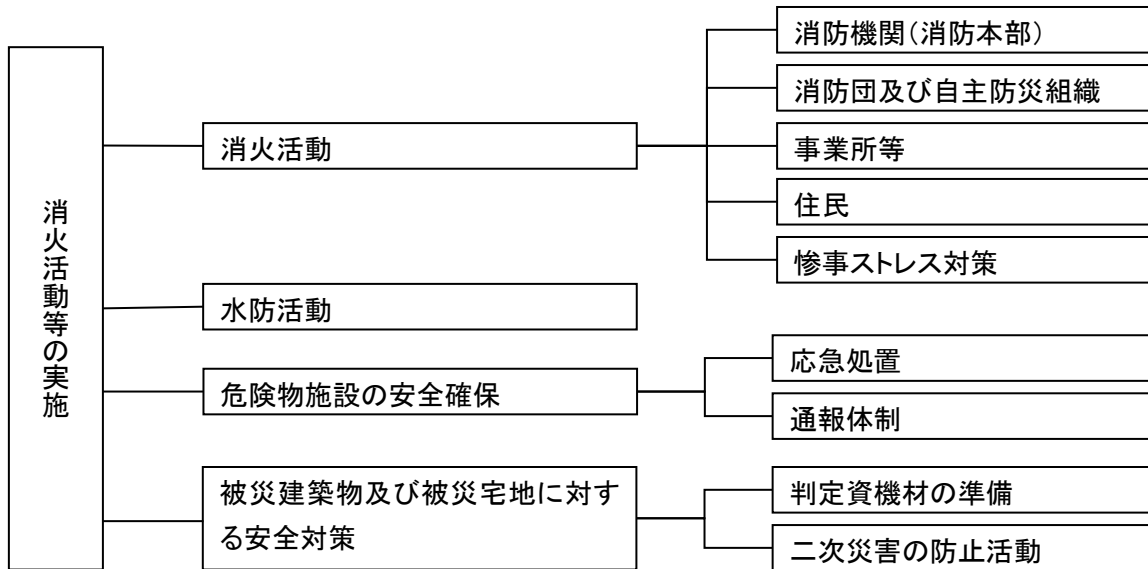
2 飛行場外離着陸場の確保

町は、県と連携しながら、災害時において消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となるヘリポートの整備に努める（具体的な計画は、共通対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請」及び第12節「緊急輸送対策」を参照）。

（災害対策用ヘリコプター降着適地…別添資料編として整理）

第14節 消火活動等の実施

(主な実施機関：町（総務部、住民福祉部、建設産業部）、消防本部、消防団)



第1款 消火活動

第1 方針

消火活動の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を行うものとする。
- (2) 住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。
- (3) 消防機関は、関係する防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。

第2 内容

1 消防機関（消防本部）

- (1) 火災情報の収集及び伝達

ア 消防本部は職員をビル等の高所見張り及び巡回等に配置し、火災の早期発見に努めるとともに、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報など、消防活動に関する次の情報を収集し、初動体制を整えるものとする。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織等の活動状況
- (ウ) 道路の通行状況
- (エ) 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況

イ 消防長は、災害の状況を町長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

- (2) 火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものと

し、人命の安全確保を最重点に行うものとする。

ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。

イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に、消火活動を実施する。

ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、拠点避難所及び避難路周辺を優先防御するとともに、住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ 大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御に当たる。

オ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。

カ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 応援派遣要請

町は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて、他市町村の消防隊の応援を要請する。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

(4) 応援隊の派遣

町は、本町が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣市町での被害に対しては直ちに出動する。

2 消防団及び自主防災組織

消防団は、地域に密着した防災関係機関として、地域の自主防災組織の指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行うものとする。

(1) 出火防止

災害発生地周辺の住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。

(2) 消火活動等

消防隊の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

3 事業所等

(1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇薬等の流出又は漏洩等異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、石油類、毒物、劇薬等を取り扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 住民

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は直ちに火気の遮断をするとともに、LP ガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

5 惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2款 水防活動

水防活動については、「藍住町水防計画」によるものとする。

第3款 危険物施設の安全確保

第1 方針

危険物施設の安全確保についての応急対策は次のとおりとする。

第2 内容

1 応急処置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者

ア 災害が発生した場合、施設内の火気を完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなど、応急処置を適正かつ速やかに実施する。

イ 必要な場合は、従業員、顧客又は付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 被害状況等について、消防機関、警察署等防災関係機関に報告する。

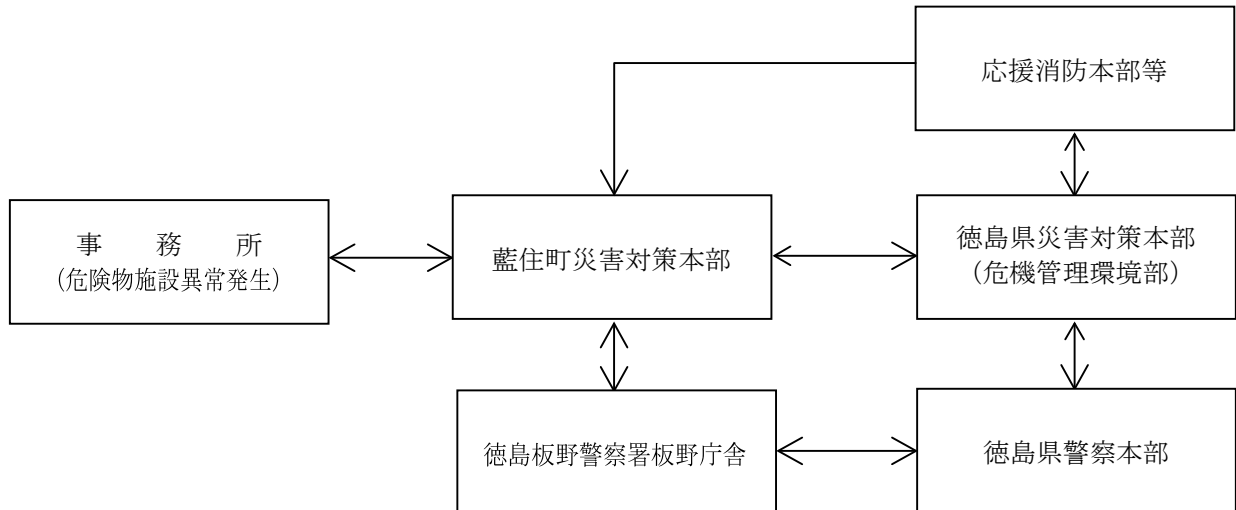
(2) 町長

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると認めるときは、施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、当該区域内の住民に対して避難、立退きの勧告指示を行う。

イ 火災の防御は、自力の消防力を有機的に運用して実施するものとするが、特に火災の状況や規模、危険物の種類等により、必要な場合は消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。

ウ 流出、転倒及び浮上した危険物のタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるとともに、危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

2 通報体制



第4款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

第1 方針

町は、地震により建築物及び宅地が被害を受けた場合、余震等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等、必要な措置を講ずるものとする。

第2 内容

1 判定資機材の準備

町は、応急危険度判定を行う場合に備えて以下のような判定資機材を準備しておくものとする。

(1) 応急危険度判定時に最低限必要なもの

登録証(標準)、腕章(標準)、ヘルメット用シール、判定マニュアル(又は判定士手帳)、クラックスケール、判定ステッカー、判定調査表、筆記用具、下げ振り、ガムテープ

(2) その他

ヘルメット、判定街区マップ(状況によっては、雨具、防寒具、水筒、マスク)、その他必要と認める資機材

2 二次災害の防止活動

(1) 町は、地震により建築物及び宅地が被害を受けたときは、その後の地震等による二次災害の発生を防止するため、応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて県へ応急危険度判定の支援を要請する。

ア 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の確認

町有建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の防災対策での使用の可否について判断を行う。

(イ) 応急措置の実施

被災建築物応急危険度判定の結果に基づき、町有被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

イ 被災宅地危険度判定

(ア) 被災宅地の確認

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の被害から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、県と連携の下、被災宅地危険度判定士の協力を得て、被災宅地危険度判定を実施する。

(イ) 判定後の措置

調査した宅地の判定結果に基づき、被害程度に応じステッカーを現地の見やすい場所に貼り、所有者並びに近隣住民、付近を通行する歩行者等に注意を呼びかけるとともに、危険と判定された宅地については、立入禁止等の措置をとる。

(2) 住民は自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。

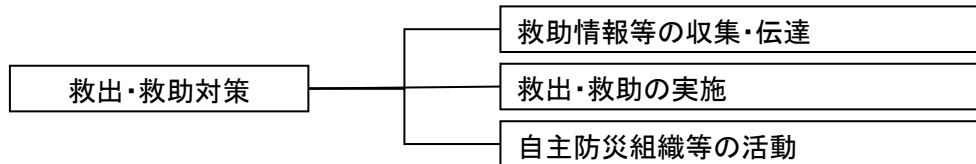
(3) 町は、県及び事業者と連携の下、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第15節 救出・救助対策

(主な実施機関：町（総務部）、消防本部、徳島板野警察署板野庁舎)

第1 方針

町は、防災関係機関の協力の下、迅速かつ的確に災害のため生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出・救助活動を実施するものとする。



第2 内容

1 救助情報等の収集・伝達

町は共通対策編第3章第4節「災害情報の収集・伝達」により救助・救急活動を行うための情報を収集し、消防本部、警察署に伝達するほか、必要に応じて県、他の市町村等に応援を要請する。

また、特に被害が甚大なときは県に対して自衛隊の派遣要請を行う。

2 救出・救助の実施

(1) 活動体制

被災者の救出・救助及び捜索等は、消防職員及び消防団員、警察署が中心となり、自主防災組織、(一社) ジャパンケネルクラブ、ボランティア、住民の協力を得て実施する。

ア 消防団員の招集・出動は消防本部の指示により実施する。

イ 自主防災組織は、地区内の救助活動に際して必要な資機材を持参の上、参加する。

ウ 町は、負傷者の応急処置のため、医療関係ボランティアを必要に応じて現地に派遣する。

エ 町は、救助活動に際して重機、資機材等が不足した場合は協力協定を締結している民間事業者から速やかに調達する。

オ 町は、負傷者の搬送等に際して搬送車両が不足した場合又は不足が予測される場合は近隣市町の消防本部に応援を依頼する。

カ (一社) ジャパンケネルクラブへの出動要請は総務部を通じて行う。

(2) 救助の方法

ア 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の市町村等に応援を要請する。

イ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行するものとする。

ウ 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。

エ 特に被害が甚大なときは県に救助応援要請又は自衛隊派遣要請を行う。

(3) 必要な資機材の保有・調達

町は、家屋の圧壊等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行う。

(4) 災害救助法適用による救助計画

災害救助法が適用された場合の救出の措置については、知事の職権を委任された町長が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

ア 対象者

- (ア) 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- (イ) 災害のため、生死不明の状態にある者

イ 救出期間

災害発生の日から3日以内

ウ 救出のための費用

- (ア) 借上費又は購入費

舟艇、その他救出に直接必要な機械器具の借上費又は購入費で、実際に使用したものの実費

- (イ) 修繕費

救出に使用した機械器具の修繕費

- (ウ) 燃料費

機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代

- (5) 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

- (6) 安否不明者等の氏名等の公表

安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県において公表方針を策定し、迅速な捜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表する。

なお、県は、関係市町村に公表する内容を事前に連絡するものとする。

3 自主防災組織等の活動

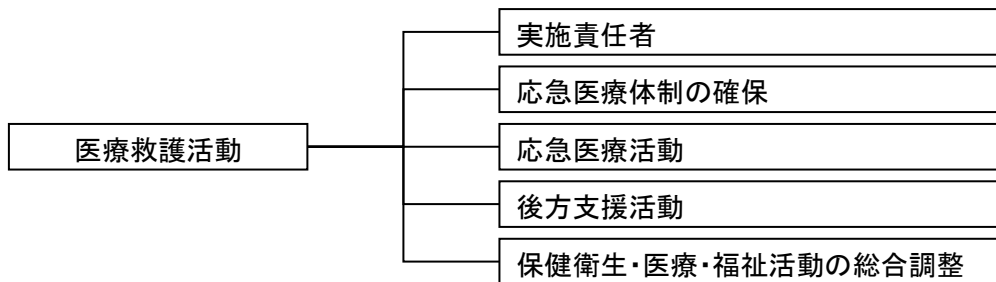
自主防災組織等は、災害時において、近隣の安否を確認し、負傷者又は逃げ遅れた者等が発生したときは、近隣住民の協力の下、自主的な救出・救助活動を行うものとする。

第16節 医療救護活動

(主な実施機関：町（住民福祉部）、医療関係者、徳島県)

第1 方針

大規模な災害が発生した場合には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。町は、災害時における応急医療体制を確立するため、あらかじめ地元医師会と災害・事故等時の医療救護に関する協定書を締結し、関係医療機関及び防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の医療救護活動に万全を期するものとする。



第2 内容

1 実施責任者

被災者に対する医療救護活動は、町長が行う。

なお、町限りで実施困難なときは隣接市町、県その他の医療機関の応援により行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 応急医療体制の確保

(1) 初期医療救護体制等

ア 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ確かな連絡及び情報交換が最も重要である。

町は、板野郡医師会等の協力を得て、可能な手段を用い、直接的被害及び医療機関（歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等、情報の収集に努める。

イ 医療救護所の設置

町は、災害の状況によって必要と認めるときは、安全な場所に医療救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力して、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を行う。

ウ 医療従事者の確保

被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に配慮しながら、災害現地又は医療救護所において応急医療を行うものとする。

(ア) 町は、板野郡医師会との災害・事故時等の医療救護に関する協定に基づき、協力を要請する。

(イ) 板野郡医師会は、医師、看護師、助産師又は保健師をもって救護班を編成、出動し、災害の状況に応じた医療・助産・救護活動を行う。

(ウ) 町は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応ができない場合は、次の事項を明

示して県に医療救護班の派遣を要請する。

- a 必要人員
- b 期間
- c 派遣場所
- d その他必要な事項

エ 医療救護班の編成

派遣する医療救護班は、板野郡医師会が、被災の状況に応じて決定する。

(2) 災害救助法が適用された場合の医療救護体制

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

ア 医療及び助産の対象

- (ア) 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- (イ) 災害の発生日以前、又は以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

イ 医療及び助産の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- (エ) 病院又は診療所等への収容
- (オ) 分べんの介助
- (カ) 分べん前及び分べん後の処置
- (キ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 医療及び助産の期間

- (ア) 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
- (イ) 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

(3) 非常用通信手段の確保

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(町内の医療機関一覧…別添資料編として整理)

3 応急医療活動

町及び医療関係機関は、設備及び人員等において、患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け(トリアージ)を行い、効果的な治療を行うものとする。

(1) 輸 送

医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送に当たっては、輸送手段の優先的な確保など、特段の配慮を行う。

(2) 連絡要員の配置

町は、被災地域内の医療情報の拠点に応援のために町職員を派遣し、各医療救護所等に配置するなど、医療救護班の連絡調整のために、特段の配慮を行う。

(3) 業 務

医療救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

- ア 傷病者の傷病の程度判定(傷病者の振り分け業務)
- イ 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

- ウ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産
- カ 死亡の確認
- キ 遺体の検案
- ク 記録及び災害対策本部への報告
- ケ その他状況に応じた処置

(4) ボランティアとの連携

医療救護班は、災害時コーディネーターを活用しながらボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行うものとする。

4 後方支援活動

(1) 後方医療救護体制

被災地域内の災害医療活動を調整するため、県は、災害拠点病院に現地災害医療コーディネーター、徳島大学病院に設置する徳島県周産期災害対策ネットワーク本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、被災地域外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。

町は、現地災害医療コーディネーターと連携の下、医療救護班では対処できない中等症・重症患者を、後方医療施設に搬送、収容する。

(2) 広域的医療救護活動の調整

県は、県全体の災害時医療活動を調整するため、県災害対策本部に総括災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを置き、被災地域内における医師や医薬品等の不足に対応し、医療救護活動を円滑に実施するための調整を行う。

また、災害派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT) 及び医療救護班等の派遣並びに傷病者の受入れについて災害拠点病院、徳島 DMAT 指定医療機関、徳島県医師会、他府県、国等に対し要請を行うなど、広域的な調整を図る。

さらに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段等の確保について、支援・調整を実施する。

町は、広域的な医療救護活動の応援を要請する場合、次のことに留意して体制を確保する。

ア 応援が必要な資源の把握

救護のための医療関係者、各症状に合わせた町外の病院情報、救急医療のための医薬品等及び上記の緊急搬送、傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

イ 受入体制の整備

応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入体制の整備を図る。

(3) 患者受入先の確保

町は、被災地内の災害医療活動を調整するため、県から派遣された現地災害医療コーディネーター等と被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。

ア 後方医療施設の確保

(ア) 医療救護所では対処できない中等症・重症患者は、原則として2次緊急医療機関(救急告示医療機関)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

また、2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関(救命救急センター、大学病院)に収容する。

(イ) 後方医療施設は、原則として病院群輪番制病院及び救急告示医療機関とするが、必要な場

合は、被災を免れた医療施設に協力を要請する。

(ウ) 町は、県の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需情報などを収集し、医療救護班と消防本部を消防無線、携帯電話等による通信手段の確保・連結を図り、これらの情報に基づき、応需可能な後方医療施設を選定する。

イ 被災病院等の入院患者の転院等

町は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できないとき、あるいは治療困難等により被災地域外の医療施設へ転院搬送する必要性が生じた場合で、病院等で医療施設が確保できないときは、被災地域外の医療施設の確保に努める。

(4) 搬送体制の確保

傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防本部が町と連携して実施する。

ア 緊急輸送路の確保

重傷者を後方医療施設へ搬送するために、緊急輸送路（陸路及び空路）を確保する。

イ 傷病者の搬送

(ア) 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

(イ) 病院等が後方医療施設へ転院搬送を行うときは、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重傷者の搬送を行うほか、必要に応じて消防本部又は県に対して消防防災ヘリコプター等の出動を要請する。

ウ 搬送手段の確保

(ア) 病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車等により、医療施設への搬送を実施する。

(イ) 医療救護所から医療機関、医療機関から医療機関へ搬送する場合等で、町が対応できない場合は、県、日本赤十字社徳島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(ウ) 町は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じてヘリコプターによる空輸を、県の消防防災ヘリコプターのほか、県の協力を得て自衛隊、関西広域連合が事業主のドクターヘリ等に要請する。

なお、町は、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保するものとする。

a 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段の確保及び安全対策の構築

b 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

(5) 医薬品等の供給

ア 関係機関において緊急輸送路を確保し、役場及び保健センターに備蓄している医薬品並びに藍住町医師会の協力の下、流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等に速やかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期するものとする。

なお、災害時の医薬品等調達及び集積については、徳島県戦略的災害医療プロジェクト基本戦略参考資料「医療圏域における各フェーズの災害医療体制」に基づき対応するものとする。

イ 輸血用血液製剤については、県を通じて徳島県赤十字血液センターへ供給を要請する。

(6) 医療ボランティア

ア 受入体制の確保

各医療関係団体は、災害発生後設置されたボランティアセンター（町社会福祉協議会内）で医療ボランティアの活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアの確保に努める。

イ ボランティアセンター

ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおり。

- (ア) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (イ) 災害対策本部との連絡調整
- (ウ) その他必要な活動

ウ 活動内容

(ア) 医師・看護師

- a 救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。
- b 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- c 後方医療施設において医療活動を行う。

(イ) 薬剤師

- a 救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。
- b 保健センターにおいて医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

(ウ) 保健師

指定避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

(エ) 歯科医師・歯科衛生士

指定避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

(オ) その他

その他必要な活動を行う。

（救急病院等一覧、徳島県備蓄医薬品等供給体制図… 別添資料編として整理）

5 保健衛生・医療・福祉活動の総合調整

県は、被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉及び薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを配置する。

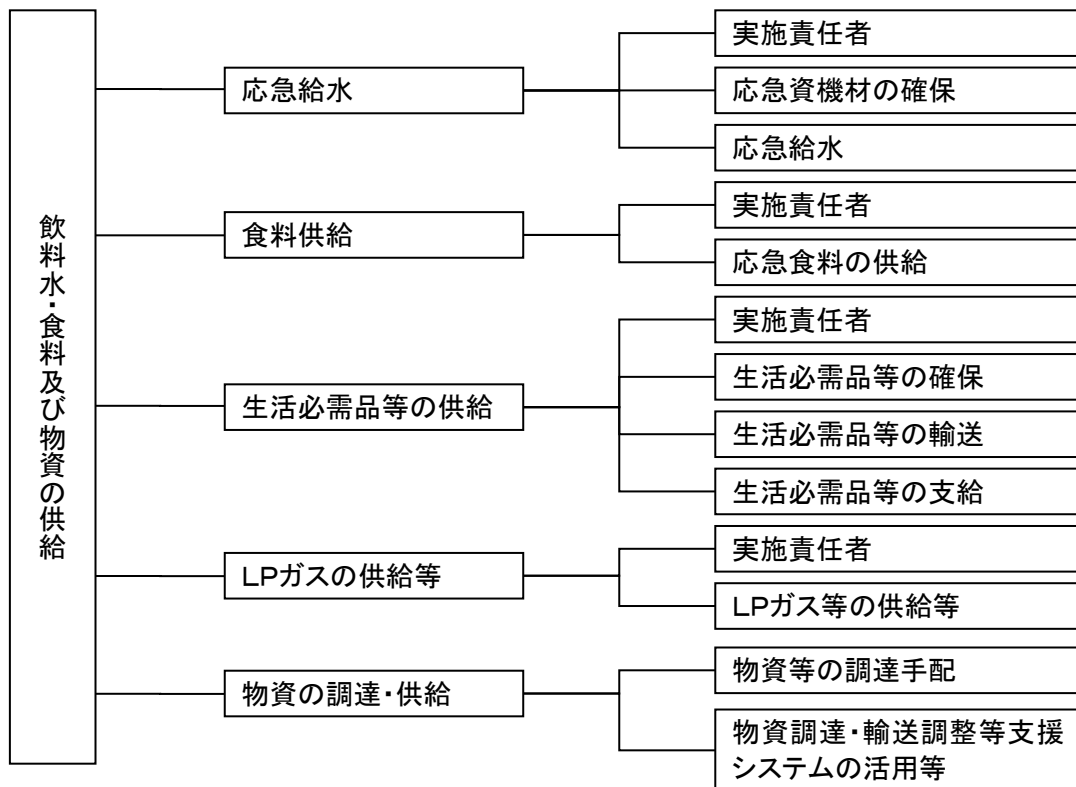
また、県災害対策本部（保健福祉部）に、災害対策に係る保健衛生・医療・福祉活動の総合調整を行うための部署を設置し、4分野の総括コーディネーター及び総括サブコーディネーターを配置する。

町は、共通対策編第3章第4節「災害情報の収集・伝達」により刻々と変化する被災者、避難所、医療救護所等の状況を把握し、県等の関係機関に対して速やかに情報を提供するとともに、各災害時コーディネーターが実施する次の保健衛生・医療・福祉活動の総合調整に協力する。

- (1) 被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置・運営の総合調整
- (3) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入れ及び配置調整

第17節 飲料水・食料及び物資の供給

(主な実施機関：町（建設産業部、総務部）、（一社）徳島県エルピーガス協会板野地区会)



第1款 応急給水

第1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによる。なお、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄うものとする。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する飲料水の直接の供給は町長が行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 応急資機材の確保

町は、あらかじめ備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により応急給水に必要な資機材を確保する。

なお、被害状況により確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請するものとする。

3 応急給水

- (1) 確保目標水量

町による被災者に対する応急給水は、おおむね当初、備蓄分と合わせ最低1人1日3リットルの

飲料水を確保、供給し、発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ、発災後4週を目途に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

ア 第1段階（災害発生～3日目）生命維持のため最小限必要量3リットル／人・日

イ 第2段階（4日目～ ）飲料水・炊事用水・トイレ用水

ウ 第3段階（ ～4週間）飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

(2) 応急給水方法

町は、次の方法により応急給水を実施する。

なお、応急給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

ア 拠点給水方式

指定緊急避難場所及び水道課耐震性貯水槽（7,650 t）を給水拠点に設定し、給水袋（6ℓ）により、飲料水を確実に確保する。

また、指定避難所ごとに飲料水ペットボトル（500 ml）を配布する。

イ 運搬給水方式

災害による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な拠点には、運搬給水で対応する。

(ア) 医療救護所及び病院

(イ) 指定避難所

(ウ) その他災害対策本部が指定した場所

ウ 飲料水の供給方法

(ア) 給水拠点からの飲料水の輸送については、町の保有車両及び民間事業者の協力を得て実施する。なお、飲料水の輸送については、1車につき2人体制（運転手1名、補助員1名）で輸送を行うものとする。

(イ) 災害が起きて水道が復旧するまでの間、飲料水や生活用水を確保するために、住民から井戸を募集し、水質検査に適合した井戸については災害用井戸として登録を行うものとする。

(ウ) プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源の確保に努める。

(エ) 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制の整備に努める。

(オ) 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

エ 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。特に、井戸水、渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

(3) 県の支援等

県は、応急給水の実施状況について、町と連絡をとり、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設への応急給水が実施できるよう支援、調整を行う。

また、被害が甚大で、あるいは広域にわたり町で対応できない場合は、他の市町村及び関係機関等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

第2款 食料供給

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。なお、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄うものとする。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 応急食料の供給

(1) 応急食料の確保

ア 必要量の調査

調査班を編成して現地へ派遣し、応急食料の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

イ 町単独による食料確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

(ア) 前記アによる調査結果に基づき、町の備蓄食料を放出する（備蓄食料については、共通対策編第2章第13節「物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備」を参照）。

(イ) (ア)によっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

ウ 県への協力要請等

(ア) 町単独で食料の確保が困難と認められる場合は、県に対して食料の供給又はそのあつせんを要請する。

(イ) 災害救助法が適用された場合において、米穀の確保が町単独でできない場合は、町長を通じて知事に対しこれらの供給を要請する。

(ウ) これらの要請について、町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼するほか、通信途絶などの場合には、農林水産省農産局長（農産政策部貿易業務課）に対して政府所有米穀の引き渡しの要請を行うことができる。ただし、事後速やかに知事に報告するものとする。

(2) 応急食料の輸送

町は、必要と認められる場合は、食料集積地（原則として緊急輸送拠点）を開設し、ここを拠点として食料の集積、一時保管及び配送を行う。

なお、原則として食料の輸送等の実施は次によるものとする。

ア 町の備蓄食料

町の備蓄食料の食料集積地までの輸送及び町内におけるそれらの配送は、原則として町が行うものとし、町有車又は民間事業者の協力を得ながら、1車につき3人体制（運転手1、補助員2名）で輸送を行う。

イ 町の調達食料

事業者より調達する食料は、当該事業者が食料集積地まで直送する（したがって、事業者との協定内容には、輸送の項目まで入れる必要がある。）。

なお、調達食料の町内の配送は、原則として町が行うものとする。

ウ 県の調達食料

県の調達食料の町食料集積地までの輸送は、原則として県が行う。ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、町が直接受け取るものとする。

(3) 応急食料の配布

ア 配布対象者

次の事項を勘案し、配布対象者を決定する。

- (ア) 指定避難所に避難した者
- (イ) 住居が全焼、流失、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (ウ) 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達が困難な者
- (エ) 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

イ 配布品目

配布の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食料の中から、随時決定する。

ウ 配布基準

- (ア) 災害救助法適用前
災害救助法の基準に準じ、町長の判断により決定し、配布を行う。
- (イ) 災害救助法適用後
災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

エ 配布方法

- (ア) 指定避難所での配布
配布食料は、指定避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配布対象者へ配布する。
- (イ) 避難所外避難者等への配布
 - a 住居の被害により炊事ができない避難所外避難者は、当該地域の指定避難所へ登録し、当該指定避難所から下記bにより食料の配布を受けるものとする。
 - b 食料の配布を希望する避難所外避難者は、所定の指定避難所へ登録し、避難所外避難者自らが当該指定避難所で受け取ることを原則とする。
 - c 指定避難所の運営責任者は、当該指定避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の避難所外避難者で、食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料を配布することに留意する。
 - d 上記bにかかわらず、自ら指定避難所へ配布食料の受け取りに来られない高齢者や身体障がい者等の避難所外避難者に対しては、自治会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配布する。

オ 炊き出し

- (ア) 炊き出しによる食料の配布は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。包装資材については、あらかじめ協定を締結している事業者から各避難所の必要数を取りまとめの上、調達する。なお、食料の配布に伴う運搬については、各避難所の給食設備品を利用するものとする。
- (イ) 炊き出しは、婦人会等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所内の給食施設又は民間の炊飯施設を利用して実施する。

(ウ) 町長は、町内において炊き出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼する。

カ 配給数量

被災者及び災害対策活動部隊等への配給数量は災害救助法施行細則に基づき決定する。

キ 食料給与の費用

食料給与の費用は災害救助法施行細則に基づき決定する。

ク 食料給与の期間

災害救助法に基づく炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ケ 食料給与について必要な簿冊

食料の供給に当たっては次に掲げる帳簿を整理し、正確に記入保管しなければならない。

(ア) 炊き出し受給者名簿

(イ) 食料品現品給与簿

(ウ) 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿

(エ) 炊き出し用物品借用簿

(オ) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

(カ) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

(4) 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。被災者の中でも、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(緊急輸送拠点・救援物資集積拠点…別添資料編として整理)

第3款 生活必需品等の供給

第1 方針

被災者に対する生活必需品等の供給又は貸与については、本計画の定めるところによる。なお、南海トラフ地震等大規模災害が発生した場合には、県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄うものとする。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、町長が実施し、知事は、町長から調達の要請があったときは、その調達又はあっせんを行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 生活必需品等の確保

- (1) 必要量の調査

町は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ樹立しておくものとし、生活必需品等の調達に当たっては、調査班を編成して現地へ派遣し、世帯別の被害状況を把握した上で、生活必需品等の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

(2) 町単独での生活必需品等の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

ア 前記(1)による調査結果に基づき、町の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。

イ アによっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

(3) 県への協力要請等

町単独で生活必需品の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

3 生活必需品等の輸送

必要と認められる場合は、第2款第2の2(2)の食料集積地を生活必需品等の集配拠点としても活用する。

なお、原則として生活必需品の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 町の調達物資

町が調達した物資の集配拠点までの輸送及び町内におけるそれらの配送は、原則として町が行うものとし、町有車又は民間事業者の協力を得ながら、1車につき3人体制（運転手1名、補助員2名）で輸送を行う。

(2) 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、町が直接受け取るものとする。

（緊急輸送拠点・救援物資集積拠点…別添資料編として整理）

4 生活必需品等の支給

(1) 支給対象者

災害のため、住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、生活上必要最小限の家財等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）

(2) 支給品目

町は、配布の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、次の範囲内で、確保した物資の中から随時支給する。

（寝具、外衣、肌着、身のまわり品、炊事用具、食器等日用品、光熱材料等）

(3) 配布基準

ア 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、町長の判断により支給する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配布方法

指定避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、婦人会等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

(5) 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4款 LP ガスの供給等

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要な LP ガス及び器具を確保することができない者に対する LP ガス等の供給又はあっせんについては、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する LP ガス等の供給又はあっせんは、町が一般社団法人徳島県エルピーガス協会板野地区会の協力を得て実施するものとする。

2 LP ガス等の供給等

町は、一般社団法人エルピーガス協会板野地区会と「災害時における応急生活物資の供給に関する協定」を締結し、災害が発生して対策本部を設置し、応急生活物資（LP ガス及びコンロ等）の協力を要請した場合には、優先的な供給と運搬に積極的に協力してもらうものとしている。

また、町長は、炊き出し等に必要な LP ガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請するものとする。

- (1) 必要な LP ガスの量
- (2) 必要な器具の種類及び個数
- (3) 供給期間
- (4) 供給地

第5款 物資の調達・供給

第1 方針

災害応急対策活動を円滑に実施するために必要な物資、資機材及び緊急通行車両、庁舎等重要施設や避難所で必要な燃料等（以下「物資等」という。）の調達については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 物資等の調達手配

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。

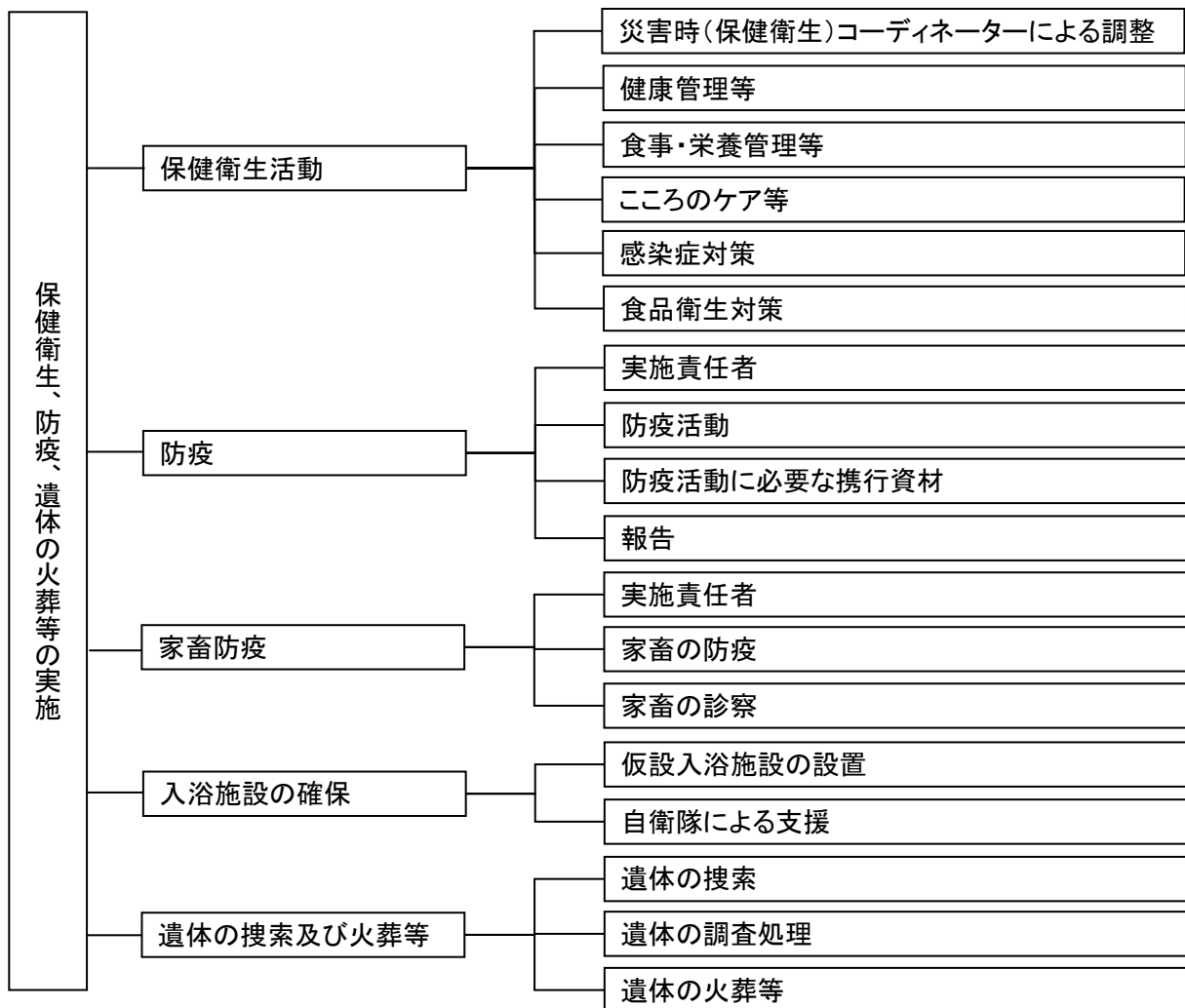
2 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよ

う、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第18節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

(主な実施機関：町(住民福祉部、建設産業部)、保健センター、徳島板野警察署板野庁舎、消防本部、医療関係者)



第1款 保健衛生活動

第1 方針

町は、被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害(災害関連疾患・災害関連死)を防ぐための対策を講じるものとする。

なお、災害時の保健衛生活動は、「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」及び「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」に基づき実施するものとし、被災者の心身の状態と生活実態を把握し、健康と環境の改善を図るものとする。

第2 内容

1 災害時(保健衛生)コーディネーターによる調整

町は、被災地域の保健衛生活動が円滑に行われるよう、県が配置する災害時(保健衛生)コーディネーターとの連携を図り、刻々と変化する被災者、指定避難所等の状況把握、必要な人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

2 健康管理等

町は、指定避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

3 食事・栄養管理等

町は、県や各関係機関と連携し、被災者自らが健康を回復・維持増進し、健康な食生活が送れるよう、栄養的に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談に当たる管理栄養士等の要員派遣などの応援・受援活動を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、各関係機関と連携し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整に当たる管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行う。

4 こころのケア等

町は、県が精神科医師や看護師等と編成する「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」をはじめ、各関係機関と連携して被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）を含む精神的不調に対する予防を行う。

5 感染症対策

町及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

6 食品衛生対策

町は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員等が実施する次の活動に協力する。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する危害発生の防止

第2款 防 疫

第1 方 針

町は、被災地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図り、被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するものとする。

第2 内 容

1 実施責任者

被災地における防疫は、知事が町長と連携を図りながら実施する。

2 防疫活動

町は、知事の指示その他必要に応じ防疫活動班を編成し、保健所職員の指導、協力を得ながら、被災地において次の防疫活動を実施する。

(1) 情報収集

防疫活動班は、被災地、指定避難所等の衛生状態を把握するとともに、気象庁、警察署、消防署等との情報交換や住民からの要望等により、防疫活動に必要な情報を収集する。

(2) 清潔方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）の規定による知事の指示に基づき、清潔方法を被災地及びその周辺地域において、道路、溝渠及び公園等公共の場所を中心に実施する。

(3) 消毒方法

感染症予防法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、被災家屋及びその周辺地域に対し、薬剤の配布及び消毒を実施する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症予防法第 28 条第 2 項の規定により知事が定めた地域内で知事の命令に基づき、汚物堆積地帯その他に対し、殺そ剤、殺虫剤の散布によるねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

(5) 生活の用に供する水の供給

感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行う。

(6) 患者等に対する措置

感染症患者が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、感染症指定医療機関に収容する。

(7) 指定避難所の防疫措置

避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。

(8) 予防教育及び広報活動の推進

被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進するものとし、災害発生地域や指定避難所において、広報紙、広報車等を活用して、災害時の伝染病や食中毒の予防等に関する知識の普及に努める。

(9) 指定避難所の感染症対策指導

県の疫学調査班と連携し、指定避難所における感染症対策活動を実施する。

(10) 臨時予防接種

知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

3 防疫活動に必要な携行資材

噴霧器、消毒薬品、昆虫駆除剤、検便用資材等、防疫用薬品資材

4 報告

町長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体との緊密な協力の下に、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省策定）により、徳島保健所を經由して知事に報告する。

(1) 被害の状況

(2) 防疫活動の状況

(3) 災害防疫所要見込経費

(4) その他

第3款 家畜防疫

第1 方針

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、町等が協力し、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築して対処する。

第2 内容

1 実施責任者

被災地における家畜防疫は、知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

2 家畜の防疫

県は、必要に応じて次の方法により被災地における家畜防疫活動を行う。

- (1) 家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。
- (2) 家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- (3) 家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限又は遮断、殺処分等の防疫措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

3 家畜の診察

県は、被災地域のみでの家畜診療体制が不十分である場合、被災地域においても十分な家畜診療体制を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施する。

第4款 入浴施設の確保

第1 方針

町は、被害が甚大で、特に上水道等の復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により入浴施設の確保に努めるものとする。

第2 内容

1 仮設入浴施設の設置

町は、入浴施設が不足する場合、指定避難所等に仮設入浴施設を設置する。

2 自衛隊による支援

町は、利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設による入浴支援を要請する。

第5款 遺体の搜索及び火葬等

第1 方針

町は、災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を搜索し、又は災害により死亡している者の遺体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として火葬等を行うものとする。

第2 内容

1 遺体の搜索

(1) 実施責任者

ア 遺体の搜索は、町長が県警察及び消防機関等の協力を得て実施する。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

(3) 実施方法

町は、平常時において、搜索体制、搜索方法、搜索資材の確保方法及び搜索期間等を定めた「遺体搜索計画書」を策定しておくものとし、町長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借り上げて実施する。

(4) 応援要請

ア 遺体の搜索に当たっては、県警察及び自衛隊と連携をとり、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織や住民等の協力を得て実施する。

イ 災害の状況により必要があると認められるとき又は遺体が海上流失等により他の市町村にあると認められるときなどにあつては、県又は遺体の漂着が予想される近隣市町に対し、通知する。

(5) 災害救助法適用時の基準

ア 搜索期間

遺体搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

舟艇その他搜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、その額は通常の実費とする。

(6) 遺体の搬送

遺体の搬送は、県警察の検視後、了承を得た上で町が行う。

2 遺体の調査処理

(1) 実施責任者

ア 遺体の処理は、町長が県警察及び消防機関等の協力を得て実施する。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため、遺体の処理を行うことができない場合に処理する。

(3) 処理方法

ア 町の措置

町は、遺体を発見したときは、町が定めた遺体安置施設へ移送するとともに、直ちに徳島板野警察署板野庁舎に連絡し、その場で警察官の検視（見分）を得たのち、次の方法により処理するものとする。

(ア) 検案

遺体については、速やかに医師に依頼して検案を実施する。

（検案…遺体についての死因その他についての医学的検査を行うこと。）

(イ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

災害に伴う混乱により、遺族が遺体の処理を行うことができない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(ウ) 遺体の一時保存

身元が判明している遺体は、遺族に引き渡すが、身元が判明しない遺体については、埋火葬等の処理をするまで被災地付近において安置所を設置し、一時保存を行う。

保存に当たっては、棺桶、ドライアイス等を調達し、遺体の腐乱を避ける。

イ 警察官の措置

警察官は、遺体を発見し又は発見の届出を受けたときは、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(ア) 身元の明らかな遺体については、検視をして、所持金品等と共に遺体を遺族に引き渡す。

(イ) 身元の明らかでない遺体については、検視をして、所持金品等とともに遺体を町に引き渡す。

(4) 災害救助法適用時の基準

ア 処理期間

遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする（別に期間が定められた場合を除く。）。

イ 費用の範囲

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒の措置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 遺体の検案

（遺体安置施設…別添資料編として整理）

3 遺体の火葬等

(1) 実施責任者

ア 遺体の埋火葬は、町長が県警察及び消防機関等の協力を得て実施する。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため埋火葬を行うことができない場合などに、応急的な措置として土葬又は火葬に付する。

(3) 埋火葬の方法

ア 埋火葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

イ 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ 埋火葬は、「死体埋火葬許可証」に基づき、火葬に付する。

エ 火葬を終えた遺骨及び遺留品は一時保管し、遺族等からの申し出により引き渡す。

オ 近隣市町の協力を得て火葬場を確保し、処理するものとする。

(4) 身元不明遺体の取扱い

ア 身元不明遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺品

の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、埋火葬する。

イ 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない遺体は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

(5) 災害救助法適用時の基準

ア 埋火葬の期間

埋火葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 骨つぼ及び骨箱

(ウ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

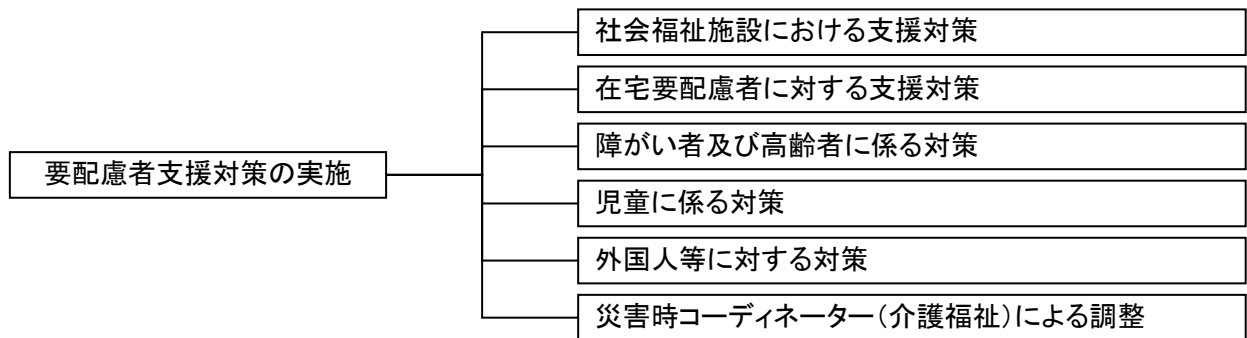
第19節 要配慮者支援対策の実施

(主な実施機関：町（住民福祉部）、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉施設)

第1 方針

要配慮者は、災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから、応急時及び復旧時のあらゆる段階において、要配慮者の実情に応じた支援を行う必要がある。

また、このとき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。



第2 内容

1 社会福祉施設における支援対策

(1) 救助及び避難誘導

ア 施設管理者は、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するとともに、必要な場合は、町に支援を要請するものとする。

イ 町は、施設管理者からの要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため職員を派遣し、必要と認めるときは近隣市町に応援を要請するとともに、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等にも協力を要請する。

ウ 社会福祉施設等は、その機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入れについて、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。

エ 町は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに、社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

(2) 搬送及び受入先の確保

ア 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について、必要な場合は、町に支援を要請するものとする。

イ 町は、施設管理者からの要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の受入施設及び他の社会福祉施設等の受入先の確保に努める。

(3) 飲料水等の確保

ア 施設管理者は、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資についての必要数量を把握し、必要な場合は、その提供について町に支援を要請するものとする。

イ 町は、施設管理者からの要請に基づき、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資の調達及び配布を行う。

(4) ライフラインの優先復旧

施設管理者は、社会福祉施設の機能を早期に復旧させるため、電気、水道等のライフラインの優先復旧を関係事業者へ要請するものとする。

(5) 要配慮者への支援

町及び施設管理者は、社会福祉施設等の機能に応じ、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入れに係る相互の連携を図り、被災した要配慮者に対する支援を行うとともに、福祉避難所への支援等に努める。

(6) 巡回保健サービスの実施

町は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員・児童委員等からなる巡回保健班を編成し、被災した施設の入所者や他の施設に避難した者等に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供する。

(要配慮者利用施設一覧 … 別添資料編として整理)

2 在宅要配慮者に対する支援対策

(1) 安否確認

町は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、在宅要配慮者の安否確認を行う。

(2) 搬送及び受入体制の確保

ア 町は、災害により負傷した要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設又は指定避難所等を確保する。

イ 町は、要配慮者の搬送手段として、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保する。なお、これらの自動車を確保できない場合は、県に対して応援を要請するものとする。

(3) 飲料水等の確保等

町は、要配慮者に配慮した、飲料水、食料及び生活必需品等の生活救援物資を確保し、配布を行う。

なお、配布を行うに際しては、配布場所や配布時間を別に設けるなど、要配慮者に配慮した方法をとるものとする。

(4) 巡回保健サービスの実施

町は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー等からなる巡回保健班を編成し、住宅、指定避難所又は仮設住宅等で生活する要配慮者に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供する。

(5) ほっと（HOT）ステーションの整備

町は、酸素吸入が必要な人への対応策としてほっと（HOT）ステーションの整備を行う。

3 障がい者及び高齢者に係る対策

(1) 町は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

(2) 町は、携帯端末、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。

(3) 町は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。

(4) 町及び県は、指定避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

4 児童に係る対策

- (1) 町は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、徳島県中央こども女性相談センターと連携して親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への入所や里親委託の必要があれば、中央こども女性相談センターへ引き継ぐ。
- (2) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び町又は中央こども女性相談センターへの通告についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

5 外国人等に対する対策

- (1) 町は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 町は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

6 災害時コーディネーター（介護福祉）による調整

町は、被災地域において介護士等の活動が円滑に実施されるよう、県が設置する災害時コーディネーターと連携を図る。

第20節 動物救済対策

(主な実施機関：町(生活環境課)、徳島県、(公社)徳島県獣医師会、県保健所、県動物愛護管理センター、動物愛護団体、ボランティア等)

第1 方針

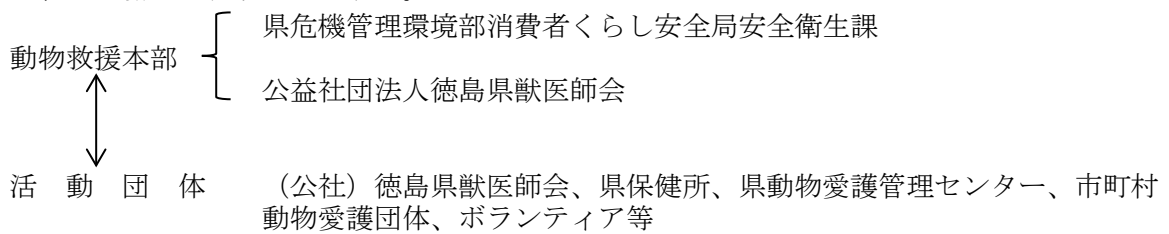
被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。



第2 内容

1 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行うものとする。



2 実施方法

町は、「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次の措置に協力する。

また、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及・啓発を行う。

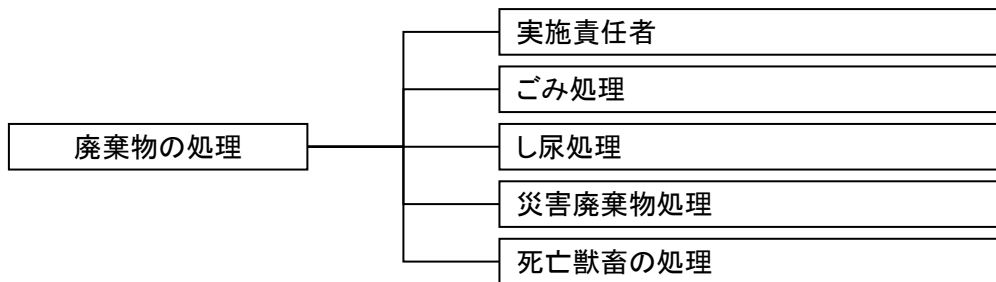
- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 特定動物(人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物)については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
- (5) 飼い主責任による指定避難所へのペット同行避難の推進

第21節 廃棄物の処理

(主な実施機関：町（建設産業部）、西クリーンステーション)

第1 方針

大規模な災害の発生により、道路の損壊や障害物等により、一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想される。このため町は、被災地域の住民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に行うため、ごみ・し尿の処理及びがれき処理のための対策を積極的に推進するものとする。



第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等は、町が実施する。ただし、災害の規模が大きいため、町において処理できないときは、隣接市町及び県の応援を求めて実施する。
- (2) 県域で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理を災害廃棄物対策四国ブロック協議会、国及び他の都道府県等に対して応援を要請する。

2 ごみ処理

町は、ごみ処理施設の被害状況を把握して応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、収集運搬及び処理体制等を速やかに構築する。

また、住民に対しその内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。

(1) 情報収集

- ア ごみ処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。
- イ 職員の現地派遣、住民からの連絡等により、ごみの排出状況を把握する。

(2) ごみ処理計画の策定

災害時におけるごみを一般廃棄物（生活ごみ）と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定して「廃棄物処理計画」を策定しておくものとする。

なお、廃棄物の排出量の推定は極めて困難であるが、災害の状況等を勘案しながら推定する。

- ア 廃棄物排出量の推定
- イ 災害廃棄物処理の期間
- ウ 住民への広報体制（平常時において担当を確認しておくこと。）
- エ 処理の体制（平常時において担当を確認しておくこと。）
- オ 仮置場、最終処分場の確保（平常時において場所の確認をしておくこと。）
- カ 人員、運搬車両、建設機械等の確保（平常時から災害協定等により確認しておくこと。）

(3) 住民への広報

住民に対して、「廃棄物処理計画」の内容を周知し、収集日時や収集場所、排出区分などのルールを厳守するとともに、不法投棄の防止を呼びかけるなど、ごみ対策に関する広報に努める。

(4) 処理方法

災害により発生するごみが通常の処理量を上回る場合、住民の協力を得て分別収集を徹底し、次により収集可能な場所に設けられた仮置場に集積する。

ア 生ごみ等

腐敗性のあるごみについては、衛生対策上、指定避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し、収集可能となった時点から最優先で収集・処理を行う。

イ 粗大ごみ等

災害が発生した場合、毛布、畳、段ボール等のごみで、一時的に大量発生するものについては、必要に応じ、周辺環境に配慮しながら仮置場に集積する。

なお、粗大ごみ、不燃ごみ等の集積に際しては、再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積するよう努めるものとする。

(5) 応援要請

災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町に対し、ごみの処分を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請する。

3 し尿処理

町は、下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握してその応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について、住民に対して広報する。

また、下水道施設等及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対して仮設トイレの提供等必要な処置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

ア 下水道施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。

イ 職員の現地派遣、住民からの連絡等により、し尿の排出状況を把握する。

(2) し尿処理計画の策定

災害時におけるし尿の排出量を推定して「し尿処理計画」を策定しておくものとする。

なお、し尿の排出量の推定は極めて困難であるが、災害の状況等を勘案しながら推定する。

ア 下水道施設及びし尿排出量の推定

イ 特別し尿収集処理の期間

ウ 住民への広報体制（平常時において担当を確認しておくこと。）

エ 処理の体制（平常時において担当を確認しておくこと。）

オ 仮設トイレの設置箇所（平常時において場所の確認をしておくこと。）

カ 民間収集処理業者の確保（平常時から災害協定等により確認しておくこと。）

(3) 住民への広報

必要に応じて、水洗便所の使用制限及び仮設トイレの設置場所等について広報する。

(4) 処理方法

ア 水の確保

プール、河川等の自然水等の活用により水を確保し、水洗便所の機能を維持する。

イ 緊急くみ取りの実施

便槽等が使用不能になった世帯に対しては、応急的に部分くみ取りを実施する。

ウ 仮設トイレの設置

必要に応じ、指定避難所又は地域ごとに仮設トイレを設置する。また、平常時において仮設ト

イレのリース事業者の確認を行う。

(5) 応援要請

災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町に対し、し尿の処理を行うのに必要な機材や人員の確保について、応援を要請する。

4 災害廃棄物処理

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設の設置及び管理・運営方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発・広報等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(1) 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が行うことを原則とする。ただし、被害状況等により、それを行うことが困難と認められる場合は、町が行うものとする。

(2) 情報収集

職員の現地派遣、住民からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

(3) 処理方法

ア 仮置場の確保

町は、災害廃棄物を一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない町有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上げ等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町に対して仮置場の確保を要請する。

イ 人員、運搬車両、建設機械等の確保

災害廃棄物を集積するため、また、最終処分場に運搬するために必要な人員、車両及び建設機械等を建設業協会等の協力を得て確保する。

ウ 最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。

なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町に対して最終処分場の確保を要請するものとする。

(4) 応援要請

ア 津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 県及び他市町村と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(5) 住民等への広報

県及び国と連携して、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-

Net) や地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開するなど、周知に努める。

(災害廃棄物の仮置場…別添資料編として整理)

5 死亡獣畜の処理

(1) 実施責任者

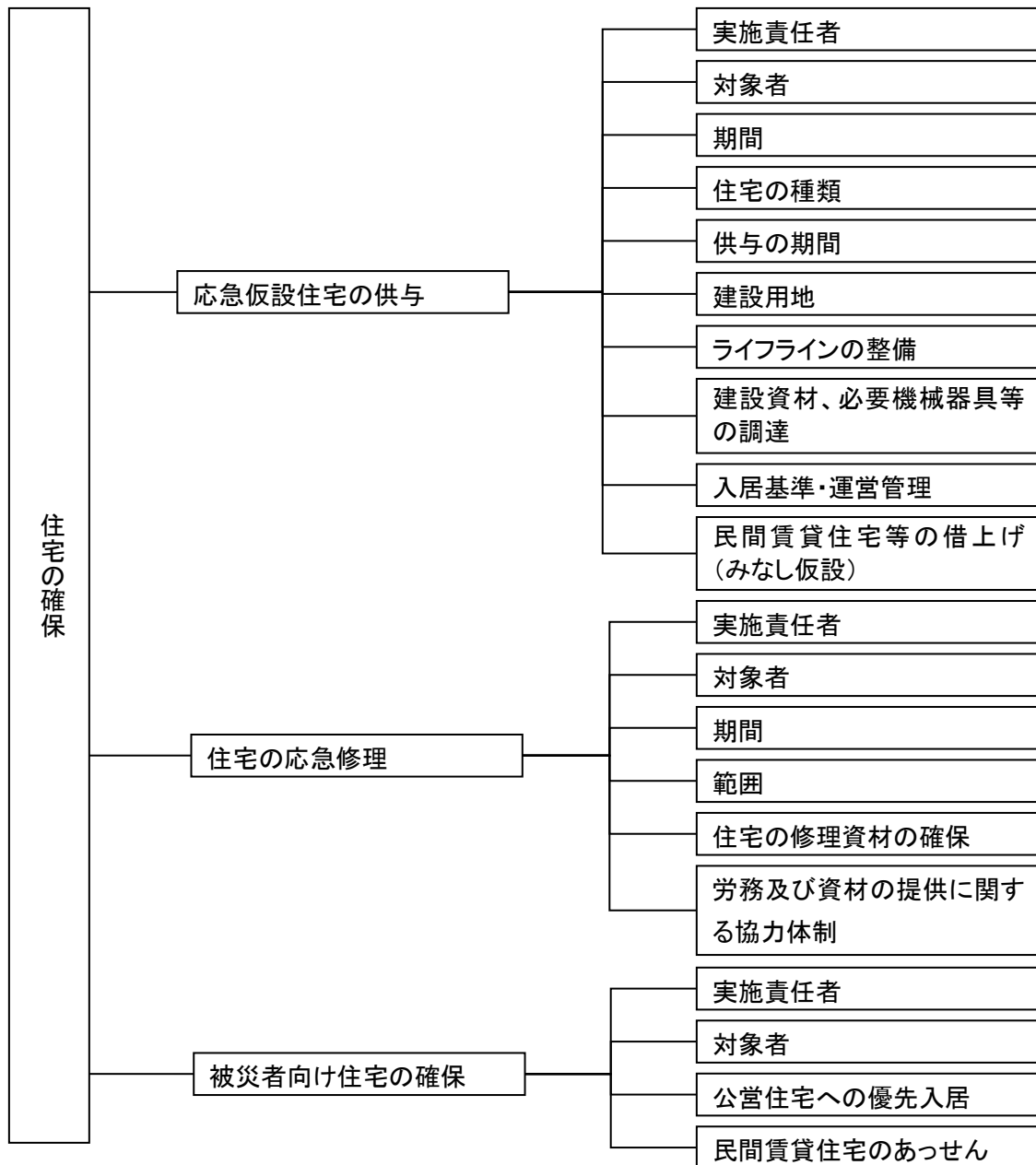
災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理できないときは、町が収集・処理するものとする。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら、環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

第22節 住宅の確保

(主な実施機関：町(総務部、建設産業部)、徳島県)



第1款 応急仮設住宅の供与

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者等に対する応急仮設住宅の供与については、本計画及び「徳島県応急仮設住宅供給マニュアル」の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の供与は、町長が実施する。

- (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、知事（権限を委任された場合は町長）が実施する。

2 対象者

災害のため住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

3 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

4 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

5 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

6 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

7 ライフラインの整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、町長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて行うものとする。

8 建設資材、必要機械器具等の調達

- (1) 住宅の建設のための資材は、請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できない場合は、町がその確保についてあっせんを行う。
- (2) 町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、県に資機材の調達に関して要請する。

9 入居基準・運営管理

- (1) 町は、被災の状況、被災前の地域コミュニティを維持すること等を考慮した入居の基準を検討する。
- (2) 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとし、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

10 民間賃貸住宅等の借上げ（みなし仮設）

町は、県と連携の下、民間賃貸住宅等の借上げによる応急仮設住宅の供与に努める。

第2款 住宅の応急修理

第1 方針

町は、災害救助法が適用される災害が発生した場合、災害のため住宅に被害を受けた者で自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対して住宅の応急修理を行うものとする。

なお、必要に応じて住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対応をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する住宅の応急修理は、町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

2 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者及び災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とする。

3 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

4 範囲

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

5 住宅の修理資材の確保

住宅の応急修理のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、町がその確保についてあっせんを行う。

6 労務及び資材の提供に関する協力体制

町は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

第3款 被災者向け住宅の確保

第1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、関係団体に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居あっせんを依頼する等、住宅の確保に努めるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

被災者向けの住宅の確保は、町及び県が努める。

2 対象者

災害のため住宅を失った者を対象とする。

3 公営住宅への優先入居

町及び県は、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずる。

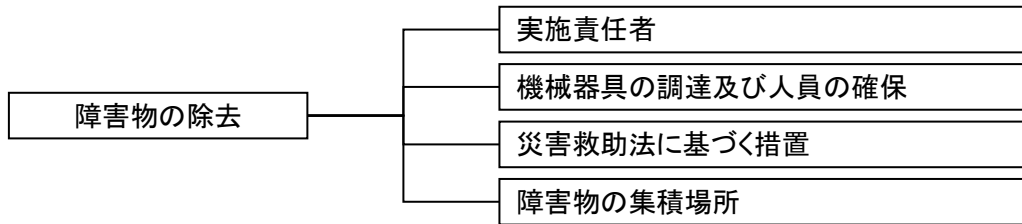
4 民間賃貸住宅のあっせん

町及び県は、徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空家情報提供を実施するとともに、(公社)徳島県宅地建物取引業協会に対して民間賃貸住宅の空き住宅への入居あっせんに依頼する。

第23節 障害物の除去 (主な実施機関：町（建設産業部）)

第1 方針

町は、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、応急対策の万全を図るものとする。



第2 内容

1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町が行う。
- (2) 水防活動を実施するに際して障害となる工作物の除去は、水防管理者（町長）又は消防長が行う。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- (4) 浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町単独で実施困難のときは、知事に対して応援、協力を要請する。
- (5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

2 機械器具の調達及び人員の確保

町長は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具及び人員のみで不足する事態に備え、建設業協会等と必要な機械器具の調達及び人員の提供についての協定を締結しておくものとする。このほか、必要に応じ地区民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼する。

3 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 障害物除去の対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 障害物除去の実施機関

災害発生の日から10日以内とする。

4 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所は、町の所有地で交通及び住民の生活に支障のない場所（原則として災害廃棄物の仮置場を使用）とし、その他の用地を使用する必要がある場合は、民有地を一時的に借り上げて集積場とする。

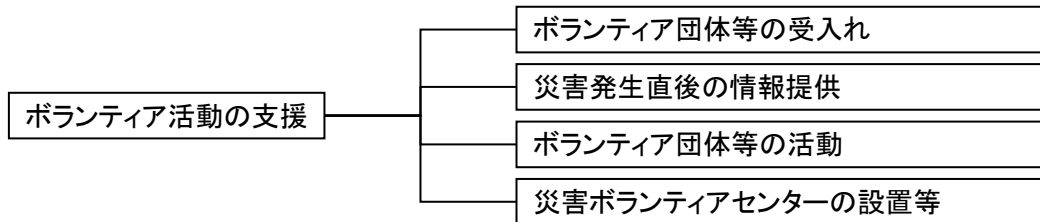
（災害廃棄物の仮置場…別添資料編として整理）

第24節 ボランティア活動の支援

(主な実施機関：町（住民福祉部、その他全対策部）、藍住町社会福祉協議会)

第1 方針

災害により大きな被害が発生した場合、災害に対する応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測される。このため町は、藍住町社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援するものとする。



第2 内容

1 ボランティア団体等の受入れ

町及び防災関係機関は、各種ボランティア団体からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け入れる。

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

(2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護師、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門ボランティアと一般ボランティアに区分される。

(3) ボランティアの所属

ア 組織や団体に属するボランティア

NGO や NPO 法人、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア

イ 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア

ウ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

2 災害発生直後の情報提供

町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、近隣市町の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等のボランティアニーズについての情報提供を行う。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての協力を受けるものとする。

(1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達

- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資材等の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助

4 災害ボランティアセンターの設置等

(1) 設 置

藍住町社会福祉協議会は、被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受入れが必要と認めたときは、災害ボランティアセンターを設置し、被害状況やボランティアニーズなどの情報提供を行う。

また、徳島県災害ボランティアセンターと連携をとりながら、ボランティア活動を効率的に推進する。

(2) 運 営

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

- ア ボランティアニーズの把握と情報提供
- イ 一般ボランティアの受入れ及び受付
- ウ 専門ボランティアに対する活動要請
- エ ボランティア活動の調整及び決定
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
- カ 災害対策本部との調整
- キ 在宅要配慮者のデータの作成及び提供
- ク その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

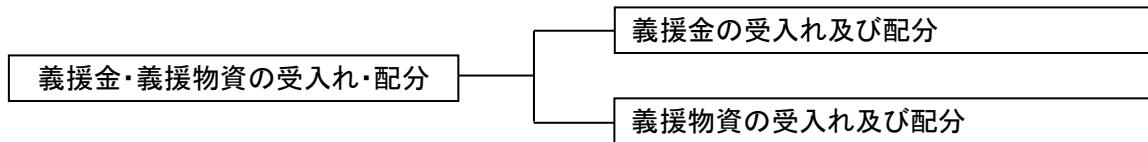
(3) ボランティアに係る事務委託

町は、県又は県から事務の委託を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について藍住町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第25節 義援金・義援物資の受入れ・配分 (主な実施機関：町（総務部）、徳島県)

第1 方針

住民、他自治体等から被災者宛てに送られた義援金・義援物資の受入れ・配分については、本計画の定めるところによる。



第2 内容

1 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は協力して募集方法、期間等を定めて募集する。

【関係機関】日本赤十字社徳島県支部、(福)徳島県共同募金会、県等

町は、必要に応じて義援金の受付窓口を開設し、直接寄託される義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

関係機関で構成する義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定する。

町に直接寄託された義援金については、その集積状況等を総合的に勘案し、公平の立場から配分基準方針を決定して、被災者等に配分する。

(3) 義援金受入れの広報

町及び関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じ、住民広報に努める。

2 義援物資の受入れ及び配分

町及び県等は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を1箇所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各指定避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各指定避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、

必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受付

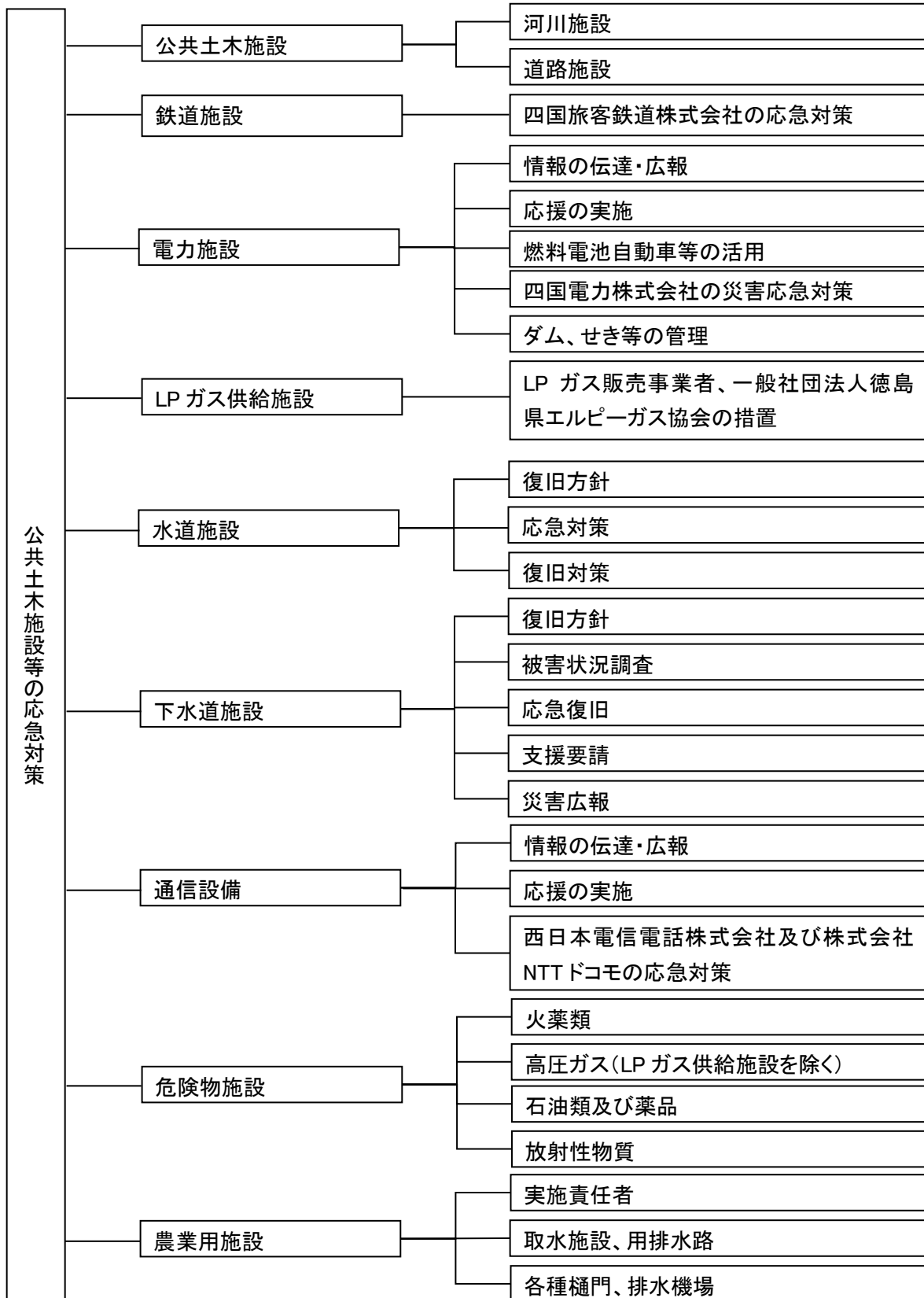
オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

第26節 公共土木施設等の応急対策

(主な実施機関：町（建設産業部、総務部）、徳島県、四国地方整備局、四国旅客鉄道株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、(一社)徳島県エルピーガス協会板野地区会、土地改良区)



第1款 公共土木施設

第1 方針

災害時における公共土木施設管理者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 河川施設

(1) 基本方針

災害により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力を尽くす。

(2) 応急対策

ア 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。

イ 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。ついては、県を經由して国（主務大臣）へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

2 道路施設

(1) 基本方針

ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携の下に、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。

イ 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者、建設業協会等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。

ウ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧に当たる。

(2) 情報収集

被害を受けた道路及び交通状況等を速やかに把握するため、現地に職員を派遣して道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

(3) 応急復旧活動

ア 応急対策

(ア) 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付しても速やかに復旧し、開放する。

(イ) 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためその時間がないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後速やかに各施設管理者へ通報する。

イ 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度などを検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進め、平常の状態とする。

(4) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、町が指定している緊急輸送路を重点路線として早期復旧等の応急対策を実施する。

(5) 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう、協力するものとする。

(緊急輸送道路…別添資料編として整理)

第2款 鉄道施設

第1 方針

災害時における鉄道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 四国旅客鉄道株式会社の応急対策

(1) 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携の下に、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行に当たっては、「運転事故報告手続」「災害時運転規則手続」の定めるところによる。

(2) 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、「運転事故報告手続」に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市町村、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

(3) 地震発生時の取扱い

ア 地震発生時の警戒態勢の種別

地震発生時の運転規制（以下「特殊運転」という。）をする場合の警戒態勢の種別は、次のとおりとする。

イ 地震発生時の特殊運転

計測震度の区分	警報区間	運転規制の方法
3.5 以上 4.5 未満	要注区間以外の区間	25km/h 以下の徐行
	要注区間	列車の運転を中止
4.5 以上	全区間	

ウ 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した箇所の CTC 指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取扱いをするものとする。

る。

エ 保線区長の取扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めたときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

(4) 第2次、第3次態勢の解除

ア 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めたときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

イ 電気区長は、第3次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めたときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

ウ 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

第3款 電力施設

第1 方針

災害時における町の措置及び四国電力株式会社等の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 情報の伝達・広報

町は、四国電力株式会社の施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社に伝達する。

また、電気施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の住民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、各種広報媒体を通じて住民に周知する。

2 応援の実施

町は、四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、町が行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をする。

3 燃料電池自動車等の活用

町は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車などを「走る発電所」として災害時の電源確保に積極的に活用する。

4 四国電力株式会社の災害応急対策

(1) 災害時における電力の供給

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

ア 県内の需要バランスが確保できる系統構成を施す。

イ 需給バランスについて、系統上供給力が不足する場合においては、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、供給力を確保する。

(2) 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係

箇所と連絡の上、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、お客さまによるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 災害時における応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を眼目とし、関係箇所との緊密な連絡の下に、電力施設の被害状況を速やかに調査・把握し、人員、資・機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

ア 発電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに、被災機器の復旧を図る。

イ 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を実施するとともに、被害路線の復旧を図る。

ウ 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復旧送電を図るものとする。

エ 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、回線種別に応じ必要最小限の回線数を迂回ルートによって確保する。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

5 ダム、せき等の管理

ダム、せき等の管理は、河川法に定めるところにより行うものとし、ダムごとに管理主任技術者を置き、管理主任技術者は、土木保守員を指揮監督してダムを管理するものとする。

洪水時の対策措置は、ダム操作規程又はダム管理規定に基づき、次のとおり実施するものとする。

- (1) 洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握とダムの流入量の的確予測に努めるとともに、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。
- (2) ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、サイレン、スピーカー等により警告する。また、規程に定められたダムについては河川パトロールも実施する。
- (3) 下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。

第4款 LP ガス供給施設

第1 方針

災害時における LP ガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 LP ガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

(1) 災害時の応急対応

ア 火災発生の場合

LP ガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺 LP ガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

イ 地震火災の場合

LP ガス販売事業者は、地震により LP ガス設備が損壊又は転倒した場合は、LP ガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

(2) 応急・復旧対策

LP ガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、警察及び消防等関係機関に協力し、災害の沈静に努め、災害が沈静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、LP ガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

ア 広報活動

(ア) 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

(イ) 消費先に対し、LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

イ LP ガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LP ガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

ウ 容器の回収

(ア) 使用後破棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

(イ) 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第5款 水道施設

第1 方針

災害時における町（水道事業者）の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 復旧方針

あらかじめ応急対策について計画を定めた上で、災害時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

(1) 取水施設、浄水場、配水池の復旧に当たっては、早急な施設能力の回復に努める。

- (2) 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

2 応急対策

(1) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において町の水道所管部署が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は町の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。

(2) 応急復旧作業人員の確保

ア 施設点検班 1班（班長1人、班員2人）

イ 管路点検班 2班（班長1人、班員2人）

ウ 応急作業班 2班（班長1人、班員2人）

応急作業班については、町の水道工事指定業者の協力を得て作業を実施する。また、応急復旧の実施に必要な人員が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行う。

(3) 施設の点検

災害発生後、速やかに職員を派遣し、次により水道施設の被害状況を把握する。

ア 取水、浄水、配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を施設ごとに行う。

イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等についても把握するよう努める。

ウ 次の管路については、優先的に点検する。

(ア) 主要管路

(イ) 給水拠点までの管路

(ウ) 道路等公共土木施設を占有している管路

(エ) 医療機関等重要施設までの管路

(4) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

ア 取水、浄水、配水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合はその状況に応じて取水、給水の停止又は減量を行う。

イ 管路

漏水等により道路陥没が生じるなど、道路交通上危険なものについては、関係管路を断水するなどの措置を講じる。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水、導水施設

取水、導水施設の損壊は、浄水機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。

(2) 浄水施設

浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。

(3) 管路

管路の復旧に当たっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から、次により復旧活動を実施する。

なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧

も実施する。

ア 送・配水管の優先順位

(ア) 第1次重要管路

送水管及び主要配水管など、給水上特に重要な管路とする。

(イ) 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて、給水上重要な管路とする。

イ 給水装置の復旧

(ア) 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

(イ) 一般住宅の給水装置の復旧は修繕申込みがあったものから行うが、その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

(ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、上記(イ)の申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第6款 下水道施設

第1 方針

災害時における町（下水道事業者）の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

2 被害状況調査

地震災害の発生時に、管渠等の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

3 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠等の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧に当たっては、道路管理者等との協同に配慮するとともに、的確な対応を図るものとする。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) 処理場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

4 支援要請

応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

5 災害広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第7款 通信設備

第1 方針

災害時における町の措置並びに西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTT ドコモ四国支店徳島支店の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 情報の伝達・広報

町は、西日本電信電話株式会社又は株式会社NTT ドコモの施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに西日本電信電話株式会社又は株式会社NTT ドコモに伝達する。

また、電話施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の住民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、各種広報媒体を通じて住民に周知する。

2 応援の実施

町は、西日本電信電話株式会社及び株式会社NTT ドコモから応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、町が行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をする。

3 西日本電信電話株式会社及び株式会社NTT ドコモの応急対策

(1) 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急対策

ア 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 予備電源設備、移動電源車の発動
- (ウ) 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- (エ) 応急対策用車両、工具の点検
- (オ) 応急対策用資機材の把握
- (カ) 緊急輸送対策
- (キ) 復旧要員の確保
- (ク) 通信設備の巡回点検

- イ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、市町村、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。
- ウ 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。
- (ア) 重要通信の確保
- a 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
- b 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取り扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。
- (イ) 特設公衆電話の設置
- a 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。
- b 特設公衆電話の設置場所について、県、及び行政機関と連携し選定する。
- (ウ) 災害用専用基地局の運用
- a ドコモの大ゾーン基地局を稼働し、半径約7km・360度のエリアカバーを目指す。
- b 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努める。
- エ 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキー装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。
- (ア) 被災区間又は場所
- (イ) 回復見込み日時
- (ウ) 通信途絶、利用制限の理由
- (エ) 通信途絶、利用制限の内容
- (オ) 通信利用者の協力を要請する事項
- (カ) その他の事項
- オ 大規模災害時に、安否情報等を確保するため、被災地に向けた通話が輻輳した場合、災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。
- (3) 回線の復旧順位
- 災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通話の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況の応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、順位は社会的影響等を勘案の上、次のような階段的復旧を実施する。
- ア 第1順位の復旧
 気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛機関、及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの
- イ 第2順位の復旧
 ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの
- ウ 第3順位の復旧
 第1順位、第2順位に該当しないもの

第8款 危険物施設

第1 火薬類

1 方針

火薬類の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 町長

(2) 応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

- (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人を付けるものとする。
- (イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。
- (エ) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

イ 町長の措置

施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施する。

第2 高圧ガス（LP ガス供給施設を除く）

1 方針

高圧ガス施設の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 高圧ガス製造者等
- イ 知事
- ウ 警察本部長
- エ 町長

(2) 応急措置

ア 製造者等の措置

- (ア) 直ちに事業所内における火気の手扱いを停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。

- (イ) 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所若しくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに以下の災害発生防止のための措置を講じる。
 - a 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、緊急遮断弁の閉止等の応急の措置を行うとともに、製造又は消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - b 販売施設、高圧ガス貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちにバルブの閉止等の応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
 - c 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充てん容器等と共に損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
 - (ウ) 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
 - (エ) 必要な場合は、従業員及び付近住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。
- イ 町長の措置
- 火薬類に対する措置と同様とする。

第3 石油類及び薬品

1 方針

石油類及び薬品の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 施設の所有者及び管理者又は占有者
- イ 町長
- ウ 知事

(2) 応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- (ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする。
- (イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
- (ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

イ 町長の措置

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示をする。
- (イ) 火災の防御は、町の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受ける。
- (ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施

させる。

(エ) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置する。

第4 放射性物質

1 方針

施設放射性物質の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

ア 施設の所有者及び管理者

イ 知事

ウ 町長

エ 警察本部長

(2) 応急措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、延焼防止に主眼を置き、汚染区域の拡大を防止するものとする。

イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導に当たるとともに、立入禁止区域を設定するものとする。

第9款 農業用施設

第1 方針

災害時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

(1) 土地改良区

(2) 知事

(3) 町長

2 取水施設、用排水路

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、破損があった場合、付近の住民に被害を与えるおそれがないか確認し、町に報告して応急修理等適切な管理を行うものとする。

また、施設に被害があった場合は、町を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討するものとする。

3 各種樋門、排水機場

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、施設の機能が損なわれている場合は、町に報告するとともに、応急修理等適切な管理を行うものとする。

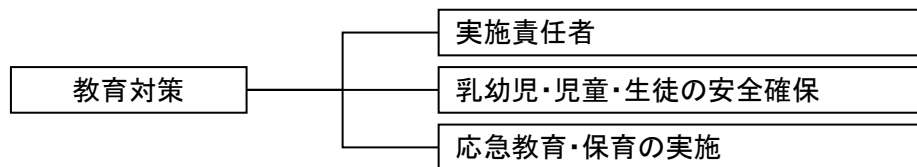
また、施設に被害があった場合、町を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討するものとする。

第27節 教育対策

(主な実施機関：教育部、乳幼児・児童・生徒に関する各施設関係者)

第1 方針

災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、町教育委員会並びに各学校(小・中学校)及び幼稚園、保育所、児童館は緊密に連携し、関係機関の協力を得ながら乳幼児・児童・生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施するものとする。



第2 内容

1 実施責任者

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施する。

2 乳幼児・児童・生徒の安全確保

<各学校、各幼稚園>

(1) 情報等の収集・伝達

ア 町教育委員会は、災害が発生したときは、学校長及び園長に対し、災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

イ 学校長及び園長は(以下「学校長(園長)」とする。)、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により校区の被害状況等の災害情報の収集に努める。

ウ 学校長(園長)は、必要に応じ災害情報等を児童・生徒へ伝達するものとするが、伝達に際しては混乱を防止するよう配慮する。

エ 学校長(園長)は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を町教育委員会に報告する。

(2) 児童・生徒の登校時間内の緊急措置

ア 避難等の指示

学校長(園長)は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは校内(園内)では、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防職員から指示のあったときは、安全な指定緊急避難場所等の指示を迅速に行うものとする。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

イ 下校時の危険防止

学校長(園長)は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

ウ 校内保護

学校長(園長)は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認めるときは、児童・生徒を校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

エ 保健衛生対策

学校長（園長）は、災害時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について、必要な措置を講ずるものとする。

オ 臨時休校・休園の措置

学校長（園長）は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法「すぐメール」により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長（園長）から措置内容の報告を受けた町教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法として防災行政無線（同報系）、ラジオ、テレビ等の活用を検討する。

カ 学校長（園長）不在時の対応

災害時に学校長（園長）が不在時は、教頭若しくは学校長（園長）があらかじめ指定する教職員が学校長（園長）の代行としてその職務を行い、学校長（園長）が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

(3) 児童・生徒の登校時間外の緊急措置

ア 被害状況の把握

学校長（園長）並びに非常参集した教職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告するものとする。

イ 臨時休校・休園の措置

学校長（園長）は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法「すぐメール」により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を町教育委員会へ報告するものとする。

学校長（園長）から措置内容の報告を受けた町教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法として、防災行政無線（同報系）、ラジオ、テレビ等の活用を検討する。

ウ 学校長（園長）不在時の対応

災害時に学校長（園長）が不在時は、在校又は在園している最上格の教員が学校長（園長）の代行としてその職務を行い、学校長（園長）が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

<各保育所、各児童館>

(4) 情報等の収集・伝達

ア 保育所、児童館所管課長は、災害が発生したときは、保育所長及び児童館長（以下「保育所長（児童館長）」という。）に対し、災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

イ 保育所長（児童館長）は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により被害状況等の災害情報の収集に努める。

ウ 保育所長（児童館長）は、乳幼児・児童・生徒及び施設等に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を保育所、児童館所管課長に報告する。

(5) 施設開設時の緊急措置

ア 避難等の指示

保育所長（児童館長）は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは施設内では乳幼児・児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、又は消防職員から指示のあったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。

なお、状況によっては、職員は個々に適切な指示を行うものとする。

イ 帰宅時の危険防止

児童館長は、帰宅途中における危険を防止するため、利用者の児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、近隣ごとの集団帰宅又は職員による引率等の措置を講ずるものとする。

ウ 施設内保護（児童館）

児童館長は、災害の状況により、児童・生徒を帰宅させることが危険であると認めるときは、児童・生徒を施設内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

エ 施設内保護（保育所）

保育所長は、幼児を施設内に保護し、保護者への連絡に努めるものとし、相当の時間を経過しても連絡がとれない場合は、近親者等への連絡に努めるものとする。

オ 保健衛生対策

保育所長（児童館長）は、災害時における施設内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、幼児・児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

カ 施設閉鎖の措置

保育所長（児童館長）は、災害の状況に応じ施設閉鎖等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を保育所、児童館所管課長へ報告するものとする。

保育所長（児童館長）から措置内容の報告を受けた保育所、児童館所管課長は、状況に応じて保護者及び利用者等への連絡方法として防災行政無線（同報系）、ラジオ、テレビ等の活用を検討する。

(6) 施設開設時間外の緊急措置

ア 被害状況の把握

保育所長（児童館長）並びに非常参集した職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、保育所、児童館所管課長へ報告するものとする。

イ 施設閉鎖の措置

保育所長（児童館長）は、災害の状況に応じ、施設閉鎖等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者及び利用者へ連絡するとともに、その措置内容を保育所、児童館所管課長へ報告するものとする。

保育所長（児童館長）から措置内容の報告を受けた保育所、児童館所管課長は、状況に応じて保護者及び利用者への方法として防災行政無線（同報系）、ラジオ、テレビ等の活用を検討する。

3 応急教育・保育の実施

<各学校、各幼稚園>

(1) 教育施設の確保等

ア 町教育委員会及び学校長（園長）は相互に協力し、次の方法により教育施設等を確保するものとする。

(ア) 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく各学校（園）において、速やかに応急修理を実施し授業を行う。

(イ) 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。

(ウ) 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

イ 教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、児童・生徒の指導に当たっては健康、安全教育及び生活指導に重点を置くものとする。特に、災害により精神的又は心理的ストレスを受けた児童・生徒に対しては、こころのケアに十分配慮するものとする。

ウ 学校長（園長）は、災害状況の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、その時期については広報紙、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

エ 児童・生徒の転入学措置

被災地域の児童・生徒が転入学を希望した場合には、受入可能な学校において、受入手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い、転入学を円滑に行うものとする。

オ 災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において操作ができないときは、隣接学校から応援させ、なお不足する場合はそれぞれの教科に応じ、指導主事等を派遣し教科指導に当たらせるものとする。

(2) 学校給食対策

ア 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策を立て、学校給食の早期開始に努める。

イ 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。

ウ 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置及び給食に必要な物資の調達に努める。

エ 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

(3) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、県より権限を委任された町長が行うものとする。

ア 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

(ア) 教科書（教材を含む。）

(イ) 文房具及び通学用品

イ 期間

教科書については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

(4) 学用品の調達及び支給

ア 調達及び支給の方法

(ア) 教科書

a 各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて、教科書供給書店等に連絡してその供給を求め、又は町内の学校及び他市町村に対し使用済みの古書の供与を依頼する。

b 上記aによってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

(イ) 学用品

a 災害救助法の適用を受けた場合

- (a) 町教育委員会が、学校長からの必要数の報告を受けて取りまとめ、県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童・生徒へ町を通じて支給する。
- (b) 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しないものとする。
- (c) 知事が職権を町長、町教育委員会又は学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

b その他の場合

- (a) 町教育委員会が、学校長からの必要数の報告を受けて取りまとめ、町において調達の上、支給するものとする。
- (b) 上記(a)によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

イ 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童・生徒に対して必要最小限の学用品を支給する。

ウ 支給品目

(ア) 教科書

教科書、教材

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

エ 支給期間

災害発生の日から教科書は1か月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

オ 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法施行細則で定める直近の改定額とする。

(5) 就学援助費の支給等

ア 対象者

災害救助法が適用されるなどの著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図るものとする。

イ 就学援助費の支給

- (ア) 対象となる児童・生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。
- (イ) 既に準要保護に認定された児童・生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給する。

<各保育所、各児童館>

(6) 保育施設の確保等

ア 保育所、児童館所管課長及び保育所長は相互に協力し、次の方法により保育施設等を確保するものとする。

(ア) 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと保育に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各保育所において速やかに応急修理を実施し、保育を行う。

(イ) 施設の被害が相当甚大な場合

残存の安全な保育室の使用又は遊戯室等を転用し、保育を行う。

(ウ) 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、保育を再開する。

イ 保育活動の再開に際し、災害により精神的又は心理的ストレスを受けた幼児等に対して、こころのケアに十分配慮するものとする。

ウ 保育所長は、災害状況の推移を把握し、福祉課と密接に連絡の上、平常保育に戻すよう努め、その時期については広報紙、マスコミ機関誌等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

エ 災害に伴い職員に不足が生じた場合は、職員組織の編成替えや出務、児童館職員の応援、民間保育士免許所有者の動員等により対処するものとする。

(7) 学校が指定避難所となる場合の措置

ア 指定避難所の開設は、町の災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要するときは学校長（園長）の判断により開設することができる。

イ 指定避難所の運営は、避難者の自主的運営を原則とするが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援することとする。

ウ 町教育委員会及び学校長（園長）は、指定避難所が設置されている間は、指定避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を行う場であることを考慮し、早期の授業再開に努めるものとする。

エ 町教育委員会及び学校長（園長）は、指定避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、町の災害対策本部と必要な協議・調整を行う。

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針

町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

また、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

第1 方針

町は、災害により被災した町の公共施設の災害復旧について、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとする。

また、県及び県警察と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

公共施設災害復旧事業計画	———	災害復旧事業の種別
--------------	-----	-----------

第2 内容

1 災害復旧事業の種別

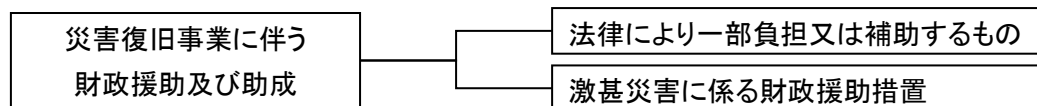
災害復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川
 - イ 道路
 - ウ 下水道
 - エ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ア 農地農業用施設
 - イ 共同利用施設
 - ウ 林業用施設
 - エ 漁業用施設
- (3) 教育施設災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画
- (6) 都市施設災害復旧事業計画
- (7) 住宅災害復旧事業計画
- (8) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (9) 官庁建物等災害復旧事業計画
- (10) その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

第1 方針

災害復旧事業費の決定は、町長の報告その他町が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき援助される事業は次のとおりである。



第2 内容

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (11) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (12) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (13) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公共学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者支援施設等災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

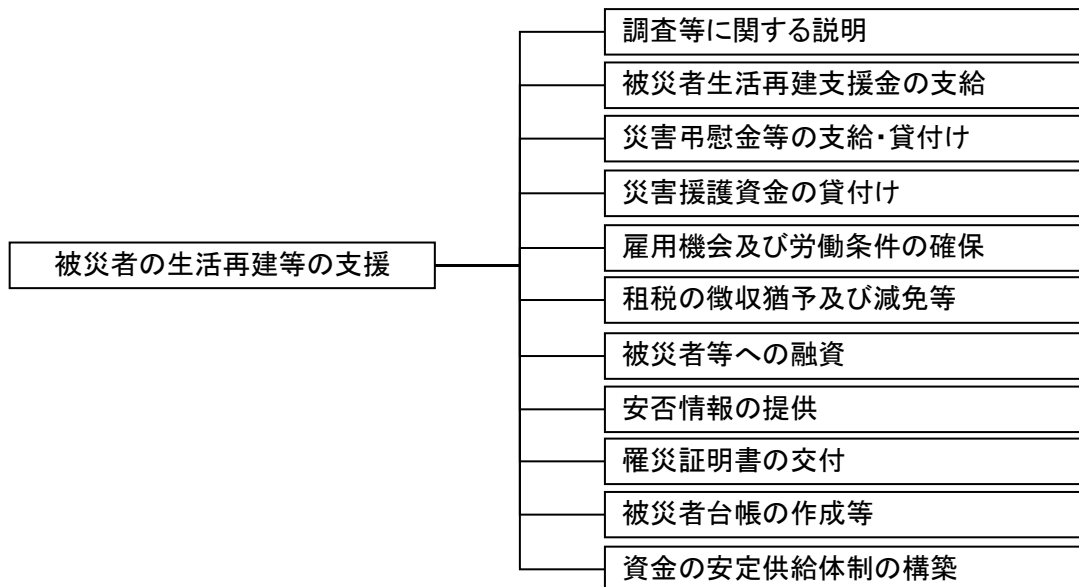
- ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1 方針

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、町は、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活支援に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めるものとする。



第2 内容

1 調査等に関する説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。

また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

2 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行うが、町は被災者等からの相談を受け、被災者の不安解消に努める。

3 災害弔慰金等の支給・貸付け

災害弔慰金等の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び藍住町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藍住町条例第101号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

イ 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給対象者

制令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神的又は身体に相当程度の障がいがある住民

イ 支給額

生計維持者 250万円以内

その他の者 125万円以内

4 災害援護資金の貸付け

(1) 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ～ 350万円

イ 住居又は家財の損害 150万円 ～ 350万円

(3) 利率

年3%以内で条例で定める率

(4) 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

(5) 償還期間

10年（据置期間を含む。）

(6) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

(7) 申込先

藍住町

5 雇用機会及び労働条件の確保

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、町が徳島労働局を通じて速やかに職業の確保を図ることとしている。

被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更生できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

(1) 生活相談窓口の活用

下記7の(6)生活相談の実施により設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

(2) 徳島労働局への要請等

町は、上記(1)により把握した離職者の状況について徳島労働局に報告するとともに、必要と認められる場合は、徳島労働局に対して次の事項を要請する。

ア 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口を町内へ設置

イ 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設

又は巡回職業相談の実施

ウ 労働条件の確保

6 租税の徴収猶予及び減免等

町は、災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、藍住町税条例（昭和40年藍住町条例第16号）又は藍住町国民健康保険税条例（昭和32年藍住町条例第35号）により、町税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

ア 災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が町の全部又は一部の地域にわたり広範囲に発生したときは、町長は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。

イ 上記アの場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、町長は、納税義務者等の申請に基づき、災害がやんだ日から2か月以内の期日を指定して、その期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。

なお、猶予した期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があるときは、納税義務者等の申請により、先の猶予期間と合わせて2年以内の期間を限り、猶予を延長する。

(3) 滞納処分の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免等

ア 個人の住民税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し又は免除する。

イ 固定資産税

災害により、収穫が著しく減じた田畑、使用不能となった宅地、滅失又は甚大な損害を受けた家屋及び償却資産についてその損害の程度に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

ウ 国民健康保険税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し又は免除する。

7 被災者等への融資

(1) 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

災害により被害を受けた者（低所得者）に対して資金の貸付けを行い、被災者の生活再建を促進するとともに、相談支援を通じて経済的自立を図る。

(2) 災害復興住宅融資

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸付けを行う。

(3) 災害対策資金

災害により被害を受けた中小企業等に対し、再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証を行う。

(4) 農林漁業関係融資

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため、各種融資を行う。

ア 日本政策金融公庫資金

- (ア) 農業基盤整備資金
- (イ) 林業基盤整備資金
- (ウ) 漁業基盤整備資金
- (エ) 農林漁業施設資金
- (オ) 農林漁業セーフティネット資金

イ 農業近代化資金

ウ 漁業近代化資金

エ 天災資金

オ 県単林漁業災害対策特別資金

(5) 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸付けを行い、被災者の生活の安定化を図る。

(6) 生活相談

町は、災害により被害を受けた住民が速やかに再起更生できるよう、役場内に生活相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努める。

なお、生活相談窓口においては、職業あつせん、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付けなど被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

8 安否情報の提供

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

9 罹災証明書の交付

(1) 体制の整備

ア 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

イ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(2) 災害時の対応

ア 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

イ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

10 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

11 資金の安定供給体制の構築

町は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても公金の支払事務に支障が生じないよう、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策を行う。

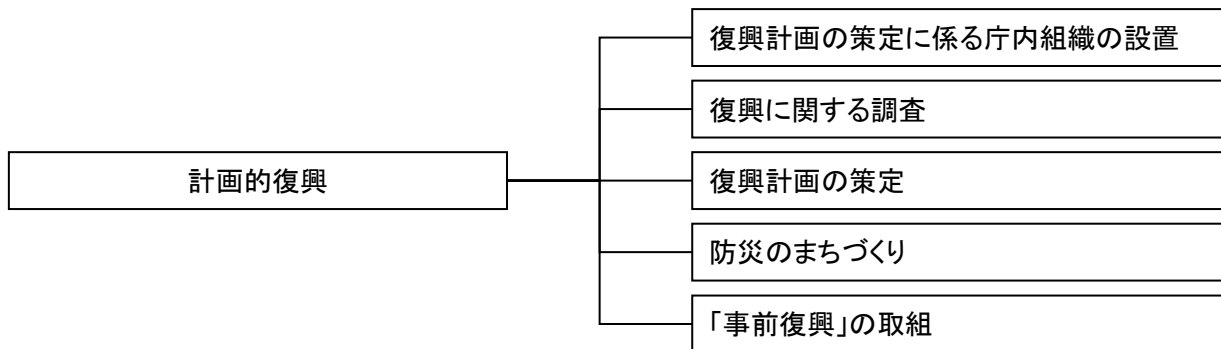
また、前述の被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体、関係課が連携し、公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとする。

第5節 計画的復興

第1 方針

町は、著しい被害を受けた被災地域の住民の1日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、災害復興体制を構築するとともに、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）に基づき、国が定める復興基本方針及び県が定める「復興のための施策に関する方針」（以下「復興方針」という。）に即して復興計画を迅速に定めるものとする。

また、それらの内容を関係自治体及び住民等に周知することにより、関係者共通の合意の形成を図るものとする。



第2 内容

1 復興計画の策定に係る庁内組織の設置

町は、災害発生後、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織を庁内に設置する。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当課において、復興の基本方針や復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各課の調整を行う。

(1) 復興本部及び復興本部会議

復興本部は、復興計画の策定や各種復興事業を総合的かつ迅速に推進するための意思決定を行う司令塔の役割を担う。なお、復興が長期に及ぶこと等を勘案し、災害対策本部とは別に復興本部を設置するものとする。

復興本部の下には、復興本部のコアメンバーで構成する復興本部会議を設置し、復興本部に付議する議案の調整等を行う。

(2) 復興本部の所掌事務

復興本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- ア 復興基本方針及び復興計画の策定及び推進に関すること。
- イ 復興施策に係る財源の確保及び資金計画に関すること。
- ウ 被災した住民の生活再建及び住民生活の安定に係る施策の策定及び推進に関すること。
- エ 被災した住民の医療、保健及び福祉に係る施策の策定及び推進に関すること。
- オ 産業の復興及び雇用の創出に係る施策の策定及び推進に関すること。
- カ 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
- キ 国、県その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 復興本部の組織

- ア 本部長、副本部長

本部長は町長とし、副本部長は副町長とする。

イ 本部員

本部員は、災害対策本部構成員に準ずることを基本とし、被災状況に応じて決定する。

ウ 事務局

復興本部を運営する復興本部事務局は、まちづくり担当課が担当する。

(4) 復興本部会議の運営

復興本部会議は、本部長、副本部長のほか、本部員の中から町長が指名した者を構成員とする。

復興本部会議は、以下の事項を検討する。

ア 復興方針の検討

イ 復興工程の検討

ウ 国・県・担当部署からの入手・提供された情報の検討

エ 復興計画検討委員会の委員選定及び工程の検討

オ 復興に係る重要事項の検討

カ 復興施策の検討

キ 事業の進行管理 等

本部長は、専門的知見が必要であると認めるときは、復興本部会議構成員以外の者に意見を求めるものとする。

2 復興に関する調査

都市基盤施策等の復旧、住宅の復興、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うためには、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する必要がある。

共通対策編第3章「災害応急対策計画」において、災害時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、町は、復興対策及び復興策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、更に詳細に被災状況を把握するとともに、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活支援対策など、復興に関する調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

調査する事項はおおむね次のとおりとするが、復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なるため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正するものとする。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

(2) 都市基盤復興に係る調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

イ その他の都市基盤復興に係る調査

(3) 住宅の復興対策（応急仮設住宅等の入居状況等）に関する調査

(4) 生活再建支援に係る調査

ア 住家被害状況調査

イ 被災離職者に係る調査

ウ その他生活再建に係る調査

(5) 地域経済復興支援に係る調査

ア 事業所等の被害調査

イ 地域経済影響調査

(6) 復興の進捗状況モニタリング

3 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

(1) 復興計画の策定

復興法に基づき、国が定める復興基本方針及び県の復興方針に即し、復興の具体の取組と事業をまとめた復興計画を策定する。復興計画の策定に当たっては、議会、住民、県及び各専門分野における学識経験者など、様々な意見を反映させる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、分野ごとの計画の整合も図る。

復興計画において規定する事項は、おおむね次のとおりである。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の計画期間

オ 復興計画の対象地域

カ 分野別の復興施策

(ア) 環境・生活・衛生・廃棄物

(イ) 保健・医療・福祉

(ウ) 経済・商工・観光・労働

(エ) 農業・林業・水産業

(オ) 公共土木施設

(カ) 教育

(キ) 防災・安全安心

キ 復興に関する行財政運営

ク その他、復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

(2) 復興計画の公表

住民等と協働・連携して復興対策を推進するため、ホームページ等により復興施策を公表する。

4 防災のまちづくり

(1) 町は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

また、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(2) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再

構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

- (3) 町は防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

5 「事前復興」の取組

町は、被災後に復興対策を計画的かつ円滑に実施していくため、あらかじめ復興の手順を理解するとともに、復興体制を構築するなど、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

地震・津波災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づく「藍住町地域防災計画」の「地震・津波対策編」に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第6条第1項で規定する事項も合わせて定めた、藍住町防災会議が作成する地震・津波災害対策計画であり、本町における大規模な地震災害に係る町の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、地震・津波災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し又は地震被害を最小限に止めることを目的とする。

第2節 地震被害想定

本町に被害を及ぼすおそれのある地震として、次に示す海溝型地震と内陸型地震（直下型地震）がある。

○ 南海トラフ巨大地震（海溝型地震）

静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で発生する地震であり、最大でM9.1の地震が想定される。

○ 中央構造線・活断層地震

讃岐山脈南縁部に、「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部－讃岐山脈南縁西部区間を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内で1%以下、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

第1 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

1 徳島県が実施したこれまでの被害想定等

これまで大規模な震災発生を契機に、その時点における最新の知見を反映させた各種の被害想定調査等を実施し、その結果を防災対策の基礎資料としてきた。

(1) 徳島県地震対策基礎調査（昭和56年度）

「南海沖に発生する地震（M8.1）」を想定し、「震度（加速度）」と「建物被害」を算出している。

【参考】

- ・直近の震災：伊豆大島近海地震（昭和53年）、宮城県沖地震（昭和53年）
- ・国の動き：大規模地震対策特別措置法の制定（昭和53年）、地震財特法の制定（昭和55年）

(2) 徳島県地震防災アセスメント調査（平成8年度）

「安政南海地震と同規模の南海トラフを震源とする海溝型地震（M8.4）」「中央構造線系活断層の東側半分程度（M7.7）と鮎喰川断層系（M7.5）の2つが連動して発震し、西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震」「中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震（M7.7）」の3ケースを想定し、「震度分布」「液化危険度」「急傾斜地崩壊危険箇所」「津波予測」「建物被害」「人的被害」「土木構造物被害」「道路網被害」「ライフライン被害」などを算出している。

【参考】

- ・直近の震災：北海道南西沖地震（平成5年）、兵庫県南部地震（平成7年）
 - ・国の動き：地震防災対策特別措置法の制定（平成7年）
- (3) 徳島県津波浸水予測調査（平成15年度）、徳島県地震動被害想定調査（平成16年度）

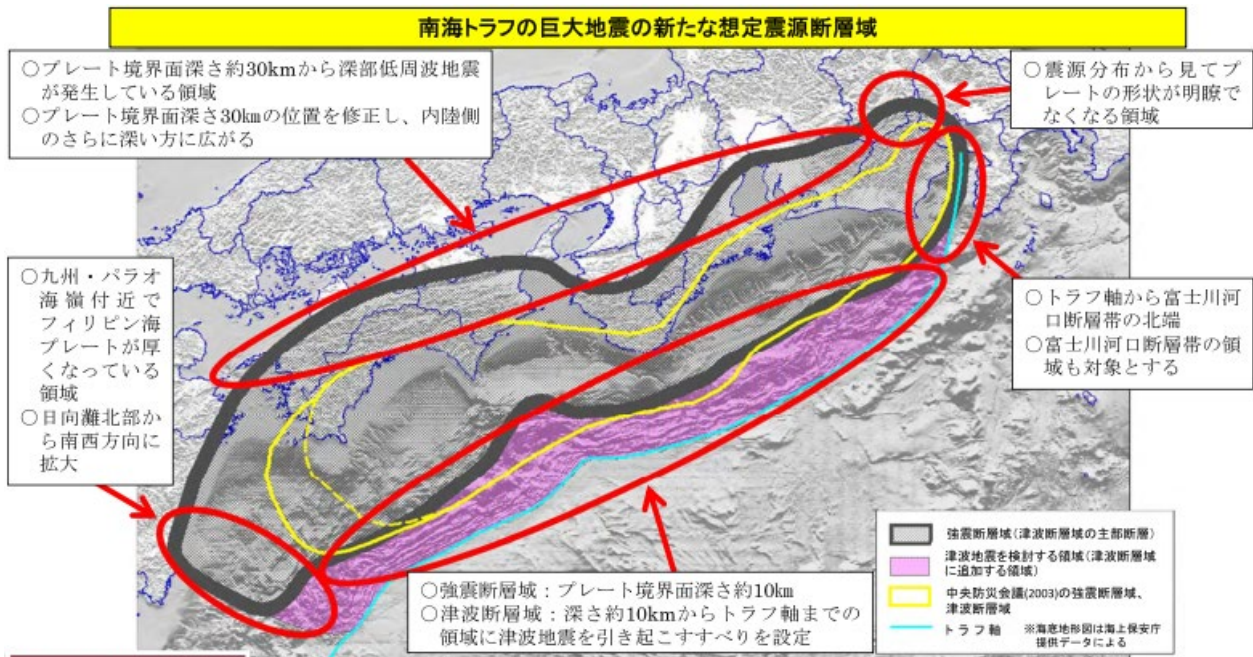
平成15年度の津波浸水予測調査では、中央防災会議が示した「東南海・南海地震同時発生モデル」及び安政南海地震を再現した「Aidaモデル」を対象に津波予測を行っている。また、平成16年度の被害想定調査では、「東南海・南海地震同時発生モデル（M8.6）」及び「県西部直下を震源とする地震（M7.0）」の2ケースを想定し、「震度分布」「液状化危険度」「急傾斜地崩壊危険箇所」「建物被害」「人的被害」「ライフライン被害」「交通施設被害」「生活機能支障」などを算出している。

【参考】

- ・直近の震災：芸予地震（平成13年）、十勝沖地震（平成15年）、新潟県中越地震（平成16年）
 - ・国の動き：東南海・南海地震対策特別措置法の制定（平成14年度）
- ※平成25年に南海トラフ特措法に改正

2 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

県は、東日本大震災（平成23年3月11日）から得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、これまでの被害想定等の見直しを行っている。

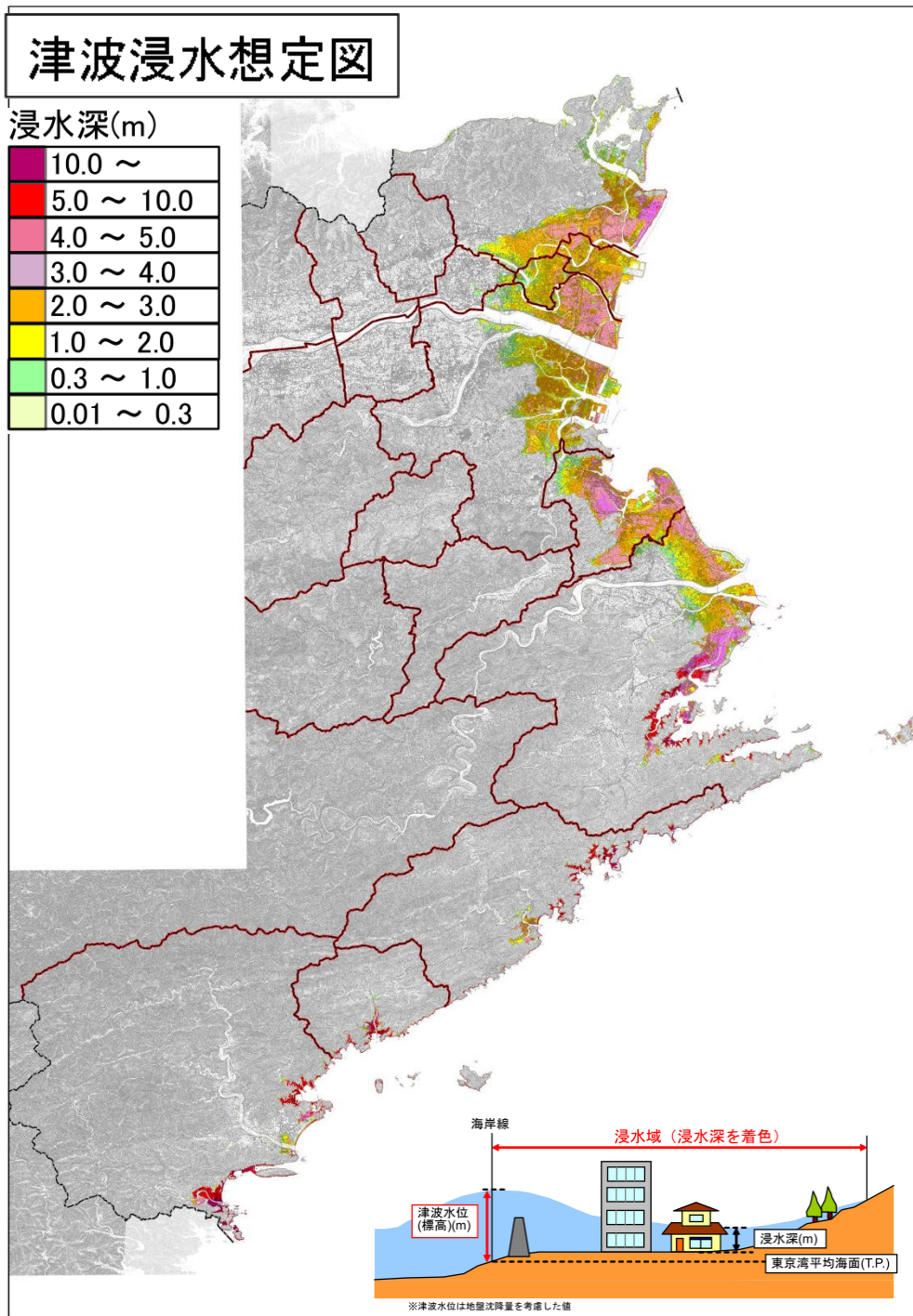


地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

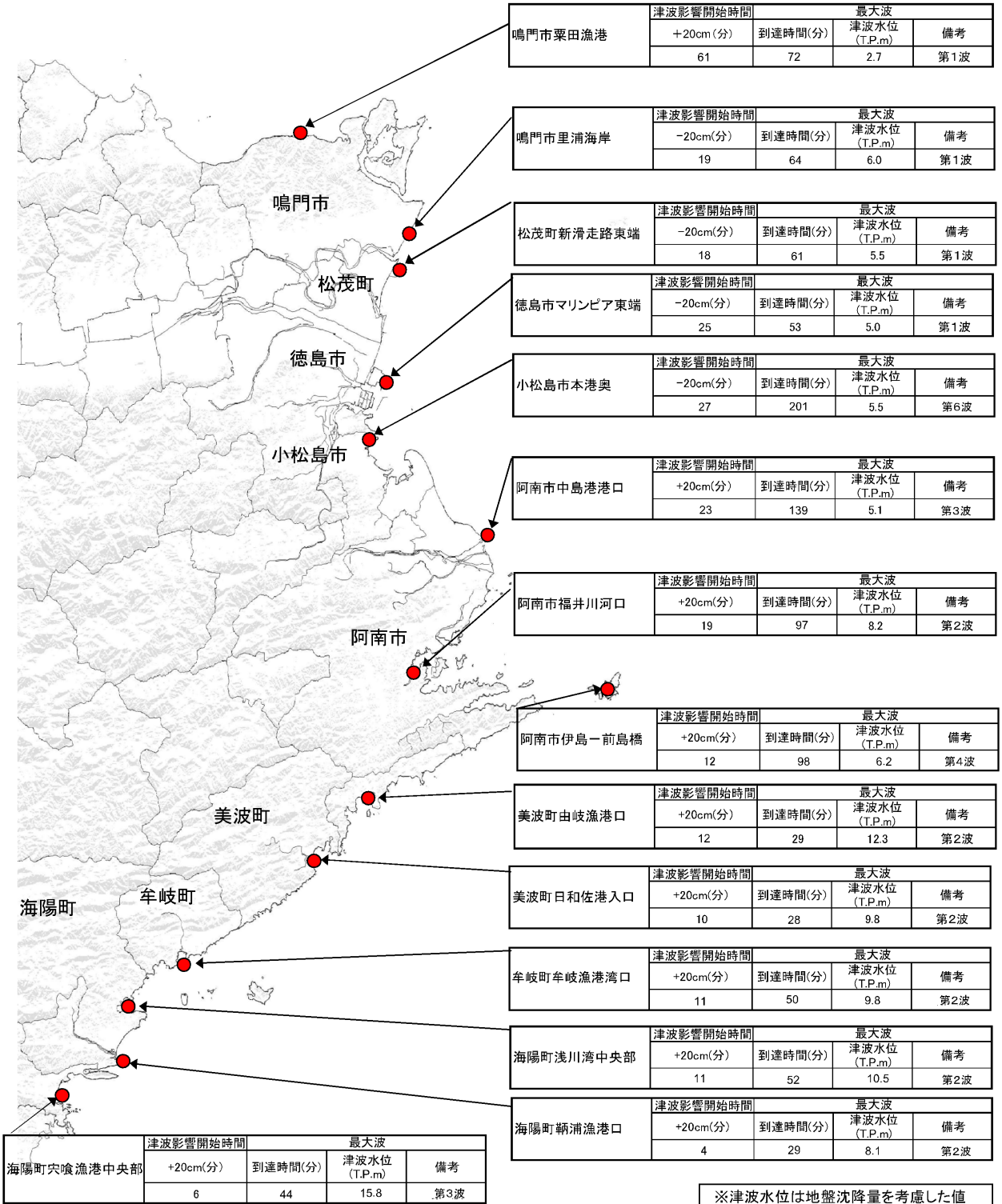
(1) 徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月 31 日）

平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」を基に、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。



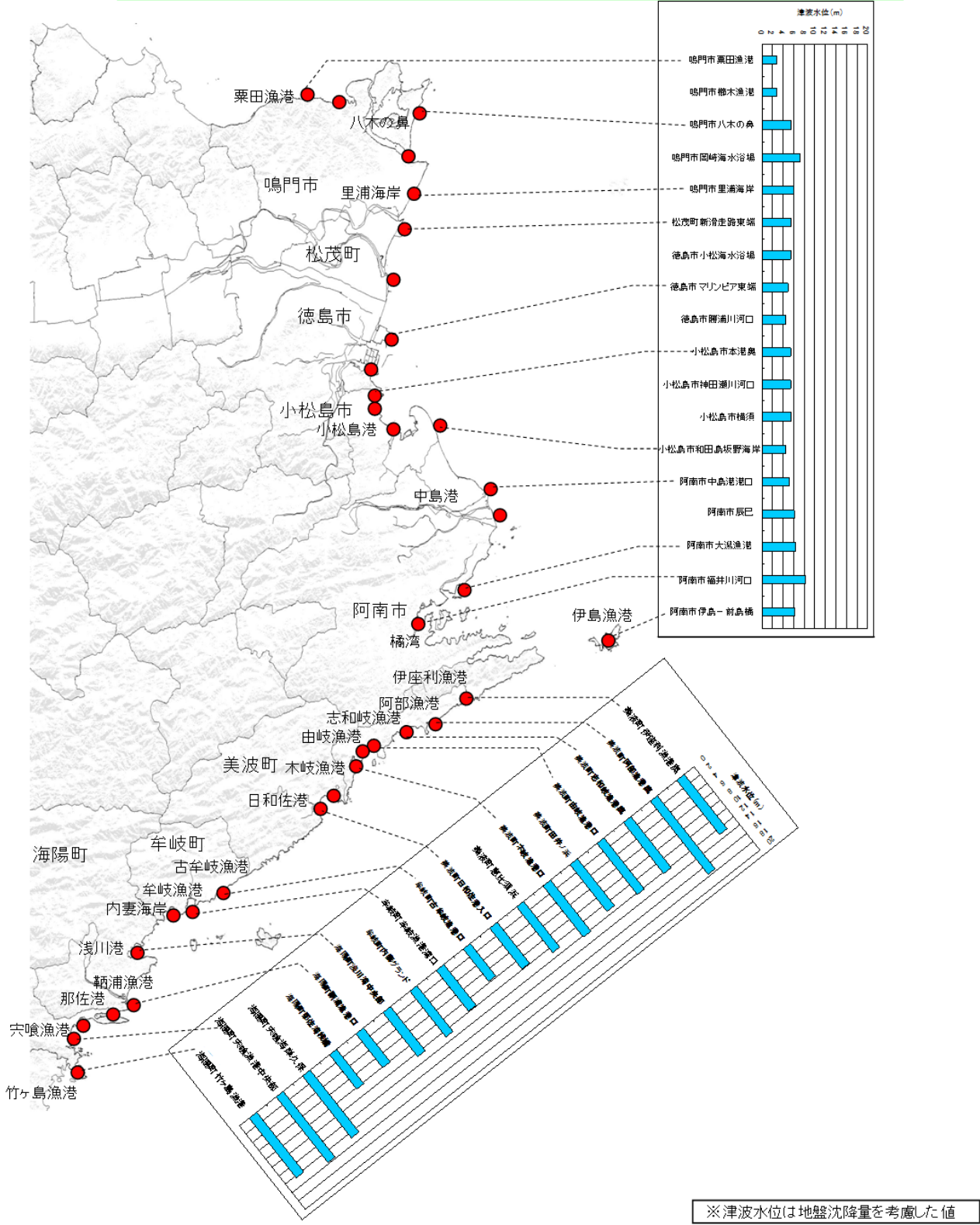
参考事項

津波影響開始時間及び最大波到達時間



参考事項

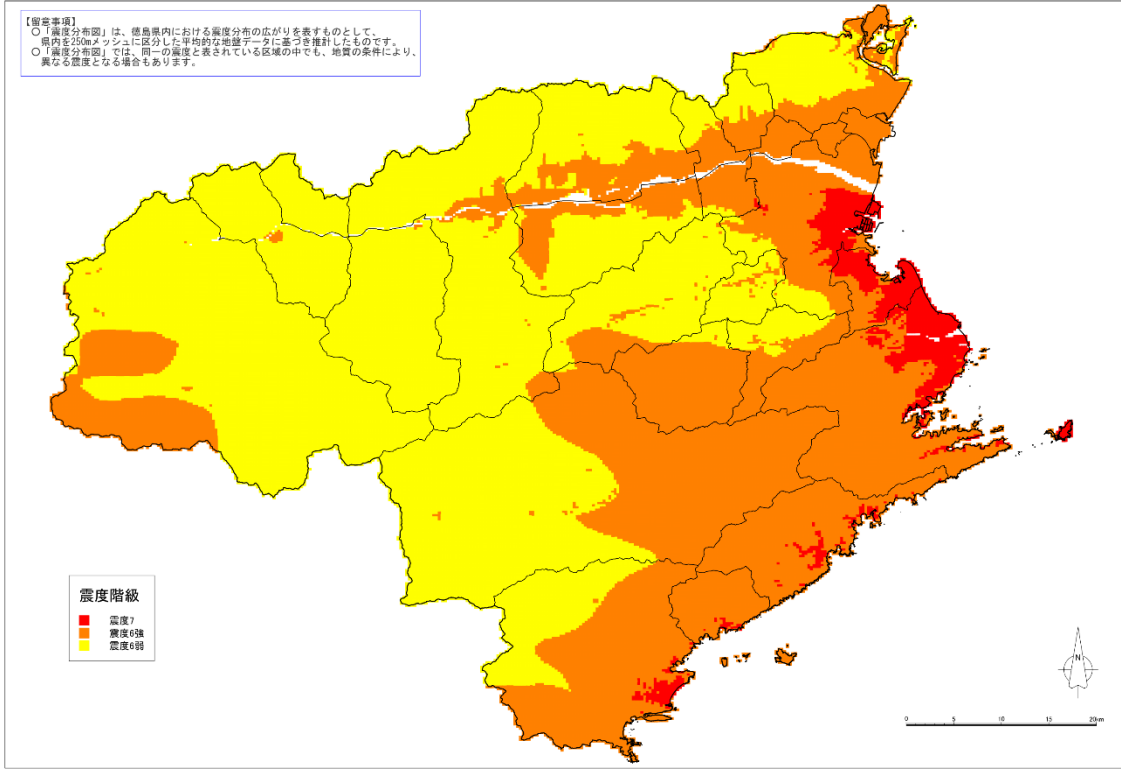
最高津波水位分布



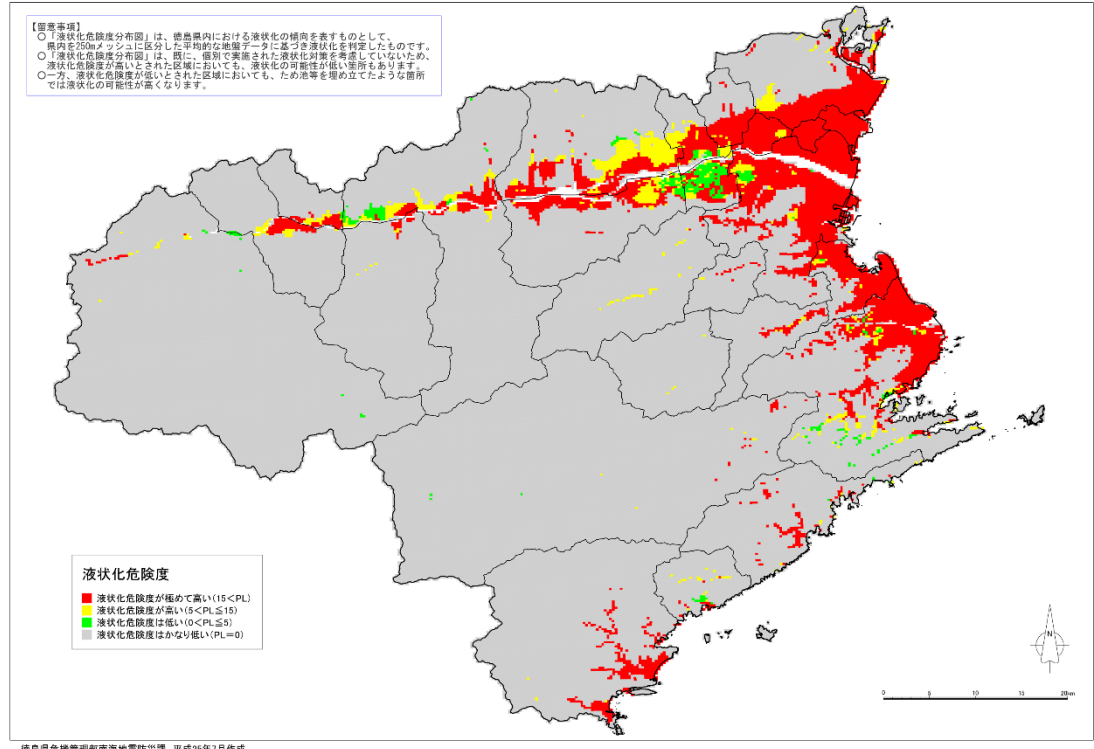
(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」を基に「震度分布」「液状化危険度」「建物被害」「人的被害」などを算出している。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



【建物全壊・焼失棟数】

(藍住町) 単位:棟

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1,300	30	0	100	180	460	660	1,600	1,900	2,100

注) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【建物半壊棟数】

(藍住町) 単位:棟

揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
2,100	910	0	720	-	3,800

注) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【死者数】

(藍住町) 単位:人

揺れ						急傾斜		
冬深夜		夏12時		冬18時		冬深夜	夏12時	冬18時
うち家具転倒	※	うち家具転倒	※	うち家具転倒	※			
80	※	40	※	60	※	0	0	0

津波					
冬深夜		夏12時		冬18時	
うち自力脱出困難者	50	うち自力脱出困難者	40	うち自力脱出困難者	40
50	50	40	40	40	40

火災			ブロック塀・自動販売機転倒、 屋外落下物			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
※	10	20	0	※	※	140	90	120

注) ※は、若干数を表す。

数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【負傷者数】

(藍住町) 単位:人

揺れ						急傾斜			津波		
冬深夜		夏 12時		冬 18時		冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
うち 家具転倒		うち 家具転倒		うち 家具転倒							
570	140	400	80	400	90	0	0	0	0	0	0

火災			ブロック塀・自動販売機転倒、 屋外落下物			合計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
10	20	40	0	20	40	580	440	470

注) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(3) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第二次:平成25年11月25日)

平成25年7月31日に公表した第一次(人的・建物被害)を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生したときの「ライフライン被害」「交通施設被害」「生活支障等」「経済被害」を公表している。

ア ライフライン被害の結果

【上水道】

給水人口 (人)	復旧対象給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1か月後		津波全壊人口(人)
		断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	
33,400	33,100	96	32,100	79	26,300	59	19,700	11	3,800	310

注) 断水率=(管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口)/全給水人口
 復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く。
 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

【下水道】

処理人口	復旧対象処理人口	直後		1日後		1週間後		1か月後		津波全壊人口(人)
		支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	
2,700	2,700	100	2,700	100	2,700	11	300	0	0	30

注) 支障率(直後~1週間後)=(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口)/全処理人口
 支障率(1か月後)=管路・処理場被害による支障人口/全処理人口
 復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する人口を除く。
 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

【電力】

代表計測震度	電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直後		1日後		津波全壊相当電灯軒数
			停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	
6.31	15,000	14,800	100	15,000	70	10,500	140

注) 停電率=(需要バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数
 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く。
 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

【通信】

① 固定電話

回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
		不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
5,500	5,500	100	5,500	70	3,900	50

注) 不通率=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数
 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する回線数を除く。
 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

② 携帯電話

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失等による停波基地局が相当発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局が更に増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1か月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。

徳島県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規模により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

【LP ガス】

「東日本大地震を踏まえた今後のLPガス安定供給のあり方に関する調査報告書」によれば、LPガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充てん所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧はおおむね4月上旬、全体の復旧は4月21日(当面復旧可能な世帯に対して)である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったと見られ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

徳島県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充てん所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、全ての復旧対象世帯において供給が開始されるには1か月程度を要すると想定される。

イ 交通施設被害の結果（徳島県）

【道路施設】

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
	延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
全路線	3,250	690	11,760	940	15,020	1,600
うち高速道路・直轄道路	80	60	300	50	390	110
うち補助国道・県道・市町村道	3,170	630	11,470	880	14,630	1,500
うち緊急輸送道路	180	70	950	100	1,130	170

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【鉄道施設】

鉄道区分	路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線延長 (km)	被害 箇所数
		延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
四国旅客鉄道 (JR 四国)	高德線	6	10	19	50	25	60
	鳴門線	8	20	0	0	8	20
	牟岐線	38	70	42	120	79	190
	徳島線	2	※	66	160	67	170
	土讃線	-	-	41	90	41	90
	計	54	110	168	420	222	530
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	3	※	4	10	8	20
全体		57	110	172	430	229	550

注) 「-」の路線は、浸水の影響はない。

※は、若干数を表す。

数値は、一の位又は十の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

ウ 生活支障等の結果

【避難者（冬18時）】

人口	警報解除後当日			1週間後			1か月後		
	避難所 生活者数	避難所 外生活者数	避難者 数合計	避難所 生活者数	避難所 外生活者数	避難者 数合計	避難所 生活者数	避難所 外生活者数	避難者 数合計
33,338	4,700	2,900	7,600	6,200	5,100	11,400	3,000	7,000	10,000

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【参考】津波一時避難者

市町村名	人口	一時避難者
藍住町	33,338	6,100

【帰宅困難者】

帰宅困難者数
860～1,400

【医療機能（冬18時）】

入院需要			
重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
100	10	※	120

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

※は、若干数を表す。

【災害廃棄物等（冬18時）】

重量換算(万トン)			体積換算(万 m ³)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
15	6～12	21～27	25	5～8	30～33

注) 数値は、一の位、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【住機能（冬18時）】

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
12,100	1,500

【エレベータ閉じこめ】

エレベータ数	閉じこめ可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
100	※	※	20	30

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

※は、若干数を表す。

【災害時要援護者（冬18時）】

避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうち災害時要援護者数							
	65歳以上 高齢 単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病 患者	妊産 婦	外国 人
6,200	130	330	230	50	170	50	60	30

注) 属性間の重複あり。

避難所生活者数は冬18時、1週間後の値

数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【孤立集落】 無し

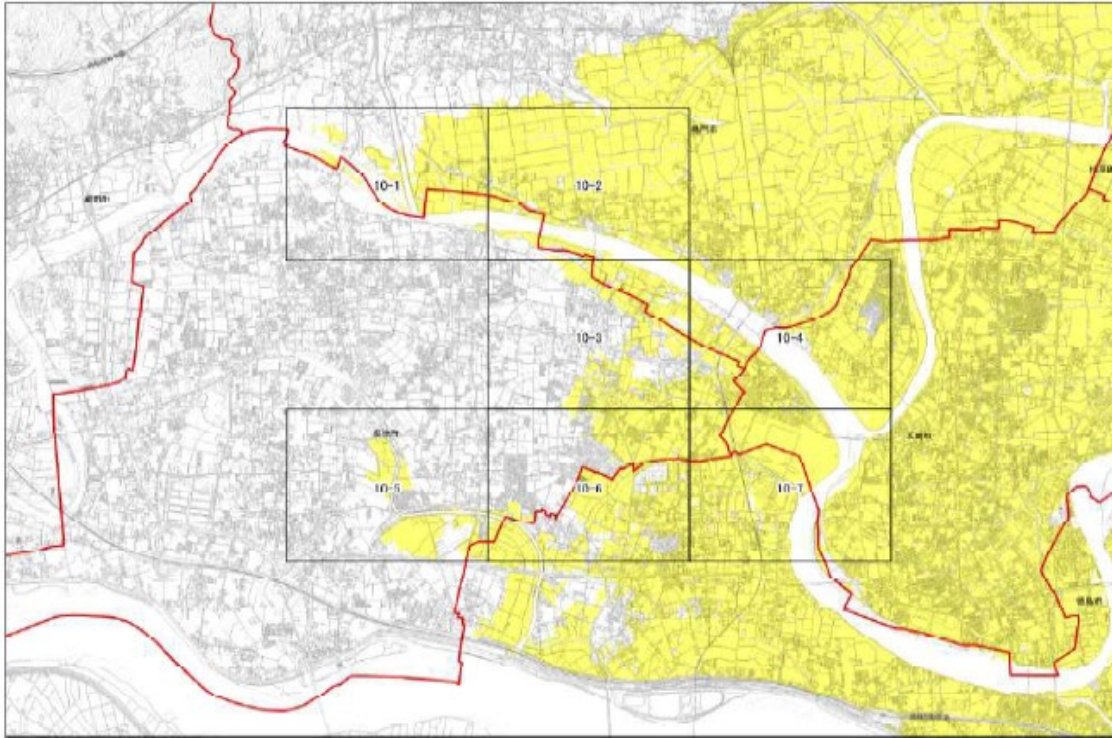
エ 直接経済被害の結果（徳島県）

種別	被害額(億円)
住宅	42,100
家庭用品	6,900
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	110
下水道	290
電力	90
通信	390
道路	430
鉄道	130
港湾	1,300
その他土木施設	870
災害廃棄物	2,300
合計	64,000

注) 数値は、十の位、百の位又は千の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(4) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定（平成26年3月11日）

津波避難対策をより確実・効果的に実施するため、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条及び南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成24年徳島県条例第64号）第52条に基づく「津波災害警戒区域」（いわゆるイエローゾーン）の指定を次のとおり行った。



（津波災害警戒区域一覧、津波災害警戒区域位置図…別添資料編として整理）

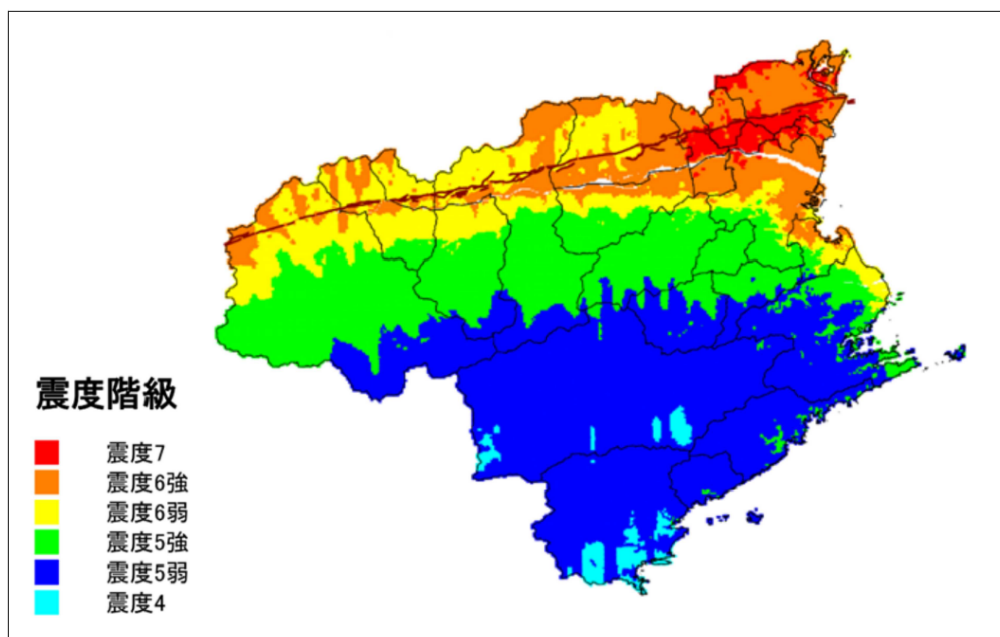
第2 直下型地震に係る被害想定等

1 徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等（主なもの）

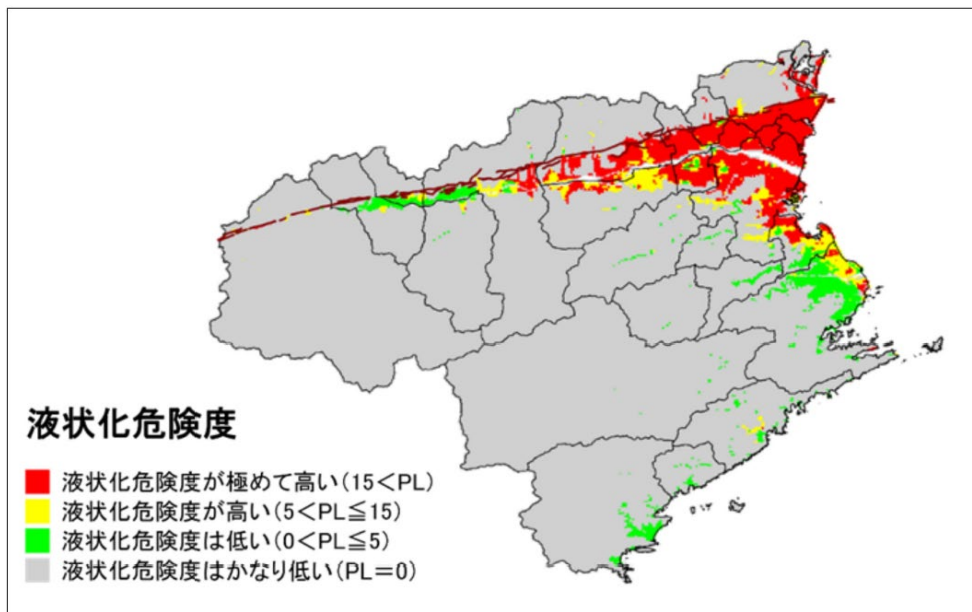
- 平成 24 年 9 月 「徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図（1/25000）」の公表
- 平成 25 年 8 月 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、「特定活断層調査区域」を指定
- 平成 29 年 3 月 「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」の公表
- 平成 29 年 7 月 「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」の公表

2 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定等

(1) 震度分布（平成 29 年 3 月 30 日公表）



(2) 液状化危険度分布（平成 29 年 3 月 30 日公表）



(3) 被害想定（平成29年7月25日公表）

県は、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（平成25年度）で用いた手法を採用し、「建物被害」「人的被害」「ライフライン被害」などを算出した。

ア 建物被害

【建物全壊・焼失棟数】

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
10,284	3,200	30	0	490	580	1,200	3,700	3,800	4,500

【建物半壊棟数】

全建物数	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
10,284	2,200	670	※	—	2,900

注) ※は、若干数を表す。

数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

全建物棟数は、固定資産課税台帳に基づく。

イ 人的被害

【死者数】

建物崩壊					
冬深夜		夏12時		冬18時	
うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒	
210	20	110	10	140	10

急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機 転倒・屋外落下物			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
0	0	0	60	40	130	※	※	※	270	150	270

注) ※は、若干数を表す。

数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【負傷者数】

建物崩壊					
冬深夜		夏 12時		冬 18時	
うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒	
910	380	770	210	690	230

急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機転倒・屋外落下物			合計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
0	0	0	50	40	90	※	30	70	960	840	850

注) ※は、若干数を表す。

数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【重傷者数（負傷者の内数）】

建物崩壊					
冬深夜		夏 12時		冬 18時	
うち家具転倒		うち家具転倒		うち家具転倒	
300	80	210	40	210	50

急傾斜地			火災			ブロック塀・自動販売機転倒・屋外落下物			合計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
0	0	0	10	10	20	※	※	20	320	230	260

注) ※は、若干数を表す。

数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

ウ ライフライン被害

【上水道（冬18時）】

給水人口 (人)	復旧対象給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
		断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口
33,400	29,400	98	28,900	87	25,700	70	20,600	16	4,700

注) 断水率=断水人口/復旧対象人口

復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。

数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

【下水道（冬18時）】

処理人口	復旧対象処理人口	直後		1日後		1週間後		1か月後	
		支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口
2,700	2,400	100	2,400	100	2,400	22	530	0	0

注) 支障率=支障人口/復旧対象処理人口

復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する支障人口を除く。

数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

【電力（冬18時）】

電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直後		1日後	
		停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数
15,000	13,200	100	13,200	86	11,400

注) 停電率=停電人口/復旧対象電灯軒数

復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する電灯軒数を除く。

数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

【通信（冬18時）】

回線数	復旧対象回線数	直後		1日後	
		不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
5,500	4,800	100	4,800	86	4,200

注) 不通率=不通回線数/復旧対象回線数

復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く。

数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

エ 生活支障等

【避難者（冬18時）】

夜間人口	1日後			1週間後			1か月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
33,338	9,400	6,300	15,700	9,400	9,400	18,800	5,500	12,700	18,200

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【帰宅困難者】

帰宅困難者数
860～1,400

【医療機能（冬18時）】

入院需要			
重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
230	30	※	270

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

※は、若干数を表す。

【災害廃棄物等（冬18時）】

災害廃棄物(万トン)		
冬深夜	夏12時	冬18時
70	70	80

【住機能（冬18時）】

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
12,100	2,600

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

※は、若干数を表す。

【エレベータ閉じこめ】

エレベータ数	閉じこめ可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
100	※	※	20	30

注) 数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

※は、若干数を表す。

【避難所生活者のうち要配慮者（冬18時）】

避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうち災害時要援護者数							
	65歳以上 高齢 単身者	5歳未 満乳 幼児	身体 障がい 者	知的 障がい 者	要介護 認定者 (要支援者 除く)	難病 患者	妊産婦	外国人
9,400	190	500	340	70	240	70	90	40

注) 属性間の重複あり。

避難所生活者数は冬18時、1週間後の値

数値は、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

【孤立集落】 無し

オ 直接経済被害の結果（徳島県）

種別	被害額(億円)
住宅	24,300
家庭用品	4,500
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	80
下水道	220
電力	90
通信	390
道路	280
鉄道	100
港湾	240
その他土木施設	310
災害廃棄物	2,700
合計	42,600

注) 数値は、十の位、百の位又は千の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

第2章 災害予防

第1節 建築物等の耐震化

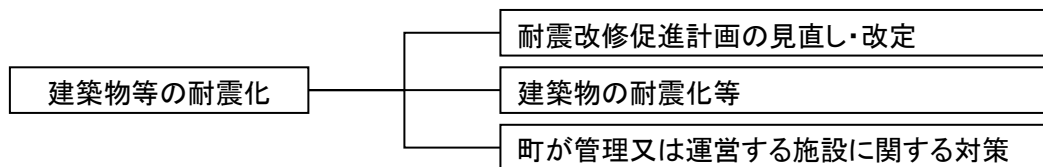
第1 方針

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況を見ると、昭和56年に改正された建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準を満たしていない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また、比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は重要であり、町は、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言等を行うものとする。

さらに、一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図る。とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図るものとする。



第2 内容

1 耐震改修促進計画の見直し・改定

町は、住民に対して耐震化に関する意識を啓発し、住宅等建築物の計画的な耐震化を促進するため、必要に応じて「藍住町耐震改修促進計画」を見直し・改定する。

2 建築物の耐震化等

(1) 防災対策拠点施設の耐震化

ア 防災上重要建築物

町は、次の町有施設等を「防災上重要な建築物」として位置づけ、耐震性の確保を図る。

- | | |
|--------------|--------|
| (ア) 本庁舎 | 災害対策本部 |
| (イ) 消防本部（署） | 応急活動地点 |
| (ウ) 保健センター | 応急救護所 |
| (エ) 町内各小学校 | 指定避難所 |
| (オ) 町内各中学校 | 〃 |
| (カ) 藍住町町民体育館 | 〃 |
| (キ) その他指定避難所 | 〃 |

イ 耐震診断及び耐震補強工事の実施

町は、防災上重要建築物に対して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を行うなど、防災上重要建築物の耐震性の確保に努める。特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2) 特定建築物の耐震対策

町は、特定建築物の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言などを行う。また、耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図る。

(3) 一般建築物等の耐震対策

町は、特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また、耐震相談をするなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であり、また、平成12年以前の耐震基準の木造住宅についても、県や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修の補助等支援に努める。

(4) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上、また、学術上価値の高いものであるとともに、広く住民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し、後世に継承して町の文化向上に資する必要がある。このため、町及び県は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行う。

(5) 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、町は、これらの工作物の耐震性について広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断・改修の実施を促進する。

(6) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

県は、道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止について、所有者等の認識を深め、指導・助言を行う。

町は、特に、通学路及び避難場所周辺について点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行う。

(7) ブロック塀等の耐震対策

町及び県は、道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとすよう点検・指導する。特に通学路沿い及び避難場所周辺については、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導する。

(8) 家具等の転倒防止対策

町及び県は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、住民への普及・啓発を図る。

(9) 住民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について住民の認識を深めるため、町は、県に対して講習会を開催するとともに、各種の講習会等にも積極的に講師を派遣するよう協力を要請する。また、防災パンフレットなどを配布し、都市の耐震化を地域ぐるみで進めるよう努める。

(10) 応急危険度判定体制等の整備

町は、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士との連携を強化し、緊急時に対応できる体制を整備する。

(11) 関係団体との連携

町及び県は、前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図る。

3 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 消防用設備の点検、整備
- (カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (キ) 緊急地震速報受信設備

※ 利用形態等を考慮して施設によっては、水、食料等の備蓄についても必要な措置を講じておくものとする。

イ 個別事項

- (ア) 学校等にあつては、
 - a 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (イ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための措置。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が置かれる庁舎等については、上記(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 庁舎等における津波からの円滑な避難等に必要な措置

庁舎等の施設ごとに具体的に計画するものとする。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

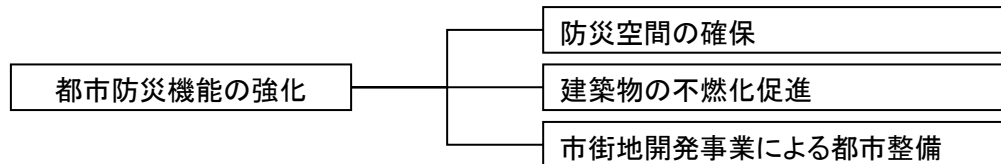
工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第2節 都市防災機能の強化

第1 方針

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にあり、本町においても、新たな災害発生危険性が增大しているものと予想される。

町は、このような状況から災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地開発事業による都市整備を図ることにより都市の防災化対策を推進するものとする。



第2 内容

1 防災空間の確保

町は、都市における大規模な地震災害、同時多発火災及び津波が発生した場合の被害を最小限に止めるため、避難地、避難路や自衛隊等の活動拠点として有効な役割を果たす防災公園を勝瑞地区に整備し、住民の安全を確保する。

2 建築物の不燃化促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

我が国は伝統的に木造建築物により市街地が形成され、地震による火災等の被害が生ずるおそれは極めて大きいことから、市街地における火災の危険を防除するため都市計画において定める地域として、防火地域・準防火地域が定められている。

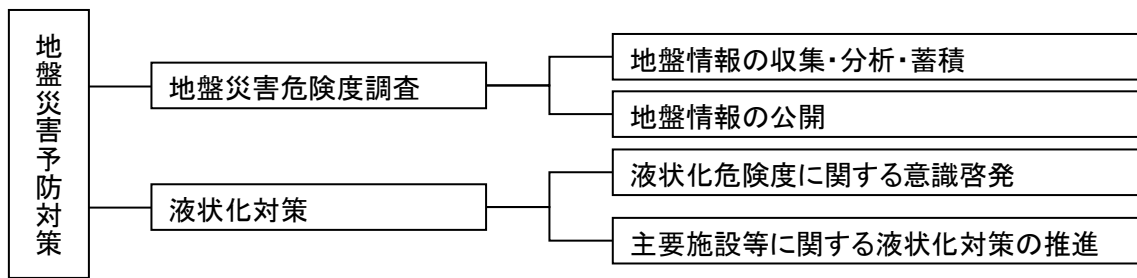
防火地域の指定は建築物の耐火建築物への促進を図るものであり、都市の中心及び幹線道路沿いを指定しており、また、準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図る。

町は、こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

(2) 公的住宅の不燃化促進

町は、公営住宅・改良住宅等の公的住宅について不燃化を促進し、住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配慮を考慮した団地づくりを推進する。

第3節 地盤災害予防対策



第1款 地盤災害危険度調査

第1 方針

町は、災害による被害を最小限に止めるため、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第2 内容

1 地盤情報の収集・分析・蓄積

町は、行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・分析・蓄積するとともに、地盤災害の危険度の把握に努める。

2 地盤情報の公開

町は、収集・分析・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における災害対策に必要な工法の判定等に活用する。

第2款 液状化対策

第1 方針

町は、地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、液状化ハザードマップの作成・公表等、必要な措置を推進するものとする。

第2 内容

1 液状化危険度に関する意識啓発

町は、県が公表する南海トラフ巨大地震被害想定等により液状化に関するハザードマップ等を整備し、住民に対する液状化危険度に関する意識啓発を行うとともに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及をはじめ、住民への適切な情報提供等を図る。

2 主要施設等に関する液状化対策の推進

町は、防災拠点となる公共施設や指定避難所、緊急輸送路等に関し、液状化の予防対策の検討に努める。

また、大規模開発に当たっては、液状化の予防対策に関する十分な連絡・調整を行うものとする。

第4節 津波災害予防対策

第1 方針

町は、津波からの防護のための河川管理施設等の整備促進を図るとともに、津波からの迅速な避難の確保に係る取組を推進するものとする。



第2 内容

1 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- (1) 最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、住民避難を軸に、住民の防災意識の向上、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
 - (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るための整備を進めるものとする。

2 津波被害対策

南海トラフ巨大地震による津波により、津波が堤防を乗り越え、河川を遡上した津波が広範囲に浸水被害を発生させることが想定される。

このため町は、県が作成する浸水想定図等に基づき、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対する、津波又は浸水時の対応策の周知に努める。

(1) 河川管理者等が定めるべき事項

- ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- エ 内水排除施設等については、発災に備えた施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
- オ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- カ 同報無線の整備等の方針及び計画

(2) 津波・浸水予防施設の整備

津波による被害を防止又は軽減するため、河川管理者である国、県及び町においては、堤防や水門等の必要な施設の補強等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

地震により被災するおそれがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

3 津波に強いまちづくり

- (1) 町は、関係機関と連携して、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「推進計画」の作成を推進する。
- (2) 町は、津波浸水想定や区域指定等を踏まえ、地域住民が確実に避難できる体制を確立するため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所、避難路などの避難関連施設の計画的整備や民間施設を活用した指定緊急避難場所等を確保するとともに、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

4 津波・浸水時の被害予防対策

- (1) 津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、町や防災関係機関は、津波の危険や津波警報や避難指示等の意味合い、避難方法等を住民に対して広く啓発する。
なお、津波警戒の呼びかけは、「強い揺れを感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、住民等は水辺から離れ安全な場所に避難すること」を基本として、周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波ハザードマップ等を作成・活用するなどして、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対して周知を図る。
- (3) 津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となる。このため町は、「津波避難計画」を策定し、住民の円滑な津波避難を支援する。
- (4) 町は、浸水想定図に基づき指定緊急避難場所、避難路を指定し、これを示すハザードマップの整備を行い、住民に周知するとともに、指定緊急避難場所・避難路等を示す統一的な記号等を利用した分かりやすい案内板や津波浸水標識等の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、津波又は浸水時の対応の啓発に努める。
なお、指定緊急避難場所・避難路については、浸水域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した整備を図るものとする。特に周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を指定緊急避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルやタワー等の整備・指定を進め、より効果的な配置となるよう努める。
さらに、津波防災性の高いヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により、津波に強い地域づくりに努める。
- (5) 町は、津波に備えて平常時から本計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得な

がら、平常時から避難誘導體制の整備に努める。

さらに、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 正確な津波警報等の情報収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

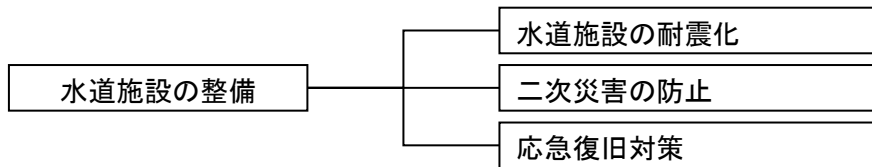
- (6) 町は、津波浸水想定図を活用するために、徳島地方気象台に対して技術的な支援・協力を得る。
- (7) 町は、津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定める。
- (8) 本計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

(藍住町ハザードマップ(津波)、要配慮者利用施設一覧…別添資料編として整理)

第5節 水道施設の整備

第1 方針

町は、地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にするため、水道施設の整備を推進するものとする。



第2 内容

1 水道施設の耐震化

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また、液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化計画を策定し次により水道施設の整備を図る。

- (1) 石綿セメント管は、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設

イ 指定避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

ウ 情報伝達施設、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

2 二次災害の防止

町は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

- (1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管への緊急遮断弁の設置
- (2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- (3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管への伸縮可撓の挿入、耐震継手の採用
- (4) 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

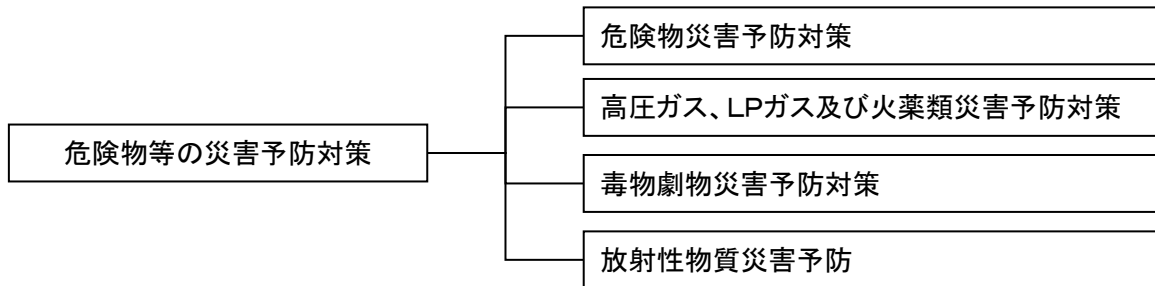
3 応急復旧対策

水道施設の応急復旧対策については、共通対策編第3章第26節「公共土木施設等の応急対策」第5款「水道施設」に準じて実施するものとする。

第6節 危険物等の災害予防対策

第1 方針

町は、地震による危険物の災害の発生及び防止するため、関係機関と連携し、法令等の定めるところによる保安体制の強化を図るとともに、適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発・普及を図るものとする。



第2 内容

1 危険物災害予防対策

町及び消防本部は、消防法に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等によるほか、総務省消防庁、県危機管理環境部及び県下消防本部と協調し、町内における危険物施設関係者のもとより、危険物安全協会との緊密な災害予防体制を整え、規制業務等の円滑な推進を図る。

(1) 防災教育及び指導

県と連携の下、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

県と連携の下、危険物施設に対して次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導強化
- エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

県と連携の下、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 特殊危険物対策

特殊危険物については、消火が困難なため、周囲に被害が及ばないよう安全に燃焼させなければならない。燃焼物が流出・拡大するおそれがある場合は、乾燥砂をもって場所を限定し、消火剤によって消火する。この種の危険物を取り扱う事業所に対しては、適応する消火剤及び乾燥砂を備蓄させるものとする。

(5) 自衛消防隊の強化促進

地震時には、消防隊の出動が遅延又は到達不能となることも予想されるので、各事業所は、企業間の相互応援体制の強化に努めるとともに、各事業所における自衛消防隊の充実、強化に努める。

ア 自衛消防隊の編成

(ア) 消防法令に基づき編成されている事業所は、迅速な応援活動を行うため、地震時の自衛消防組織の拡充、強化に努める。

(イ) 前記に該当しない事業所においては、消防法令に準じて編成するものとする。

イ 資機材の整備等

自衛消防隊の防災活動に際して必要と考えられる主な資機材等は、次のとおりである。

(ア) 必要な資機材等

- a 小型動力ポンプ
- b 消火剤
- c 大バール
- d 大ハンマー
- e カケヤ
- f のこぎり等
- g 消火器
- h トランシーバー（多チャンネルが望ましい。）
- i 発電機一式

(イ) 消防水利

各事業所は、40 m³以上の水源を確保することが望ましい。

(6) 化学消防力の整備及び消火剤等の備蓄

多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 高圧ガス、LP ガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、LP ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

3 毒物劇物災害予防対策

県は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して次のとおり監視指導を行い、災害予防対策を講ずる。

- (1) 営業者に対し、常に構造設備基準に適合するよう徹底を図る。
- (2) 毒物劇物の貯蔵タンクを有する施設に対して、屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造設備基準に適合するよう指導する。
- (3) 毒物劇物貯蔵所の定期的な点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

4 放射性物質災害予防

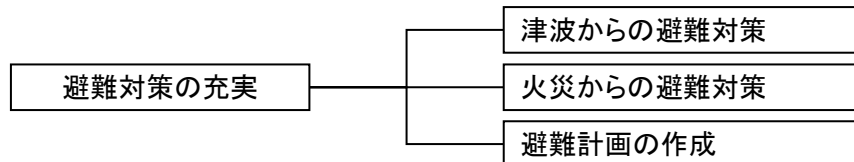
防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

第7節 避難対策の充実

第1 方針

町は、地震発生時における火災等から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ指定緊急避難場所及び避難路を選定し、避難計画の策定を行うなど総合的かつ計画的な避難対策を推進するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。



第2 内容

1 津波からの避難対策

町は、県が実施した被害想定調査結果などを踏まえてシミュレーションや訓練を実施し、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、住民の安全確保に努めるものとする。

また、平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知するとともに、避難訓練を実施して必要に応じて避難計画の見直しを行うものとする。特に、津波避難計画は、実効性の確保及び住民等の避難意識の啓発等の観点から、住民参画を得て作成するよう努めるものとする。

さらに、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

なお、避難対策区域については、これを推進計画に明示するものとし、この場合、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路その他避難に必要な事項についても明示するものとする。

(1) 津波警報等の伝達

町は、地域の特性を踏まえ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定め、様々な環境下にある住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、エーアイテレビ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、津波警報、避難指示等の周知が、住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準及びその伝達内容等をあらかじめ決めておくものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

(2) 避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩によることを原則とする。

津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、町は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車ですべて安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

また、消防職員、消防団員、水防団員、防災団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内の防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

(3) 指定緊急避難場所及び避難路の選定等

指定緊急避難場所の選定に当たっては、避難対象地区の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は「近くの高い所」を基本とし、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮する。

また、堅牢な高層建物の中・高層階や高速道路の法面などを避難場所として利用するほか、指定緊急避難場所及び避難路の選定・指定に当たっては、次の事項について十分留意するものとする。

ア 指定緊急避難場所

- (ア) 安全性が確保されていること。
- (イ) 過去の地震による津波の浸水地域、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮すること。
- (ウ) 避難できる限界の距離は、最長でも500m程度を目安とし、避難対象者や地域の特性等も考慮し設定すること。
- (エ) 指定緊急避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること。
- (オ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (カ) 指定緊急避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

イ 避難路

- (ア) 安全性が確保されていること。
- (イ) 避難路の指定・設定に当たっては、地図のみならず現地踏査等を十分に行うこと。
- (ウ) 幅員は可能な限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。
- (エ) 河川沿いの道路を指定・設定することは可能な限り避けること。
- (オ) 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること。

(4) 避難訓練の実施

住民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、年1回以上津波避難訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、居住者はもとより来訪者等幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努めるものとする。

(5) 避難に関する環境整備

迅速確実な避難が行われるよう、町は避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難命令等を迅速に住民に伝達する手段を確保する。

また、夜間の避難を想定した照明設備、避難誘導標識の設置、指定緊急避難場所及び避難路等の標高の公表等、避難環境の整備に努める。

(6) 平常時の広報及び防災教育

津波避難に関する平常時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び津波浸水標識の設置等により住民への周知徹底を図る。

ア 指定緊急避難場所、経路及び方法

イ 津波に関する基礎知識

- (ア) 我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4以上）を感じた

とき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

- (イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
- (ウ) 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促す。
- (エ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (オ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては1日以上にわたり継続する可能性がある。
- (カ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないまま押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

ウ 日頃の準備、避難の心得

- (ア) 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (イ) 指定緊急避難場所、避難路の確認
- (ウ) 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動
- (エ) いざというときの対処方法の検討
- (オ) 防災訓練への積極的参加

(7) 住民等の予防措置

ア 地域住民等

関係地域住民等は、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。

イ 事業者

- (ア) 南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は、同法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。
- (イ) 県及び市町村並びに関係機関・団体は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。
- (ウ) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

（通信施設に関する資料、避難に関する資料 … 別添資料編として整理）

2 火災からの避難対策

(1) 広域避難場所の確保

ア 指定緊急避難場所の指定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることが考えられ、密集市街地では炎上火災のおそれがあることから、町は、延焼火災等の危険性の高い地域について、住民等を安全に避難させるため必要に応じ次の基準により広域避難場所を指定しておくものとする。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は各地区の状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

- (ア) 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有した公園、緑地、広場その他の公共空地であること。
- (イ) 避難者1人当たりの必要面積はおおむね2㎡以上とし、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置すること。

- (ウ) 木造密集地から 300m以上離れていること。
- (エ) 津波、浸水などの危険のないところで、付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。
- (オ) 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (カ) 地区分けをする場合においては町単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

イ 広域避難場所の整備

町は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備に努めるものとし、その主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。
- (イ) 広域避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器材（ポンプ、浄水器等）の整備並びに水源の確保を図る。
- (ウ) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

(2) 避難路の選定

町は、住民が安全に指定緊急避難場所へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保しておくものとする。

- ア おおむね 10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 避難路は相互に交差しないものとし、原則として一方通行で避難できること。
- ウ 津波や浸水等の危険のない道路であること。

(3) 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会を捉えて避難に関する広報活動を行うとともに、広域避難場所等の標示板を設置し、住民に対して周知徹底を図る。

ア 広域避難場所等の広報

広域避難場所について、地域住民に対し次の事項の周知徹底に努める。

- (ア) 名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

次の事項について住民への普及徹底に努める。

- (ア) 平常時における避難への備え
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

3 避難計画の作成

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう具体的な避難計画を作成しておくものとする。

(1) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成する。

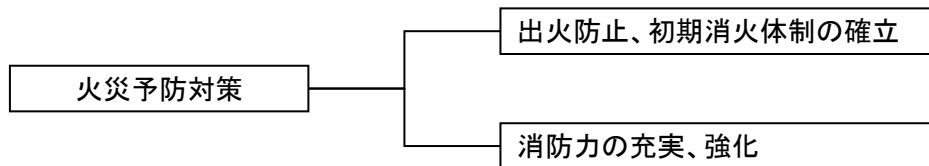
ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

- イ 指定緊急避難場所等の名称、所在地等
 - ウ 指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法
 - エ 指定緊急避難場所等内での被災者に対する救援・救護措置
 - (ア) 給水
 - (イ) 給食
 - (ウ) 負傷者に対する応急救護
 - (エ) 生活必需品の支給
 - (オ) その他必要な措置
 - オ 指定避難所等における秩序維持
 - カ 災害広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
- 学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。
- ア 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めるものとする。
 - イ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定めるものとする。

第8節 火災予防対策

第1 方針

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれが強い。このため町は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、保有する消防力の整備強化に努めるものとする。



第2 内容

1 出火防止、初期消火体制の確立

町及び消防本部は、住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震による火災の未然防止を図る。

(1) 火災予防の徹底

地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより、出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれらの器具等の取扱方法についても指導の徹底を図る。

ア 一般家庭に対する指導

火災や地震のおそろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、板野東部消防組合火災予防条例（昭和48年板野東部消防組合条例第1号）に基づく火気使用設備、器具の使用状況、感震ブレーカーなど住宅用防災機器等の普及及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等のいる世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

イ 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会を捉え、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

- (ア) 災害時における応急措置の要領
- (イ) 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底
- (ウ) 避難、誘導體制の確立
- (エ) 終業後における火気点検の励行
- (オ) 自衛消防隊の育成指導

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努める。

ア 防火・防災訓練の実施

地震時には消防機関等の活動が制約されることから、地震火災による被害の防止又は軽減を図るため、住民の防災行動力を高め、初期消火の徹底を図る必要がある。このため、防災訓練等の機会を利用して、実際に消火器を使った消火訓練や天ぷら火災の消火訓練等を実施し、初期消火の方法を習得させる。

イ 防火クラブ・自主防災組織などの指導

防火クラブ・自主防災組織の指導者等に対して、出火防止、初期消火方法等について、リーダー研修会、防災訓練等を通じて指導及び講習を行う。

(3) 予防査察の強化

防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的実施するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図る。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物については防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(5) 危険物等の保安確保の指導

ア 石油類

危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについては査察指導を行う。

(ア) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせることにより、災害発生の防止に努める。

(イ) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。

(ウ) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して、災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

イ 火薬・高圧ガス

石油類に準じて行う。

(6) 化学薬品からの出火防止

化学工場、病院及び学校等に保有している化学薬品について、板野東部消防組合火災予防条例等に基づき、貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行う。

2 消防力の充実、強化

町及び消防本部は、常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、地震火災による被害の軽減を図る。

(1) 消防施設等の増強

ア 署所の整備

災害の予防と被害の軽減を図るため、署所の適正な整備、配置に努め、消防体制及び出動体制の充実、強化を図る。

イ 消防ポンプ自動車等の整備

一般建築物のほか、中高層建築物又は危険物施設等の災害に対処するため、消防ポンプ自動車

及びはしご車等の特殊車両を整備するとともに、耐用年数に合わせて更新を行う。

ウ 消防水利の整備

地震動により消火栓の使用不能が予測され、水利としては防火水槽、消防井戸及び河川等の自然水利に頼らざるを得ない。このため、河川、護岸から消防ポンプ自動車に接近し採水ができる対策を推進するとともに、河川、用水等から離れた地域については、木造密集地域で大火が予想されることから順次貯水槽の設置を進めていく。また、他の消防水利の設置については充足率の低い地域から順次整備を行い、水利の確保に努める。

エ 消防通信施設の整備

消防本部と消防署、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、医療機関や県警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

オ 救急隊の装備、人員の充実

迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平時からの医療関係機関との密接な協調・連携の下、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化を促進する。

カ 救助装備の整備・高度化

高度な人命救助資機材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、救助隊員の向上を図るものとする。

(2) 消防団の強化

震災時、常備消防隊と一体となって活動する消防団については、団員、幹部、機関員等に対して必要に応じた教育を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努める。

(3) 消防隊の効率的運用

地震時の同時多発火災の発生、道路、橋梁等の損壊による交通障害等の消防活動条件の最悪化に対処するため、消防隊の出動方法、非常時の部隊編成及び応援部隊の効率的運用等を図る。

(4) 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備

地震時の同時多発火災及び延焼拡大が発生した場合、本町の保有する消防力では対処できないことも想定される。このため、徳島県広域消防相互応援協定に基づく他自治体への応援要請、自衛隊派遣要請、広域航空隊派遣要請及び消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請の手続き等のマニュアル化を図るとともに、派遣部隊の宿泊予定施設等を事前に選定するなど、派遣要請時の受入体制の整備を図る。

第9節 自治体業務継続計画(BCP)

第1 方針

南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した場合には、町自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフレイン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、町は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、住民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため町は、業務継続計画(BCP)の運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図るものとする。

自治体業務継続計画(BCP)

町における業務継続の体制整備

第2 内容

1 町における業務継続の体制整備

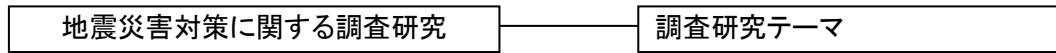
町は、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、業務継続計画(BCP)の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。

特に、災害応急対策等において重要な役割を担うため、業務継続計画(BCP)の策定に当たり、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めておくよう努めるものとする。

第10節 地震災害対策に関する調査研究

第1 方針

地震災害は、その災害の事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的かつ広域的なものへと波及する特徴を有している。町は、地震災害への対策を総合的、計画的に推進するため、各種災害の要因、態様並びに被害想定及びその対策等について、自然科学及び社会科学など様々な分野において被害を最小限に抑えるための各種調査研究を実施するものとする。



第2 内容

1 調査研究テーマ

町は、地震・津波災害に関する各種対策を総合的、計画的に実施するため、研究機関と連携し、次の調査研究の推進を図る。

- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地盤に関する調査研究（液状化に関する調査研究）
- (3) 構造物の耐震性に関する調査研究
- (4) 津波災害に関する調査研究
- (5) 避難に関する調査研究

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、共通対策編並びに、地震・津波災害対策編第1章「総則」及び第2章「災害予防」によるものとする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（防災関係機関）の処理すべき事務又は業務の大綱については、共通対策編第1章第9節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

3 基本方針

- (1) 本町は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」（以下、本章において「臨時情報」という。）が発表されることとなっており、本町においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減につなげていくことが重要である。
- (3) このことから、町並びに関係機関等は、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」や「徳島県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）」の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ地震防災対策推進計画又はその他の計画に定めるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行うため、あらかじめ物資、資機材の備蓄・調達計画の作成に努める。
- (2) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客、ドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 町域における被害が甚大で、応急対策活動が困難である場合、外部から応援を受ける必要があることから、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては相互に協力し、緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施に努める。
- (2) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおりであり、必要があるときは、応援協定に基づき、応援を要請する。

（災害時における協定一覧…別添資料編として整理）

3 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

具体的な対策については、地震・津波災害対策編第2章第4節「津波災害予防対策」に準ずる。

2 津波に関する情報の伝達等

町及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集・伝達対策の充実を図るものとし、津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、共通対策編第3章第3節「情報通信」に準ずる。

3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、「藍住町避難情報の判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

4 避難対策等

津波からの円滑な避難を確保するための対策については、「南海トラフ巨大地震に伴う藍住町津波避難計画」に定めるところによるほか、地震・津波災害対策編第2章第4節「津波災害予防対策」、同章第7節「避難対策の充実」に準ずる。

また、町等が行う避難誘導、避難所の開設・運営については、共通対策編第3章第9節「避難対策の実施」に準ずる。

5 迅速な救助

町及び防災関係機関は、住民の生命、財産を守り、被害を最小限にするため、住民、自主防災組織等と協力して迅速な救助活動等を実施する。

被災者の迅速な救助活動等については、共通対策編第3章第14節「消火活動等の実施」及び同章第15節「救出・救助対策」に準ずる。

また、医療救護活動については、共通対策編第3章第16節「医療救護活動」に準じて、関係機関と連携して実施する。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 臨時情報（調査中）発表時の措置

臨時情報（調査中）が発表された場合、町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおりとする。

1 職員の配備体制

共通対策編第3章第2節「活動体制」に準ずる。

2 情報伝達経路・方法

共通対策編第3章第3節「情報通信」に準ずる。

第2 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

1 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合、町は、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

(1) 職員の配備体制

共通対策編第3章第2節「活動体制」に定めるところによる。

(2) 情報伝達経路・方法

共通対策編第3章第3節「情報通信」に準ずる。

2 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について共通対策編第3章第5節「災害広報」に準じて広報を行う。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮する。

3 地域住民等からの問い合わせ

町は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに、その旨の周知を図る。

4 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

5 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

6 避難対策等

(1) 事前避難対象地域

市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定めることとされている。

本町においては、避難困難地域がないため、そのいずれにおいても対象となる地域を定めないものとする。

(2) 避難計画

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

ア 基本方針

- (ア) 住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、町は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。
- (イ) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応をとった後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応をとり、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。
- (ウ) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すことを基本とする。
- (エ) 避難実施等措置者においては、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行うものとする。

イ 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は、全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

ウ 事前避難の呼びかけ等

(ア) 事前避難の呼びかけ

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は、耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対して事前の避難を呼びかける。

(イ) 事前避難の呼びかけ等の伝達方法

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、住民に対し、防災行政無線、ケーブルテレビ、緊急速報メール、ホームページ等により事前避難の呼びかけ等を行う。

(ウ) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」という。）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

エ 地域住民の避難等

(7) 地域住民等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における地域住民の避難等は次のとおりとする。

- a 住民は、通常の社会活動をできるだけ維持しつつ、後発地震の発生に備えた防災対応をとることを基本とする。
- b 次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを踏まえ、日頃からの地震への備えの再確認等と呼びかける際、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼びかけを行うことで、事前避難の検討を促す。
 - (a) 建物の耐震性が不足する住居に居住している者
 - (b) 自力での避難が困難な者
- c 大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、事前避難に移行するものとする。事前避難を行う際には、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。
- d 事前避難の期間は、最初の地震が発生してから1週間を基本とする。
- e 避難先は、知人・親類宅等への避難を基本とするが、それが難しい住民は町が開設する事前避難所とする。
- f 事前避難所への移動は徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。
- g 移動ルートの検討に当たっては、津波による浸水や、揺れによるがけ崩れ、沿道のブロック塀等の倒壊等に留意する。
- h 移動時に地震が生じるおそれがあることから、移動中もラジオ等で情報収集を行うこと、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないこと等を住民等と呼びかけることとする。

(イ) 滞留旅客等

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置を講じる。

(3) 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、親類・知人宅等への避難を促すことを基本とし、町は、それが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行う。

なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

ア 避難所の受入人数の把握

事前避難が必要な地域の人口を基礎に、自主避難する住民等を見込むことで避難所での受入れが必要な人数を推計する。

なお、宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を受入れが必要な人数に加えるものとする。

イ 避難所候補リストの作成

津波災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を検討し、避難所候補リストとして整理しておくものとする。

検討に当たっては、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障をきたさない広さを確保することを念頭に、避難者1人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応

じた収容人数を整理する。

また、リストの作成に当たっては、次の項目を参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理しておくものとする。

- (ア) 施設名、住所、面積、収容人数
- (イ) 管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- (ウ) 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- (エ) 津波浸水想定区域内か否か
- (オ) 学校の状況（授業継続又は休校）
- (カ) 周辺の避難場所からの移動距離
- (キ) 要配慮者の受入可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- (ク) 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- (ケ) 食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

ウ 避難所の選定

避難所での受入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定するものとし、住民のニーズや各施設の状況を踏まえて選定することとする。

町内における事前避難所の不足が見込まれる場合は、周辺市町村と連携した避難等、避難所として利用できる施設の更なる検討を行う。また、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や、定員を超過して要配慮者を受け入れることについて検討することとし、この際、入所者の処遇に支障が生ずることがないように十分配慮する。

エ 避難所への移動方法

移動に際しては、自動車による移動を行った場合、対象地域で交通渋滞を招く可能性があること、また、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。

オ 避難所の運営

事前避難時における避難所の運営については、「藍住町避難所運営マニュアル」に準じて行うものとし、この際、以下の事項を基本とする。

- (ア) 避難所の運営は避難者が自ら行うこと。
- (イ) 避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入すること。

7 消防機関等の活動

- (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、消防機関及び水防団等は、出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のための措置を講ずる。
- (2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、水防管理団体等は、「藍住町水防計画」に準じた措置をとる。

8 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取り締まり
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

(1) 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、町及び住民は次の事項を実施するものとする。

ア 町

(ア) 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。

(イ) 応急給水活動の準備を行う。

(ウ) 水道施設の安全点検を実施し、地震・津波災害対策編第2章第5節「水道施設の整備」に準じた措置を講ずる。

イ 住民

(ア) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

(イ) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

(2) 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、必要な措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報するものとする。

(3) ガス

LPガス販売事業者は、後発地震発生に備え、必要な措置及び準備を行うとともに、需要家のとるべき措置を広報するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

(4) 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、必要な措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

(5) 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、県や市町村の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施するものとする。

10 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

11 交通

(1) 道路

ア 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走

行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

イ 県及び町は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、また、事前避難対象地域内での車両の走行を極力抑制するように情報提供・周知するものとし、情報提供等に当たっては各種広報媒体の活用等により実施する。

(ア) テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

(イ) 講習会、講演会等の開催

(ウ) インターネットの利用

ウ 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。

イ 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

12 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(ウ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

a 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

b 避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、施設の具体的な措置内容については、施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
- 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

第3 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

1 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合、町は、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行う。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

- (1) 職員の配備体制
共通対策編第3章第2節「活動体制」に定めるところによる。
- (2) 情報伝達経路・方法
共通対策編第3章第3節「情報通信」に準ずる。

2 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について、共通対策編第3章第5節「災害広報」に準じて周知する。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 町のとるべき措置

町は、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

また、施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認する。

第4 学校における臨時情報発表時の対応

町立学校においては、『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応方針』を参考に、町教育委員会の示す方針に基づき、対応するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、別に定める事業計画に基づき、計画的に整備を図る。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討の上、整備計画を立てて整備を図る。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、ヘリポート等
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立小学校、中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (11) 津波による被害を防止し避難を確保するための河川管理施設
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
- (15) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (17) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第6節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を企業、NPO法人、ボランティア及び地域住民と協力して、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施する。

また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて、計画の見直し等を行う。

- (2) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

また、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報又は臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

- (3) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する防災教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため必要な防災教育を推進する。

- (1) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災教育

関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等で住民等に対する防災教育を推進する。

- (1) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民が自ら実施し得る最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 保育所及び学校教育における防災教育

児童・生徒に対し、学校教育課程において、地域防災上必要な防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動、津波及びに関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識

- (3) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に保育士及び教員が果たすべき役割

4 防災知識の普及方法

住民の防災意識の向上を図るため、様々な方法により、地域防災上必要な防災知識について広報するものとする。

- (1) 緊急連絡メール、防災行政無線（同報系、停電時使用）等の各種情報伝達手段の充実
- (2) 防災拠点及び避難所としている各小中学校のパソコンの活用
- (3) 南海トラフ地震に備える広報紙（チラシ）の発行
- (4) 定期的に地域防災フォーラム（仮称）を開催

5 相談受付

地震対策の実施上の相談を受ける際には防災担当課が対応する。

風水害対策編

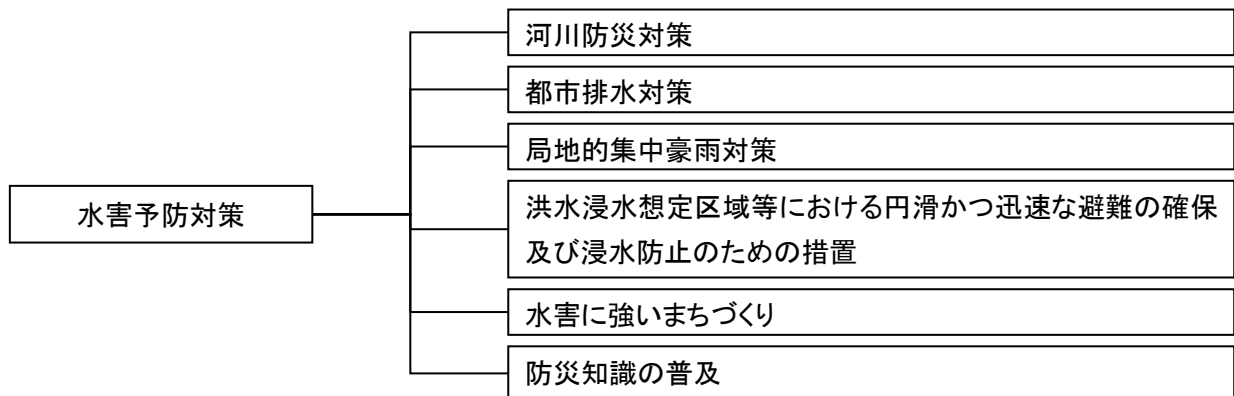
第1章 災害予防

第1節 水害予防対策

第1 方針

町は、風水害に強い地域の形成を図るため、治水対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

なお、水害予防は、水系ごとに一貫したものとし、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成28年徳島県条例第72号）及び流域治水の考え方に基づき、関係機関と協議の上、河川改良工事等の治水事業の計画的な実施を促進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図るものとする。



第2 内容

1 河川防災対策

町は、洪水、高潮等による水害を予防するため、国及び県と連携の下、次のとおり流域治水の考え方に基づいた河川防災対策を推進する。

(1) 治水事業の推進

治水事業は水系ごとに一貫したものとし、将来における治水対策上必要な河川改修等の施設整備を推進し、災害の防除軽減を図る。

(2) 維持管理の強化

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(3) その他の対策

近年における都市化の進展に伴う流域内の開発等に当たっては、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生するおそれのある地域での安全な土地利用の誘導等について、開発の許可において、関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進める。

2 都市排水対策

近年、都市部における宅地化、道路の舗装化等により、雨水の浸透しない区域が増えたことにより、地表面を流れる水量が増大するなど、豪雨時に浸水被害が起こりやすい状況になっている。

町は、雨水の排水対策として道路側溝、下水道を計画的に整備するとともに、流末ポンプ場等の施設整備を拡充し、排水能力を高め、町内の浸水防止を図る。

また、河川改修等他事業と連携を図りながら、更なる安全度の向上を図るものとする。

3 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80mm以上の年間発生回数の最近10年間（2011年から2020年）の平均年間発生回数（約26回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.9倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

(1) 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放水量など、周辺エリアの気象情報等を収集し、活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、町は、「すだちくんメール」（災害時情報共有システム）や「徳島県携帯サイト」をはじめ、民間気象会社や町等が提供する各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く活用できるよう、周知・広報する。

(2) 住民への周知

「大雨警報」「洪水警報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難指示」などの避難情報の発令については、防災行政無線やインターネット、電子メール、エリアメール、緊急速報メールなどにより、町が、住民に対して迅速・適切に周知を図る。

(3) 消防等による警戒

消防本部や消防団、町においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

ア 各地域の雨量の動きや降水量の把握

イ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒

(4) 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、県や町の工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ・雨天時の工事中止等の検討
- ・気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ・避難行動の事前確認の徹底
- ・作業現場及び周辺の点検

(5) 施設管理者等の安全対策

町及び県等の関係機関は、管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ・気象情報の迅速な収集と活用
- ・道路法面などの危険箇所の警戒や対応

- ・早期の道路の通行規制

4 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下、本節において「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに洪水予報等の伝達方法
 - ・ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ・ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

また、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(1) 洪水浸水想定区域等の指定状況

ア 洪水浸水想定区域

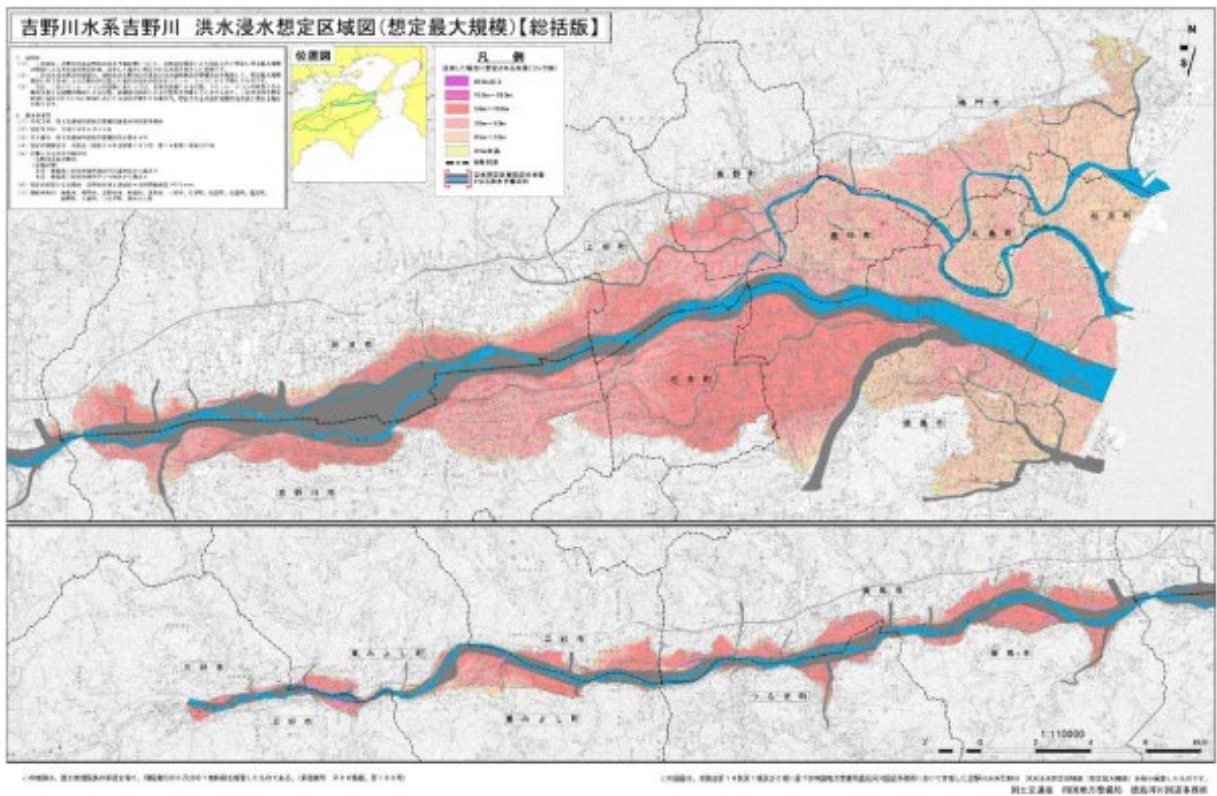
国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めることとしている。

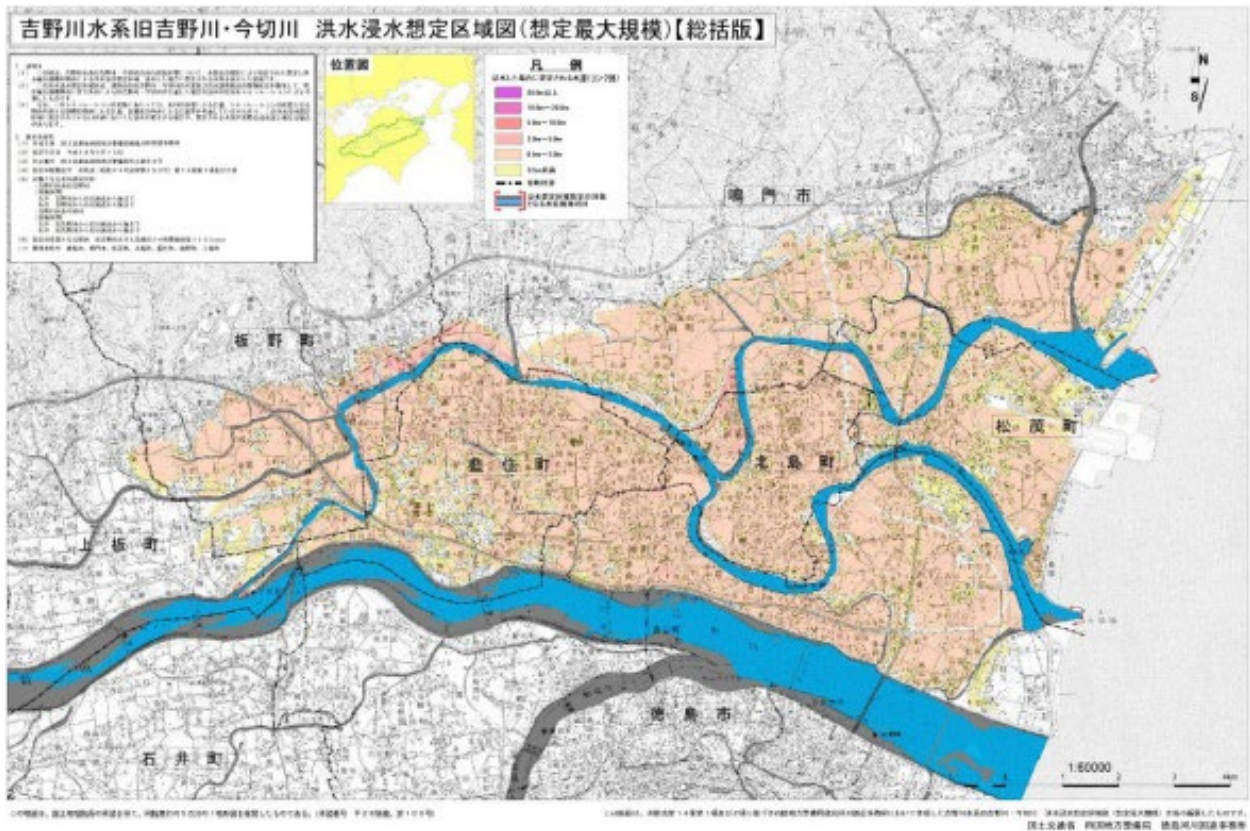
現在、本町に関する浸水想定区域図は次のとおりである。

【吉野川浸水想定区域図・旧吉野川・今切川洪水浸水想定区域図】

(平成 28 年 6 月 13 日指定：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所)



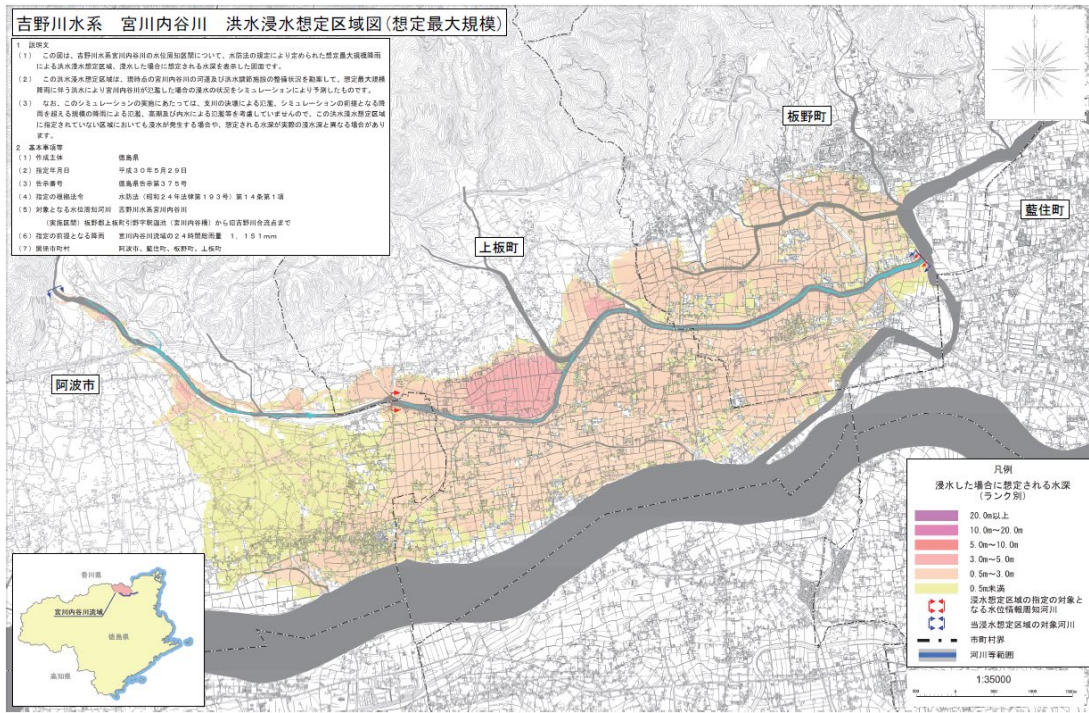
吉野川浸水想定区域図



旧吉野川・今切川洪水浸水想定区域図

【宮川内谷川洪水浸水想定区域図】

(平成 30 年 5 月 29 日指定：徳島県)



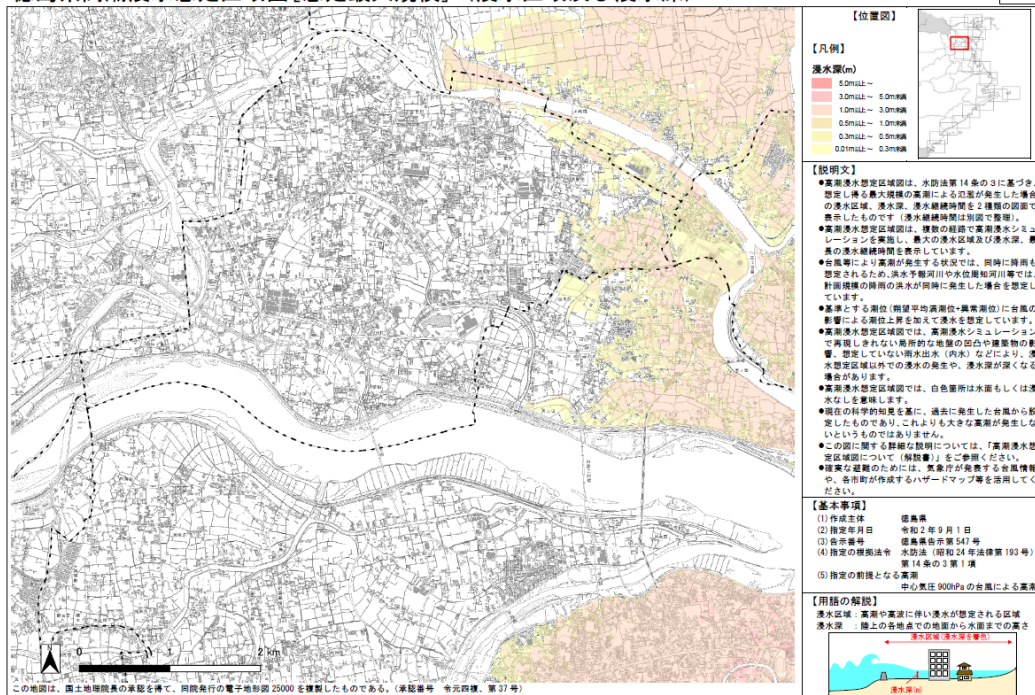
イ 高潮浸水想定区域

県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、浸水区域、浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

【高潮浸水想定区域図】

(令和 2 年 9 月 1 日指定：徳島県)

徳島県高潮浸水想定区域図[想定最大規模](浸水区域及び浸水深)



(2) 警戒避難体制の整備

ア 洪水予報等の伝達方法

共通対策編第3章第3節「情報通信」及び第5節「災害広報」に定めるところによる。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

共通対策編第3章第9節「避難対策の実施」に定めるところによる。

ウ 避難訓練の実施に関する事項

共通対策編第2章第2節「防災訓練」に定めるところによる。

エ 浸水想定区域等内における要配慮者利用施設等

本計画で定められている要配慮者利用施設等は、資料編で示すとおりであり、洪水、高潮等の災害時にはこれら資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

オ 大規模広域災害時への対応

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。

(3) 防災マップの作成

本町では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災マップ（洪水ハザードマップ）を作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、防災マップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

この防災マップを防災訓練等で有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心得を養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

なお、防災マップには、「早期の立退き避難が必要な区域」を明示するものとする。

(4) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画作成するものとする。

(5) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

（藍住町ハザードマップ（洪水・高潮）、要配慮者利用施設一覧…別添資料編として整理）**5 水害に強いまちづくり**

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、次の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちの形成を図る。

(1) 風水害に強い土地利用の推進

溢水、湛水等による災害が発生するおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

(2) 水害リスクの周知

ア 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

イ 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(3) 洪水被害の軽減

河川、下水道等について築堤、河道掘削、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努める。

(4) 浸水被害軽減地区の指定

洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると水防管理者が認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(5) 連携体制の構築

水災については、国及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として設置した「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者による密接な連携体制の構築を図る。

6 防災知識の普及

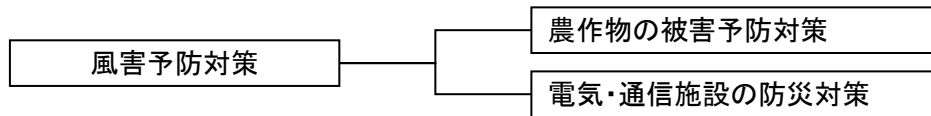
町は、次のとおり防災知識の普及に努める。

- (1) 県及び国と連携しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図る。
- (2) 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- (3) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- (5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第2節 風害予防対策

第1 方針

町は、関係機関と協議しながら、風害を防止又は被害の拡大を防止するための対策の強化を図るものとする。



第2 内容

町及び関係機関は、風害を防止又は被害の拡大を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

1 農作物の被害予防対策

風害を予防するため、適地適作及び防風林、防風ネット等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図る。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図る。

2 電気・通信施設の防災対策

町内にある行政防災無線の管理運営に万全を期するとともに、災害時にその機能が活用できるよう整備する。

また、電気・通信設備は、弱体設備の補強を行うほか強風時においては、予防巡視を実施するとともに、ルートの設定、支線の補強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずるものとする。

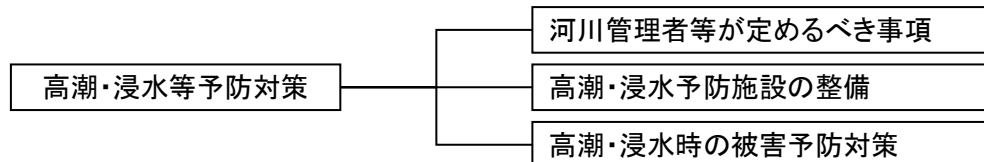
(同報系防災行政無線子局設置場所、移動系防災行政無線機設置場所…別添資料編として整理)

第3節 高潮・浸水等予防対策

第1 方針

本町は、水防法に基づき、県により高潮浸水想定区域が指定され、本町の一部がその区域に含まれていることから、高潮等に対し、河川の堤防等の保全事業等を推進することにより被害の防止を図るものとする。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。



第2 内容

1 河川管理者等が定めるべき事項

- (1) 水門等の点検方針・計画
- (2) 水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

2 高潮・浸水予防施設の整備

町は、洪水、高潮等による被害を防止又は軽減するため、国及び県と連携の下、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応して適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じて施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

3 高潮・浸水時の被害予防対策

- (1) 高潮・浸水リスクの周知等

町は、高潮浸水想定区域図を活用するなどして高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、高潮の危険や避難方法等を住民等に対して広く周知する。

また、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や高潮浸水標識の設置により緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対する高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。

- (2) 情報伝達の強化

紀伊水道西沿岸は水位周知海岸に指定されており、県は、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫危険情報として町等に通知することとしている。

町は、高潮からの避難等の措置が行えるよう、これらの情報の住民等への周知を図る。

- (3) 警戒避難体制の整備

ア 町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定める。

イ 町は、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、印刷物において、浸水深の大きい区域については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

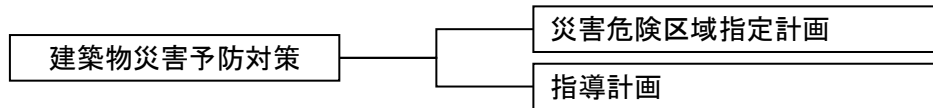
ウ 町は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努める。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って必要な措置を検討しておくものとする。

(要配慮者利用施設一覧…別添資料編として整理)

第4節 建築物災害予防対策

第1 方針

町は、建築基準法に基づき、次の計画を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。



第2 内容

1 災害危険区域指定計画

町は、必要に応じて災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物に係る制限を行い、被害の未然防止を図る。

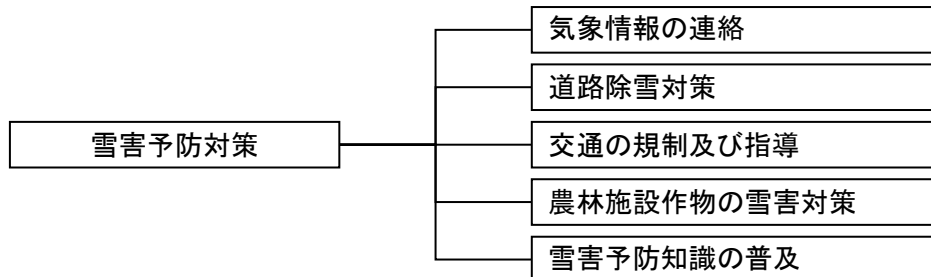
2 指導計画

町は、災害危険区域内等における建築物の建築について、適切な行政指導を行い、安全確保について万全を図る。

第5節 雪害予防対策

第1 方針

町は、豪雪による被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、関係機関と協力し、次の雪害対策を実施するものとする。



第2 内容

1 気象情報の連絡

町は、関係機関と相互の連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するよう努める。

2 道路除雪対策

町は、道路交通の確保を図るため、県が行う除雪区間以外の道路の除雪作業を東部県土整備局徳島庁舎及び関係機関と密接な連携の下に実施するものとし、資機材等の確保について必要があると認められたときは、県に対して調達のあっせんを要請する。

3 交通の規制及び指導

町は、豪雪による交通の危険を防止し、交通の確保を図るため、警察が行う交通規制に協力し、不測の事故を発生させないよう指導を行う。

4 農林施設作物の雪害対策

町は、県関係機関及び農業協同組合等農業団体と相互に協力し、積雪時の被害をできるだけ軽減し、農家経営の安定を図るため、気象情報に注意し、降雪を早期に知るとともに、被害を軽減させるための予防措置を生産者に周知する。

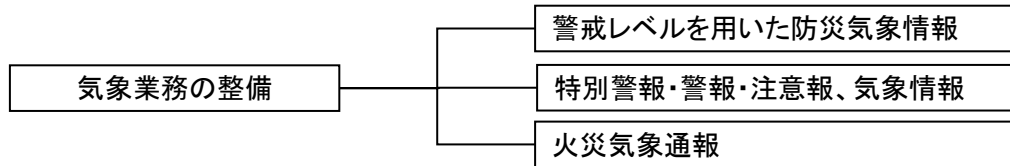
5 雪害予防知識の普及

町は、雪害予防知識の普及については、必要に応じ資料を配布し、また、町広報等を活用し、普及を図る。

第6節 気象業務の整備

第1 方針

町は、気象等に関する情報の受領に関する組織の整備を行い、防災関係機関相互の連携を密にすることで防災対策の適切な実施を図るものとする。



第2 内容

1 警戒レベルを用いた防災気象情報

(1) 5段階の警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連づけるものである。

(2) 警戒レベル相当情報

四国地方整備局、徳島地方気象台、県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。

町は、これらの情報を活用し、住民の自発的な避難判断等を促す。

2 特別警報・警報・注意報、気象情報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」等で発表される。

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(1) 特別警報・警報・注意報の区域細分

注意報・警報については、市町村ごと（美馬市は「美馬市脇・美馬・穴吹」と「美馬市木屋平」に、つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一字」に分割）に対して発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等

では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。



(2) 徳島地方気象台が発表する特別警報、警報・注意報の種類

徳島地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する気象情報等の種類及び概要は次のとおりである（具体的な発表基準については資料編を参照）。

ア 特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	<p>大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p>
大雪特別警報	<p>大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</p>
暴風特別警報	<p>暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</p> <p>一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要である。</p>
暴風雪特別警報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>

種 類	概 要
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

イ 警報

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。 台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要である。
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

ウ 注意報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類	概 要
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要である。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想される場合 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結、破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

注1 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

注2 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報又は注意報が発表されたときに切り替えられるものとし、解除されるまで継続される。

注3 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち、水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

注4 大雨、洪水警報及び大雨、洪水注意報は、市町村ごとに定めた基準により発表する。

注5 地震など不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ○「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ○「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○「注意」(黄): 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数 の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(その他)

以下の基準値は、地域メッシュコード（1 km 四方）ごとに基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の基準値
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>

【参考】

土壌雨量指数：

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。

表面雨量指数：

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

流域雨量指数：

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、更に河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。

大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

【指定河川洪水予報の種類、標題と概要】

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。	

【吉野川洪水予報の概要】

ア 実施区域、基準地点及び担当官署

河川名	区域	水位又は流量予報に関する基準地点	担当官署名
吉野川	左岸 徳島県三好市池田町から河口まで 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで	池田（無堤・有堤） 岩津	徳島河川国道事務所 徳島地方気象台

イ 発表基準

- (ア) 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるときに、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ。）吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- (イ) 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるときに、（同）吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- (ウ) 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときに、（同）吉野川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- (エ) 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、（同）吉野川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

ウ 基準地点

観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常 水位 (m)	水防団 待機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計画高 水位 (m)
池田 (無堤)	北緯 34° 01' 57" 東経 133° 50' 32"	三好市 井川町 西井川	—	4.1	6.7	7.4	8.0	11.872
池田 (有堤)						8.0	9.7	
岩津	北緯 34° 03' 55" 東経 134° 11' 36"	阿波市 阿波町 岩津	—	3.3	5.3	6.8	7.5	12.937

(6) 氾濫警戒情報等

水防法第 13 条の規定により、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣及び知事が指定した河川（以下「水位周知河川」という。）及び同法第 13 条の 3 により知事が指定した海岸（水位周知海岸）については、次のとおり、水位情報が通知及び周知される。

ア 国土交通省直轄管理河川（水位周知河川）

(ア) 実施区域及び担当官署

水系名	河川名	実施区域	担当官署名
吉野川	旧吉野川 上流	吉野川からの分派点から今切川との分派点まで	徳島河川国道事務所

(イ) 水位の種類

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団 待機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位* (m)	計画高 水位 (m)
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	
旧吉野川上流	大寺橋	板野郡板野 町川端	1.25	2.15	—	2.85	4.827

※ 水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位

(ウ) 氾濫警戒情報の発表実施基準

徳島河川国道事務所は、対象水位観測所の水位が洪水特別警戒水位に到達したときは、その旨を水防管理者に通知するとともに、必要に応じて一般に周知する。

イ 県管理河川（水位周知河川）、県管理海岸（水位周知海岸）

(7) 実施区域及び担当官署

a 水位周知河川

水系名	河川名	実施区域	担当官署名
吉野川	宮川内谷川	板野郡上板町引野字釈迦池（宮川内谷橋）から旧吉野川合流点まで	東部県土整備局（吉野川）（徳島）

b 水位周知海岸

海岸名	実施区域	担当官署
紀伊水道西沿岸	沿岸方向：鳴門市 孫崎 から （鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先） 松茂町・徳島市境界 まで	東部県土整備局（鳴門駐在）
	沿岸方向：松茂町・徳島市境界 から 小松島市・阿南市境界 まで	東部県土整備局（徳島）
	沿岸方向：小松島市・阿南市境界 から 阿南市 蒲生田岬 まで （徳島県阿南市椿町蒲生田地先）	南部総合県民局（阿南）

(イ) 水位の種類

a 水位周知河川

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位*	氾濫危険水位
			(m)	(m)	(m)	(m)
宮川内谷川	七条	板野郡上板町七条	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
			1.5	2.5	2.5	3.5

※ 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

b 水位周知海岸

海岸名	基準水位観測所（港湾・漁港名等）	設備箇所	高潮特別警戒水位（T. P. +m）レベル5
紀伊水道西沿岸	徳島小松島港	小松島市小松島町外開地先	1.8

(ウ) 氾濫警戒情報等の発表実施基準

a 氾濫警戒情報（水位周知河川）

東部県土整備局は、対象水位観測所の水位が避難判断水位を超えたとき及び下回ったときは、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じて一般に周知する。

b 氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報（水位周知河川、水位周知海岸）

東部県土整備局は、対象水位観測所の水位が氾濫危険水位、高潮特別警戒水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じて一般住民に周知する。

(7) 土砂災害警戒情報（藍住町については対象外）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と徳島地方气象台から共同で発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。

(8) 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかにその内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合「顕著な大雪に関、する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(9) 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに（基準雨量：「徳島県北部」 1時間降水量110mm以上を観測又は解析したとき）に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

(10) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）】

徳島県竜巻注意情報 第1号
 令和××年9月4日12時25分 気象庁発表

徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、4日13時30分まで有効です。

【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）】

徳島県竜巻注意情報 第1号
 令和××年9月4日12時25分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県北部で竜巻などの激しい突風が発生したと見られます。
 徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、4日13時30分まで有効です。

(11) 台風予報、台風情報

ア 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経100度～東経180度、赤道～北緯60度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び24時間先までの予報を3時間ごとに、72時間先までの予報を6時間ごとに発表する。

さらに、3日（72時間）先も引き続き台風であると予想されるときには、5日（120時間）先までの進路予報を6時間ごとに発表する。台風が日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置や強さ等を推定して1時間ごとに発表するとともに、24時間先までの詳細な予報（3時間刻みの中心位置や強さ等）を3時間ごとに発表する。

イ 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）を3段階、強さ（最大風速）を4段階で表現する。

【台風の大きさの分類】

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類
500km未満	大型（大きい）
500km以上800km未満	
800km以上	超大型（非常に大きい）

【台風の強さの分類】

最大風速	分類
17m/s以上33m/s未満	強い
33m/s以上44m/s未満	
44m/s以上54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

3 火災気象通報

消防法第 22 条第 1 項に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、徳島地方気象台がその状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は市町村長に通報する。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

【発表基準】

- 「乾燥注意報」基準（実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下）、「強風注意報」基準（平均風速 12m/s 以上）と同一。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第2章 災害応急対策

第1節 豪雨災害への対応

(主な実施機関：町（総務部）、消防本部、防災関係機関)

第1 方針

町は、近年頻発している豪雨災害に対処するため、躊躇なく避難情報を発令できる体制の構築に努める。

第2 内容

町は、豪雨災害時における避難情報の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、マニュアル（「藍住町避難情報の判断・伝達マニュアル」）を作成するとともに、県、防災関係機関、マスメディアなどと連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていくものとする。

第2節 水防活動の実施

本町の水防活動については、「藍住町水防計画」の定めるところによる。

第3節 土地改良区等における災害応急対策

(主な実施機関：土地改良区)

第1 方針

土地改良区は、管理する取水施設、排水機場、用排水路の応急対策について、本計画の定めるところにより万全の処置を講じておくものとする。

第2 内容

台風等、風水害が予想されるときは、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとする。

- (1) 用水路等で、余水吐を有している施設については、洪水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、余水吐に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。
- (2) 樋門、排水機場等の施設については、操作に支障をきたしていないか点検を行い、不調箇所がある場合は、整備しておくものとする。
- (3) 施設の破損によって、地域住民に被害を及ぼす場合は、速やかに水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策があれば実施するものとする。

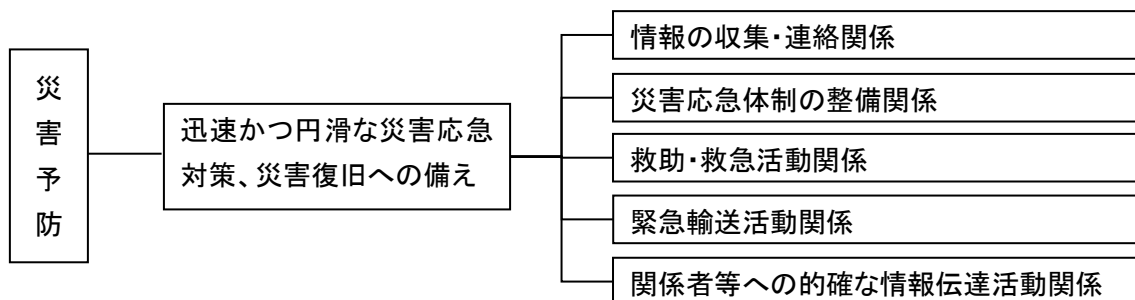
大規模事故等災害対策編

第1章 航空災害対策

(主な実施機関：町（応急対策担当課）、消防本部、徳島県、徳島航空事務所、防災関係機関)

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防



第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

町は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 救助・救急活動関係

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動関係

町及び消防本部は、徳島空港事務所と連携して、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助用資機材の整備に努めるものとする。

また、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 医療救護活動関係

町は、徳島空港事務所及び県と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

また、医療救護活動について、徳島空港事務所及び県との連絡体制の整備を図るなど、連携に努めるものとする。

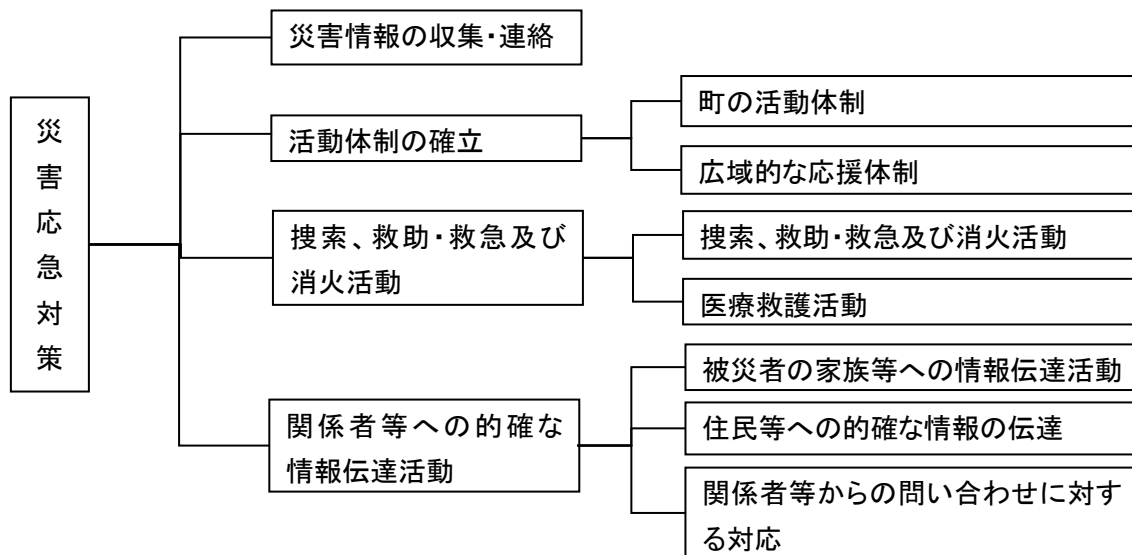
4 緊急輸送活動関係

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第2節 災害応急対策



第1 災害情報の収集・連絡

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」によるものとする。

徳島空港事務所と徳島海上保安部、板野東部消防組合及び警察本部との航空機の捜索救難のための情報交換については、徳島空港事務所が各機関との間で申し合わせた「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」によるものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な航空事故の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第3 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び消火活動

消防本部は、「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ（昭和50.5.20締結）」により、適切な搜索救難措置を実施するものとする。

また、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（昭和47.4.1締結）」に基づき、応急対策に協力するものとする。

2 医療救護活動

徳島空港事務所長から依頼を受けた場合、板野郡医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

第4 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、住民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に通知し、情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

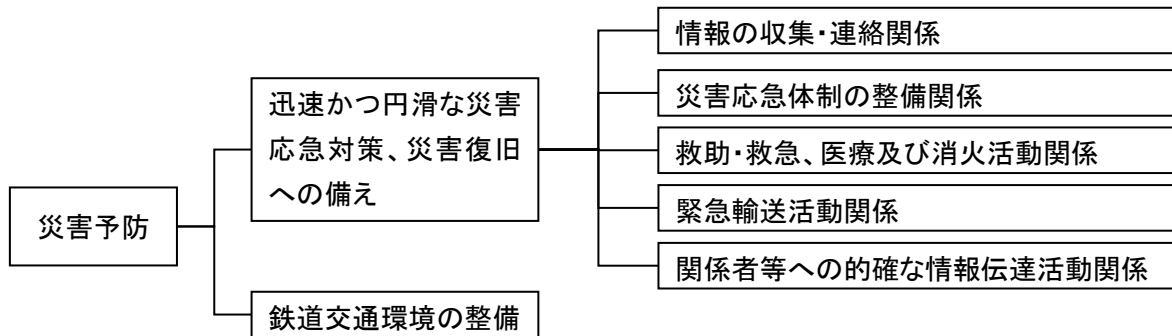
また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第2章 鉄道災害対策

(主な実施機関：町（応急対策担当課）、消防本部、徳島県、四国旅客鉄道株式会社、防災関係機関)

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防



第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

町は、鉄道事業者との連絡を緊密に行い、予報及び警報等の情報収集に協力するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

町及び消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療救護活動関係

町は、県と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

また、医療救護活動について、県及び鉄道事業者等との連絡体制の整備を図るなど、連携に努めるものとする。

(3) 消火活動

消防機関等は、平常時から機関相互間及び鉄道事業者との連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動関係

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県等と連携して災害時の道路交

通管理体制の整備に努めるものとする。

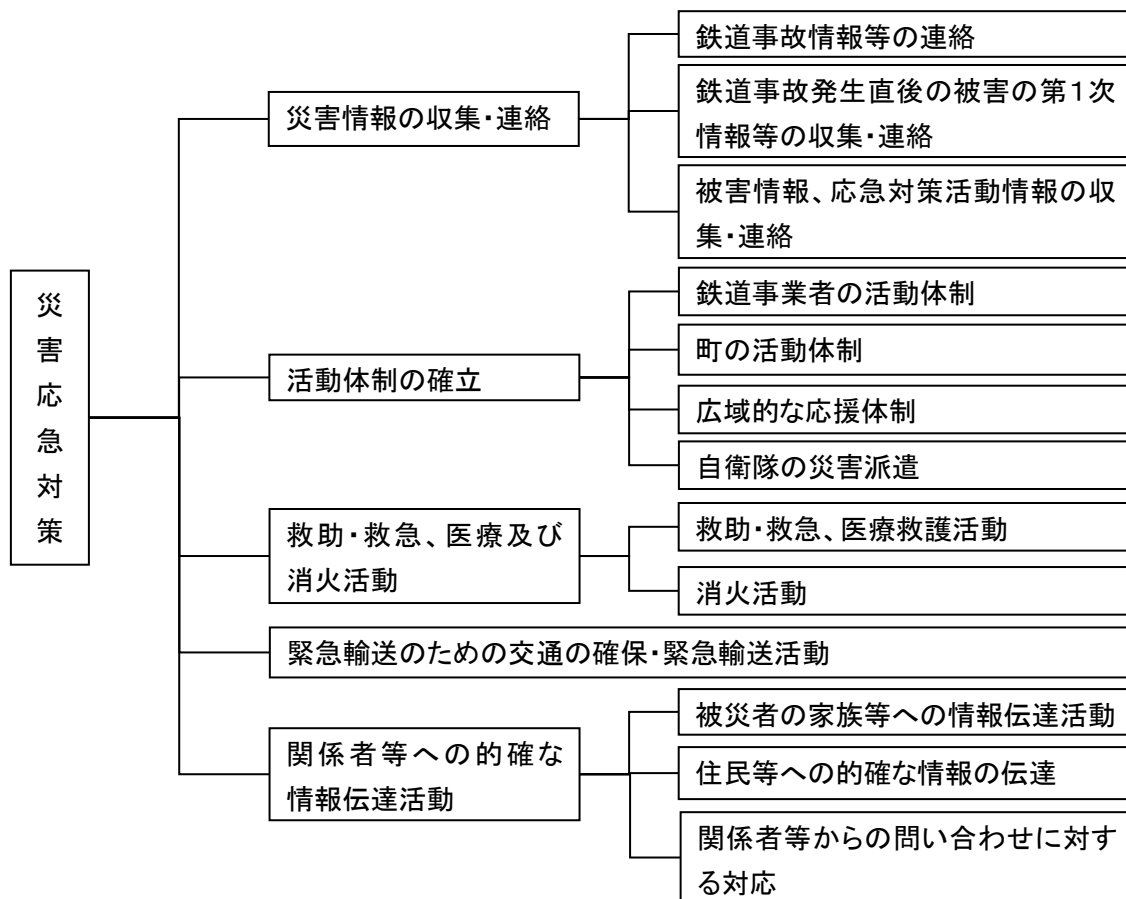
5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、鉄道事業者、四国運輸局及び県と連携して、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制をあらかじめ整えておくものとする。

第2 鉄道交通環境の整備

町は、四国地方整備局、県、道路管理者及び鉄道事業者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努めるものとする。

第2節 災害応急対策



第1 災害情報の収集・連絡

1 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生の通報を受けたときは、社員に出動を指示するとともに、事故災害等の状況の把握に努め、関係機関に通報するものとする。

2 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関

する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

3 被害情報、応急対策活動情報の収集・連絡

町は、被害情報の収集に努めるとともに、県に対し、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

なお、防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとるものとする。

2 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする

3 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

また、周辺市町の大規模な鉄道事故の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急、医療救護活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次事故・災害の防止に努めるものとし、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により迅速かつ的確に実施するものとする。

また、必要により関係機関に救援等を要請するとともに、救助・救急、医療救護活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消火活動

(1) 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、災害発生地住民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に通知し、情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

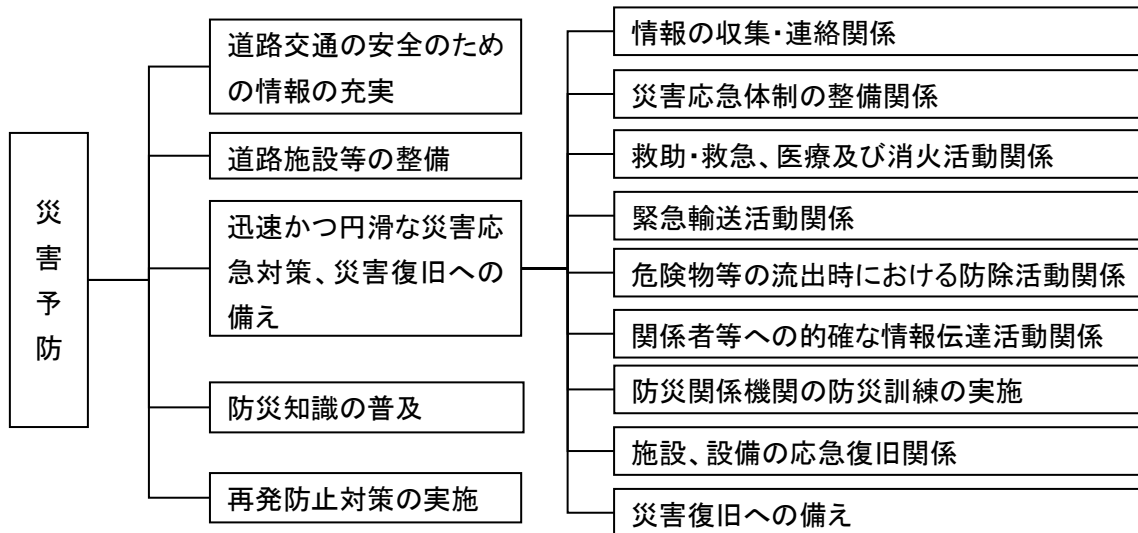
また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第3章 道路災害対策

(主な実施機関：町（応急対策担当課）、消防本部、徳島板野警察署板野庁舎、徳島県、防災関係機関)

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防



第1 道路交通の安全のための情報の充実

町は、町が管理する道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設等の整備

町は、町が管理する道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。また、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

さらに、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

町は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じて応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から防災関係機関と相互の連携強化に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

町及び消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療救護活動関係

町は、県と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

また、医療救護活動について、他の道路管理者等との連絡体制の整備を図るなど、連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

道路管理者、消防機関等は、平常時から機関相互間及び鉄道事業者との連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動関係

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動関係

町は、町が管理する道路での危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、県と連携して、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制をあらかじめ整えておくものとする。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携した防災訓練を実施するものとし、訓練を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものとし、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

8 施設、設備の応急復旧関係

町は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

9 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

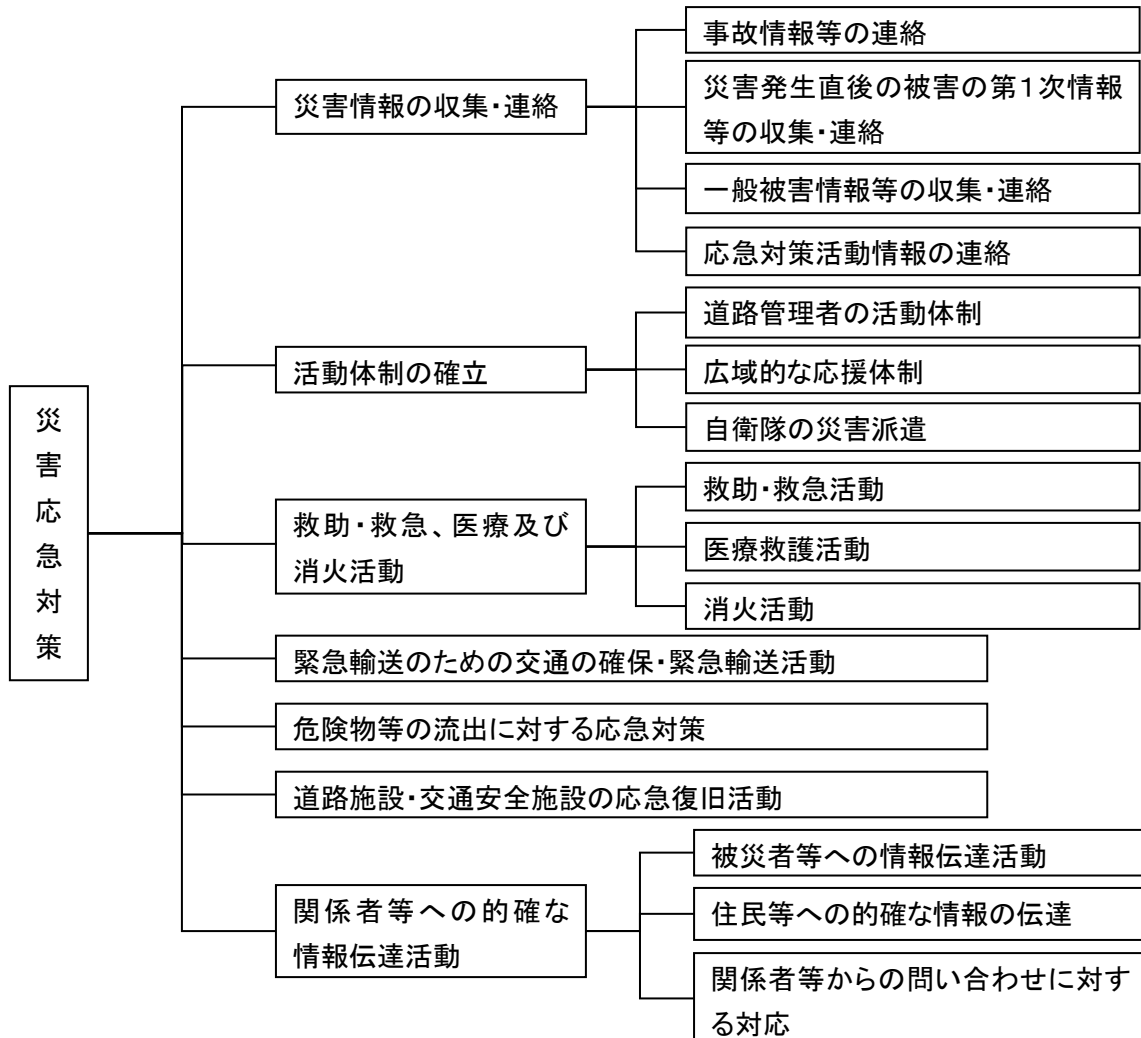
第4 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第5 再発防止対策の実施

町は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策



第1 災害情報の収集・連絡

1 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡するものとする。

2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握でき

た範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

3 一般被害情報等の収集・連絡

町は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を県に連絡するものとする。

4 応急対策活動情報の連絡

町は、被害情報の収集に努めるとともに、県に対し、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

なお、防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

また、周辺市町の大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

2 医療救護活動

道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

3 消火活動

(1) 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

(2) 消防機関

消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、本町以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第5 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防本部は、県警察と連携して、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握するとともに、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報等、災害時に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、被災者、被災者の家族等に対し、適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、災害発生地の住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に通知し、情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧



第1 道路管理者の行う災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

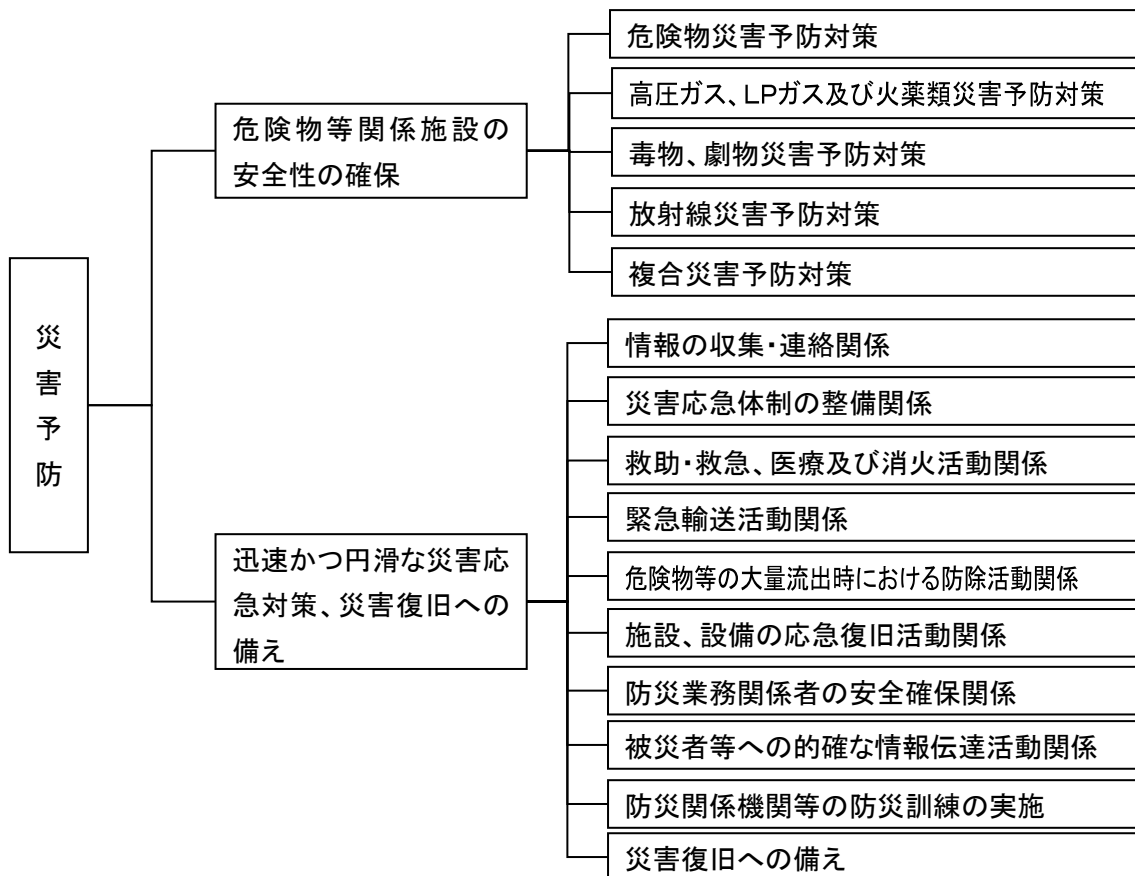
災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第4章 危険物等災害対策

（主な実施機関：町（応急対策担当課）、消防本部、徳島板野警察署板野庁舎、徳島県、防災関係機関）

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防



第1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

また、町及び消防本部は、県と連携の下、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるとともに、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

町、消防本部、県及び事業者等は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するほか、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育

町及び消防本部は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、県と連携して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努めるものとする。

(2) 規制の強化

町及び消防本部は、危険物施設に対し、県と連携して、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図るものとする。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

町及び消防本部は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、県と連携して、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図るものとする。

(5) 災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 高圧ガス、LP ガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、LP ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安教育、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

3 毒物、劇物災害予防対策

毒物・劇物取扱施設等の管理者は、毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

4 放射線災害予防対策

防災関係機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

5 複合災害予防対策

防災関係機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

町は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じて応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

町及び消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

救急・救助関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療救護活動関係

町は、県と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

また、医療救護活動について、県等との連絡体制の整備を図るなど、連携に努めるものとする。

(3) 消火活動

ア 消防機関等は、平常時から関係機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

イ 町及び消防本部は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

ウ 町及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

4 緊急輸送活動関係

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県等と連携して災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災関係機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握、災害時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

6 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保関係

防災関係機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は、県と連携して、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制をあらかじめ整えておくものとする。

9 防災関係機関等の防災訓練の実施

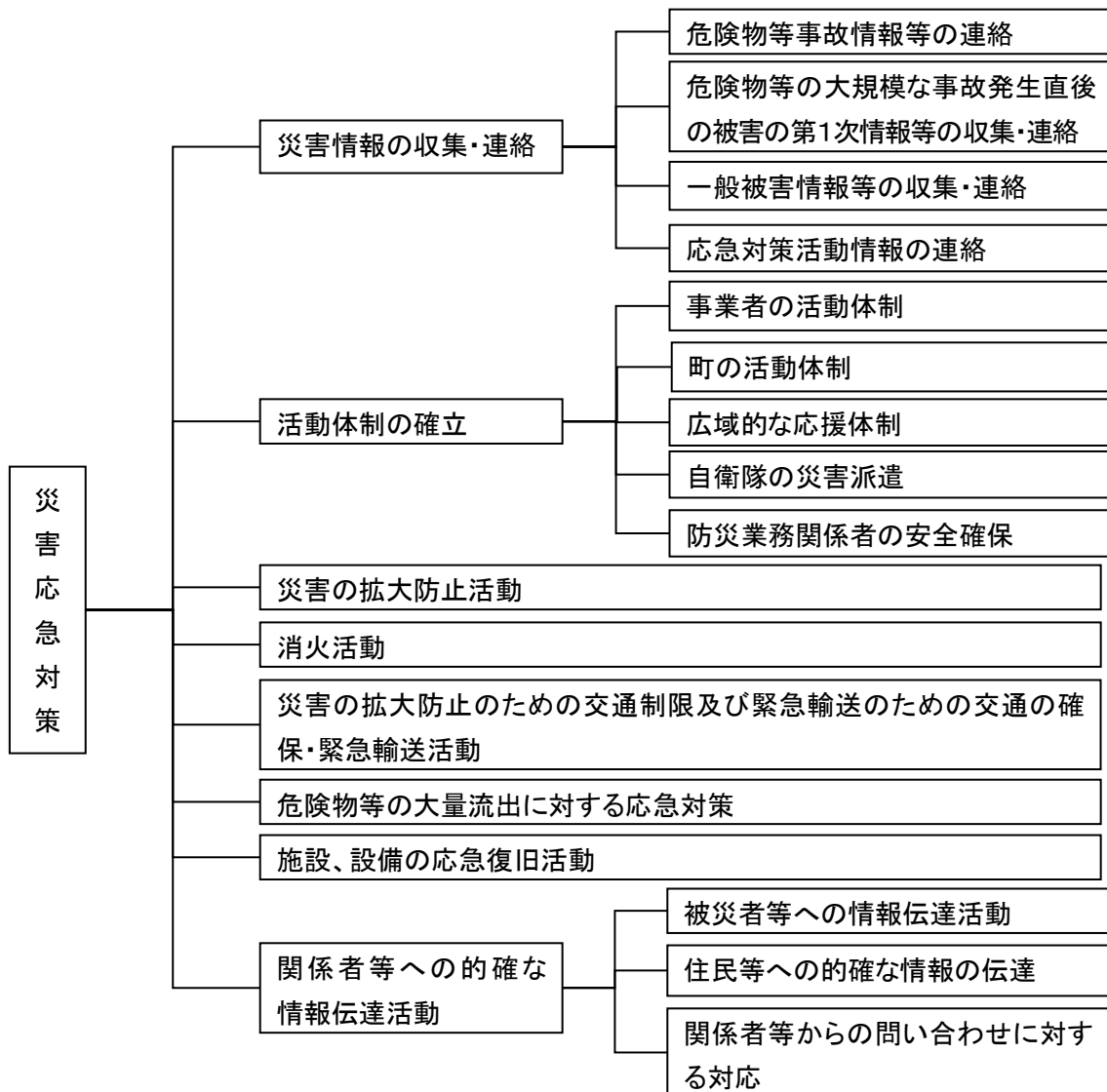
消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努めるものとする。

10 災害復旧への備え

町及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策



第1 災害情報の収集・連絡

1 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は、町、県等関係機関へ連絡するものとする。

2 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は、被害状況を町、県等関係機関へ連絡するものとする。

町は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を町、県等関係機関へ連絡するものとする。

4 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を町、県等関係機関へ連絡するものとする。

町は、被害情報の収集に努めるとともに、県に対し、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況

等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

なお、防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町の活動体制

町は、発災後速やかに、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

また、周辺市町の大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保

町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、県等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

町は、県と連携の下、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 消火活動

消防本部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物等の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等、他の機関の応援を受けるものとする。

また、本町以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

第5 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害の拡大防止又は交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、

交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第7 施設、設備の応急復旧活動

町は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとし、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、災害発生地住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に通知し、情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

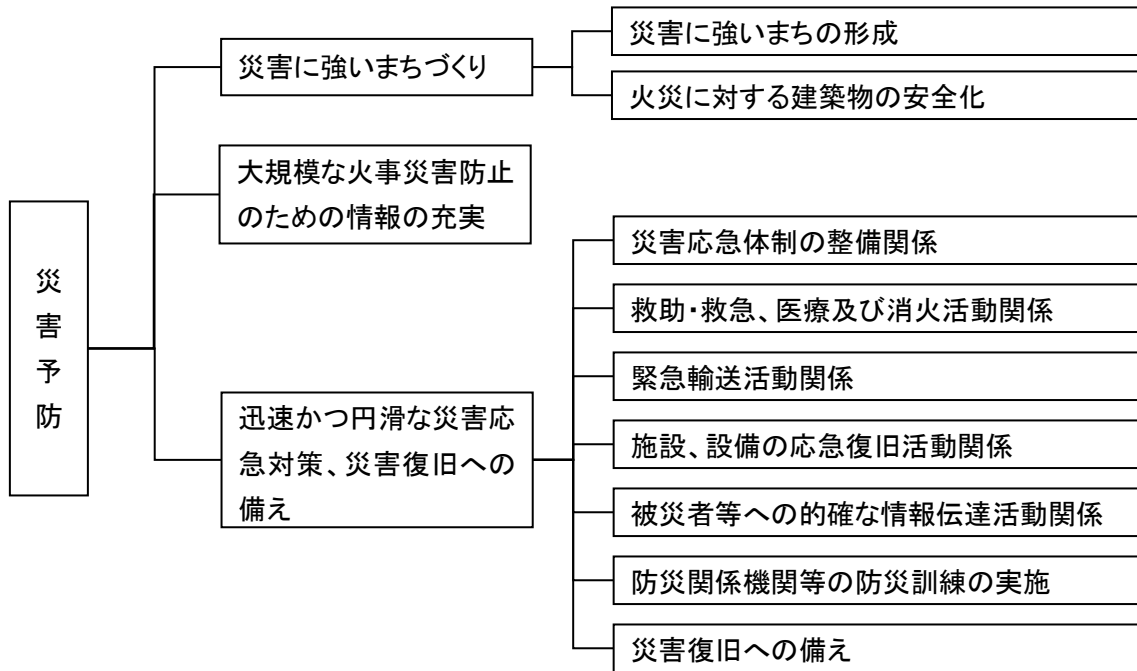
防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第5章 大規模な火事災害対策

(主な実施機関：町（応急対策担当課）、消防本部、徳島板野警察署板野庁舎、徳島県、防災関係機関)

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防



第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

町及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、消防本部及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置さ

れた消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

町、消防本部及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

町、消防本部及び事業者等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

町長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えとともに、住民に周知するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 災害応急体制の整備関係

町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じて応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

町及び消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療救護活動関係

町は、県と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

また、医療救護活動について、県等との連絡体制の整備を図るなど、連携に努めるものとする。

(3) 消火活動関係

町及び消防本部は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

また、平常時から消防機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

さらに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

3 緊急輸送活動関係

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県と連携して、災害時の道路交

通管理体制の整備に努めるものとする。

4 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

5 被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は、県と連携して、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制をあらかじめ整えておくものとする。

6 防災関係機関等の防災訓練の実施

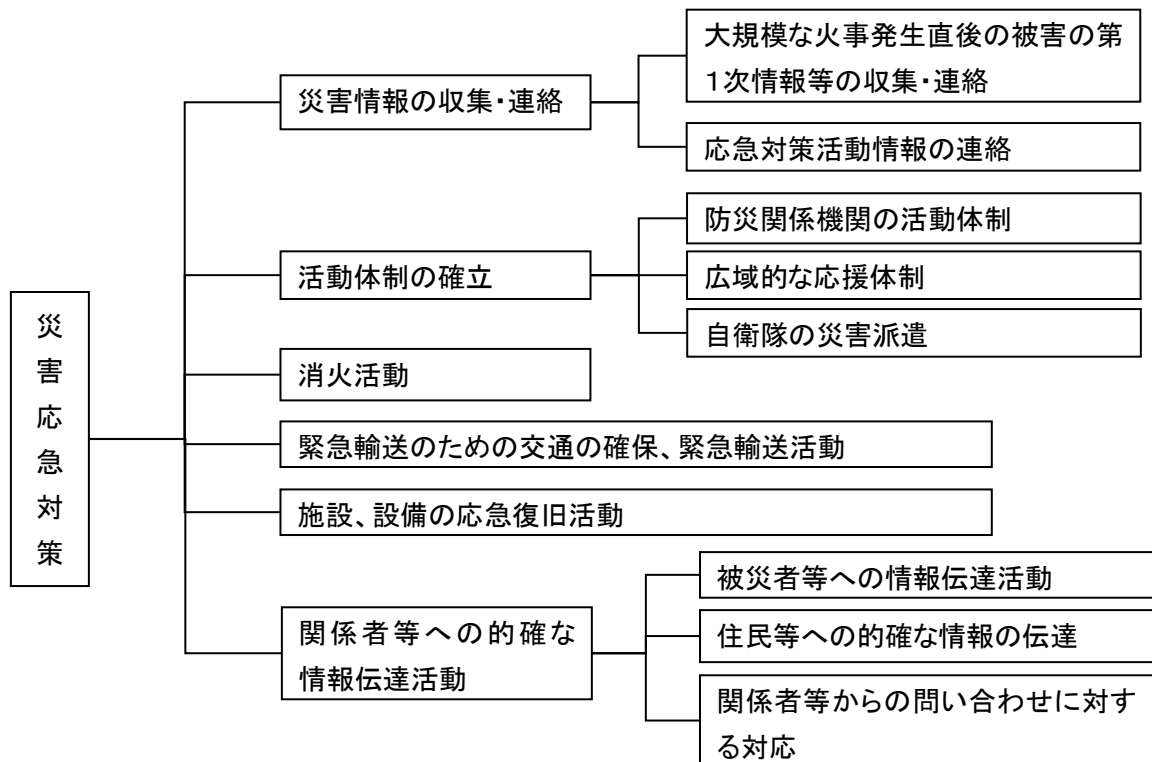
消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

7 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策



第1 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

町は、被害情報の収集に努めるとともに、県に対し、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

なお、防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 防災関係機関の活動体制

町は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 広域的な応援体制

町は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対して応援を求めることとする。

3 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

第3 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、本町以外で災害が発生した場合は、発災害現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動

防災関係機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとし、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に連絡をとり合うものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

防災関係機関は、災害発生地住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

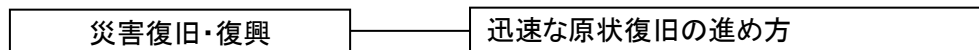
なお、情報の公表、広報活動の際は、その内容について相互に通知し、情報交換を行うものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧・復興



第1 迅速な原状復旧の進め方

防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第6章 原子力災害対策

(主な実施機関：町（応急対策担当課）、徳島県、防災関係機関)

第1節 総則

第1 計画の目的

本町には、「原子力災害対策指針」(以下「指針」という。)に規定された原子力施設は立地せず、また、町外に立地する原子力施設のうち、最も近距離にある伊方原子力発電所までも本町からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域(いわゆるUPZ: Urgent Protective action planning Zone)の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされたり、数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を超える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、住民の心理的動揺、精神的負担など、住民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本章においては、これらの災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、町が県及び関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

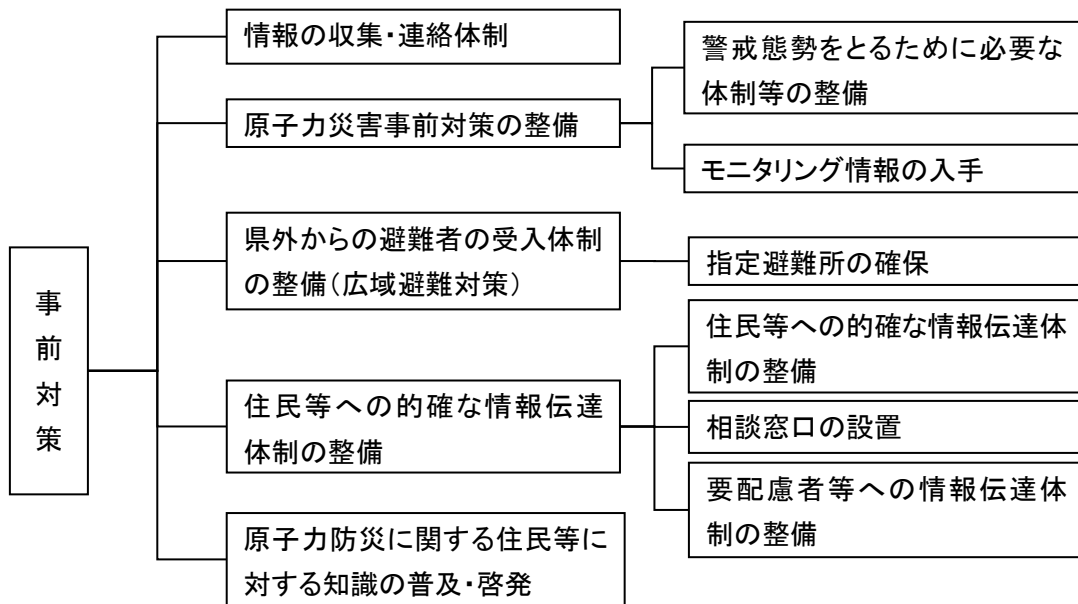
第2 計画の性格

この計画は、徳島県地域防災計画の定める計画に従い策定する。

また、県と連携しながら、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備するものとする。

第2節 事前対策

この節では、予防体制の整備及び原子力災害時の事前対策を中心に定めるものである。



第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害に対して万全を期すため、県及びその他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備するものとする。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努めるものとする。

第2 原子力災害事前対策の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢の整備

町は、県が整備する「原子力発電所災害対応方針」に従い、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時に町が実施すべき対策及び警戒態勢をとるための体制を整備するものとする。

(2) 参集体制の整備

町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

2 モニタリング情報の入手

町は、県が実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を円滑に入手できるよう体制の整備を図るものとする。

第3 県外からの避難者の受入体制の整備（広域避難対策）

町は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」と

いう。)からの避難者の受入要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 指定避難所の確保

町は、広域避難の受入れに使用できる指定避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請を行うものとする。

(指定避難所一覧…別添資料編として整理)

第4 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備するものとする。

2 相談窓口の設置

町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

3 要配慮者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及・啓発

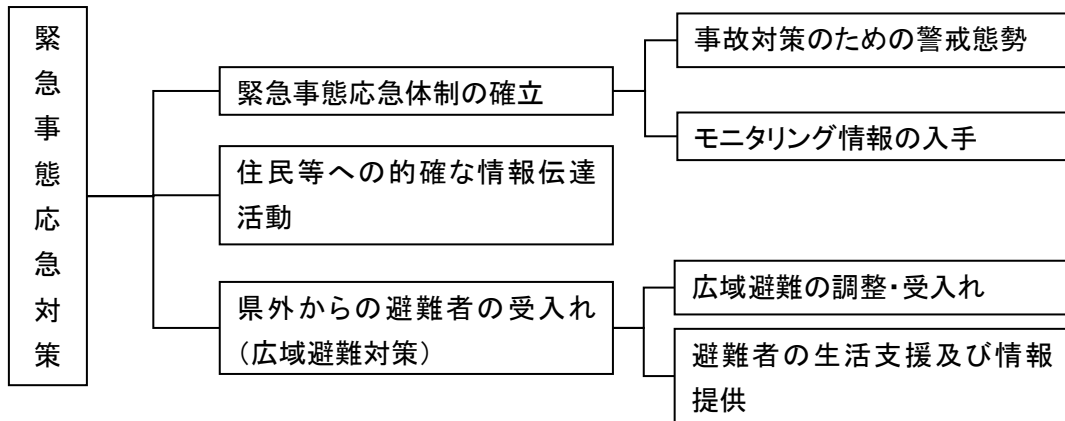
町は、県と連携し、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努めるものとする。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ③ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。

第3節 緊急事態応急対策

この節では、原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生及び、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合の町の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に定める対策に準じて対応するものとする。



第1 緊急事態応急体制の確立

1 事故対策のための警戒態勢

町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策準備会議等を招集・開催し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県と緊密な連携を図るものとする。

2 モニタリング情報の入手

町は、県が実施する緊急時モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を速やかに入手するものとする。

第2 住民等への的確な情報伝達活動

町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行うものとする。

第3 県外からの避難者の受入れ（広域避難対策）

町は、県の要請を受け、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、必要に応じて次の対応を行う。

1 広域避難の調整・受入れ

(1) 受入先の調整

町は、県より広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、受入可能人数・施設等を県に提出するものとする。

(2) 指定避難所の開設・運営

町は、県の支援を受け広域避難の受入れが可能な指定避難所を開設・運営するものとする。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 避難者の生活支援

町は、県と連携し、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対して情報提供を行うものとする。

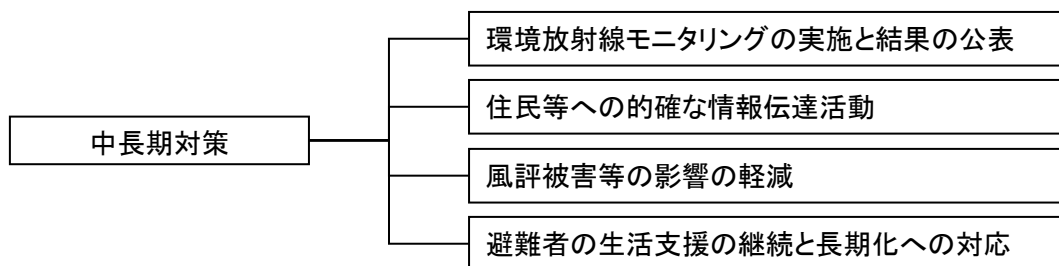
なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(2) 避難者の情報提供

町は、県と連携し、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、町及び県の避難者支援に関する情報を提供するものとする。

第4節 中長期対策

この節では、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応するものとする。



第1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後も、県が行う環境放射線モニタリングなどの情報を継続的に入手するものとする。

第2 住民等への的確な情報伝達活動

町は、町内の空間放射線量率が平常時より高い場合は、相談窓口の運用を継続するものとする。

また、引き続き住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、住民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供するものとする。

第3 風評被害等の影響の軽減

町は、県と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本町の地場産品等の検査を継続し、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開するものとする。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・撰

取制限等の情報発信に努めるものとする。

第4 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

町は、県と連携し、本町への避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続するものとする。

また、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援についても県及び関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

藍住町地域防災計画

令和5年4月改定

藍住町防災会議

(事務局) 藍住町 総務企画課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1

TEL:088-637-3111 FAX:088-637-3154
